

平成28年度 私立短大経理事務等研修会
平成28年11月9日～11月11日
神戸市「ANAクラウンプラザホテル神戸」

⑥-1

— D 分科会研修資料集 —

- テーマ① 計算書類の注記
- テーマ② 会計検査院の实地検査
- テーマ③ 財務分析
- テーマ④ 情報公開
- テーマ⑤ 私学をめぐる法律上の諸問題

主催：一般財団法人 私学研修福祉会

協力：日本私立短期大学協会

目 次

テーマ① 計算書類の注記	3
テーマ② 会計検査院の实地検査	81
テーマ③ 財務分析	123
テーマ④ 情報公開と学校法人のガバナンス	149
テーマ⑤ 私学における法律上の問題と対応策	189

テ
ー
マ
①

テ
ー
マ
②

テ
ー
マ
③

テ
ー
マ
④

テ
ー
マ
⑤

テーマ① 計算書類の注記

担当 白鳥 仁 委員
景山 峰 司 委員

計 算 書 類 の 注 記

目 次

(1) 学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知） 文部科学省高等教育局私学部参事官	
—25高私参第8号 平成25年9月2日— ……………	7
○別添 注記事項記載例 ……………	16
(2) 「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知） 文部科学省高等教育局私学部参事官	
—25高私参第9号 平成25年9月2日— ……………	22
○別添 学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に 保持すべき資金の額について ……………	24
○参考 新旧対照表 ……………	26
(3) 学校法人委員会研究報告第16号 計算書類の注記事項の記載に関するQ&A —最終改正 平成26年12月2日 日本公認会計士協会— ……	29
(4) 学校法人委員会実務指針第45号 「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」 に関する実務指針 —平成26年1月14日 日本公認会計士協会— ……………	58

写

25高私参第8号
平成25年9月2日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局私学部参事官
牛尾 則 文

(印影印刷)

学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）

「学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日付け文部科学省令第15号）」については、同日付け25文科高第90号により、その趣旨、内容の概要等について通知したところです。このたび、下記のとおり、改正後の計算書類について、用語の定義等を示すとともに、今回の改正に合わせて、近年の私立学校を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要と考えられる会計処理の取扱い及び注記事項の追加等を示すこととしましたので、十分御了知の上、適切な会計処理をお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項に規定する法人に対して周知されるようお願いいたします。

なお、日本公認会計士協会においても、実務上の取扱い等を公表する予定ですので、御承知おき願います。

記

I 用語の定義等

改正後の学校法人会計基準（以下「新基準」という。）において用いられている用語の定義等については、次のとおりとする。

1. 教育

新基準第5条、第14条の2、第15条及び第30条に規定する「教育」とは、改正前の学校法人会計基準と同様、研究も含むものとする。

2. 活動区分資金収支計算書

(1) 教育活動による資金収支

- ① 新基準第4号様式に定める「教育活動による資金収支」とは、資金収支計算書の資金収入及び資金支出のうち、以下に示す(2)の①「施設整備等活動による資金収支」及び(3)の①「その他の活動による資金収支」を除いたものをいう。

- ② 「特別寄付金収入」とは、用途指定のある寄付金収入のうち、施設設備寄付金収入を除いたものをいう。
- ③ 「経常費等補助金収入」とは、補助金収入のうち、施設設備補助金収入を除いたものをいう。

(2) 施設整備等活動による資金収支

- ① 新基準第4号様式に定める「施設整備等活動による資金収支」とは、新基準第14条の2第1項第2号に定める「施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動」に係る資金収入及び資金支出をいう。
- ② 「その他これらに類する活動」とは資産の額の増加を伴う施設若しくは設備の改修等であり、施設設備の修繕費や除却に伴う経費は含まない。
- ③ 「施設設備寄付金収入」とは、施設設備の拡充等のための寄付金収入をいう。
- ④ 「施設設備補助金収入」とは、施設設備の拡充等のための補助金収入をいう。
- ⑤ 「施設設備売却収入」とは、施設設備の売却による収入をいう。
- ⑥ 「(何)引当特定資産取崩収入」とは施設設備に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、「第2号基本金引当特定資産取崩収入」を除いたものをいう。

(3) その他の活動による資金収支

- ① 新基準第4号様式に定める「その他の活動による資金収支」とは、財務活動のほか、収益事業に係る活動、預り金の受け払い等の経過的な活動に係る資金収入及び資金支出、並びに過年度修正額をいい、新基準第14条の2第1項第3号に定める「資金調達その他前2号に掲げる活動以外の活動」に係る資金収入及び資金支出をいう。
- ② ①中の財務活動とは、資金調達及び資金運用に係る活動をいう。
- ③ 「(何)引当特定資産取崩収入」とは、施設設備以外に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、「第3号基本金引当特定資産取崩収入」を除いたものをいう。
- ④ 「(何)引当特定資産取崩収入」の次の項の「(何)」には、「貸付金回収収入」、「預り金受入収入」その他これらに類する収入が該当する。
- ⑤ 「収益事業元入金支出」の次の項の「(何)」には、「貸付金支払支出」、「預り金支払支出」その他これらに類する支出が該当する。

3. 事業活動収支計算書

(1) 教育活動収支

- ① 新基準第5号様式に定める「教育活動収支」とは、経常的な事業活動収入及び事業活動支出のうち、以下に示す(2)の①「教育活動外収支」に係る事業活動収入及び事業活動支出を除いたものをいう。

(2) 教育活動外収支

- ① 新基準第5号様式に定める「教育活動外収支」とは、経常的な財務活動及び収益事業に係る活動に係る事業活動収入及び事業活動支出をいい、新基準第15条第2号に定める「教育活動以外の経常的な活動」に係る事業活動収入及び事業活動支出をいう。
- ② ①中の財務活動とは資金調達及び資金運用に係る活動をいう。

(3) 特別収支

- ① 新基準第5号様式に定める「特別収支」とは、特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な事業活動収入及び事業活動支出をいい、新基準第15条第3号に定める「前2号に掲げる活動以外の活動」に係る事業活動収入及び事業活動支出をいう。
- ② 特別収支には、「資産売却差額」、「施設設備寄付金」、「現物寄付」、「施設設備補助金」、「資産処分差額」、「過年度修正額」、「災害損失」及びデリバティブ取引の解約に伴う損失又は利益が該当するものとする。
「災害損失」とは資産処分差額のうち、災害によるものをいう。
- ③ 平成23年2月17日付け22高私参第11号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」に基づき、退職給与引当金の計上に係る変更時差異を平成23年度に一括計上せず毎年度均等に繰り入れる措置によっている場合の「退職給与引当金特別繰入額」についても特別収支に該当するものとする。

(4) 表「(参考)」

新基準第5号様式に定める「(参考)」の表中の「事業活動収入計」には「教育活動収入計」、「教育活動外収入計」及び「特別収入計」を合計した金額を、「事業活動支出計」には「教育活動支出計」、「教育活動外支出計」及び「特別支出計」を合計した金額を表示するものとする。なお、予算欄については、「予備費」の未使用額を含めるものとする。

4. 過年度修正額

「過年度修正額」のうち、資金収入又は資金支出を伴うものについては、事業活動収支計算書においては小科目「過年度修正額」で処理することとなるが、資金収支計算書及び活動区分資金収支計算書においては、次のとおり処理するものとする。

- (1) 資金収支計算書においては、資金収入又は資金支出があった年度において、資金収入は大科目「雑収入」に小科目「過年度修正収入」を設け、資金支出は大科目「管理経費支出」に小科目「過年度修正支出」を設けて処理するものとする。
- (2) 活動区分資金収支計算書においては、資金収入又は資金支出があった年度において、「その他の活動による資金収支」に小科目「過年度修正収入」又は「過年度修正支出」を設けて処理するものとする。

II 固定資産の評価等の会計処理の取扱い

固定資産の評価等の会計処理の取扱いは、次のとおりとする。

1. 固定資産の評価

近年、大規模な災害等により学校法人が保有する校地校舎等の固定資産の使用が困難となり、かつ処分もできないような状況が生じている。そうした状況にある固定資産について、資産計上を続けることは学校法人の財政状態を適切に表さないと考えられることから、貸借対照表の資産計上額から除くことができることとする。

- (1) 学校法人が保有する有形固定資産又は無形固定資産について、現に使用するこ

とをやめ、かつ、将来も転用するなどにより、使用する予定のないものについては、理事会及び評議員会（私立学校法第42条第2項の規定に基づき、寄附行為をもって評議員会の議決を要することとしている場合に限る。）の承認を得た上で、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことができるものとする。

- (2) この損失の処理科目は、事業活動収支計算書の「特別収支」の大科目「資産処分差額」に小科目「有姿除却等損失」等を設けて表示するものとする。
- (3) 貸借対照表の資産計上額から除いた固定資産に対応する基本金（備忘価額を含む）は取崩しの対象としなければならない。

2. 有価証券の評価換え

有価証券については、取得価額で評価しているが、取得価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価するものとしている（第27条）が、従来その具体的な取扱いが明確ではなかった。このため、具体的な処理の基準を示すこととする。

- (1) 当該有価証券が市場で取引され、そこで成立している価格（以下「市場価格」という。）がある場合は、それを時価とするものとする。市場価格のない有価証券のうち、債券等については当該有価証券を取引した金融機関等において合理的に算定した価額を時価とするものとする。
これらの時価が取得価額に比べて50%以上下落した場合には、特に合理的と認められる理由が示されない限り、時価が取得価額まで回復が可能とは認めないものとする。また時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断するものとする。
- (2) 市場価格のない有価証券のうち、株式については当該株式の発行会社の実質価額（一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従い作成された財務諸表を基礎とした1株あたりの純資産額）を時価とみなすものとし、取得価額に比べて50%以上下落した場合には、十分な証拠によって裏付けられない限り、その回復が可能とは認めないものとする。

III 注記事項の追加等

注記事項の追加等は、次のとおりとする。

なお、平成17年5月13日付け17高私参第1号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」における別添2「注記事項記載例」について、その後に発出された平成20年9月11日付け高私参第2号「リース取引に関する会計処理について（通知）」、平成23年2月17日付け22高私参第11号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」、及び本通知により新たに必要となる注記を加除修正すると、別添のとおりとなるので参考とされたい。

1. 活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記

新基準第4号様式の（注）3に定める活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記は、以下の例を参考に「活動区分資金収支計算書」の末尾に記載するものとする。

(注記例)

活動区分ごとの調整勘定等の計算過程は以下のとおり。

(単位：円)

項目	資金収支 計算書計上額	教育活動 による資金収支	施設整備等活動 による資金収支	その他の活動 による資金収支
前受金収入	×××	×××	×××	×××
前期末未収入金収入	×××	×××	×××	×××
期末未収入金	△×××	△×××	△×××	△×××
前期末前受金	△×××	△×××	△×××	△×××
(何)	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
収入計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
前期末未払金支払支出	×××	×××	×××	×××
前払金支払支出	×××	×××	×××	×××
期末未払金	△×××	△×××	△×××	△×××
前期末前払金	△×××	△×××	△×××	△×××
(何)	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
支出計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
収入計－支出計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××

(注) 該当する項目のみに数値を記入する。

2. 第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記

- (1) 新基準第34条第7項に定める「当該会計年度の末日において第30条第1項第4号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合」には、以下の例を参考に注記するものとする。

(注記例)

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。

第4号基本金 ×××円

資金	
現金預金	×××円
有価証券(※1)	×××円
〇〇特定資産(※2)	×××円
計	×××円

※1 有価証券は現金預金に類する金融商品である。

※2 〇〇特定資産は第4号基本金に対応した特定資産である。

現在、主要な債権者である〇〇等と協議の上、平成〇〇年度から平成〇〇年度までの経営改善計画を作成し、〇〇等の経営改善に向けた活動を行っている。

また、該当しない場合には、以下の例を参考に注記する。

(注記例)

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

- (2) 「第4号基本金に相当する資金」とは、現金預金及びこれに類する金融商品とするものとする。この現金預金とは貸借対照表上の現金預金であり、これに類する金融商品とは、他の金融商品の決済手段として用いられるなど、支払資金としての機能をもっており、かつ、当該金融商品を支払資金と同様に用いている金融商品をいい、第4号基本金に対応する名称を付した特定資産を含み、その他の特定資産は含めないものとする。

3. 「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」の追加

新基準第34条第8項に定める「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」については、平成17年5月13日付け17高私参第1号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」で示した9項目に、以下の(1)及び(2)に示す注記事項を加え、これらについて重要性があると認められる場合には記載するものとする。

(1) 有価証券の時価情報に係る注記

近年の金融商品の多様化や、特にリーマンショック以降の経済状況の大きな変化に伴い、学校法人の資産運用のリスクを一層明確に把握しやすくすることが重要となっていることから、有価証券の時価情報を種類別に注記するものとする。

- ① 改正前の学校法人会計基準における有価証券の時価情報の注記に加えて、保有する有価証券の種類ごとの情報について、以下の例を参考に注記するものとする。

(注記例)

(1) 有価証券の時価情報

① 総括表

(単位 円)

	当年度 (平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××	△×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(△××)
合 計	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

② 明細表

(単位 円)

種類	当年度 (平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債券	×××	×××	(△)×××
株式	×××	×××	(△)×××
投資信託	×××	×××	(△)×××
貸付信託	×××	×××	(△)×××
その他	×××	×××	(△)×××
合 計	×××	×××	×××
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

(2) 学校法人間取引についての注記

学校法人の経営状況や財政状態についてより透明性を高める観点から、学校法人間の取引について明らかにすべきとの課題に対応するため、関連当事者の注記に該当しない場合についても、広く貸付金・債務保証等の学校法人間の取引について注記するものとする。

- ① 学校法人間での貸付け、借入れ、寄付金（現物寄付を含む）、人件費等の負担及び債務保証その他これらに類する取引が、当該年度中にあるか又は期末に残高がある場合は、以下の例を参考に注記するものとする。
- ② 学校法人間取引についての注記は、関連当事者との取引に該当する場合であっても注記するものとする。また関連当事者との取引についての注記は、学校法人間取引にも該当する場合であっても注記するものとする。

(注記例)

学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	関連当事者
〇〇学園	東京都 〇〇区	資金の貸付	×××	貸付金	×××	
●●学園	大阪府 〇〇市	債務保証	×××	—	×××	

(注) 関連当事者欄には、関連当事者の注記対象にも該当する場合は「○」を記入する。

IV 経過措置

1. 「基本金」と「繰越収支差額」の表示（第32条、第7号様式）に伴う経過措置
 - (1) 平成26年度の決算における「基本金の部」中の科目は、平成27年度の決算における貸借対照表の「純資産の部」中の大科目「基本金」中のそれぞれ該当する小科目に表示するものとする。
 - (2) 平成26年度の決算における「消費収支差額の部」中の科目のうち、「翌年度繰越消費収入超過額（又は翌年度繰越消費支出超過額）」は、平成27年度の決算における貸借対照表の大科目「繰越収支差額」の小科目「翌年度繰越収支差額」に表示するものとする。
 - (3) 平成26年度の決算における「消費収支差額の部」中の科目のうち、「(何)年度消費支出準備金」は、平成27年度の決算における貸借対照表の大科目「繰越収支差額」の小科目「翌年度繰越収支差額」の前に小科目「(何)年度消費支出準備金」を設けて表示するものとする。
2. 固定資産の中科目「特定資産」を設けること（第7号様式）に伴う経過措置
平成26年度の決算における「その他の固定資産」中に個別に小科目として表示さ

れている特定資産は、そのままの科目で、平成27年度の決算における貸借対照表（固定資産明細表を含む。）の「特定資産」の小科目として表示するものとする。

3. 「消費支出準備金」の廃止（改正前の第21条）に伴う経過措置

消費支出準備金を廃止することに伴い、平成26年度末に保有していた消費支出準備金は、平成27年度の決算において取り崩し、事業活動収支計算書の「前年度繰越収支差額」の次に、小科目「(何)年度消費支出準備金取崩額」を設けて表示するものとする。

4. 「その他の機器備品」を「管理用機器備品」に名称変更することに伴う経過措置

平成26年度の決算における「その他の機器備品」は、平成27年度の決算における貸借対照表（固定資産明細表を含む。）の「管理用機器備品」として表示するものとする。

5. 都道府県知事所轄法人に関する特例

都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、改正後の学校法人会計基準は平成28年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されるため、本通知のうち、IVの1、2、3及び4に示すものについては、「平成26年度」を「平成27年度」に、「平成27年度」を「平成28年度」に、それぞれ読み替えるものとする。

担当 私学部参事官私学経営支援企画室財務調査係 電話 03-5253-4111（内線2539）

注記事項記載例

<例1>

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

…退職金の支給に備えるため、期末要支給額×××円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

…外貨建短期金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算しており、外貨建長期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

…預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

…補助活動に係る収支は純額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日文部科学省令第15号）に基づき、計算書類の様式を変更した。なお貸借対照表（固定資産明細表を含む。）について前年度末の金額は改正後の様式に基づき、区分及び科目を組み替えて表示している。

3. 減価償却額の累計額の合計額 ×××円

4. 徴収不能引当金の合計額 ×××円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 ×××円

建物 ×××円

定期預金 ×××円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 ×××円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。

第4号基本金 ×××円

資金

現金預金 ×××円

有価証券(※1) ×××円

〇〇特定資産(※2) ×××円

計 ×××円

※1 有価証券は現金預金に類する金融商品である。

※2 〇〇特定資産は第4号基本金に対応した特定資産である。

現在、主要な債権者である〇〇等と協議の上、平成〇〇年度から平成〇〇年度までの経営改善計画を作成し、〇〇等の経営改善に向けた活動を行っている。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券の時価情報

① 総括表

(単位 円)

	当年度 (平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××	△×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(△××)
合 計	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

② 明細表

(単位 円)

種類	当年度 (平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債券	×××	×××	(△)××
株式	×××	×××	(△)××
投資信託	×××	×××	(△)××
貸付信託	×××	×××	(△)××
その他	×××	×××	(△)××
合 計	×××	×××	×××
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

(2) デリバティブ取引

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(単位 円)

対 象 物	種 類	当年度 (平成××年3月31日)			
		契 約 額 等	契約額等のうち1年超	時 価	評 価 損 益
為替予約取引	売建 米ドル	×××	×××	××	××
金利スワップ取引	受取固定・支払変動	×××	×××	××	××
合 計		×××	×××	××	××

(注1) 上記、為替予約取引及び金利スワップ取引は将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としている。

(注2) 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっている。

金利スワップ取引…取引銀行から提示された価格によっている。

(3) 学校法人の出資による会社に係る事項

当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況は次のとおりである。

① 名称及び事業内容 株式会社〇〇 清掃・警備・設備関連業務の委託

- ② 資本金の額 ×××円
- ③ 学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日
平成××年××月××日 ×××円 ×××株
総出資金額に占める割合 ××%
- ④ 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額
受入配当金××円 寄付金××円 当該会社からの長期借入金×××円
- ⑤ 当該会社の債務に係る保証債務 学校法人は当該会社について債務保証を行っていない。

(4) 主な外貨建資産・負債

(単位 円)

科 目	外貨建	貸借対照表計上額	年度末日の為替相場 による円換算額	換算差額
その他の固定資産 (定期預金)	米ドル ××	××	××	△××
長期借入金	ユーロ ××	××	××	××

(5) 偶発債務

下記について債務保証を行っている。

教職員の住宅資金借入れ	×××円
役員の銀行借入金	×××円
A学校法人 (姉妹校) の銀行借入金	×××円
B社 (食堂業者) の銀行借入金	×××円
理事 (又は監事) が取締役であるC社の銀行借入金	×××円

(6) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① 平成21年4月1日以降に開始したリース取引

リース物件の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	××円	××円
管理用機器備品	××円	××円
車 両	××円	××円
教育研究用消耗品	××円	××円

② 平成21年3月31日以前に開始したリース取引

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	××円	××円
管理用機器備品	××円	××円
車 両	××円	××円

(7) 純額で表示した補助活動に係る収支

純額で表示した補助活動に係る収支の相殺した科目及び金額は次のとおりである。

(単位 円)

支 出	金 額	収 入	金 額
人件費支出	×××	補助活動収入(売上高)	×××
管理経費支出(経費支出)	×××	その他の受取利息・配当金収入	×××
借入金等利息支出	××	雑収入	××
計	×××	計	×××
純額			××

(8) 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

属 性	役員、 法人等 の名称	住 所	資本 金又 は出 資金	事業内容 又は職業	議決 権の 所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	勘定 科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
理事	鈴木 一郎	—	—	A社代表 取締役	—	—	—	資金の貸 付	××	貸付 金	××
理事長××が議 決権の過半数を 有している会社	B社	東京都 ××区	××	不動産の 賃貸及び 管理他	×%	兼任 1人	不動産 の賃貸 借契約 の締結	家賃の支 払	××	敷金	××
理事	田中 二郎	—	—	—	—	—	—	無償の土 地使用	0	—	0

(注) 貸付金については、市場金利を勘案して貸付金利を合理的に決定している。

(9) 後発事象

平成××年5月×日、〇〇高等学校本館が火災により焼失した。この火災による損害額及び保険の契約金額は次のとおりである。

	(損害額)	(契約保険金額)
建 物	××円	××円
構築物	××円	××円

なお、機器備品の損害額は調査中である。

(10) 学校法人間の財務取引

学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	関連当事者
〇〇学園	東京都 〇〇区	資金の貸付	×××	貸付金	×××	
●●学園	大阪府 〇〇市	債務保証	×××	—	×××	

<例2>

1. 重要な会計方針

引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

…期末要支給額×××円は、退職金財団よりの交付金と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等

学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月2日文部科学省令第15号）に基づき、計算書類の様式を変更した。なお貸借対照表（固定資産明細表を含む。）について前年度末の金額は改正後の様式に基づき、区分及び科目を組み替えて表示している。

3. 減価償却額の累計額の合計額 ×××円

4. 徴収不能引当金の合計額 0円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 ×××円

建物 ×××円

定期預金 ×××円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 ×××円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 なし

写

25高私参第9号
平成25年9月2日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局私学部参事官
牛尾 則 文

(印影印刷)

「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知）

学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額については、昭和62年8月31日付け文高法第224号の文部大臣裁定「恒常的に保持すべき資金の額について（以下「大臣裁定」という。）」で定められていたところですが、平成25年4月22日付け文部科学省令第15号「学校法人会計基準の一部を改正する省令」の公布に伴い、別添のとおり改正することとなりました。

改正の趣旨、概要は以下のとおりでありますので、十分御了知の上、適切な会計処理をお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人に対して周知されるようお願いいたします。

なお、日本公認会計士協会においても、実務上の取扱い等を公表する予定ですので、御承知おき願います。

I 改正の趣旨

学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する「恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額」について、今回の学校法人会計基準の改正に伴い、従来、算定の基礎であった消費収支計算書が事業活動収支計算書に変更され、新たに収入支出を活動の種類ごとに区分することとなったため、算定式を変更するものである。

また、大臣裁定に基づく恒常的に保持すべき資金の額は、従来、当年度の計算額が前年度の保持すべき資金の額に比べて大幅に下がった場合でも、前年度の額を維持することとされているが、学校法人の財政状態等をより適正にあらわすために、支出が大幅に下がった場合には、それに合わせて恒常的に保持すべき資金の額を下げることにするものである。

II 改正の概要

1. 算定式の変更

恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の人件費（退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。）、教育研究経費（減価償却額を除く。）、管理経費（減価償却額を除く。）及び教育活動外収支の借入金等利

息の決算額の合計を12で除した額（100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることができる。）と定めることとした。

2. 恒常的に保持すべき資金の額の引下げ

当年度の恒常的に保持すべき資金の額の計算額が、前年度の保持すべき資金の額に比べて下がった場合において、前年度の保持すべき資金の額の100分の80以上100分の100未満の場合には、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とした。

また、前年度の保持すべき資金の額に比べて、当年度の計算額が20%を超えて減少した場合には、一時的な減少ではなく、法人の支出規模が減少したものとみなして、学校法人会計基準第31条第1項第1号に該当し、前年度の保持すべき資金の額と当年度の計算額との差額を取崩しの対象としなければならないものとした。

担当 私学部参事官私学経営支援企画室財務調査係
電話 03-5253-4111(内線2539)

昭和62年8月31日 文部大臣裁定
(平成25年9月2日最終改正)

学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する 恒常的に保持すべき資金の額について

学校法人会計基準（昭和46年4月1日 文部省令第18号）第30条第1項第4号の規定に基づき、学校法人が恒常的に保持すべき資金の額を次のとおり定める。

記

1. 学校法人が学校法人会計基準第30条第1項第4号の規定に基づき、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の人件費（退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。）、教育研究経費（減価償却額を除く。）、管理経費（減価償却額を除く。）及び教育活動外収支の借入金等利息の決算額の合計を12で除した額（100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。）とする。
なお、本項により計算した額（以下「計算額」という。）が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、その差額を取崩しの対象としなければならない。
2. (特例)
 - ア. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の80以上100分の100未満の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。
 - イ. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120以内の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。
3. (経過措置)
 - ア. 平成27会計年度に係る計算額
 - ① 平成27会計年度に係る計算額は、平成26会計年度の消費支出の人件費（退職給与引当金繰入額（又は退職金）を除く。）、教育研究経費（減価償却額を除く。）、管理経費（減価償却額を除く。）及び借入金等利息の決算額の合計を12で除した額（100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。）とする。
 - ② ①により計算した額が、前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、①の規定

にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

- ③ ①により計算した額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120以内の場合は、①の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

イ. 平成28会計年度に係る計算額

平成28会計年度に係る計算額が、平成27会計年度に係る基本金の額を下回る場合については、2. ア. に定める特例は適用しないものとする。

ウ. 都道府県知事所轄法人に関する特例

都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、3. ア. 及びイ. に示すものについては、「平成26会計年度」を「平成27会計年度」に、「平成27会計年度」を「平成28会計年度」に、「平成28会計年度」を「平成29会計年度」にそれぞれ読み替えるものとする。

4. この裁定は、平成27年度（都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、平成28年度）以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用する。

参 考

- 学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について（平成25年9月2日文科高第381号 文部科学大臣
裁定）

（傍線部分は変更部分）

新	旧
<p>○ <u>学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に保持す べき資金の額について（平成25年9月2日文科高第381号 文部 科学大臣裁定）</u></p>	<p>○ <u>恒常的に保持すべき資金の額について（昭和62年8月31日文高 法第224号 文部大臣裁定）</u></p> <p>学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）第30条 第1項第4号の規定に基づき、学校法人が恒常的に保持すべき資金の額 を次のとおり定める。</p>
<p>1. 学校法人が学校法人会計基準第30条第1項第4号の規定に基づき 、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の<u>事業活動収支計算書</u>にお ける<u>教育活動収支</u>の人員費（退職給与引当金繰入額及び退職金を除く 。）、教育研究経費（減価償却額を除く。）、管理経費（減価償却額</p>	<p>1. 学校法人が学校法人会計基準第30条第1項第4号の規定に基づき 、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の<u>消費支出</u>の人員費（退職 給与引当金繰入額（又は退職金）を除く。）、教育研究経費（減価償 却額を除く。）、管理経費（減価償却額を除く。）及び借入金等利息</p>
記	記

を除く。)及び教育活動外収支の借入金等利息の決算額の合計を12で除いた額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。)とする。

なお、本項により計算した額(以下「計算額」という。)が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、その差額を取崩しの対象としなければならない。

2. (特例)

ア. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の80以上100分の100未満の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

イ. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120以内の場合、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

3. (経過措置)

ア. 平成27会計年度に係る計算額

① 平成27会計年度に係る計算額は、平成26会計年度の消費支出の personnel 費(退職給与引当金繰入額(又は退職金)を除く。)、教育研究経費(減価償却額を除く。)、管理経費(減価償却額を除く。)及び借入金等利息の決算額の合計を12で除いた額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。)とする。

の決算額の合計を12で除いた額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。)とする。

2. (特例)

ア. 前項により計算した額(以下「計算額」という。)が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

イ. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120の範囲内にあるときは、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

3. (経過措置)

ア. 昭和63会計年度に係る計算額が、昭和62会計年度末基本金額(改正前の学校法人会計基準第30条第1項第4号に係る基本金額をいう。)を下回るときは、計算額の100分の100以上昭和62会計年度末基本金額(計算額の100分の200を超える場合にあつては、当該計算額の100分の200を限度とする。)以下の範囲内において、学校法人が定める額をもって、昭和63会計年度の保持すべき資金の額とする。

② ①により計算した額が、前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、①の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

③ ①により計算した額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120以内の場合、①の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

イ. 平成28会計年度に係る計算額

平成28会計年度に係る計算額が、平成27会計年度に係る基本金の額を下回る場合には、2.ア.に定める特例は適用しないものとする。

ウ. 都道府県知事所轄法人に関する特例

都道府県知事所轄庁とする学校法人にあつては、3.ア.及びイ.に示すものについては、「平成26会計年度」を「平成27会計年度」に、「平成27会計年度」を「平成28会計年度」に、「平成28会計年度」を「平成29会計年度」にそれぞれ読み替えるものとする。

4. この裁定は、平成27年度（都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、平成28年度）以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用する。

イ. 昭和63会計年度に係る計算額が、昭和62会計年度末基本金額の100分の100を超えて100分の120の範囲内にあるときは、昭和62会計年度末基本金額をもって、昭和63会計年度の保持すべき資金の額とすることができる。

(新設)

(新設)

4. この裁定は、昭和63年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用する。

計算書類の注記事項の記載に関する Q & A

平成 17 年 6 月 13 日

改正 平成 21 年 9 月 1 日

改正 平成 23 年 11 月 8 日

最終改正 平成 26 年 12 月 2 日

日本公認会計士協会

まえがき

1. 本研究報告は、平成 17 年 3 月 31 日に学校法人会計基準（昭和 46 年 4 月 1 日文部省令第 18 号。以下「基準」という。）の一部が改正され、注記事項の充実が図られたことを受け、基準により明記された注記事項及びこのほか考えられる注記事項をできるだけ網羅的に取り上げることにより、実務の参考となるよう具体的な記載例を取りまとめたものである。
2. 平成 21 年改正の本研究報告は、平成 20 年 9 月 11 日に「リース取引に関する会計処理について（通知）」（20 高私参第 2 号。以下「リース通知」という。）及び「ソフトウェアに関する会計処理について（通知）」（20 高私参第 3 号。以下「ソフトウェア通知」という。）が文部科学省から発出され、その取扱いが整理されたことから、注記事項に関する取扱いを明確にするため、リース通知、ソフトウェア通知に係る部分及び一部の語句修正を行っている。
3. 平成 23 年改正の本研究報告は、平成 23 年 2 月 17 日に「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」（22 高私参第 11 号。以下「会計方針統一通知」という。）が文部科学省から発出され、その取扱いが整理されたことから、注記事項に関する取扱いを明確にするため、会計方針統一通知に係る部分及び一部の語句修正を行ったものである。
4. 平成 26 年改正の本研究報告は、平成 25 年の学校法人会計基準の改正（以下「平成 25 年基準改正」という。）に伴い改正したものである。すなわち、平成 25 年 4 月 22 日に「学校法人会計基準の一部改正について（通知）」（25 文科高第 90 号）、平成 25 年 9 月 2 日に「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（25 高私参第 8 号。以下「第 8 号通知」という。）及び「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知）」（25 高私参第 9 号）が文部科学省から発出されたことから、注記事項の記載に関連する内容につき見直しを行い、一部の語句修正を行ったものである。研究報告であることから適用時期に関する記載はないが、平成 26 年 12 月の改正は平成 25 年基準改正との整合性を図るための改正であること

から、平成 27 年 4 月 1 日以降（知事所轄法人については平成 28 年 4 月 1 日以降）の実務の参考とすることとし、平成 27 年 3 月 31 日以前（知事所轄法人については平成 28 年 3 月 31 日以前）は従前の取扱いを行うこととなる。

注記事項の内容について

Q 1 「学校法人会計基準の一部を改正する省令」(平成 25 年 4 月 22 日文科科学省令第 15 号)により、注記すべき重要な会計方針及びその変更並びにその他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項は、具体的にはどのような内容でしょうか。

A 計算書類には、基準第 34 条の規定に従い、次の事項を脚注として記載する。

- (1) 重要な会計方針
- (2) 重要な会計方針の変更等
- (3) 減価償却額の累計額の合計額
- (4) 徴収不能引当金の合計額
- (5) 担保に供されている資産の種類及び額
- (6) 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
- (7) 当該会計年度の末日において第 4 号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
- (8) その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

上記の重要な会計方針並びにその他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項には、第 8 号通知に基づき以下の項目を記載する。なお、具体的に掲げた項目以外にも、重要な会計方針及びその変更並びにその他財政及び経営の状況を判断するために必要な事項については、学校法人の規模等によって一概に金額基準を示すことはできないが、学校法人の資産総額若しくは事業活動収入計、経常収支差額又は基本金組入前当年度収支差額などに照らして重要な影響を与える場合やその事項に重要性がある場合には、財政及び経営の状況を正確に判断するために記載することとなる。

重要な会計方針

引当金の計上基準（徴収不能引当金及び退職給与引当金等）

その他の重要な会計方針

- ・ 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・ たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ・ 外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準
- ・ 預り金その他経過項目に係る収支の表示方法
- ・ 食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法、等

その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

- 有価証券の時価情報
- デリバティブ取引
- 学校法人の出資による会社に係る事項
- 主な外貨建資産・負債
- 偶発債務
- 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
- 純額で表示した補助活動に係る収支
- 関連当事者との取引
- 後発事象
- 学校法人間の取引 等

注記事項に関する考え方について

Q 2 Q 1 に掲げた注記事項は、必ず記載しなければならないのでしょうか。

A 基準第 34 条に規定されている注記事項は、基準第 35 条に示す第 7 号様式に事項が定められており、該当がない場合であってもその事項と該当がない旨の記載をしなければならない。

重要な会計方針のうち、引当金の計上基準には、徴収不能引当金及び退職給与引当金に係る計上基準を必ず記載し、これら以外の引当金を設定している場合には併せて必ず記載する。また、その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項のうち、学校法人の出資会社に係る事項は、「学校法人の出資による会社の設立等について(通知)」(平成 13 年 6 月 8 日 13 高私行第 5 号)により、該当がある場合に必ず記載しなければならない。

なお、引当金の計上基準以外の重要な会計方針及び学校法人の出資による会社に係る事項以外のその他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項については、重要性がある場合に記載するが、この場合の「重要性」は、注記項目が計算書類に与える影響額又は学校法人の財政及び経営の状況に及ぼす影響により判断する。また、これらは、該当がない場合又は重要性がない場合については、項目自体の記載を要しない。

記載場所について

Q 3 注記事項は必ず貸借対照表の末尾に記載しなければならないのですか。例えば、収支に関わる注記事項について、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書又は事業活動収支計算書の末尾に記載してもよいですか。

A 注記事項の記載箇所は、基準第 34 条に規定する事項については、貸借対照表の末尾に一括して記載する。

その他の事項については、関係する計算書類の末尾に記載することが適当であろう。しかし、注記の項目によっては、複数の計算書類に関係するものもあり、これらを一覧できるように一括して記載する方法が便利な場合もある。どちらに記載するかは、注記事項の種類、数、関係する計算書類などによって判断し、より分かりやすい方法によるべきであろう。

したがって、収支に係る注記項目で、基準第 34 条に規定する事項については、貸借対照表の末尾に一括して記載し、その他の事項については、個別に判断することとなる。

なお、基準第 4 号様式の(注)3に定める活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記については活動区分資金収支計算書の末尾に記載する。

また、会計方針統一通知の経過措置を適用する場合、変更時差異については、特別収支の「その他の特別支出」の小科目「退職給与引当金特別繰入額」として表示するが、この場合には、事業活動収支計算書の末尾に「退職給与引当金特別繰入額」についての説明を注記する必要がある。

重要な会計方針等

Q 4 重要な会計方針等の注記はなぜ必要なのですか。

A 会計方針とは、計算書類の作成に当たって、その財政及び経営の状況を正確に判断するために採用した会計処理の原則及び手続をいう。

表示方法とは、計算書類の作成に当たって採用した表示の方法(注記による開示も含む。)をいい、計算書類の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。

計算書類の作成に当たって採用する会計方針及び表示方法は、それぞれの学校法人について必ずしも同一ではなく、一つの会計事象や取引について複数の会計処理や表示方法が認められており、その中から一つの会計処理等を選択適用している。したがって、重要な会計方針等としてどのような会計処理及び手続並びに表示方法を採用しているかを計算書類に注記することによって、計算書類の信頼性を高め、計算書類の前年度との比較を可能とするものである。

なお、一旦採用した会計方針及び表示方法は毎年度継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

また、会計上の見積りとは、資産及び負債並びに収入及び支出等の額に不確実性がある場合において計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。

引当金の計上基準

Q5 引当金の計上基準は、具体的にどのようなものですか。

A 引当金とは、将来の特定の事業活動支出であって、当年度の負担に属する額を当年度の事業活動支出として計上したときの貸方項目であり、その発生が当年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上される。引当金の計上基準については、金額的重要性のみならず、科目の重要性があるため、計上の理由、計算の基礎その他の設定の根拠を記載することとなる。基準に示されている引当金は、徴収不能引当金及び退職給与引当金であり、具体的記載例は以下のとおりである。なお、会計年度末に引当金残高がない場合においても会計方針として引当金の計上基準を注記することとなる。

その他、学校法人が計上している引当金がある場合には、これらに準じて取り扱うものとする。

【記載例】

引当金の計上基準

徴収不能引当金

(例1) 金銭債権の徴収不能に備えるため、一般債権については徴収不能実績率等により、徴収不能懸念債権については個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

(例2) 未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

(例1) 退職金の支給に備えるため、期末要支給額×××円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

(例2) 退職金の支給に備えるため、私立大学退職金財団加入者については、期末要支給額×××円の100%を基にして、同財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。 県 退職金団体加入者については、期末要支給額×××円の100%を基にして、同退職金団体からの交付金を控除した額を計上している。

(例3) 期末要支給額×××円は、 私学退職金団体よりの交付金と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。

(例4) 退職金の支給に備えるため、期末要支給額×××円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

なお、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」（平成23年2月17日付け22高私参第11号文部科学省高等教育局私学部参事官通知）に基づく変更時差異×××円については、平成23年度から 年で毎年度均等に繰り入れている。

有価証券の評価基準及び評価方法

Q 6 有価証券の評価基準及び評価方法の注記は、どのように記載するのですか。

A 基準第25条において、「資産の評価は、取得価額をもってするものとする。」と規定されており、有価証券の評価基準は原価法である。また、評価方法については会計方針統一通知によって移動平均法によることとされている。

具体的記載例は以下のとおりであり、重要性があると認められる場合には貸借対照表の末尾に重要な会計方針として記載する。なお、学校法人が処理する勘定科目のいかんを問わないことに留意されたい。

【記載例】

有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 満期保有目的有価証券の評価基準は償却原価法である。
- ・ 有価証券の評価基準及び評価方法は移動平均法に基づく原価法である。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

Q 7 たな卸資産の評価基準及び評価方法の注記は、どのように記載するのですか。

A 有価証券と同様に基準第25条において、「資産の評価は、取得価額をもってするものとする。」と規定されており、たな卸資産の評価基準は原価法である。また、評価方法については定めていないが、先入先出法、総平均法、移動平均法等がある。

このように、評価基準には選択の余地がないが、評価方法には選択の余地があり、たな卸資産の評価に関する会計方針として、評価基準と評価方法を一体として注記することによりその内容を明らかにするものである。したがって、学校法人が保有するたな卸資産に金額的重要性がある場合には、両者を一体として注記する。

【記載例】

たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法である。

外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

Q 8 外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準の注記は、どのように記載するのですか。

すか。

A 外貨建資産・負債は、外貨建を円貨に換算して表示するが、年度末日の為替相場で換算する場合と取得時又は発生時の為替相場で換算する場合とでは計算書類に与える影響が異なる。したがって、外貨建資産・負債等に金額的重要性がある場合には、本邦通貨への換算基準を注記する。

【記載例 1】

外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

外貨建短期金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算しており、外貨建長期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。

【記載例 2】

外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算している。

(Q9 削除)

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

Q10 預り金その他経過項目に係る収支の表示方法の注記は、どのように記載するのですか。

A 基準第 5 条において、「計算書類に記載する金額は、総額をもって表示するものとする。ただし、預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出 については、純額をもって表示することができる。」と規定している。このように総額表示と純額表示の双方の表示方法が認められており、どちらの方法を採用するかは勘定科目ごとに任意に選択することができる。

しかし、このような学校法人特有の会計処理については、相殺の有無により収支計算書の合計金額が大きく相違する場合がある。したがって、相殺金額に重要性がある場合にはどのような表示方法を採用しているか注記することに意義がある。

【記載例】

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法

Q11 食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法の注記は、どのように記載するのですか。

A 基準第 5 条において、「計算書類に記載する金額は、総額をもって表示するものと

する。ただし、預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出 については、純額をもって表示することができる。」と規定されており、さらに学校法人委員会実務指針第 22 号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」(平成 26 年 9 月 30 日改正)において、純額表示する場合の収支相殺の範囲もいくつか例示されている。したがって、総額表示する場合と純額表示する場合で資金収支計算書及び事業活動収支計算書に計上される金額が大きく異なる場合がある。

このように補助活動事業の金額に重要性が認められ、相殺処理を行っている場合には、その処理方法を注記する必要がある。

【記載例】

食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法
補助活動に係る収支は純額で表示している。

重要な会計方針の変更等

Q12 重要な会計方針の変更等の注記は、どのように記載するのですか。

A

(1) 会計方針の変更

会計方針の変更とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められる会計方針から他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。重要な会計方針を変更したときは、変更の旨、変更理由及び当該変更が計算書類に与える影響額を注記する。ただし、当該変更又は変更による影響が軽微である場合は注記することを要しない。

会計方針は、正当な理由により変更を行う場合を除き、每期継続して適用する。正当な理由による会計方針の変更に該当するものは以下のとおりである。

会計基準等の改正に伴う会計方針の変更

会計基準等の改正によって特定の会計処理の原則及び手続が強制される場合や、従来認められていた会計方針を任意に選択する余地がなくなる場合など、会計基準等の改正に伴って会計方針の変更を行うことをいう。

会計基準等の改正には、既存の会計基準等の改正又は廃止のほか、新たな会計基準等の設定が含まれる。

以外の正当な理由による会計方針の変更

正当な理由に基づき自発的に会計方針の変更を行うことをいう。

この場合の正当な理由については、次のとおり判断することが適当である。

- ・会計方針の変更は学校法人の事業内容及び学校法人内外の経営環境の変化に対応して行われるものであること。
- ・変更後の会計方針が一般に公正妥当と認められる学校法人の会計基準に照らし

て妥当であること。

- ・会計方針の変更は会計事象等を計算書類により適正に反映するために行われるものであること。
- ・会計方針の変更が財務情報を不当に操作することを目的としていないこと。

会計方針の変更に類似する事項

以下の事項は、会計処理の対象となっていた事実に係る見積りの変更又は新たな会計処理の採用等であり、会計方針の変更には該当しない。

ア．会計上の見積りの変更

イ．重要性が増したことに伴う本来の会計処理への変更

ウ．新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用

(2) 表示方法の変更

表示方法の変更とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められる表示方法から他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。

表示方法は、次のいずれかの場合を除き、每期継続して適用する。

表示方法を定めた会計基準又は法令等の改正により表示方法の変更を行う場合

会計事象等を計算書類により適切に反映するために表示方法の変更を行う場合

表示方法とは、一般に計算書類項目の科目分類、科目配列及び報告様式をいい、表示方法の変更には、貸借対照表の固定資産又は流動資産の区分や収支計算書の同一区分内での勘定科目の区分掲記、統合若しくは勘定科目名の変更等を行うものと、当該区分を超えて表示方法を変更するものがある。前者は単なる表示方法の変更であるが、後者の区分を超えての表示方法の変更は、重要な表示方法の変更として扱い、重要な会計方針の変更と同様に「重要な会計方針の変更等」に含めて注記する。

重要な表示方法を変更したときは、変更の旨、変更理由及び当該変更が計算書類に与える影響額を注記する。ただし、当該変更又は変更による影響が軽微である場合は注記することを要しない。

(3) 会計上の見積りの変更

会計上の見積りの変更は、会計方針の変更には該当しないが、計算書類に重要な影響を与える場合には、重要な会計方針の変更に準じてその内容及び計算書類に与える影響額を注記することが望ましい。

【記載例】

重要な会計方針の変更等

学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成25年4月22日文科科学省令第15号)に基づき、計算書類の様式を変更した。なお貸借対照表(固定資産明細表を含む。)について

前年度末の金額は改正後の様式に基づき、区分及び科目を組み替えて表示している。

(会計処理の変更)

たな卸資産(貯蔵品)は、従来、最終仕入原価法による原価法によっていたが、在庫管理システムの導入に伴い、たな卸資産の受払いを適時に反映させ、事業活動収支計算をより適正に行うため、当年度から移動平均法による原価法へ変更した。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、教育研究経費×××円及び管理経費×××円がそれぞれ多く計上され、教育活動収支差額、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額がそれぞれ×××円少なく計上されている。

(表示方法の変更)

補助活動事業に係る収支は、従来純額により表示していたが、当年度から総額により表示することに変更した。なお、前年度に純額表示していた補助活動事業に係る収支を総額表示した場合は、補助活動収入×××円、人件費支出×××円、管理経費支出×××円である。

(会計上の見積りの変更)

教育研究用機器備品は、従来、耐用年数を10年として減価償却を行ってきたが、当年度において、(理由など内容)により、耐用年数を5年に見直し、将来にわたり変更している。この変更により、従来の方法と比べて、教育研究経費が×××円多く計上され、教育活動収支差額、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額がそれぞれ×××円少なく計上されている。

基準第34条第3項ないし第7項の注記

Q13 平成25年基準改正後の基準第34条の注記事項の取扱いはどのようになりますか。
--

- A 従来の規定により記載を要することとされていた「減価償却額の累計額の合計額」、「徴収不能引当金の合計額」、「担保に供されている資産の種類及び額」及び「翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額」に加えて、「当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策」について記載する。

【記載例】

減価償却額の累計額の合計額	×××円
徴収不能引当金の合計額	×××円

担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土 地	× × × 円
建 物	× × × 円
定期預金	× × × 円

翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
× × × 円

当該会計年度の末日において、第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

(例1 該当しない場合)

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

(例2 該当する場合)

第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。

第4号基本金	× × × 円
資金	
現金預金	× × × 円
有価証券(1)	× × × 円
計	× × × 円

1 有価証券は現金預金に類する金融商品である。

現在、主要な債権者である 等と協議の上、平成 年度から平成 年度までの経営改善計画を作成し、 等の経営改善に向けた活動を行っている。

(例3 第4号基本金の組入れがない知事所轄法人の注記)

学校法人会計基準第39条の規定により、第4号基本金の組入れはない。

有価証券の時価情報

Q14 有価証券の時価情報の注記は、どのように記載するのですか。

A 学校法人が時価の変動する有価証券を所有している場合、市場変動リスクにさらされており、会計年度末に相当の含み損又は含み益があれば取得価額による表示だけでは実態を表しているとは言い難いので、保有する有価証券(特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。)の簿価総額若しくは含み損又は含み益に金額的重要性がある場合には有価証券の時価情報を注記する。時価情報の注記として、時価のある有価証券(特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。)の貸借対照表計上額及びその時価並びにその差額を記載することとなる。なお、国債、地方債、政府保証債及び

その他の債券を満期まで所有する意思をもって保有する場合には、会計年度末における評価損益が多額であっても実現する可能性が低いことから、時価情報の注記として満期保有目的の債券を内書きして記載することが望ましい。

また、上記の注記のほか、保有する有価証券（特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。）の種類ごと（債券、株式、投資信託、貸付信託、その他）の明細表の記載も必要とされている。

なお、記載の方法として、貸借対照表の勘定科目（各引当特定資産及び有価証券）ごとに区分することも考えられる。

この時価情報を記載しなければならない有価証券の範囲は、時価のある有価証券のみである。ここでいう時価とは、当該有価証券が市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の「市場価格に基づく価額」と、当該有価証券に市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」とがある。外貨建有価証券の時価については、外貨建の時価に決算時の為替相場により円換算した額によることとなる。

【記載例 1】

有価証券の時価情報

総括表

（単位 円）

	当年度（平成××年3月31日）		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××	×××
（うち満期保有目的の債券）	（××）	（××）	（××）
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××	×××
（うち満期保有目的の債券）	（××）	（××）	（××）
合 計	×××	×××	×××
（うち満期保有目的の債券）	（××）	（××）	（××）
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

明細表

（単位 円）

種類	当年度（平成××年3月31日）		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債券	×××	×××	（）×××

株式	×××	×××	()×××
投資信託	×××	×××	()×××
貸付信託	×××	×××	()×××
その他	×××	×××	()×××
合 計	×××	×××	×××
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

【記載例 2】

有価証券の時価情報（貸借対照表の勘定科目ごとの区分によって記載した場合）

総括表

（単位 円）

	勘定科目	当年度（平成××年3月31日）		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	XX 引当特定資産 有価証券	×××	×××	×××
（うち満期保有目的の債券）		(××)	(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	XX 引当特定資産 有価証券	×××	×××	×××
（うち満期保有目的の債券）		(××)	(××)	(××)
合 計	XX 引当特定資産 有価証券	×××	×××	×××
（うち満期保有目的の債券）		(××)	(××)	(××)
時価のない有価証券	XX 引当特定資産 有価証券	××		
	XX 引当特定資産合計 有価証券合計	×××		

明細表

（単位 円）

種類	勘定科目	当年度（平成××年3月31日）		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
債券	XX 引当特定資産 有価証券	×××	×××	()×××
		×××	×××	()×××
株式	XX 引当特定資産 有価証券	×××	×××	()×××
		×××	×××	()×××
投資信託	XX 引当特定資産 有価証券	×××	×××	()×××
		×××	×××	()×××

貸付信託	XX 引当特定資産 有価証券	× × × × × ×	× × × × × ×	() × × × () × × ×
その他	XX 引当特定資産 有価証券	× × × × × ×	× × × × × ×	() × × × () × × ×
合 計	XX 引当特定資産 有価証券	× × × × × ×	× × × × × ×	× × × × × ×
時価のない有価証券	XX 引当特定資産 有価証券	× × × ×		
	XX 引当特定資産合計 有価証券合計	× × × × × ×		

記載上の注意

- (1) 時価のある有価証券（特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。）を記載する。
なお、時価のない有価証券（特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。）についても記載する場合には、時価のないものの貸借対照表計上額を明示して記載する。
- (2) 特定目的引当資産に含まれる預金等については記載を要しない。
- (3) 債券、株式、投資信託、貸付信託の4種類については、該当する種類がない場合であっても明細表上、省略せず「 - 」を記載する。なお、より詳細な種類内容を明細表として記載することができる。

このほか各学校法人の実態に応じて、併せて次のような記載をすることも考えられる。

- 1．有価証券の運用方針の記載や満期保有目的の債券の評価損益が多額であっても実現する可能性が低い場合にはその旨の注記
- 2．時価の下落率が30%以上50%未満の場合における「著しく低くなった」と判断するための「合理的な基準」の注記

満期保有目的の債券

Q15 有価証券の時価情報の注記に記載する、満期保有目的の債券の「満期まで所有する意思をもって保有する」とは、どのようなことをいうのでしょうか。

- A 満期まで所有する意思をもって保有するとは、学校法人が償還期限まで所有するという積極的な意思とその能力に基づいて保有することをいう。保有期間が漠然と長期であると想定し保有期間をあらかじめ決めていない場合、又は市場金利や為替相場の変動等の将来の不確定要因の発生いかんにより売却が予測される場合には、満期まで所有する意思があるとは認められない。また、資金繰り計画等からみて、満期までの継続的な保有が困難と判断される場合には、満期まで所有する能力があるとは認められない。

満期保有目的の債券を償還前に売却等した場合の注記

Q16 満期保有目的の債券の一部を償還前に売却した場合、又は満期まで保有しないこととなった場合、どのように注記するのでしょうか。

A 当初、満期まで所有する意思をもって保有していたが、その一部を償還期限前に売却し、残りについても満期まで所有する意思がない場合には、時価情報の満期保有目的の債券には集計しない。また、会計年度末において満期まで所有する意思がない場合においても、時価情報の満期保有目的の債券には集計しない。企業会計においては、例えば満期保有目的の債券の売買目的への保有区分の変更によって、評価基準を原価法から時価法へ変更しなければならないが、学校法人会計では評価基準は原価法であるため、保有目的を変更しても評価基準に変更はなく、実態に合わせて注記に正しく集計すればよいものと考えられる。

デリバティブ取引の会計処理

Q17 学校法人会計では、デリバティブ取引はどのように会計処理されますか。

A デリバティブ取引は、取引により生じる正味の債権又は債務の時価の変動により保有者が利益を得たり、損失を被るものである。例えば、為替予約取引、金利スワップ取引があり、他社株転換社債、日経平均株価連動社債等のいわゆる仕組債もデリバティブが組み込まれた複合金融商品と考えられる。

学校法人会計では、デリバティブ取引を行っていても、デリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失が確定しているか、又は確定が見込まれる場合を除いて、契約上の決済時まで会計処理が行われない。ただし、デリバティブ取引の契約金額又は決済金額に重要性がある場合には決済時に多額の損益が計上される可能性があり、会計年度末において時価の変動による影響額を把握するために注記が必要となる。

デリバティブ取引に係る損失については、第8号通知により、「デリバティブ取引の解約に伴う損失（又は利益）」は、事業活動収支計算書の特別収支に該当するとされているため、大科目「その他の特別支出」に区分し、小科目は「デリバティブ解約損」等とすることになる。

ただし、貸借対照表に計上されている現物の金融商品と組み合わせられたデリバティブ取引に係る損失で、当該金融商品に係る売却又は処分差額と区分することが困難な場合を除く。

デリバティブ取引の注記

Q18 デリバティブ取引の注記は、どのように記載するのですか。

A デリバティブ取引の注記として、デリバティブ取引の対象物、種類、当年度末の契約額等、契約額等のうち1年超の金額、その時価及び評価損益を記載することとなる。

当該取引がヘッジ目的であろうと投機目的であろうと注記する。

なお、当該デリバティブ取引の利用目的について、ヘッジ目的又は投機目的である旨を注記することが望ましい。また、ヘッジ目的で評価損益が実現する可能性が低い場合には、その旨を注記することも考えられよう。

【記載例】

デリバティブ取引

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益 (単位 円)

対象物	種類	当年度(平成××年3月31日)			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
為替予約取引	売建 米ドル	50,000,000	-	1,000,000	1,000,000
金利スワップ取引	受取変動・支払固定	150,000,000	100,000,000	4,000,000	4,000,000
合計		200,000,000	100,000,000	5,000,000	5,000,000

(注1) 上記、為替予約取引及び金利スワップ取引は将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としている。

(注2) 時価の算定方法

為替予約取引 先物為替相場によっている。

金利スワップ取引 取引銀行から提示された価格によっている。

学校法人の出資による会社に係る事項

Q19 学校法人の出資による会社に係る事項の具体的な記載例はどのようなものですか。

A 当該項目は、文部科学省高等教育局私学部参事官通知「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」(平成17年5月13日17高私参第1号。以下「第1号通知」という。)により、貸借対照表に学校法人の出資割合が2分の1以上の会社がある場合に、次の事項を注記として記載するよう定められている。

ア. 名称及び事業内容

イ. 資本金又は出資金の額

ウ. 学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日

エ. 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額

オ. 当該会社の債務に係る保証債務

【記載例 1】

学校法人の出資による会社に係る事項

当学校法人の出資割合が総出資額の 2 分の 1 以上である会社の状況は次のとおりである。

名 称	有限会社				
事業内容	文房具・鞆・袋物の販売、不動産の賃貸借・管理				
出 資 金	10,000,000 円 200 口				
学校法人の出資状況	7,000,000 円 140 口 総出資金額に占める割合 70%				
出資の状況	平成〇年 4 月 1 日 6,000,000 円 120 口 平成×年 4 月 1 日 1,000,000 円 20 口				
当期中に学校法人が受け入れた配当及び寄附の金額並びに学校法人との資金、取引等の状況	(単位 円)				
	当該会社からの受入額	配当金 現物寄付金 受取利息	300,000 3,150,000 200,000	一般寄付金 賃貸料	1,000,000 9,000,000
	当該会社への支払額		委託手数料	3,000,000	
	(単位 円)				
		期首残高	資金支出等	資金収入等	期末残高
	当該会社への出資金等	6,000,000	1,000,000	0	7,000,000
	当該会社への貸付金	10,000,000	20,000,000	5,000,000	25,000,000
	当該会社への未払金	500,000	500,000	700,000	700,000
	当該会社からの借入金	0	0	2,000,000	2,000,000
	当該会社からの未収入金	300,000	800,000	300,000	800,000
保証債務	当該会社の銀行借入 1 億円について債務保証を行っている。				

【記載例 2】

学校法人の出資による会社に係る事項

当学校法人の出資割合が総出資額の 2 分の 1 以上である会社の状況は次のとおりである。

名称及び事業内容 株式会社 清掃・警備・設備関連業務の委託

資本金の額 × × × 円

学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手

日 平成××年××月××日 ×××円 ×××株

総出資金額に占める割合 ××%

当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額 受入配当金××円 寄付金××円 当該会社からの長期借入金×××円

当該会社の債務に係る保証債務

学校法人は当該会社について債務保証を行っていない。

主な外貨建資産・負債

Q20 主な外貨建資産・負債の注記は、どのように記載するのですか。

A 外貨建の預金及び借入金等は、外貨建を円貨に換算して表示するが、これらの外貨建資産・負債等は、為替変動の影響を受けることにより、学校法人の財政及び経営の状況に影響を及ぼすことがある。計算書類上は外貨建であることが表示されないのので、主な外貨建資産・負債につき、取得時又は発生時の為替相場で換算している場合には、その旨、年度末日の為替相場による円換算額及び換算差額を注記することとなる。なお、外貨建有価証券については、為替変動の影響が有価証券の時価情報の注記に含まれることになるため、記載を要しない。

【記載例】

主な外貨建資産・負債

(単位 円)

科目	外貨額	貸借対照表 計上額	年度末日の為替相 場による円換算額	換算差額
その他の固定資産 (定期預金)	米ドル ××	××	××	××
長期借入金	ユーロ ××	×××	×××	××

偶発債務

Q21 偶発債務の注記は、どのように記載するのですか。

A 偶発債務は、将来において当該法人の負担となる可能性のあるものをいい、将来債務を負う又は損害を被る可能性が年度末日において既に存在しているため注記が求められるものである。なお、学校法人の出資による会社に係る事項で当該会社の債務による保証債務を注記している場合には、重複することになるため、ここでの記載を要しないと考えられる。

【記載例】

偶発債務

ア．債務保証を行った場合

下記について債務保証を行っている。

教職員の住宅資金借入れ	×××円
役員の銀行借入金	×××円
A 学校法人(姉妹校)の銀行借入金	×××円
B 社(食堂業者)の銀行借入金	×××円
理事(又は監事)が取締役	

であるC社の銀行借入金 × × × 円

イ．係争中の事件がある場合

当学校法人を被告とする 事件について と係争中であり、× × × 円の損害賠償請求を受けている。

ウ．手形の割引又は裏書を行った場合

手形の割引高 × × × 円

手形の裏書譲渡高 × × × 円

所有権移転外ファイナンス・リース取引

Q22 所有権移転外ファイナンス・リース取引の記載例は具体的にどのようなものですか。

A 当該項目は、リース通知により、貸借対照表に注記すべき場合が定められている。なお、学校法人においてリース料総額に重要性がない場合には当該注記は省略することができる。

【記載例】

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

平成 21 年 4 月 1 日以降に開始したリース取引

リース物件の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	× × 円	× × 円
管理用機器備品	× × 円	× × 円
車両	× × 円	× × 円
教育研究用消耗品	× × 円	× × 円

平成 21 年 3 月 31 日以前に開始したリース取引

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	× × 円	× × 円
管理用機器備品	× × 円	× × 円
車両	× × 円	× × 円

純額で表示した補助活動に係る収支

Q23 純額で表示した補助活動に係る収支の記載例は具体的にどのようなものですか。

A 「1.重要な会計方針」で補助活動に係る収支を純額表示している旨の注記を行った場合には、収支相殺の範囲及び金額を注記する必要がある。

【記載例】

純額で表示した補助活動に係る収支

純額で表示した補助活動に係る収支の相殺した科目及び金額は次のとおりである。

(単位 円)

支出	金額	収入	金額
人件費支出	×××	補助活動収入(売上高)	×××
管理経費支出(経費支出)	×××	その他の受取利息・配当金収入	×××
借入金等利息支出	××	雑収入	××
計	×××	計	×××
純額			××

関連当事者との取引の注記

Q24 学校法人における関連当事者との取引を注記することの意義はどのようなことですか。

- A 関連当事者との取引は恣意性の介入する余地があるため特に透明性が要求される。したがって、関連当事者が自己又は第三者のために学校法人と取引を行った場合には、取引内容を記載することによって学校法人の計算書類の透明性を高めることとなる。

関連当事者の範囲

Q25 関連当事者の範囲はどこまでですか。

- A 第1号通知による関連当事者の範囲は、以下のとおりである。

関連当事者とは、次のとおりである。

ア．関係法人

イ．当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人

ウ．当該学校法人の役員及びその近親者(配偶者又は2親等以内の親族)又はこれらの者が支配している法人

関連当事者との取引の注記の対象となる関係法人とは、一定の人的関係、資金関係等を有する法人をいい、具体的には以下の場合に該当することとされている。

ア．一方の法人の役員若しくは職員等が、他方の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めていること。

イ．法人の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について融資を行っていること。

ウ．法人の意思決定に関する重要な契約等が存在すること。

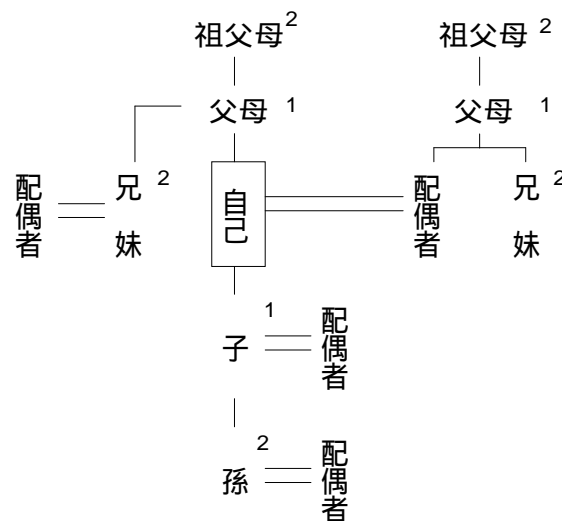
ただし、財務上又は事実上の関係から法人の意思決定に関し重要な影響を及ぼさないことが明らかな場合には、対象外とされている。

関連当事者の注記の対象となる関係法人とは、学校法人の出資割合が2分の1超という形式的な支配のみならず、上記のように一定の人的関係、資金関係等も判断基準となる。なお、学校法人の出資割合が2分の1以上の会社については、別途注記されるため、関係法人であっても関連当事者との取引の注記事項としては扱わないものとされている。

また、役員の出資割合が2分の1以下であり、それだけでは支配しているとはいえない法人であっても、役員の子親等又はこれらの者が支配する法人の出資割合と合計して2分の1超である法人についても、当該学校法人の役員及びその近親者（配偶者又は2親等以内の親族）又はこれらの者が支配している法人に該当することとなる。

このように注記の対象となる関連当事者とは、例えば学校法人の出資割合が2分の1超という形式的な支配のみならず、実質的に法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めている場合も該当するものと考えられる。

（参考） 配偶者又は2親等以内の親族



会計年度中の関連当事者の変更

Q26 会計年度中に関連当事者でなくなった場合の取引も注記しなければなりませんか。

A 関連当事者に該当するか否かは、個々の取引の開始時点で判定するものとし、関連当事者が会計年度中に関連当事者に該当しなくなった場合には、関連当事者に該当している間の取引については注記しなければならない。なお、同一会計年度における取引であっても関連当事者に該当しなくなった後の取引については記載を要しない。

関連当事者との取引の記載事項

Q27 注記すべき関連当事者との取引の記載事項はどのようなものですか。

A 取引の内容については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記することが望ましい。なお、Q19 に示したとおり、学校法人の出資による会社に係る事項に注記した事項については重複を避けるため、ここでの注記を要しない。

- (1) 当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容（及び当該会社等の議決権に対する当該学校法人の所有割合）
- (2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業
- (3) 当該学校法人と当該関連当事者との関係
- (4) 取引の内容
- (5) 取引の種類別の取引金額
- (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
- (8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

なお、具体的記載例は以下のとおりである。

【記載例】

関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

属性	役員、法人等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
関係法人	C社 (注1)	東京都 ××区	××	製造・販売	-	兼任 3名	C社製品の購入	機器備品の購入 (注2)	××	未払金	××
								当法人の銀行借入に対する被保証 (注3)	××	-	-
当該学校法人与同一の関係法人をもつ法人	D社 (注4)	神奈川県 ××市	××	清掃請負業	10%	-	清掃委託	清掃料の支払 (注5)	××	未払金	××
								債務保証 (注6)	××	-	-
								保証料の受入れ (注6)	××	-	-
理事	佐藤 三郎	-	-	-	-	-	設備の賃貸	住宅の賃貸料 (注7)	××	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	E社 (注8)	大阪市 ××区	××	食堂等の運営管理	-	-	食堂等の委託契約の締結	業務委託費の支払 (注9)	××	未払金	××

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) C社の役員及び職員が当法人の理事の過半数を占めている。

(注2) 機器備品の購入については、C社以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定している。

(注3) 当法人は銀行借入に対してC社より債務保証を受けている。なお保証料の支払は行っていない。

(注4) 当法人の関係法人であるC社の子会社である。

(注5) 清掃料の支払については、提示された見積りを他社から入手した見積りと比較の上、交渉により決定している。

(注6) D社の銀行借入(××円、期限××年)につき、債務保証を行ったものであり、年率××%の保証料を受領している。

(注7) 設備の賃貸は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。

(注8) 理事長×××及びその近親者が議決権の80%を直接保有している。

(注9) 食堂等の業務委託費については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。

記載上の注意

- (1) 「属性」の欄には、関連当事者の種類を記載する。具体的には、関係法人、当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人、理事長、理事、監事、役員の近親者、当該学校法人の役員及びその近親者が支配している法人、団体等が挙げられる。なお、複数の属性をもつ関連当事者については、影響が強いと考えられる属性により重要性を判断することが考えられる。
- (2) 「住所」の欄には、関連当事者が法人、団体等の場合、市町村（政令指定都市においては区）までを記載する。ただし、役員及びその近親者等、個人である場合には記載を要しない。
- (3) 「議決権の所有割合」の欄には、当該学校法人の所有割合を記載する。その他は注記で補う。
- (4) 「役員の兼任等」の欄には、兼任をしている役員のほか、出向、転籍等の形態により派遣されている役員の年度末日現在の人数を記載する。学校法人の職員が出向又は転籍して当該法人の役員の過半数を占め、当該法人の意思決定に関する機関の構成員が過半数を占めることとなった場合についても、兼任の数に含める。
- (5) 「事業上の関係」の欄には、資金援助、設備の賃貸借、業務委託等の関係内容について簡潔に記載する。
- (6) 「取引金額」の欄には、会計年度中の関連当事者である期間の取引について、取引の種類ごとに総額で記載する。
- (7) 「科目」及び「期末残高」の欄には、取引により発生した債権債務に係る主要な科目及びその期末残高を記載する。
- (8) 取引条件及び取引条件の決定方針を注記することが望ましい。なお、取引条件が、一般の取引に比べ著しく異なる場合には、その条件を具体的に記載する。
- (9) 役員及びその近親者等、個人である場合には、「資本金又は出資金」及び「関係内容」の欄の記載を要しない。

記載を要しない取引

Q28 記載を要しない取引はどのようなものですか。

A 注記を要しない取引は第1号通知において、次のとおり示されている。

- ア .一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- イ . 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
- ウ . 当該学校法人に対する寄附金

なお、関連当事者との取引が無償の場合又は有償であっても取引金額が時価に比して著しく低い金額等による場合には、原則として第三者間において通常の取引として行われる場合の金額等によって重要性を判断して注記することとされていることに

留意しなければならない。

また、その他取引金額及び残高からみて重要性が乏しい取引については、省略することが考えられる。その場合の重要性の判断については、学校法人の規模によって異なるため、学校法人が決定し毎年度継続的に採用することが望ましいが、例えば、以下のように決定することが考えられる。

- ・ 役員及びその近親者との取引については、100万円を超える取引については全て注記する。
- ・ その他の関連当事者との取引は、事業活動収入計の1/100に相当する金額(その額が500万円を超える場合には、500万円)を超える取引については全て注記する。

後発事象

Q29 後発事象の注記は、どのように記載するのですか。

A 監査対象となる後発事象とは、会計年度末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した会計事象で、学校法人の財政及び経営の状況に影響を及ぼすものをいい、修正後発事象と開示後発事象に区分される。

修正後発事象は、会計年度末日後に発生した事象ではあるが、その実質的な原因が会計年度末日現在において既に存在しており、会計年度末日現在の状況に関連する会計上の判断又は見積りをする上で、追加的又はより客観的な証拠を提供するものとして考慮しなければならない事象である。したがって、重要な事象については、計算書類の修正を行うものである。開示後発事象は、会計年度末日後において発生し、当該会計年度の計算書類には影響を及ぼさないが、次年度以降の計算書類に影響を及ぼす事象である。したがって、重要な事象については、学校法人の財政及び経営の状況に関する的確な判断に資するため、当該会計年度の計算書類に注記を行うものである。

開示後発事象のうち、次年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼすものについては、次年度以降の学校法人の財政及び経営の状況を正確に判断するために後発事象として注記することとなる。

【記載例】

後発事象

ア．火災により被害を受けた場合

平成××年5月×日、 高等学校本館が火災により焼失した。この火災による損害額及び保険の契約金額は次のとおりである。

	(損害額)	(契約保険金額)
建 物	×××円	×××円
構 築 物	×××円	×××円

なお、機器備品の損害額は調査中である。

イ．係争事件が新たに発生、又は解決した場合

平成××年4月×日、本学園を被告とし、 社から×××円の賠償請求を受ける
事件の訴訟が提起された。

ウ．募集の停止又は再開

平成××年5月×日の理事会において、新年度より 学校の募集を停止すること
を決定した。

学校法人間取引についての注記

Q29 - 2 学校法人間取引の注記は、取引金額及び残高からみて重要性があると認められない取引については記載を省略できるのですか。

A 第8号通知 3において、重要性があると認められる場合の記載を求めている。その場合の重要性の判断については、学校法人の規模によって異なるため、学校法人が決定し毎年度継続的に採用することが望ましいが、例えば、以下のように決定することが考えられる。

- ・ 事業活動収入計の1/100に相当する金額（その額が500万円を超える場合には、500万円）を超える取引又は残高については全て注記する。

【記載例】

学校法人間の取引

学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	関連当事者
学園	東京都 区	資金の貸付 (注1)	10,000,000	短期貸付金	5,000,000	
		利息の受取	100,000	-	-	
学園	福岡県 市	土地の購入	200,000,000	未払金	200,000,000	
		学校債の引受	50,000,000	有価証券	30,000,000	
学園	大阪府 市	債務保証 (注2)	10,000,000	-	9,000,000	-
学園	北海道 市	担保の提供 (土地)(注3)	-	-	50,000,000	
学園	神奈川県 市	債務被保証 (注4)	-	-	6,000,000	-
学園	愛知県 市	担保の受入れ (土地)(注5)	200,000,000	-	190,000,000	

- (注1) 学園に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、担保は受け入れていない。
- (注2) 学園の銀行借入(10,000,000円、期限××年)につき、債務保証を行ったものである。保証料は受領していない。なお、「取引金額」は、新たに保証を設定した金額である。
- (注3) 学園の銀行借入(当初借入額150,000,000円、期限××年)に対する土地(帳簿価額100,000,000円)の担保提供である。なお、手数料等は受領していない。
- (注4) 当学校法人は、銀行借入(当初借入額50,000,000円、期限××年)に対して 学園より債務保証を受けている。なお、保証料の支払は行っていない。
- (注5) 当学校法人の銀行借入(200,000,000円、期限××年)に対する土地の担保提供については、 学園からのものである。なお、「取引金額」は新たな設定金額である。

その他考えられる注記項目

Q30 その他考えられる注記項目はどのようなものですか。

A その他考えられる注記項目として、事例を示すと以下のとおりである。

(1) その他の重要な会計方針

減価償却の方法等について

減価償却の方法については、基準第26条第2項において、減価償却の方法は定額法と定められており、その他の方法の選択はできない。一方、減価償却額の計算の構成要素である耐用年数については、学校法人が自主的に決定している場合のほか、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(財務省令)による場合又は学校法人委員会報告第28号「学校法人の減価償却に関する監査上の取扱い」(平成13年5月14日改正)に掲げる「固定資産耐用年数表」によっている場合も妥当な処理として認められている。さらに残存価額を零として行った場合であっても、妥当な処理として認められている。したがって耐用年数等の相違によって、その減価償却額の金額が異なり、事業活動収支計算に影響を及ぼすと判断される場合には、どのように算定しているかを注記することが望ましい。

【記載例】

残存価額を零とする定額法による減価償却を実施している。

耐用年数は学校法人委員会報告第28号による耐用年数を採用しており、主な耐用年数は以下のとおりである。

建 物	50年
構 築 物	15年
機器備品	10年

減価償却資産の計上基準について

基準では減価償却資産の計上基準について何ら規定しておらず、また各都道府県によっては計上基準について定めている場合もあるが、その設定金額の範囲は一定ではない。しかし、減価償却資産は基本金の設定対象となり基本金組入前当年度収支差額に影響を及ぼすと判断されるので、当該計上基準を注記することが考えられる。

【記載例】

取得日後1年を超えて使用する有形固定資産(土地、建設仮勘定、図書を除く。)のうち、1個又は1組の金額が10万円以上のものを減価償却資産として計上している。ただし、学生生徒が使用する机、椅子等は少額重要資産として金額の多寡にかかわらず教育研究用機器備品に計上している。

(2) その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

退職年金制度について

退職給与引当金に記載した退職金制度とは別に退職年金制度に加入している場合には、その制度の概要、年金資産額、退職給付債務(又は年金財政計算上の責任準備金)の額等を注記することが考えられる。

継続企業の前提について

いわゆる「継続企業の前提」については、従来、学校法人では該当事例がほとんどなく開示の慣行も成熟していない。また、どのような状態が、いわゆる「継続企業の前提」に重要な疑義を生じさせるような場合に該当するのか等の詳細な検討が行われていない。しかし、学校法人がいわゆる「継続企業の前提」に重要な疑義を生じさせるような場合に該当しているという状況を自ら認識し、何らかの対策等を自主的に行っている場合には、自主的に講じている対策等を注記することが望まれる。

会計方針統一通知において記載が必要とされている注記事項

Q30 - 2 通知等において記載が必要とされている注記事項はどのようなものですか。

A 退職給与引当金の計上について会計方針統一通知に基づき、退職給与引当金の計上において経過措置を適用する場合には、「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」において変更時差異の額、退職給与引当金特別繰入額の累計額、繰入年数及び経過処理年数を注記する。

なお、経過措置を適用する旨については重要な会計方針に記載することとなる。

(Q31 削除)

以 上

当印刷物の複写については「日本公認会計士協会」の許可を得ております。

「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」
に関する実務指針

平成 26 年 1 月 14 日
日本公認会計士協会

目 次

はじめに	iii
1 活動区分資金収支計算書.....	1
1 - 1 活動区分資金収支計算書の区分：基本的な考え方	1
1 - 2 寄付金収入の区分.....	1
1 - 3 寄付者の意思が特定できない場合における寄付金収入の区分	2
1 - 4 補助金収入の区分.....	2
1 - 5 施設整備目的で収受した寄付金収入・補助金収入の区分.....	4
1 - 6 特定資産に係る取崩収入及び繰入支出の区分	4
1 - 7 調整勘定等	5
2 事業活動収支計算書.....	5
2 - 1 教育活動外収支に計上される財務活動.....	5
2 - 2 寄付金の区分.....	6
2 - 3 補助金の区分.....	6
2 - 4 特別収支の範囲	7
2 - 5 過年度修正額の範囲	7
2 - 6 災害損失の範囲及び会計処理	8
2 - 7 徴収不能額、徴収不能引当金繰入額の計上区分	8
3 固定資産	8
3 - 1 総論	8
3 - 2 固定資産の評価の会計処理が適用される場合.....	9
3 - 3 仕訳例.....	9
3 - 4 計上年度	10
3 - 5 備忘価額	10
3 - 6 適用範囲：グループ償却.....	10
3 - 7 適用範囲：土地	11
3 - 8 適用範囲：無形固定資産.....	11
3 - 9 有姿除却等損失と基本金取崩し.....	11

3-10	再使用した場合	12
4	有価証券	12
4-1	学校法人会計基準と時価会計の関係	12
4-2	有価証券の時価	12
4-3	「著しく低くなった場合」に該当するかどうかの判定	13
4-4	時価のある有価証券の回復可能性の判断	14
4-5	時価の下落率が30%以上50%未満の場合における「合理的な基準」	15
4-6	市場価格のない株式の評価	15
4-7	市場価格のない株式の回復可能性の判断	15
4-8	外貨建て有価証券の評価換え	16
4-9	有価証券評価差額の事業活動収支計算書上の表示	16
5	注記事項 その他	17
5-1	活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記の記載	17
5-2	有価証券の時価情報に係る注記の記載	17
5-3	時価のない有価証券	17
5-4	学校法人間取引の範囲	18
5-5	第3号基本金の組入れに係る計画集計表	18
5-6	第4号基本金に相当する資金を有している場合の注記省略の可否	19
5-7	第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記の記載	19
5-8	第4号基本金の組入れがない知事所轄法人の注記	19
5-9	第4号基本金に対応した特定資産の計上区分	19
5-10	部門別の第4号基本金の組入れの可否	19

はじめに

平成25年4月22日に「学校法人会計基準の一部を改正する省令」（平成25年4月22日 文部科学省令第15号）が公布され、平成27年度（知事所轄学校法人については平成28年度）以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることとされた。文部科学省では、同日付けの「学校法人会計基準の一部改正について」（25文科高第90号）により、その趣旨、内容の概要等について通知したほか、改正後の計算書類について、用語の定義等を示すとともに、今回の改正に合わせて、近年の私立学校を取り巻く環境の変化等を踏まえ、会計処理の取扱い及び注記事項の追加等を示すため、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（25高私参第8号、以下「第8号通知」という。）及び「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知）」（25高私参第9号、以下「第9号通知」という。）を、平成25年9月2日付けで発出した。

第8号通知及び第9号通知を受けて、日本公認会計士協会はこれらの通知を実務に適用するに当たっての具体的な指針を取りまとめた。

なお、本実務指針は、第8号通知及び第9号通知の二つの通知に関するものであるが、内容に鑑みて、名称については、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」に関する実務指針とした。

1 活動区分資金収支計算書

1-1 活動区分資金収支計算書の区分：基本的な考え方

Q 活動区分資金収支計算書は、「教育活動による資金収支」、「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」の三つの区分がありますが、区分に当たりどのような考え方にに基づき判断すべきですか。

A 第8号通知I2.(1)①において、「教育活動による資金収支」は、「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」を除いたものと示されている。

学校法人は、設置基準に基づき必要な施設設備等を用意した上で、教育活動を実施する設置主体であることから、学校法人における活動は、基本的には教育活動による収支が中心となる。一方で、教育活動を継続的に実施するためには、施設設備の取替更新や更なる取得といった活動も必要であるから、「施設整備等活動による資金収支」については、「教育活動による資金収支」をインフラ面から支える活動と考えられ、施設設備の拡充等に限定されたものとされる。

また、「その他の活動による資金収支」については、同通知I2.(3)①において、財務活動、収益事業に係る活動、預り金の受払い等の経過的な活動、過年度修正額と例示されている。

したがって、基本的な考え方として、「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」については、通知における定義に従って区分して計上し、それ以外の収支を広く「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する。

なお、学生生徒等納付金収入については、納付金の内訳名称にかかわらず、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上することとされている。

1-2 寄付金収入の区分

Q 寄付金収入には、活動区分資金収支計算書において、「教育活動による資金収支」に属するものと「施設整備等活動による資金収支」に属するものがありますが、どのように区分して計上するのですか。

また、寄付者の意思が明確でない場合の寄付金収入の活動区分の方法はどのようにしたらよいですか。

A 第8号通知I2.(1)②において、「特別寄付金収入」とは、「用途指定のある寄付金収入のうち、施設設備寄付金収入を除いたものをいう」と定義され、また、同通知I2.(2)③において、「施設設備寄付金収入」とは、「施設設備の拡充等のための寄付金収入をいう」と定義されている。

したがって、施設設備拡充等のためという寄付者の意思が明確な寄付金収入のみ「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に「施設設備寄付金収入」の科目で計上し、それ以外の寄付金収入は、「教育活動による資金収支」の活動区分に「特別寄付金収入」又は「一般寄付金収入」の科目で計上することになる。

また、寄付者の意思は、寄付金趣意書、寄付金申込書等により可能な限り明確にすることが望ましいが、寄付者の意思が明確でない場合は、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上することになる。

なお、活動区分資金収支計算書における「教育活動による資金収支」の活動区分の「特別寄付金収入」又は「一般寄付金収入」は、事業活動収支計算書では、「教育活動収支」の「寄付金」に「特別寄付金」又は「一般寄付金」として計上されることになる。

また、活動区分資金収支計算書における「施設整備等活動による資金収支」の活動区分の「施設設備寄付金収入」は、事業活動収支計算書では、「特別収支」の「その他の特別収入」に「施設設備寄付金」として計上することになる。

1-3 寄付者の意思が特定できない場合における寄付金収入の区分

Q 当学園では、寄付金趣意書において「目標総額1億円、寄付金一口10万円から、使途として、①新キャンパス建設資金、②奨学基金の拡充」と記載して募集を行っています。寄付者の意思が①②のどちらにも特定できない場合の寄付金収入の活動区分はどのようになりますか。

A ①は「施設整備等活動による資金収支」、②は「教育活動による資金収支」に計上することになるが、質問のように使途について寄付者の意思が特定できない場合の寄付金収入は、主たる目的の活動区分に計上するなどの方法によることになると解される。

あらかじめ寄付金趣意書、寄付金募集要項等で区分を明示しておくことが望まれる。

1-4 補助金収入の区分

Q 補助金収入には、活動区分資金収支計算書において、「教育活動による資金収支」に属するものと「施設整備等活動による資金収支」に属するものがありますが、以下のケースの場合どの区分に計上するのですか。

① 旧耐震基準で建設された校舎を建て替え、新校舎の建設に日本私立学校振興・共済事業団から融資を受け、その融資を受けた借入利息に対して、文部科学省から私立学校施設高度化推進事業補助（利子助成）を受けていますが、この場合の補助金収入は、「施設整備等活動による資金収支」に計上すべきですか。

② 私立大学等経常費補助金の対象経費には、図書や500万円未満の機器備品も含まれますが、これらを対象とする部分は「施設整備等活動による資金収支」に計上すべきですか。

③ 経常費補助金のうち、特別補助はどのように考えればよいですか。

④ 「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に選定・採択され、文部科学省から補助金が交付されることになりましたが、この場合の補助金収入は、「教育活動による資金収支」に計上すべきですか。

A 第8号通知I 2.(1)③において、「経常費等補助金収入」とは、「補助金収入のうち、施設設備補助金収入を除いたものをいう」と定義され、また、同通知I 2.(2)④において、「施設設備補助金収入」とは、「施設設備の拡充等のための補助金収入をいう」と定義されている。

したがって、当該補助金交付の根拠法令、交付要綱等の趣旨から判断して施設設備のためという目的が明確な補助金収入のみ「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に「施設設備補助金収入」の科目で計上し、それ以外の補助金収入は、「教育活動による資金収支」の活動区分に「経常費等補助金収入」の科目で計上する。

なお、活動区分資金収支計算書における「教育活動による資金収支」の活動区分の「経常費等補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「教育活動収支」の「経常費等補助金」として計上する。また、活動区分資金収支計算書における「施設整備等活動による資金収支」の活動区分の「施設設備補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「特別収支」の「施設設備補助金」として計上する。

① 利子補給を目的とした補助金

新校舎の建設の融資に係る利子の一部を助成する補助金については、融資に対する利子の補助金であり、また「その他の活動による資金収支」にも該当していないことから、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上するという考え方もある。

しかし、施設の充実を図る目的で補助されるものであるため、補助金の交付者の目的に照らして「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に計上することになる。

② 経常費補助金のうち設備支出を対象とする部分

1-1における基本的な考え方（「教育活動による資金収支」を広く捉える考え方）より、「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に含まれる補助金は、交付者の目的が、施設又は設備の取得等に充てることが明確な場合に限定して捉えることになる。

したがって、図書や機器備品といった設備関係支出を補助対象とした補助金を収受したとしても、当該補助金が私立大学等の教育活動の維持向上等に寄与するための経常的経費の補助であることから、その収入全てを「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する。

③ 経常費補助金を構成する特別補助

特別補助は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第7条で規定されており、「私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるとき」に従来から実施されている一般補助金を増額して交付できるというものである。

したがって、特別補助は、経常費補助金における一般補助の増額分であり、その名称・目的・内容等から、一部が施設設備の購入に充てられることが想定される特別補助であっても、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する。

④ GP (Good Practice) 等の補助金

GP (Good Practice) 等の補助金については、教育の質向上に向けた大学教育改革の取組に係る補助であるため、その名称・目的・内容等から、一部が施設設備の購入に充てられることが想定されたとしても、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する。

(注) 文部科学省では、国公立大学を通じて、教育の質向上に向けた大学教育改革の取組を選定し、財政的なサポートや幅広い情報提供を行い、各大学などでの教育改革の取組を促進するため、「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)」、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)」及び「質の高い大学教育推進プログラム(教育GP)」を実施しており、平成21年度からは「大学教育・学生支援事業」のテーマA「大学教育推進プログラム」において大学教育改革の取組を推進している。

1-5 施設整備目的で収受した寄付金収入・補助金収入の区分

Q 施設整備のためという目的で収受した寄付金収入又は補助金収入を原資に購入した施設設備について、経理規程等に定められた固定資産計上基準額(例えば10万円)未満であるため経費処理を行いました。この場合、当該寄付金収入又は補助金収入は、「教育活動による資金収支」と「施設整備等活動による資金収支」のいずれに計上すべきですか。

A 第8号通知I2.(2)③、④において、「施設設備寄付金収入」又は「施設設備補助金収入」とは、施設設備の拡充等のための寄付金収入又は補助金収入をいうと示されている。したがって、取得した資産が経理規程等に従い経費として処理された場合、施設設備の拡充とはいえ、当該寄付金収入又は補助金収入は、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する考え方もある。

しかし、収入については、寄付者の意思や補助金の交付者の目的に基づき判断し、その目的が施設設備の拡充である場合には、当該寄付金収入や補助金収入を原資とした支出の一部が経費処理されたとしても、「施設整備等活動による資金収支」の活動区分(施設設備寄付金収入、施設設備補助金収入)に計上する。

1-6 特定資産に係る取崩収入及び繰入支出の区分

Q 特定資産に係る取崩収入及び繰入支出は、「施設整備等活動による資金収支」に属するものと「その他の活動による資金収支」に属するものがありますが、どのように区分するのですか。

また、特定資産に係る収支の活動区分資金収支計算書における表示は、純額表示ですか、それとも総額表示ですか。

A 第8号通知I2.(2)⑥において、「(何)引当特定資産取崩収入」とは、施設設備に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、第2号基本金引当特定資産取崩

収入を除いたものをいう」と定義され、また、同通知 I 2. (3) ③において、「(何)引当特定資産取崩収入」とは、施設設備以外に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、「第3号基本金引当特定資産取崩収入」を除いたものをいう」と定義されている。

したがって、施設設備に用途指定のある特定資産に係る取崩収入又は繰入支出は、「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に計上し、施設設備以外に用途指定のある特定資産に係る取崩収入又は繰入支出は、「その他の活動による資金収支」の活動区分に計上する。

すなわち、減価償却引当特定資産に係る取崩収入又は繰入支出は、「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に計上され、退職給与引当特定資産に係る取崩収入又は繰入支出は「その他の活動による資金収支」の活動区分に計上する。

また、特定資産に係る収支は、学校法人会計基準（以下「基準」という。）第5条のただし書で純額表示が認められた収入と支出に該当しないため、活動区分資金収支計算書において、総額をもって表示する。

1-7 調整勘定等

Q 活動区分ごとの調整勘定等の計算過程を注記する表には、前受金、未収入金、未払金、前払金に関連する項目以外に、(何)という項目がありますが、これにはどのような項目が含まれるのですか。

A 「調整勘定等」には、資金収支計算書における資金収支調整勘定に関連する項目を記載する。したがって、前受金、未収入金、未払金、前払金のほか、手形債権及び債務に関連する収支の項目が含まれる。

2 事業活動収支計算書

2-1 教育活動外収支に計上される財務活動

Q 教育活動外収支に計上される経常的な財務活動に係る事業活動収支には、どのようなものが該当するのですか。

A 第8号通知 I 2. (3) ②において、財務活動とは、資金調達及び資金運用に係る活動をいうとされており、事業活動収入としては、第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる「第3号基本金引当特定資産運用収入」や、これ以外の預金、貸付金等の利息、株式の配当金等の「その他の受取利息・配当金」が該当する。また、事業活動支出としては、借入金利息や学校債利息が挙げられる。

また、外国通貨及び外貨預金の本邦通貨への交換や外貨建債権債務の決済の際に生ずる為替換算差額、外貨建債権債務等につき期末日の為替相場に換算する場合に生ずる為替換算差額等については、「教育活動外収支」に計上する。

2-2 寄付金の区分

Q 寄付金には、「教育活動収支」に属するものと「特別収支」に属するものがありますが、寄付金を二つの区分に計上する方法はどのようにすべきですか。

また、寄付者の意思が明確でない場合の寄付金の区分はどのようにしたらよいですか。

A 活動区分資金収支計算書における寄付金収入の区分（1-2参照）に応じて、事業活動収支計算書においては、「施設設備寄付金」は「特別収支」の「その他の特別収入」に計上することになる。それ以外の寄付金は「教育活動収支」の「寄付金」に「特別寄付金」又は「一般寄付金」として計上する。

また、寄付者の意思は、寄付金趣意書、寄付金申込書等により、可能な限り明確にすることが望ましいが、寄付者の意思が明確でない場合は、「教育活動収支」の「一般寄付金」に計上する（1-2、1-3参照）。

なお、「現物寄付」については、施設設備の受贈は「特別収支」に計上し、施設設備以外の受贈は「教育活動収支」に計上する。ここで、施設設備以外の受贈としては、貯蔵品、固定資産に計上しない機器備品、雑誌等の受入れが考えられる。

2-3 補助金の区分

Q 補助金には、「教育活動収支」に属するものと「特別収支」に属するものがありますが、以下については、どちらに計上すればよいでしょうか。

① 利子補給を目的とした補助金

旧耐震基準で建設された校舎を建て替え、新校舎の建設に日本私立学校振興・共済事業団から融資を受け、その融資を受けた借入利息に対して、文部科学省から私立学校施設高度化推進事業補助（利子助成）を受けた場合の補助金

② 経常費補助金のうち設備支出を対象とする部分

経常費補助金のうち、図書や500万円未満の機器備品に対応する部分

③ 経常費補助金を構成する特別補助

経常費補助金のうち、特別補助

④ GP（Good Practice）等の補助金

「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に選定・採択され、文部科学省から交付された場合の補助金

A 活動区分資金収支計算書における「教育活動による資金収支」の活動区分の「経常費等補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「教育活動収支」の「経常費等補助金」として計上する。また、活動区分資金収支計算書における「施設整備等活動による資金収支」の活動区分の「施設設備補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「特別収支」の「施設設備補助金」として計上する。したがって、それぞれ以下のとおりとなる（1-4参照）。

① 利子補給を目的とした補助金

補助金の交付者の目的に基づき、「特別収支」の「施設設備補助金」に計上する。

② 経常費補助金のうち設備支出を対象とする部分

補助金の交付者の目的に基づき、区別することなくその全てを「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

③ 経常費補助金を構成する特別補助

補助金の交付者の目的に基づき、「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

④ GP (Good Practice) 等の補助金

補助金の交付者の目的に基づき、「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

2-4 特別収支の範囲

Q 通知において特別収支とされる項目については、金額の多寡を問わず計上する必要がありますか。

A 第8号通知I3.(3)②において、「特別収支には、「資産売却差額」、「施設設備寄付金」、「現物寄付」、「施設設備補助金」、「資産処分差額」、「過年度修正額」、「災害損失」及びデリバティブ取引の解約に伴う損失又は利益が該当するものとする。「災害損失」とは資産処分差額のうち、災害によるものをいう」と定義されている。また、同通知I3.(3)③では、「退職給与引当金の計上に係る変更時差異を平成23年度に一括計上せず毎年度均等に繰り入れる措置によっている場合の「退職給与引当金特別繰入額」についても特別収支に該当する」としている。

したがって、これらの科目については金額の多寡を問わず、「特別収支」に計上しなければならない。

なお、有価証券の時価の著しい下落による有価証券評価損（有価証券評価差額）は、「資産処分差額」に含まれるので、特別収支に該当する。

2-5 過年度修正額の範囲

Q 特別収支における過年度修正額として計上されるものにはどのようなものがありますか。

また、補助金の返還支出は、過年度修正額として特別収支に計上すべきですか。

A 「特別収支」の「過年度修正額」には、資金収支を伴うものと、伴わないものがある。

資金収支を伴うものとしては、過年度の給与や退職金計算の誤りを当年度に精算した場合、過年度に未払金として計上するべきであった経費を当年度に支払った場合、過年度に徴収不能額として処理した債権を当年度に回収した場合、などが考えられる。

資金収支を伴わないものとしては、過年度の減価償却額や退職給与引当金（繰入額）等の計算誤りを当年度に修正した場合などが考えられる。

なお、補助金返還額は、教育活動収支の管理経費に計上され、「特別収支」に計上されるものではない。補助金は、過年度において一旦確定し収受しており、その一部に返還があったとしても返還命令決定通知に従ったものであり、過年度の修正には該当しない。

2-6 災害損失の範囲及び会計処理

Q 「災害損失」とは「資産処分差額のうち、災害によるものをいう」とされていますが、ここでいう「災害」の範囲はどこまでをいうのですか。

A 「災害」とは、一般的に、暴風、洪水、高潮、地震、大火その他の異常な現象により生ずる災害をいう。したがって、ここでは、盗難、事故、通常の火災などは含まれない。

なお、第8号通知I3.(3)②において、「災害損失」とは「資産処分差額のうち、災害によるものをいう」とされていることから、その災害に対応する復旧や原状回復のための支出については、当該「災害損失」には含まれず、「教育活動収支」に計上されることになる。

2-7 徴収不能額、徴収不能引当金繰入額の計上区分

Q 学生生徒等納付金の未収入金以外の債権に対する徴収不能額や徴収不能引当金繰入額についても、教育活動収支の事業活動支出として計上するのですか。

A 学生生徒等納付金に係る未収入金だけでなく、学生生徒・教職員への貸付金や、大学の附属病院における医療収入未収入金等に対しても徴収不能額や徴収不能引当金繰入額が計上される場合がある。これらは、「教育活動外収支」にも「特別収支」にも当たらず、全て教育活動収支の事業活動支出として計上する。

3 固定資産

3-1 総論

Q 第8号通知において固定資産の評価が示された経緯は何でしょうか。

A 資産の評価は、取得価額をもってするものとされており（学校法人会計基準第25条）、固定資産についてもその取得価額により評価されることになる。

しかしながら、近年、大規模な災害等により学校法人が保有する校地校舎等の固定資産の使用が困難となり、かつ処分もできないような状況が生じており、そうした状況にある固定資産についても資産計上を続けることは、学校法人の財政状態を適切に表さないと考えられる。

このような状況を契機として、第8号通知では、一定の条件を付して、これまで実際に処分するまでは貸借対照表の資産計上額から除くことができなかつたものについて、実際の処分を行わない場合でも資産計上額から除くことができることとしたものである。

3-2 固定資産の評価の会計処理が適用される場合

Q 「有姿除却等損失」として処理することができるのはどのような場合ですか。

A 固定資産について備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことができるのは、現に使用することをやめ、かつ、将来も転用するなどにより、使用する予定のない状態にあるものであり、以下の①から③までの条件に全て該当する場合である。

① 固定資産の使用が困難である場合

社会通念上誰にとっても使用することが困難である場合であり、当該学校法人の個別的な事由で使用が困難な場合は含まない。なお、当該固定資産の使用を継続するために巨額な支出を要するなど、使用目的から考えて明らかに合理的でない場合も使用が困難である場合に該当する。

② 処分ができない場合

通常想定される方法で処分できない場合であり、例えば以下のようなケースが考えられる。

- 物理的なアクセスが制限されている場合
- 当該固定資産を処分するためには教育活動を長期にわたり中断しなければならないなど事業を行う上で重要な支障を来し、直ちに処分することが合理的でない場合
- 法令の規制など、学校法人の都合によらない外部要因により直ちに処分することができない場合

③ ①及び②に該当する固定資産であって、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことについて理事会及び評議員会（評議員会については私立学校法（昭和24年法律第270号）第42条第2項の規定に基づき、寄附行為をもって評議員会の議決を要することとしている場合に限る。）の承認を得た場合

これら①、②の条件を満たす場合として以下が考えられる。

- 立入禁止区域にある固定資産
- 地中に空洞があり、崩落の危険があるような場合で、埋め戻して使用可能な状態にするためには巨額な支出を要する土地・建物
- 使用が困難となった構築物だが、校舎と一体となっており、処分するためには長期にわたり校舎を閉鎖しなければならない場合
- 倉庫に保管しているPCB入りトランス（変圧器）等で、外部要因により処分するのに相当期間を要すると想定されるもの

3-3 仕訳例

Q 有姿除却等損失を計上する場合、どのような仕訳になるのでしょうか。

また、有姿除却等損失による固定資産の減少は、固定資産明細表の「当期減少額」に含

めて記載するのでしょうか。

A 固定資産の評価の対象となる固定資産の取得価額を 100、減価償却累計額を 50、備忘価額を 1 とした場合、備忘価額を残し固定資産の計上額を減少させることとなる。これを仕訳で示すと以下のとおりである。

(借方) 減価償却累計額	50	(貸方) 固定資産	99
(借方) 有姿除却等損失	49		

なお、当該固定資産についてはその全額 100 が基本金の取崩し対象となる。

有姿除却等損失による固定資産の減少がある場合には、固定資産明細表の当期減少額の欄に当該固定資産の取得価額から備忘価額を除いた金額 99 を記載する。また当該固定資産の減価償却累計額については固定資産明細表の減価償却累計額から減少させる必要がある。

3-4 計上年度

Q 固定資産の評価に当たり、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除く際に、理事会等の承認はいつ行ったらよいのでしょうか。

A 原則として有姿除却等損失を計上する日の属する会計年度において理事会等の承認が行われる必要がある。ただし、いわゆる決算理事会において有姿除却等損失が計上された計算書類が議決された場合には、対象となった計算書類の年度に承認があったものとみなす。

3-5 備忘価額

Q 備忘価額はなぜ残す必要があるのでしょうか。また備忘価額はどのように決定すればよいですか。

A 第 8 号通知 II 1.(1)において「備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除く」とされているのは、固定資産の評価を実施した後も当該固定資産を引き続き保有していることを帳簿上明らかにするためのものである。このため、備忘価額は学校法人が規程等で合理的に決めた価額（例えば 1 円）となる。

なお、処分ができる状況である場合には、固定資産の評価の対象とはならないため、市場価格や売却価格はここでいう合理的に決めた価額とはならない。

3-6 適用範囲：グループ償却

Q グループ償却を行っている機器備品等についても、固定資産の評価の対象となりますか。

A いわゆるグループ償却を行った場合、現物の有無にかかわらず、耐用年数の最終年度に一括除却処理する方法も妥当な会計処理として取り扱うものとされている。したがっ

て、本来グループ償却を採用している場合には、固定資産の評価の対象にならない。ただし、グループ償却は飽くまで事務手続の簡素化という観点から認められるものであり、例えば、災害等で使用が困難となり、かつ処分もできないような固定資産が大量に生じたような場合にまで、固定資産の評価を行わないのは適当ではない。したがって、災害等で被害を受けた資産については会計上も有姿除却等損失を計上すべきである。

例えば、グループ償却を採用した学校法人においても、個々の機器備品等を固定資産管理システムに登録していることがある。この場合、使用が困難で処分ができない機器備品等を特定することが可能であるため、当該取得価額を参考に按分計算を行う等の方法で有姿除却等損失の金額を合理的に算定することとなる。

3-7 適用範囲：土地

Q 土地についても固定資産の評価の対象となりますか。また、土地を使用できない又はそれが困難な状況とは、どのような場合ですか。

A 土地についても固定資産の評価の対象となる。

固定資産の評価は、使用が困難となり、かつ処分のできないような状況にある固定資産について、資産計上を続けることが学校法人の財政状態を適切に表さないと考えられることから、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くものである。したがって、資産として計上されている土地についても評価対象に含まれる。3-2の条件に全て該当する場合には、固定資産の評価を行うことになる。

なお、土地については使用が困難でかつ処分のできない状況は通常想定されない。しかし、今後数十年にわたり立入禁止とされ、その後の状況も判断できないような場合には固定資産の評価を行うことが認められることとなろう。例えば、土地が警戒区域内や計画的避難区域等に指定され、使用が不可能である場合等が考えられる。

3-8 適用範囲：無形固定資産

Q 無形固定資産についても固定資産の評価の対象となりますか。

A 3-2の条件に全て該当する場合には無形固定資産（例えば、借地権、施設利用権等）についても固定資産の評価対象に含まれる。

なお、通常無形固定資産については、処分のできない状況は想定されないため、使用が困難となった時点で除却により処理すれば足りると考えられる。

3-9 有姿除却等損失と基本金取崩し

Q 有姿除却等損失を計上した場合、固定資産は備忘価額を残しますが、基本金は全額取崩しの対象となるため両者は一致しません。固定資産明細表及び基本金明細表上、その旨の注記を付す必要はありませんか。

A 有姿除却等損失を計上した場合は、「第八号様式（第36条関係）」の注4にある「贈与、

災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合」に該当するため、当該事由を固定資産明細表（第八号様式）の摘要欄（書ききれない場合は脚注）に記載しなければならない。

また、基本金明細表（第十号様式）では注記は求められていないが、「要組入高」の取崩額及び当期末残高が固定資産明細表の当期減少額及び期末残高と一致しないこととなるため、差異内容を基本金明細表等に記載することが望ましい。

3-10 再使用した場合

Q 一旦、固定資産の評価を行い、備忘価額を付した固定資産について、将来状況が変化し使用が困難でなくなったため、再度使用又は転用した場合には、当該固定資産の帳簿価額を増額させることはできますか。

A 将来において新たな知見が発見され、技術革新等により使用が困難であった状況等が解消され、使用又は転用が可能となる状況になった場合でも、当該固定資産の帳簿価額を増額させることはできない。

4 有価証券

4-1 学校法人会計基準と時価会計の関係

Q 基準第 27 条と時価会計の関係を教えてください。

A 基準では、従来から金融商品について時価会計を導入せず、有価証券の注記情報の充実で対応してきている。

今回の基準の一部改正においても、有価証券の評価は取得原価主義を維持しており、また基準第 27 条において「(取得) 価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き時価によって評価する」こととなっており、従来と変わりはない。基準第 27 条の「時価によって評価」は取得原価主義の枠内での帳簿価額の切り下げであり、資産と負債を毎期末の時価で評価する時価会計とは異なるものである。

なお、基準第 27 条の「時価によって評価」の考え方は、企業会計でいうところの有価証券の減損処理に相当する概念であることから、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号、以下「金融商品会計基準」という。）で定義付けられている「時価」の概念や「回復可能性の判断」等については、実務上の判断において具体的に参考になる。

4-2 有価証券の時価

Q 有価証券の取得価額と比較する「時価」とは、どのような価額をいうのですか。

A 有価証券の取得価額と比較する「時価」とは、公正な評価額を指し、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額をいい、金融商品会計基準に定める内容と同様である。有価証券に付すべき時価

には、当該有価証券が市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の「市場価格に基づく価額」と、当該有価証券に市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」とがある。有価証券を時価評価する場合に用いられる時価は、具体的には以下のようになる。

なお、会計年度末の時価については原則として市場価格に基づいて算定された価額とする。ただし、継続して適用することを条件として、会計年度末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。

(1) 株式

株式に付す時価は市場価格とし、市場において公表されている取引価格の終値を優先適用し、終値がなければ気配値を適用する。当日の終値も気配値も公表されていない場合は、同日前直近において公表された終値又は気配値とする。また、ブローカーの店頭及びシステム上において取引されている株式については、そこで成立している売買価格又は気配値を市場価格とする。

(2) 債券又は証券投資信託

債券又は証券投資信託に付す時価は市場価格とし、市場価格がない場合には、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。債券の市場価格とする取引価格は、株式の取引価格に準じた終値又は気配値とする。なお、合理的に算定された価額を取扱金融機関等（証券会社、ブローカー、情報ベンダーを含む。）に問合せすることも考えられる。

4-3 「著しく低くなった場合」に該当するかどうかの判定

Q 有価証券については、時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価するものとしており、特に市場価格がある場合は、50%以上の下落や、30%以上50%未満の下落、といったように具体的な数値によって考え方を区分しています。

「著しく低くなった場合」という概念とこれらの数値の関係は、どのように理解すればよいですか。

A 有価証券の時価が「著しく低くなった場合」とは、必ずしも数値化できるものではないが、少なくとも個々の銘柄の有価証券の時価が取得価額に比べて50%以上下落した場合には「著しく低くなった場合」に該当すると判断すべきである。この場合には、合理的な理由がない限り、時価が取得価額まで回復する見込みがあるとは認められないため、評価減を行わなければならない。

また、例え時価の下落率が50%未満であっても、30%以上の下落があった場合には、それが「著しく低くなった場合」に該当するかどうかは、各学校法人の判断で合理的な基準を設けて判断することとなる。

なお、個々の銘柄の有価証券の時価の下落率が30%未満の場合には、一般的には「著

しく低くなった場合」に該当しないものと考えられる。

時価の下落率	「著しく低くなった場合」かどうかの判定
50%以上	「著しく低くなった場合」に該当する。
30%以上 50%未満	各学校法人において、著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断する。
30%未満	「著しく低くなった場合」に該当しない。

4-4 時価のある有価証券の回復可能性の判断

Q 時価が取得価額に比べて 50%以上下落した場合には、特に合理的と認められる理由が示されない限り、時価が取得価額まで回復が可能とは認めないものとしてされていますが、ここでいう「特に合理的と認められる理由」とはどのようなものですか。

A 一般的に、有価証券の時価の「回復が可能と認められるとき」とは、株式の場合、時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね1年以内に時価が取得価額にほぼ近い水準にまで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいう。この場合の合理的な根拠は、個別銘柄ごとに、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して検討することが必要である。ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌年度もそのように予想される場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。

他方、債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは回復する可能性があるものと認められるが、格付けの著しい低下があった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。

質問のように時価が取得価額に比べて 50%以上下落した場合の「特に合理的と認められる理由」とは、時価が取得価額まで回復する見込みがあることを合理的な根拠をもって予測できる程度の理由であり、1年後の時価は通常予測可能なものではないため、実務的にはこれを示すことは極めて困難と思われる。

したがって、例えば、会計年度末日において時価が 50%以上下落している場合でも、その計算書類の理事会承認日までの間に、時価が取得価額まで回復している場合のように、回復の事実が明らかな事象に基づき、飽くまでも限定的に解釈すべきである。

4-5 時価の下落率が30%以上50%未満の場合における「合理的な基準」

Q 時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断するとされていますが、この「合理的な基準」とは具体的にどのようなものですか。

A 時価の下落率が50%未満であっても、状況によっては時価の回復可能性がないとして減損処理を要する場合があることから、時価の著しい下落があったものとして、回復可能性の判定の対象とされることもある。この場合、時価の著しい下落率についての固定的な数値基準を定めることはできないため、時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、状況に応じ個々の学校法人において時価が「著しく低くなった」と判断するための合理的な基準を設けて判断することとなる。

この「合理的な基準」は個々の学校法人においてそれぞれ設けることになるため、様々なものが考えられるが、具体的に、どのような場合に「著しく低くなった」と判断するのかを明確にしておくことが必要である。その指標としては、例えば株式については株価の推移、株式の発行会社の財政状態、株式の発行会社の経営成績の推移など、債券については格付け機関による格付け、債券の発行体の財政状態、債券の発行体の経営成績の推移などが考えられる。

なお、恣意性を排除するために、「合理的な基準」については文書をもって設定しておく、毎期継続的に適用することが必要である。

4-6 市場価格のない株式の評価

Q 市場価格のない有価証券のうち、株式については当該株式の発行会社の実質価額を時価とみなすとされていますが、実質価額の算出に際して、発行会社の土地の含み損益を把握できる場合、これを考慮する必要がありますか。

A 市場価格のない株式の実質価額は第8号通知に記載のとおり「一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従い作成された財務諸表を基礎とした1株当たりの純資産額」であり、これを時価とみなすことになるが、「基礎とした」とあることから、より実態に近い財政状態を算定するため、発行会社の財務諸表を無条件に使用するのではなく、発行会社の保有する資産等を時価評価して算定することも考えられる。したがって、発行会社の財務諸表において資産等の時価評価が行われていない場合は、発行会社の土地の含み損益等、時価評価のための資料が合理的に入手可能であれば、これを考慮して実質価額を算定する。

4-7 市場価格のない株式の回復可能性の判断

Q 市場価格のない株式については、当該株式の発行会社の実質価額が、取得価額に比べて50%以上下落した場合には、十分な証拠によって裏付けられない限り、その回復が可能とは認めないものとする、とされていますが、ここでいう「十分な証拠」とは具体的に

にどのようなものですか。

A 市場価格のない株式について、その実質価額が取得価額に比べて 50%以上下落し「時価が著しく低くなった場合」に該当したとしても、例えば学校法人からの出資割合が 2 分の 1 以上の出資先会社等であって、事業計画等を入手して回復可能性を判定することが可能なこともあるため、回復することが合理的に裏付けられる場合には、「十分な証拠」と考えることができ、相当の減額をしないことも認められる。

ただし、事業計画等は実行可能で合理的なものでなければならず、その回復可能性の判断は每期見直すことが必要であり、その後の実績が事業計画等を下回った場合など、事業計画等に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、その期末において相当の減額をするか否かについて検討しなければならない。

4-8 外貨建て有価証券の評価換え

Q 外貨建て有価証券の場合、取得価額と比較する時価は外貨ベースと邦貨ベースのどちらですか。また、評価換えを行う場合の当該有価証券の評価差額はどのように計算しますか。

A 取得価額と時価との比較は外貨ベースで行い、貸借対照表価額は決算時の為替相場により円換算した額によることとなる。

(例) 時価のある外貨建株式A銘柄を 1,000 株所有している。

取得価額＝外国通貨による取得原価(100 米ドル/株)×取得時レート(80 円/米ドル)
×1,000 株
＝8,000,000 円

決算時の外国通貨による時価(40 米ドル/株)、会計年度末レート(110 円/米ドル)

(1) 「著しく下落した」かどうかの判定

$(40 \text{ 米ドル} - 100 \text{ 米ドル}) \div 100 \text{ 米ドル} = \Delta 60\%$

著しい下落である。

(2) 会計年度末の評価額

$40 \text{ 米ドル} \times 110 \text{ 円/米ドル} \times 1,000 \text{ 株} = 4,400,000 \text{ 円}$

(3) 評価差額の計算

取得価額 8,000,000 円 - 会計年度末の評価額 4,400,000 円 = 3,600,000 円

4-9 有価証券評価差額の事業活動収支計算書上の表示

Q 事業活動収支計算書上、有価証券の評価換えを行った場合の有価証券評価差額はどの区分に計上しますか。

また小科目としてどのような科目を使うのがよいですか。

A 有価証券の評価換えによる損失額は、経常的な事業活動を通じて発生する性格のもの

ではなく、時価の著しい下落という特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な資産価額の強制的引下げであって、資産の処分に伴う損失額に準ずる性格のものであると考えられる。

第8号通知では、資産処分差額は事業活動収支計算書の特別収支に含まれることとしていることから、大科目「資産処分差額」、小科目「有価証券評価差額」と表示するのが妥当である。

また、引当特定資産に含まれる有価証券について評価換えによる損失が生じた場合には、一般の有価証券の評価差額とは区分して表示する。

- (例) 事業活動収支計算書の特別収支
(大科目) 資産処分差額
(小科目) 有価証券評価差額
○○引当特定資産評価差額

5 注記事項 その他

5-1 活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記の記載

Q 活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記において、該当する項目に金額がない場合は項目を省略してもよいですか。

A 第8号通知Ⅲ1.(注記例)の脚注において、「(注) 該当する項目のみに数値を記入する。」とされていることから、該当する項目に金額がない場合であっても項目を省略できない。

5-2 有価証券の時価情報に係る注記の記載

Q 有価証券の時価情報に係る注記の明細表において、該当する種類がない場合には、当該種類を省略してもよいですか。

A 当該注記は、学校法人の保有する有価証券を種類別に記載することにより、運用リスクを一層明確に開示することを目的としている。

したがって、債券、株式、投資信託、貸付信託の4種類については、該当する種類がない場合であっても省略できない。

なお、注記の趣旨に鑑みて、この様式にかかわらず、より詳細な種類内容を明細表として記載することを妨げるものではない。

5-3 時価のない有価証券

Q 時価のない有価証券には、何が該当しますか。

A 有価証券のうち、「時価」のないものをいい、「時価」とは、公正な評価額を指し、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定

した場合の取引価額をいい、金融商品会計基準に定める内容と同様である。(4-2参照)。
時価のない有価証券の例示としては、合理的に価額を算定することが困難な非上場株式、私募債等がこれに当たる。

5-4 学校法人間取引の範囲

Q 学校法人間取引として注記する取引については、第8号通知に例示されている取引のほかにはどのようなものが考えられますか。

A 学校法人間取引は、学校法人の経営状況や財政状態についてより透明性を高める観点から、注記が求められているものであり、財政的な支援取引が対象となる。しかし、その取引の範囲については一律に定められない面があるため、重要性があると認められる場合には、原則として有償・無償にかかわらず、明らかに財政的な支援取引ではないものを除き、学校法人間における全ての取引が対象となる。

注記の対象とならない取引としては、例えば、科学研究費補助金により取得した教育研究用機器備品を教員の移籍に伴い移籍元の学校法人から移籍先の学校法人に寄付する場合のように、法令等の要請による取引など明らかに財政的な支援取引ではないものが該当する。

また、取引が無償の場合又は有償であっても取引金額が時価に比して著しく低い金額による場合には、原則として第三者間において通常の取引として行われる場合の金額によって重要性を判断しなければならない。

第8号通知Ⅲ3.(2)に例示されている貸付け、借入れ、寄付金(現物寄付を含む。)、人件費等の負担及び債務保証のほか記載する取引としては、例えば、固定資産等の売買及び賃貸借、学校債の発行・引受、担保提供・受入れ等が該当する。

なお、担保提供・受入れがある場合は「取引の内容」の欄に、その旨、担保資産の種類及び金額(担保の提供を受けている場合には債務の額)を記載する。

5-5 第3号基本金の組入れに係る計画集計表

Q 基金を組入れ済みで、かつ、運用果実を基金として組み入れない場合には、第3号基本金の組入れに係る計画集計表には記載しなくてもよいですか。

A 計画の組入目標額に達した後、基金の運用果実の事業使用残額を基金として充当しない場合等、組入れが行われない場合であっても、貸借対照表上の計上金額の内訳を示す「第3号基本金の組入れに係る計画集計表」の記載を省略することは適当ではない。

したがって、基金を組入れ済みで、かつ、運用果実を基金として組み入れない場合には、「第3号基本金の組入れに係る計画表」は作成されないが「第3号基本金の組入れに係る計画集計表」には記載する。

なお、計画が1件のみの場合には、計画集計表の作成は必要ない。

5-6 第4号基本金に相当する資金を有している場合の注記省略の可否

Q 当法人は第4号基本金に相当する資金を有しているため、第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対応策の注記は省略してもよいですか。

A 学校法人会計基準第34条により記載するものとされており、学校法人会計基準第7号様式においても示されている注記であり省略はできない。

5-7 第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記の記載

Q 第4号基本金に相当する資金の注記に記載した「有価証券」及び「〇〇特定資産」に含み損がある場合は、当該注記の記載金額は貸借対照表計上額を記載するのですか、それとも時価を記載するのですか。

A 当該注記に記載される資金の金額は、支払資金として短期的に決済可能な資金の金額を記載することになる。

「有価証券」に含まれるものには、譲渡性預金やMMF（マネー・マネジメント・ファンド）等の短期的に決済されるものが該当すると考えられ、含み損が生じることは想定していない。

5-8 第4号基本金の組入れがない知事所轄法人の注記

Q 第4号基本金の組入れがない知事所轄学校法人において第4号基本金に相当する資金を有していない場合の注記はどのようになりますか。

A 学校法人会計基準第39条の規定により、第4号基本金の組入れがない場合には、その旨を記載することとなる。

5-9 第4号基本金に対応した特定資産の計上区分

Q 「第4号基本金に相当する資金」を「第4号基本金に対応する名称を付した特定資産」として計上する場合には、貸借対照表上「流動資産」として計上するのですか。

A 「第4号基本金に対応する名称を付した特定資産」は、支払資金としての機能を有している資産であるため、短期的に決済されるものが想定されている。

学校法人では、原則としていわゆるワンイヤールール（1年基準）により、「流動資産」と「固定資産」の区分を行っているが、「学校法人会計基準別表第三 貸借対照表記載科目」備考において、特定資産は「用途が特定された預金等をいう。」とされ、「固定資産」として計上される。

したがって、短期的に決済可能な資金であっても、特定資産であることから「固定資産」として計上することになる。

5-10 部門別の第4号基本金の組入れの可否

Q 第4号基本金の恒常的に保持すべき資金の額の組入れに関して、法人全体で組入額を

計算するのですか、又は部門別に組入額を計算するのですか。

- A 第4号基本金の恒常的に保持すべき資金の額の組入れは、法人全体で計算するのが原則である。ただし、会計単位及び資金が部門別に独立している場合には、第4号基本金の計算を部門別に行うことができる。

以 上

当印刷物の複写については「日本公認会計士協会」の許可を得ております。

テーマ② 会計検査院の实地検査

講師 菊池裕明氏
〔日本私立学校振興・共済事業団
助成部補助金課長〕

担当 酒井伸委員

会計検査院の实地検査

2016（平成28）年11月9日

日本私立学校振興・共済事業団
補助金課長 菊池 裕明



本日の内容

- 1 平成28年度私立短期大学の入学状況等
- 2 私立大学等経常費補助金の概要
- 3 会計検査院の検査 等



1 平成28年度 私立短期大学の入学状況等

【大学】			
28年度	27年度	増減	
集計学校数	577校	579校	△ 2校
入学定員	467,525人	463,697人	3,828人 (0.8%)
入学者	488,209人	487,064人	1,145人 (0.2%)
志願者	3,629,277人	3,513,499人	115,778人 (3.3%)
受験者	3,489,798人	3,376,430人	113,368人 (3.4%)
合格者	1,245,863人	1,241,262人	4,601人 (0.4%)
志願倍率	7.76倍	7.58倍	0.18ポイント
合格率	35.70%	36.76%	△ 1.06ポイント
歩留率	39.19%	39.24%	△ 0.05ポイント
入学定員充足率	104.42%	105.04%	△ 0.62ポイント
入学定員充足率 100%未満の学校数 (44.5%)	257校	(43.2%) 250校	7校

志願倍率=志願者÷入学定員, 合格率=合格者÷受験者, 歩留率=入学者÷合格者, 入学定員充足率=入学者÷入学定員

【短大】			
28年度	27年度	増減	
集計学校数	311校	315校	△ 4校
入学定員	61,251人	62,464人	△ 1,213人 (△ 1.9%)
入学者	55,171人	57,951人	△ 2,780人 (△ 4.8%)
志願者	83,116人	89,349人	△ 6,233人 (△ 7.0%)
受験者	80,685人	87,680人	△ 6,995人 (△ 8.0%)
合格者	67,381人	71,585人	△ 4,204人 (△ 5.9%)
志願倍率	1.36倍	1.43倍	△ 0.07ポイント
合格率	83.51%	81.64%	1.87ポイント
歩留率	81.88%	80.95%	0.93ポイント
入学定員充足率	90.07%	92.78%	△ 2.71ポイント
入学定員充足率 100%未満の学校数 (66.9%)	208校	(61.0%) 192校	16校

志願倍率=志願者÷入学定員, 合格率=合格者÷受験者, 歩留率=入学者÷合格者, 入学定員充足率=入学者÷入学定員

(参考: 18歳人口)

18歳人口	1,190,262人	1,199,977人	△ 9,715人 (△ 0.8%)
-------	------------	------------	-------------------

日本私立学校振興・共済事業団

※私学事業団調べ

3

平成28年度 私立短期大学の入学状況 (地域区分別)

地域区分	年度	集計 学校数	入学定員 A	入学者 E	入学定員充 足率 E/A
北海道	27	15	2,825	2,558	90.55
	28	15	2,805	2,522	89.91
	増減	0	△ 20	△ 36	△ 0.64
東北	27	22	3,985	3,505	87.95
	28	22	3,835	3,297	85.97
	増減	0	△ 150	△ 208	△ 1.98
関東 (埼玉、千葉、東京、 神奈川県を除く)	27	17	2,710	2,256	83.25
	28	17	2,636	2,192	83.16
	増減	0	△ 74	△ 64	△ 0.09
埼玉※	27	12	2,250	2,042	90.76
	28	12	2,250	1,959	87.07
	増減	0	0	△ 83	△ 3.69
千葉※	27	8	1,770	1,621	91.58
	28	8	1,770	1,552	87.68
	増減	0	0	△ 69	△ 3.90
東京※	27	37	7,124	7,476	104.94
	28	36	6,940	7,034	101.35
	増減	△ 1	△ 184	△ 442	△ 3.59
神奈川※	27	13	2,850	3,085	108.25
	28	13	2,850	2,940	103.16
	増減	0	0	△ 145	△ 5.09
甲信越	27	15	2,525	2,263	89.62
	28	15	2,515	2,160	85.88
	増減	0	△ 10	△ 103	△ 3.74
北陸	27	9	1,960	1,802	91.94
	28	9	1,960	1,780	90.82
	増減	0	0	△ 22	△ 1.12
東海 (愛知を除く)	27	16	3,140	2,799	89.14
	28	16	3,025	2,682	88.66
	増減	0	△ 115	△ 117	△ 0.48
愛知※	27	22	4,330	3,999	92.36
	28	21	4,230	3,883	91.80
	増減	△ 1	△ 100	△ 116	△ 0.56

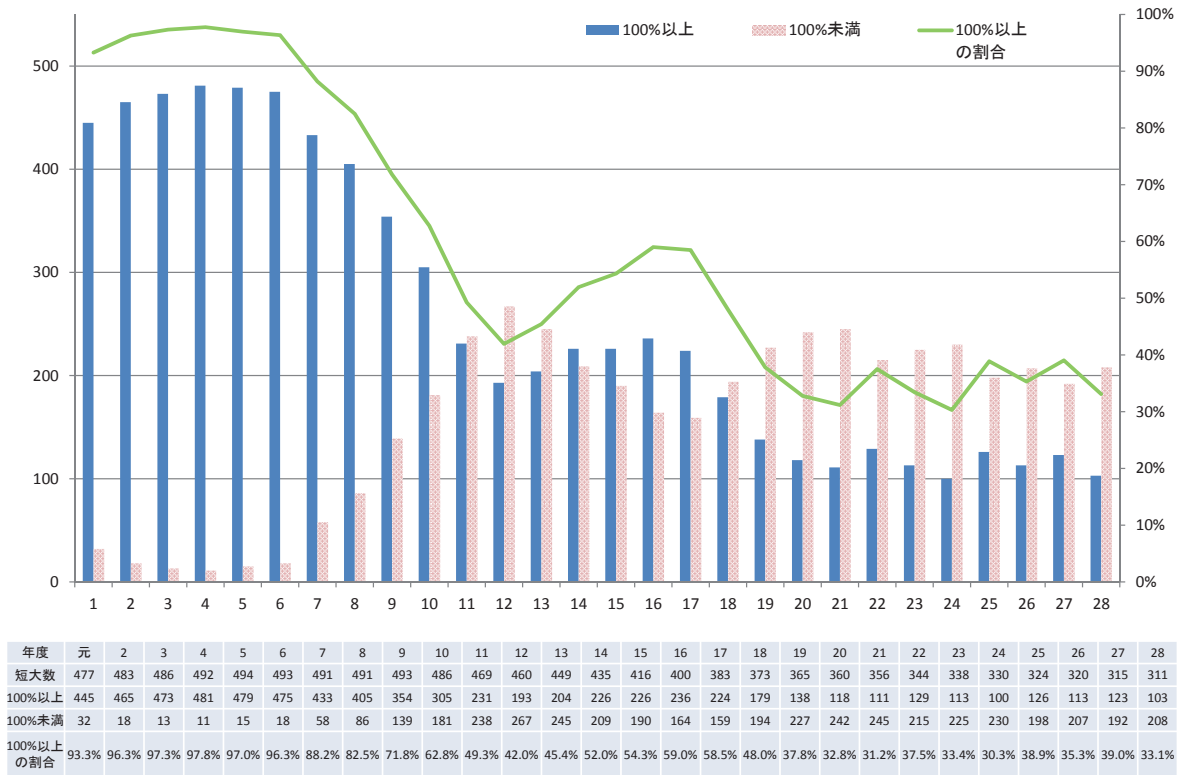
日本私立学校振興・共済事業団

※私学事業団調べ

4

地域区分	年度	集計 学校数	入学定員 A	入学者 E	入学定員充 足率 E/A
近畿 (京都、大阪、 兵庫を除く)	27	8	1,440	1,332	92.50
	28	8	1,430	1,175	82.17
	増減	0	△ 10	△ 157	△ 10.33
京都※	27	12	2,255	2,038	90.38
	28	11	2,100	1,984	94.48
	増減	△ 1	△ 155	△ 54	△ 4.10
大阪※	27	25	6,010	5,754	95.74
	28	25	6,110	5,519	90.33
	増減	0	100	△ 235	△ 5.41
兵庫※	27	17	3,410	3,005	88.12
	28	17	3,360	2,921	86.93
	増減	0	△ 50	△ 84	△ 1.19
中国	27	19	3,455	3,017	87.32
	28	18	3,145	2,772	88.14
	増減	△ 1	△ 310	△ 245	0.82
四国	27	11	2,050	1,753	85.51
	28	11	2,010	1,614	80.30
	増減	0	△ 40	△ 139	△ 5.21
九州	27	37	8,375	7,646	91.30
	28	37	8,280	7,185	86.78
	増減	0	△ 95	△ 461	△ 4.52
全国計	27	315	62,464	57,951	92.78
	28	311	61,251	55,171	90.07
	増減	△ 4	△ 1,213	△ 2,780	△ 2.71 (-1.9%) (-4.8%)
三大都市圏 (※の地域)	27	146	29,999	29,020	96.74
	28	143	29,610	27,792	93.86
	増減	△ 3	△ 389	△ 1,228	△ 2.88 (-1.3%) (-4.2%)
その他の地域	27	169	32,465	28,931	89.11
	28	168	31,641	27,379	86.53
	増減	△ 1	△ 824	△ 1,552	△ 2.58 (-2.5%) (-5.4%)

私立短期大学の入学定員充足状況

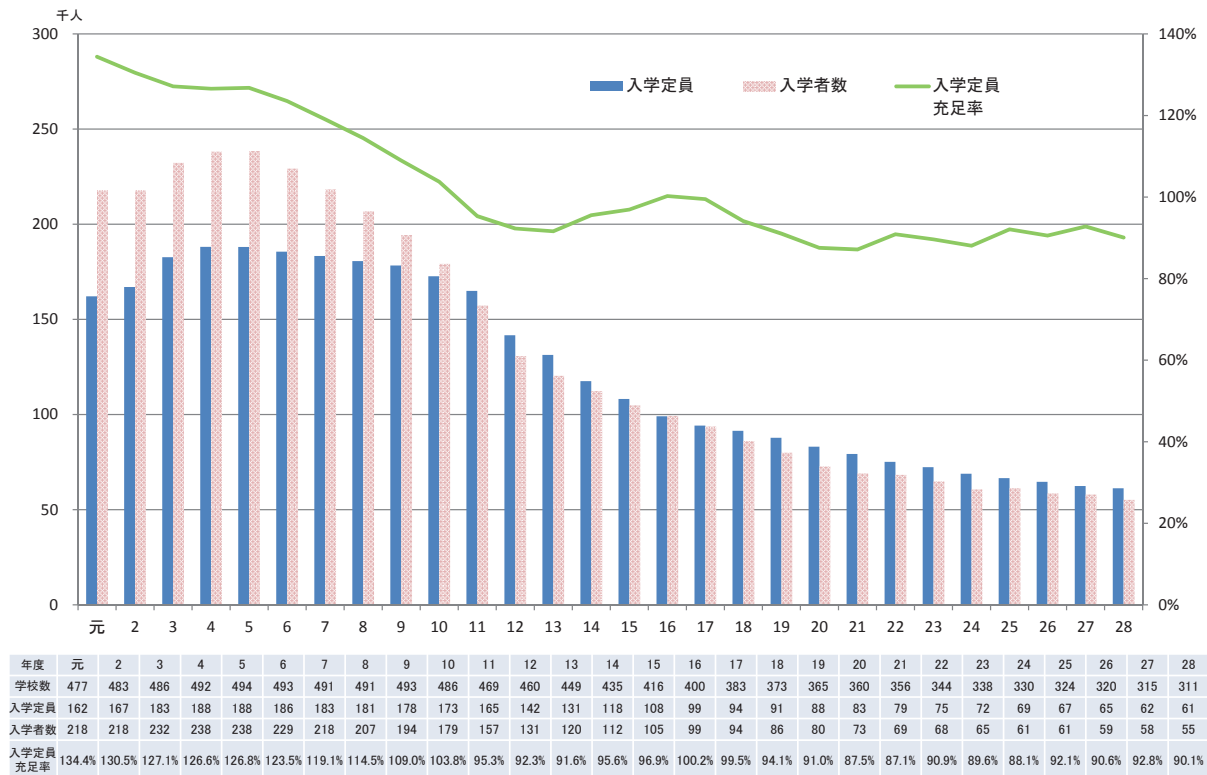


日本私立学校振興・共済事業団

※私学事業団調べ

6

私立短期大学の入学者数・入学定員・入学定員充足率の推移



日本私立学校振興・共済事業団

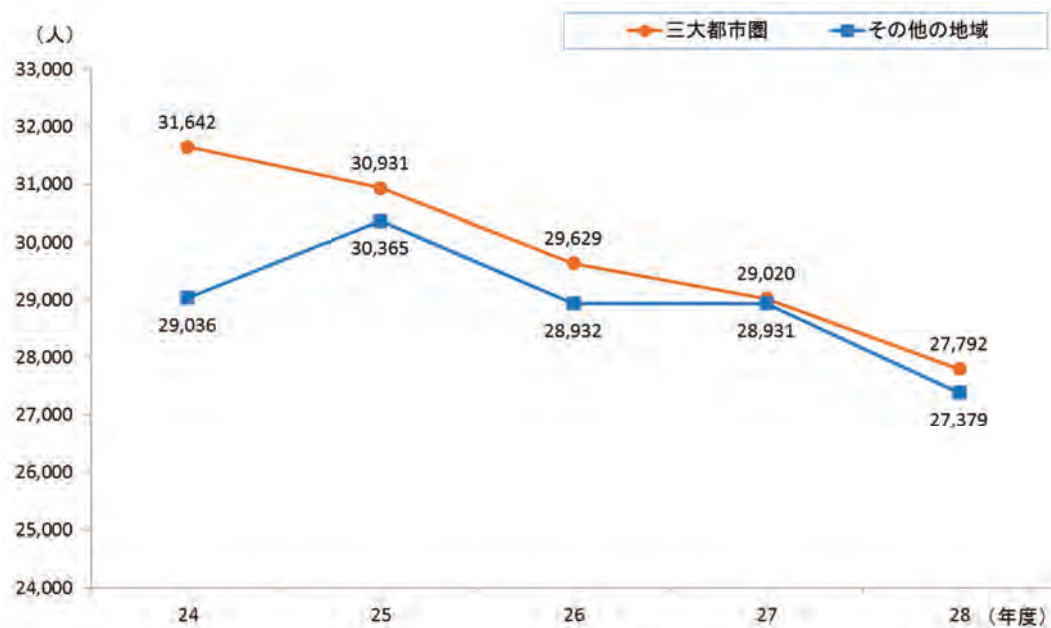
※私学事業団調べ

7

私立大学と私立短期大学の入学者等比較

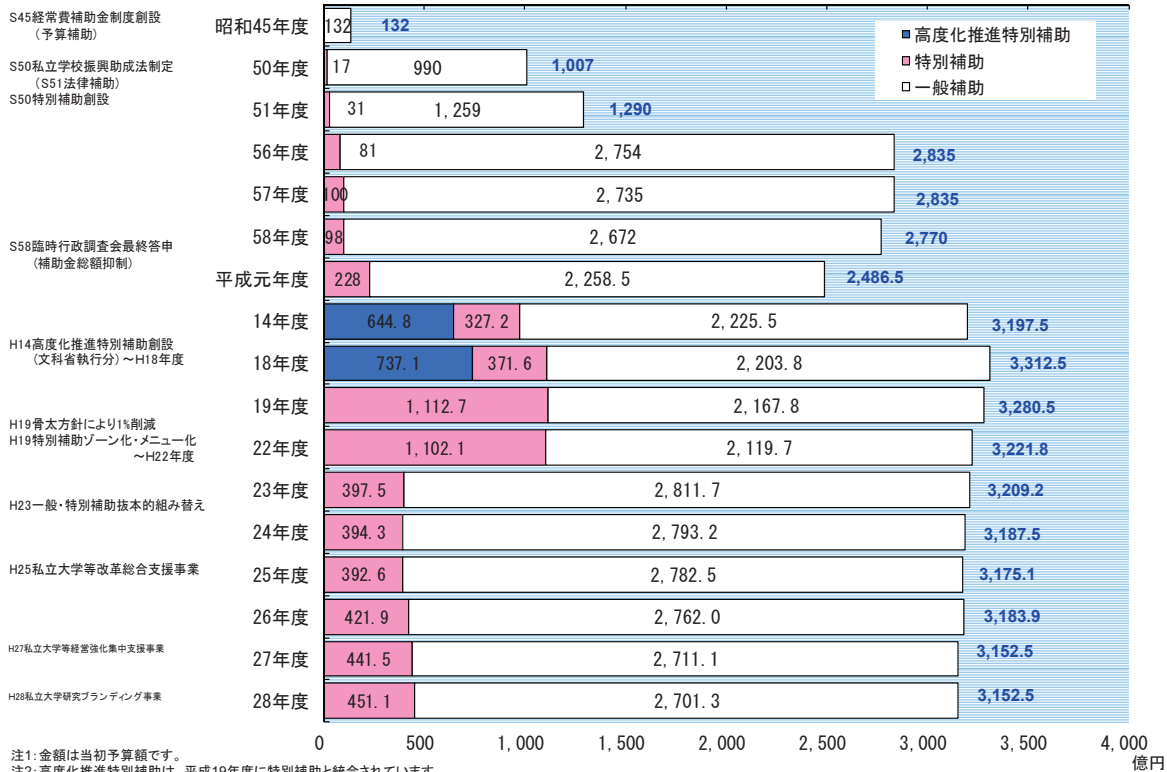


三大都市圏とその他の地域の入学者比較（短期大学）



※三大都市圏...埼玉・千葉・東京・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫の地域
 その他の地域...三大都市圏以外の地域

2 私立大学等経常費補助金の概要



日本私立学校振興・共済事業団

■ 平成28年度予算の概要

平成27年度

【一般会計】 3,153億円

(一般補助) 2,711億円(86.0%) (特別補助) 441億円(14.0%)

2,711億円	成長力強化への貢献 51億円	社会人受入れ 45億円	国際交流基盤整備 64億円	大学院等基盤整備 148億円	経営強化等 49億円	授業料減免等 85億円
---------	-------------------	----------------	------------------	-------------------	---------------	----------------

【復興特別会計】 28億円

授業料減免(被災者分) 17億円	復興特別補助 11億円
---------------------	----------------

平成28年度

【一般会計】 3,153億円(前同)

(一般補助) 2,701億円(85.7%) (特別補助) 451億円(14.3%)

2,701億円	成長力強化への貢献 62億円	社会人受入れ 46億円	国際交流基盤整備 63億円	大学院等基盤整備 147億円	経営強化等 47億円	授業料減免等 86億円
---------	-------------------	----------------	------------------	-------------------	---------------	----------------

【復興特別会計】 18億円

授業料減免(被災者分) 7億円	復興特別補助 11億円
--------------------	----------------

私立大学等改革総合支援事業の充実
187億円(うち一般補助95億円)
*一般補助及び特別補助の内数

地方に貢献する大学等への支援を充実

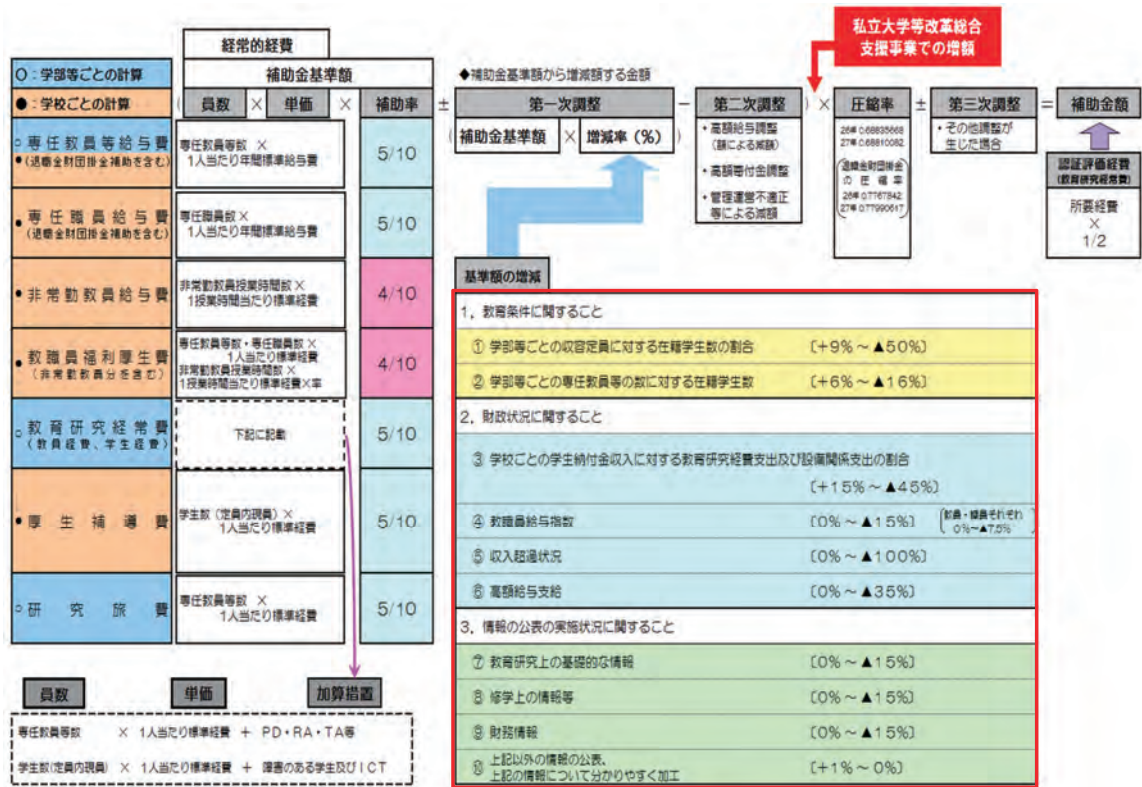
私立大学研究ブランディング事業の新設
50億円*上記の内数

私立大学等経営強化集中支援事業の推進
45億円*上記の内数

対象人数増による充実等

日本私立学校振興・共済事業団

■ 一般補助計算の仕組み



日本私立学校振興・共済事業団

13

■ 平成28年度 特別補助項目一覧

NO.	補助項目	※ ◎印の補助項目は改革総合支援事業分
I	成長力強化に貢献する質の高い教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方に貢献する大学等への支援【新規】 ● 医学部入学定員の増員 ◎ 教育の質的転換 (タイプ1) ◎ 産業界・他大学等との連携 (タイプ3)
II	社会人の組織的な受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ● 正規学生としての受入 ● 多様な形態による受入れ ● 社会人の受入れ環境整備 ◎ 地域発展 (タイプ2)
III	大学等の国際交流の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外からの学生の受入れ ● 海外からの教員の招へい ● 学生の海外派遣 ● 教員の海外派遣 ● 大学等の教育研究環境の国際化 ● 実践的な語学力の習得や国際理解の推進 ● クールジャパンを活用した日本文化の発信 ◎ グローバル化 (タイプ4)
IV	大学院等の機能の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学院における研究の充実 ● 研究施設運営支援 ● 大型設備等運営支援 ● 私立大学研究ブランディング事業【新規】 ● 大学間連携等による共同研究 ● 専門職大学院等支援 ● 法科大学院支援 ● 短期大学・高等専門学校における教育研究の充実
V	経営強化等支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営強化集中支援事業 ● 教学改革推進のためのシステム構築・職員育成 (継続分) ● 持続的な大学改革を支える職員育成 (継続分) ● 未来経営戦略推進経費 (継続分)
VI	授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業料減免事業等支援 ● 卓越した学生に対する授業料減免等 ● 学生の経済的支援体制等の充実 ● 特色ある経済的支援策
VII	東日本大震災からの復興支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業料減免事業等支援 (震災分) ● 被災私立大学等復興特別補助

日本私立学校振興・共済事業団

14

■ 不交付又は減額の事由（私立大学等経常費補助金取扱要領から一部抜粋）

法令違反等

- ア 補助金を他の用途へ使用、法令違反、所轄庁処分違反、不正手段による補助金受給
- イ 学校法人の財産を不正に使用
- ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書に記載すべきものを記載しなかった又は虚偽記載
- エ 上記ウの書類の備付け及び閲覧義務（私立学校法41条）違反
- オ 事業団又は地方公共団体からの借入金に係る契約条項に違反し、その返還を請求されたもの
- カ 入学に関する寄付金又は学校債の收受等により入学者選抜の公正が害されたと認められるもの
- キ 偽りその他不正の手段により設置認可を受けたもの
- ク 学校経営に係る刑事事件により役員又は教職員が逮捕及び起訴されたもの
- ケ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間の訴訟や紛争あり、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、その機能の全部若しくは一部休止
- コ 理事会又は評議員会が長期間開催されず、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、その機能の全部若しくは一部休止
- サ 教職員間の争議行為等又は学生による施設占拠、授業放棄等正常でない行為により、教育その他の学校運営が著しく阻害され、その機能の全部若しくは一部休止
- シ ア～サに掲げる事由のほか、私立学校振興助成法第5条第1号又は第5号に該当する場合で必要があると認められるもの
 - 一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
 - 五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

財政状況

- ア 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を6月以上1年未満の期間怠っているもの
- イ 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を1年以上怠っているもの
- ウ 破産手続き開始の決定を受けたもの
- エ 負債総額が資産総額を上回ったもの
- オ 銀行取引停止処分を受けたもの
- カ ア～オの事由のほか、私立学校振興助成法第5条第4号に該当する場合で必要があると認められるもの
 - 四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

その他

定員の充足状況、設置後完成年度を超えていない、募集停止

■ 経常費補助金が不交付又は減額となる例

- 理事長、理事による不適切な支出
- 簿外経理
- 役員の不祥事
- 認可に関する虚偽申請 など

■ 私立大学等改革総合支援事業

平成28年度予算額 201億円(201億円)

[経常費：167億円(144億円) 活性化設備費：23億円(46億円) 経常費：11億円(11億円)]

- 高等教育全体の質の向上には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務。
- このため、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費による一体的支援を実施。
- 教育の質的転換の取組について重点的に措置するとともに、**高大接続改革に取り組む大学を追加的に支援(タイプ1)**。また、大学の特色に応じて申請できる**タイプ2～4も充実**。
- 対象は、延べ670校程度を想定(各タイプ間の重複採択あり)
- 3年間の事業実績を踏まえて、設備費を縮減する一方、**経常費増額により採択校を拡充**。

基本スキーム

タイプ2「地域発展」(160校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

- 自治体との包括連携協定の締結
 - 全学的地域連携センターの設置
 - 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム等
- ※首都圏整備法等に定める都市部にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外。

タイプ3「産業界・他大学等との連携」(80校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 長期インターンシップ
- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD等

タイプ4「グローバル化」(80校)

国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
 - 外国人教員・学生の比率
 - 地域のグローバル化への貢献等
- ※必須要件 グローバル化対応ポリシーの策定。

タイプ1「教育の質的転換」(350校)

全学的な体制での教育の質的転換(学生の主体的な学修の充実等)を支援

- <評価する取組(例)>
- 全学的な教学マネジメント体制の構築
 - シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
 - 学生の学習時間等の把握と充実
 - 学生による授業評価結果の活用
 - 外部組織と連携したproject-Based Learningの実施等

+

高大接続改革に積極的に取り組む大学等を追加的に支援(新規)

- <評価する取組(例)>
- 多面的・総合的な入試への転換
 - 高等学校教育と大学教育の連携強化
 - アドミッションオフィス等の組織改善
 - 追跡調査など選抜方法の妥当性の検証等

■ 平成27年度 改革総合支援事業 選定状況(総表)

※()内は昨年度[26年度]

	大学			短大			高専		申請校数計	選定校数計	選定率	平均点(点)	選定ライン(点)
	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率	申請校数(校)	選定校数(校)					
タイプ1 【教育の質的転換】	479 (477)	219 (231)	46% (48%)	233 (227)	100 (82)	43% (36%)	2 (2)	1 (1)	714 (706)	320 (314)	45% (44%)	80.81 (70.07)	88 (78)
タイプ2 【地域発展】	316 (348)	120 (127)	38% (36%)	132 (150)	33 (28)	25% (19%)	1 (1)	0 (0)	449 (499)	153 (155)	34% (31%)	33.07 (34.29)	40 (43)
タイプ3 【産業界・他大学等との連携】	225 (234)	71 (55)	32% (24%)	51 (52)	3 (0)	6% (0%)	1 (1)	1 (0)	277 (287)	75 (55)	27% (19%)	20.33 (17.12)	29 (27)
タイプ4 【グローバル化】	204 (195)	75 (100)	37% (51%)	40 (43)	3 (3)	8% (7%)	0 (1)	0 (1)	244 (239)	78 (104)	32% (44%)	50.96 (41.52)	59 (46)
延べ計	1,224 (1,254)	485 (513)	40% (41%)	456 (472)	139 (113)	30% (24%)	4 (5)	2 (2)	1,684 (1,731)	626 (628)	37% (36%)	—	—
実数計	502 (505)	308 (319)	61% (63%)	242 (238)	111 (92)	46% (39%)	2 (2)	2 (1)	746 (745)	421 (412)	56% (55%)	—	—

※タイプ2においては、私立大学等改革総合支援事業委員会における審議を踏まえ、地域バランスの観点から一部調整している。

◆平成27年度 短期大学の選定状況

○ 短大の採択率は年々上昇
25年度29% (72校/250校) →26年度39% (92校/238校) →27年度46% (111校/242校)

○ 短大はタイプ3とタイプ4の採択率が低い

○ **3タイプ (タイプ1・2・3) に採択された短大が3校**

四国大学短期大学部、中村学園大学短期大学部、佐賀女子短期大学

○ **3タイプ (タイプ1・2・4) に採択された短大が2校**

長崎短期大学、別府溝部学園短期大学

○ **2タイプ (タイプ1・2) に採択された短大が17校**

函館短期大学、帯広大谷短期大学、富山福祉短期大学部、金沢学院短期大学部、金城大学短期大学部
松本大学松商短期大学部、中部学院大学短期大学部、名古屋経済大学短期大学部、豊橋創造大学短期大学部
京都光華女子大学短期大学部、大阪城南女子短期大学、鳥取短期大学、松山東雲短期大学、
今治明德短期大学、久留米信愛女学院短期大学、西九州大学短期大学部、鹿児島女子短期大学

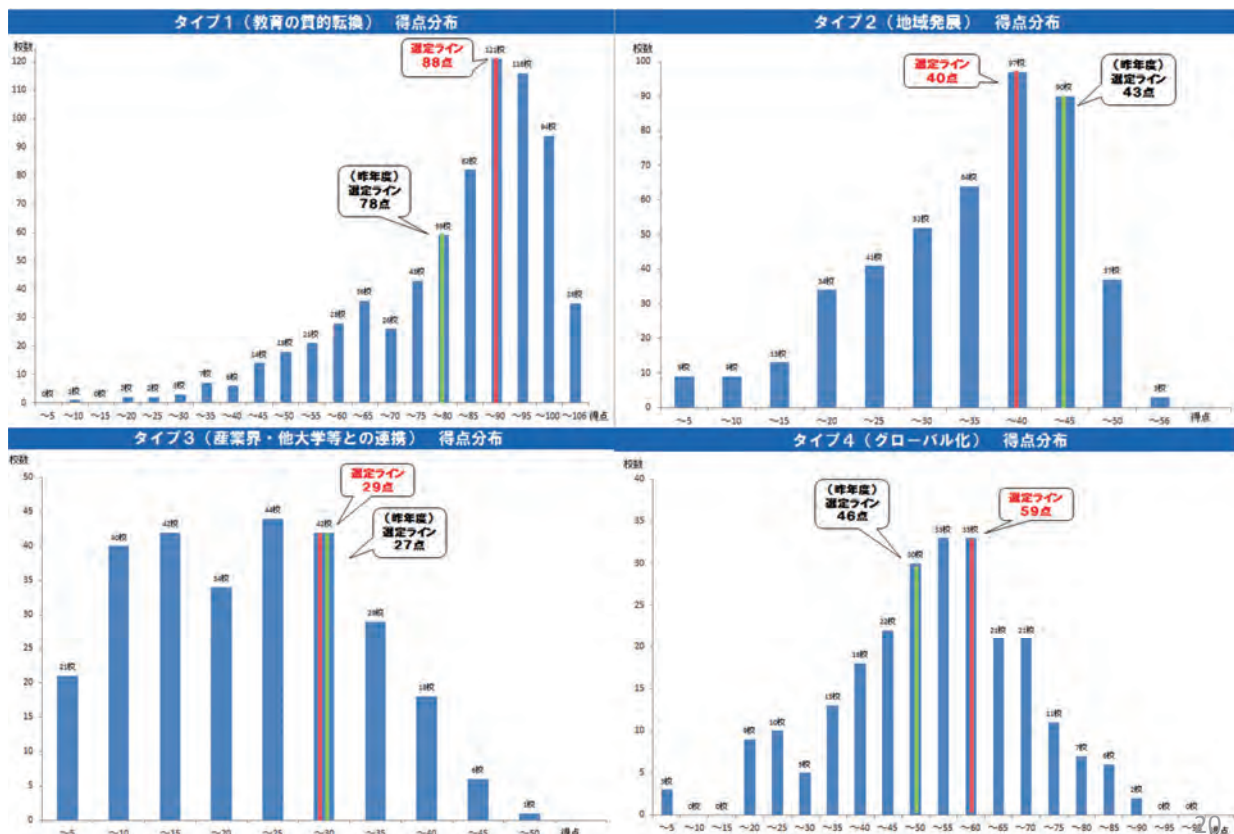
○ **2タイプ (タイプ1・4) に採択された短大が1校**

関西外国語大学短期大学部

○ **1タイプのみ採択された短大が88校**

タイプ1 = 77校 タイプ2 = 11校

■ 改革総合支援事業に見る教学改革進行状況 タイプ別得点



■ 平成28年度の変更点 (タイプ1)

※27年度選定88点

タイプ1「建学の精神を生かした大学教育の質向上」

設問	27年度 回答			28年度 回答			
	実施	一部実施	未実施	実施	一部実施	未実施	
	1	4点	0点	0点	4点	0点	0点
1 基本的事項に係る評価	2	10点	0点	6点	0点	0点	
	3	5点	0点	5点	0点	0点	
	4	3点	0点	4点	0点	0点	
		5点	2点	0点			
	小計	27点			19点		
	5	10点	5点	0点	5点	3点	0点
	6	5点	3点	0点	5点	3点	0点
	7	5点	2点	0点	5点	2点	0点
	8	10点	0点	0点	10点	0点	0点
	9	5点	3点	0点	5点	3点	0点
	10	4点	2点	0点	5点	3点	0点
11	5点	2点	0点	5点	2点	0点	
	4点	2点	0点				
小計	48点			40点			
2 多様な取組に係る評価	12	3点	1点	0点	3点	1点	0点
	13	3点	2点	0点	3点	2点	0点
	14	3点	2点	0点	3点	2点	0点
	15	5点	2点	0点	5点	2点	0点
	16	3点	2点	0点	3点	2点	0点
	17	3点	0点	0点	3点	0点	0点
	18	2点	0点	0点	2点	0点	0点
	小計	31点			22点		
3 革新的な取組に係る評価	19	2点	0点	0点	2点	0点	
	20	2点	1点	0点	6点	0点	
	21	4点	0点	0点	7点	0点	
	22	3点	0点	0点	3点	0点	
	23	3点	0点	0点	3点	0点	
小計	21点			21点			
合計	106点			102点			

日本私立学校振興・共済事業団

21

■ 平成28年度の変更点 (タイプ2)

※27年度選定40点

タイプ2「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」

設問	27年度 回答			28年度 回答		
	実施	一部実施	未実施	実施	一部実施	未実施
	1	10点	5点	0点	3点	1点
1 (1) 実施体制	2	7点	3点	0点	7点	3点
	3	5点	0点	0点	5点	0点
	4	5点	3点	0点	5点	3点
	小計	27点			20点	
1 (2) 貢献内容	5	3点	2点	0点	5点	3点
	6	3点	2点	0点	5点	3点
	7	2点	0点	0点	3点	0点
	8	2点	0点	0点	2点	1点
	9	2点	0点	0点	3点	2点
	10	5点	3点	0点	5点	3点
	11	2点	0点	0点	2点	0点
	12	2点	0点	0点	2点	0点
	13	2点	0点	0点	2点	0点
	14	2点	0点	0点	3点	2点
	15	2点	0点	0点	2点	0点
	16	2点	0点	0点	2点	0点
	17	2点	0点	0点	2点	0点
小計	29点			38点		
合計	56点			58点		

日本私立学校振興・共済事業団

22

■ 私立大学等経営強化集中支援事業

平成28年度予算額 45億円(45億円)

○ 18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

基本スキーム

対象期間：平成27～32年度（2020年度）までの「私立大学等経営強化集中支援期間」

支援対象校：地方の中小規模私立大学等のうち最大150校程度

※三大都市圏以外に所在（三大都市圏の定義は首都圏整備法等を活用するが、平成27年度の対象地域に所在する大学等は対象とする。）、収容定員2,000人以下

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額（Bのみ）により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

選定・配分：経営改革に向けた取組（経営の新陳代謝）を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分

※自然的・社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施

※学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

	収容定員充足率	選定率・校数（目安）	配分額
タイプA（経営強化型）	80%～107%	50%程度・60～70校程度	3,000万円（平均）
タイプB（経営改善型）	50%～80%	70%程度・70～80校程度	3,500万円（平均）

主な評価項目例

◆経営状況の把握・分析

- 経営状況の把握・分析等に関するSDの実施
- 学部等ごとのSWOT分析等の実施

◆組織運営体制の強化

- 経営方針の企画立案等に係る機能の強化
- 監査体制の強化

◆学生募集・組織改編

- 地域における入学志願動向調査の実施
- 定員規模の見直し、学部等の改組（Bのみ）

◆中長期計画の策定等

- 中長期計画の進捗管理と見直し（PDCA）
- 中長期計画策定への教職員の参画状況

※タイプB枠での申請には、「経営改善計画」（財務上の数値目標・達成時期を含む中長期計画）の策定・提出を必須とする。

◆人事政策・経費節減等

- 人事考課の導入
- 経費節減目標の設定

◆他大学等との連携

- 共同IR、共同学生募集活動等の実施
- 他大学との学内施設等の共同利用

◆地域・産業界との連携等

- 地域経済への波及効果の分析
- 地方公共団体・企業からの資金提供

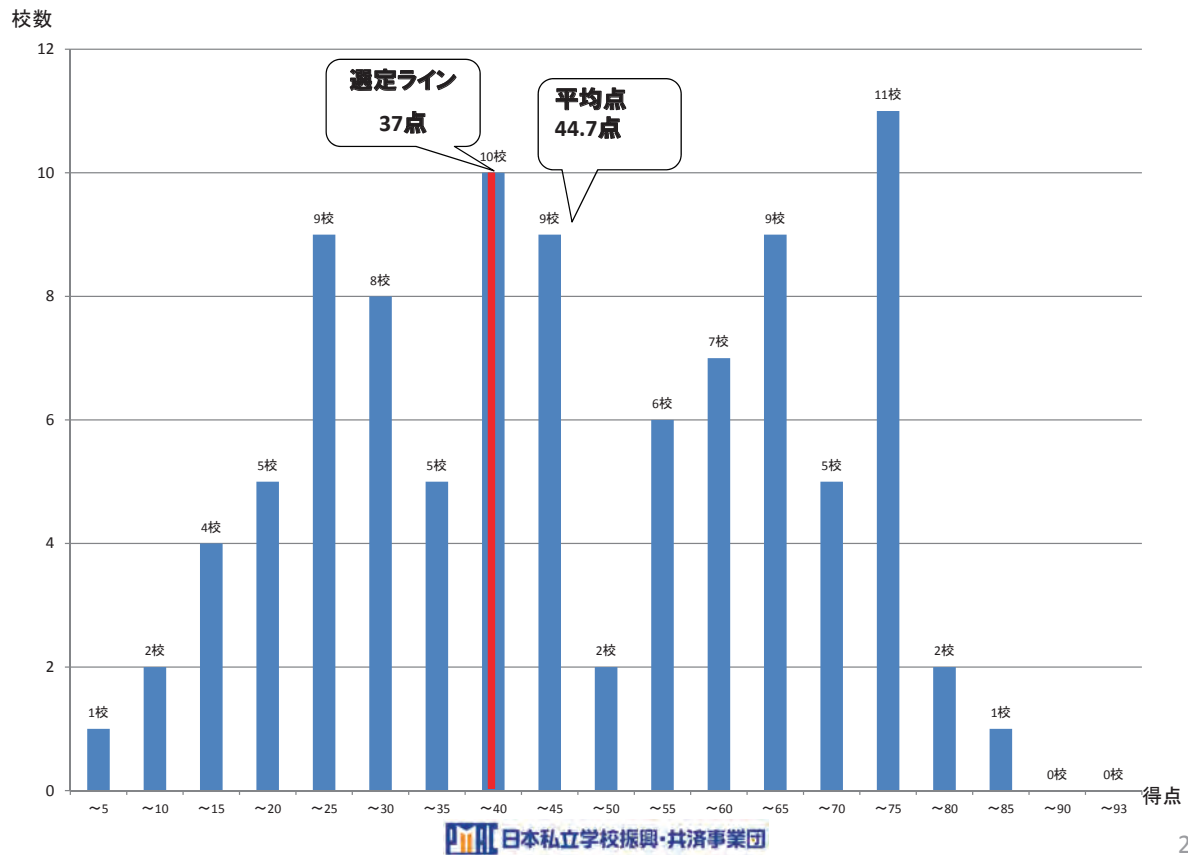
※法人合併、大学統合等を機関決定する場合には、別枠で加算する。（Bのみ）

29

■ 平成27年度 私立大学等経営強化集中支援事業 選定状況（総表）

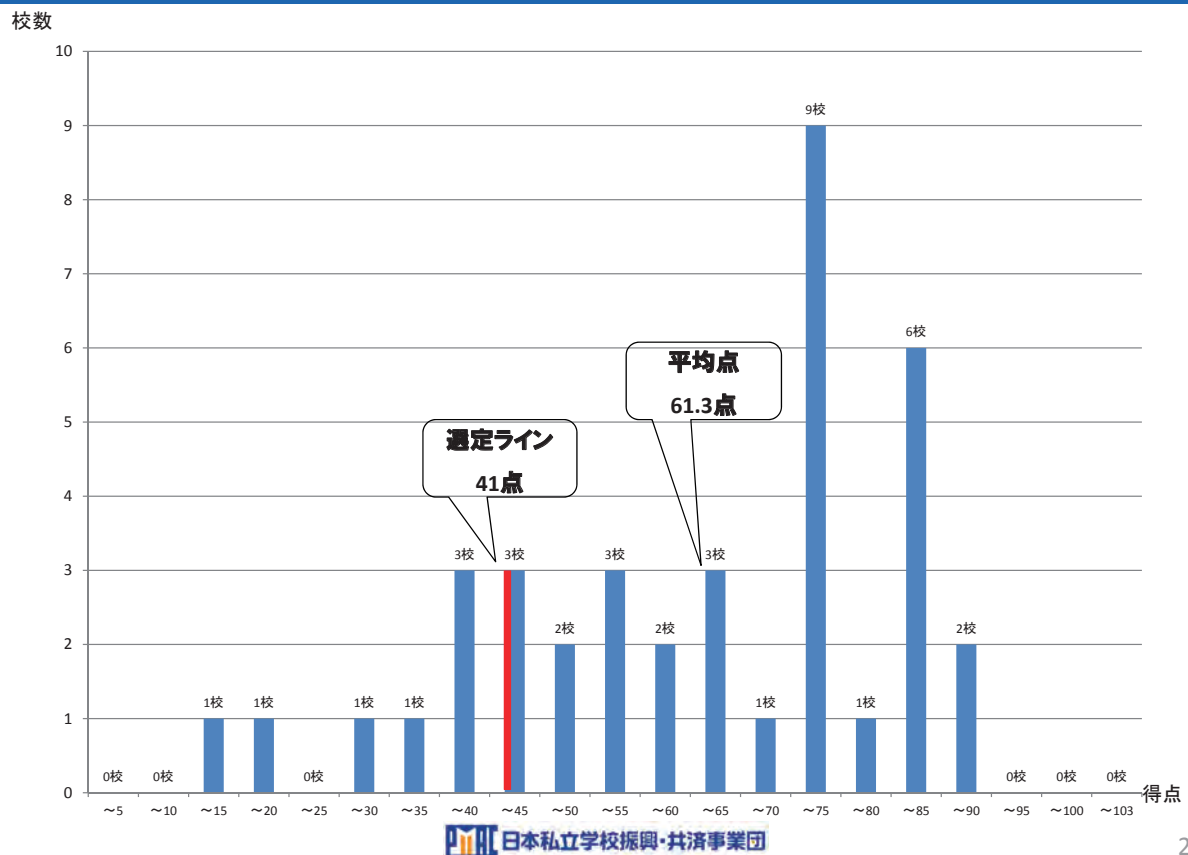
区分	大学				短期大学				高等専門学校		対象校数計	申請校数計	選定校数計	選定率	平均（点）	選定ライン（点）
	対象校数（校）	申請校数（校）	選定校数（校）	選定率	対象校数（校）	申請校数（校）	選定校数（校）	選定率	対象校数（校）	申請校数（校）						
タイプA 【経営強化型】	68	51	35	69%	75	45	23	51%	2	0	145	96	58	60%	44.7	37
タイプB 【経営改善型】	44	24	20	83%	36	15	12	80%	0	0	80	39	32	82%	61.3	41
合計	112	75	54	72%	111	60	34	57%	2	0	225	135	90	67%	-	-

■タイプA（経営強化型） 得点分布



27

■タイプB（経営改善型） 得点分布



28

■平成28年度 タイプAの得点表

設問		回答			設問		回答							
		実施	一部実施	未実施			実施	一部実施	未実施					
1 経営・状況分析の	1	SWOT分析の実施	2	1	0	(2)	1	定員規模の見直しの実施	2	0	組織改編			
	2	経営上の財務分析の実施	2	1	0		2	学部等の新設・募集停止・改組等の組織改編計画【重点項目】	5	0				
	3	経営・財務状況の把握・分析等についてのSDの実施	2	1	0		小計			7		0		
	4	学部等ごとのSWOT分析や経営財務状況の把握・分析	2	1	0		(3)	1	人事政策の策定	2		0	人事政策	
小計			8	0	2	人事考課の導入(教職員)【重点項目】		4	2	0				
2 組織運営体制	(1)	1	経営方針の企画立案・連絡調整に係る機能の強化【重点項目】	4	2	0	4 経営改善内容	(4)	1	経費削減目標の設定と具体的な対応策の実施【重点項目】	3	2	0	外務費削減の推進等
		2	経営方針の企画立案・連絡調整プロセスにおける教員の参画	2	1	0			2	外部資金獲得に向けた組織体制の強化	2	1	0	
		3	教職員を対象にした財務状況の説明会の実施	2	1	0			3	寄付金の獲得状況	1	0	0	
		4	理事会機能の強化(理事間の役割分担)	2	1	0			4	大学教育再生戦略推進費の獲得状況	2	1	0	
		5	常勤理事における外部人材の有無	2	1	0			5	委託研究による収入の状況	1	0	0	
	小計			12	0	6			共同研究による収入の状況	1	0	0		
	(2)	1	常勤の監事の有無	1	0	0		小計			10	0	5 他大学等との	
		2	定期的な内部監査の実施	1	0	0		1	共同IRの実施	1	0	0		
		3	監査計画の立案	2	0	0		2	共同学生募集活動の実施	1	0	0		
		4	中長期計画の監査の実施	2	0	0		3	共同SDの実施	1	0	0		
小計			6	0	0	4	教職員の人事交流	2	1	0				
3 中長期計画	1	財務計画を含む中長期計画の有無	2	1	0	6 地域・産業界との連携	1	地域貢献の情報発信【重点項目】	3	2	0			
	2	中長期計画の進捗管理と見直し【重点項目】	3	2	0		2	地元自治体との連携【重点項目】	4	2	0			
	3	中長期計画策定段階における教職員の参加	2	1	0		3	産業界との連携	2	0	0			
	4	中長期計画に基づいた予算の作成	2	1	0		4	企業・地方公共団体からの資金提供等	2	1	0			
	5	中長期計画の学内説明会の実施	2	1	0		5	大学等の取組に関して地域住民との意見交換の機会の有無	2	1	0			
小計			11	0	小計			9	0					
4 経営改善内容	(1)	1	地域における入学志願動向調査の実施【重点項目】	3	2	0	合計			94	0			
		2	卒業生、高等学校関係者や在学生の保護者から意見を聞く機会の有無	2	1	0	※【重点項目】は4点～3点の配点とする。							
		3	卒業生の在籍する企業のニーズ調査の実施	2	1	0	※黄色の網掛けは27年度との変更点である。							
		4	学生生活の満足度調査の実施	2	1	0								
		5	社会人の受入れ状況	2	1	0								
		6	留学生の受入れ状況	2	1	0								
		7	オープンキャンパスの状況	2	1	0								
		8	中途退学者の現状把握、原因分析及び減少対策	2	1	0								
小計			17	0										

■平成28年度 タイプBの得点表

設問		回答			設問		回答							
		実施	一部実施	未実施			実施	一部実施	未実施					
1 経営・状況分析の	1	SWOT分析の実施	2	1	0	(2)	1	定員規模の見直しの実施	2	0	組織改編			
	2	経営上の財務分析の実施	2	1	0		2	学部等の新設・募集停止・改組等の組織改編計画【重点項目】	5	0				
	3	経営・財務状況の把握・分析等についてのSDの実施	2	1	0		小計			7		0		
	4	学部等ごとのSWOT分析や経営財務状況の把握・分析	2	1	0		(3)	1	人事政策の策定	2		0	人事政策	
小計			8	0	2	人事考課の導入(教職員)【重点項目】		4	2	0				
2 組織運営体制	(1)	1	経営方針の企画立案・連絡調整に係る機能の強化【重点項目】	4	2	0	4 経営改善内容	(4)	1	経費削減(人件費を含む)目標の設定と具体的な対応策の実施【重点項目】	4	2	0	外務費削減の推進等
		2	経営方針の企画立案・連絡調整プロセスにおける教員の参画	2	1	0			2	役員報酬及び教職員給与額の見直し	2	1	0	
		3	教職員を対象にした財務状況の説明会の実施	2	1	0			3	外部資金獲得に向けた組織体制の強化	2	1	0	
		4	理事会機能の強化(理事間の役割分担)	2	1	0			4	寄付金の獲得状況	1	0	0	
		5	常勤理事における外部人材の有無	2	1	0			5	大学教育再生戦略推進費の獲得状況	2	1	0	
	小計			12	0	6			委託研究による収入の状況	1	0	0		
	(2)	1	常勤の監事の有無	1	0	0		小計			13	0	5 他大学等との	
		2	定期的な内部監査の実施	1	0	0		1	共同IRの実施	1	0	0		
		3	監査計画の立案	2	0	0		2	共同学生募集活動の実施	1	0	0		
		4	経営改善計画の監査の実施【重点項目】	3	0	0		3	共同SDの実施	1	0	0		
小計			7	0	0	4	教職員の人事交流	2	1	0				
3 経営改善計画	1	経営改善計画の進捗管理と見直し【重点項目】	5	3	0	6 地域・産業界との連携	1	地域貢献の情報発信【重点項目】	3	2	0			
	2	経営改善計画策定段階における教職員の参加	2	1	0		2	地元自治体との連携【重点項目】	4	2	0			
	3	経営改善計画の策定及び進捗管理における外部有識者等からの助言【重点項目】	5	0	0		3	産業界との連携	2	0	0			
	4	経営改善計画に基づいた予算の作成	2	1	0		4	企業・地方公共団体からの資金提供等	2	1	0			
	5	経営改善計画の学内説明会の実施	2	1	0		5	大学等の取組に関して地域住民との意見交換の機会の有無	2	1	0			
小計			16	0	小計			11	0					
4 経営改善内容	(1)	1	地域における入学志願動向調査の実施【重点項目】	3	2	0	合計			110	0			
		2	卒業生、高等学校関係者や在学生の保護者から意見を聞く機会の有無	2	1	0	※【重点項目】は5点～3点の配点とする。							
		3	卒業生の在籍する企業のニーズ調査の実施	2	1	0	※法人合併、設置者変更、大学統合等の経営統合等について機関決定する場合には、別途加算する。							
		4	学生生活の満足度調査の実施	2	1	0	※黄色の網掛けは27年度との変更点である。							
		5	社会人の受入れ状況	2	1	0								
		6	留学生の受入れ状況	2	1	0								
		7	オープンキャンパスの状況	2	1	0								
		8	中途退学者の現状把握、原因分析及び減少対策	2	1	0								
小計			17	0										

■私立大学研究ブランディング事業

平成28年度予算額 72.5億円【新規】

【施設・装置:5.5億円 設備:17億円 経常費:50億円】
※「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の継続採択分の支援を含む

学長のリーダーシップの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

タイプA【社会展開型】 (Research Center for Society)

支援対象
地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定分野の発展・深化に寄与する研究

- ・特定の地域あるいは分野における、地域の資源活用、産業の振興・観光資源の発掘、文化の発展への寄与、起業や雇用の創出等を目的とするもの
- ・申請は地方大学※1又は中小規模大学※2に限定

※1 三大都市圏（定義は首都圏整備法等を活用）以外に所在 ※2 収容定員8,000人未満

タイプB【世界展開型】 (Research Center for the World)

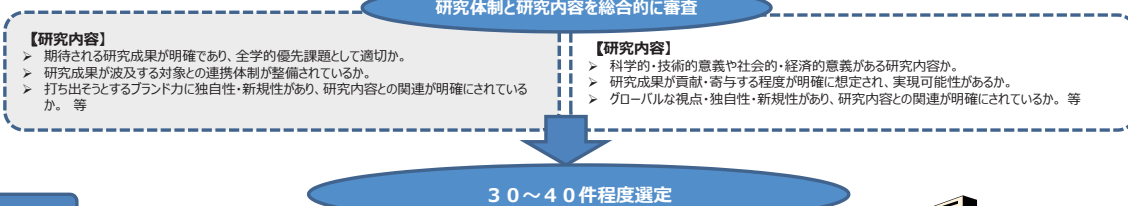
先端的・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する研究

- ・学際・融合領域・領域間連携研究により新たな研究領域の開拓、生産技術の確立や技術的課題への大きな寄与、国際連携等のグローバルな視点での横断的取組、社会的ニーズに対応した知の活用等を目的とするもの

選定方法イメージ

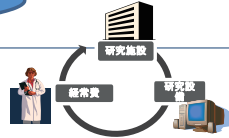
【研究体制】学長のリーダーシップの下で全学的優先課題としての設定や研究体制の整備の状況

- 事業計画への記載、学内予算及び人的資源の重点的・効率的配分、教育への展開計画の策定など、全学的優先課題として位置付けられているか。
- 研究活動・研究業績に係る点検・評価を実施し、その結果を研究組織あるいは全学的な管理運営に反映する体制が整備されているか。
- 研究活動の進捗管理及び支援に係るマネジメント体制、学内外の連携体制が整備されているか。等



補助条件イメージ

- ・各年度の申請は1大学1件限り
- ・文部科学省ホームページやシンポジウム等において各大学が打ち出す研究ブランド力を集約して発信
- ・各大学における研究の進捗状況及び成果の発信・普及を義務付け
- ・補助対象事業費の下限額：施設・装置1,000万円（予定）、設備500万円 経常費は最大5年間にわたり措置



※H28年度補助金説明会資料 31

◆ 特別補助の交付状況（設置校種別）

平成27年度 特別補助費目別交付額

（単位：千円）

区分	学校数			補助金額			補助金額(1校当たり)			
	大学	短大	高専	大学	短大	高専	大学	短大	高専	
I 成長力強化に貢献する質の高い教育	479	240	1	720	967,584	275,377	1,243,157	2,020	1,147	1,966
II 社会人の組織的な受入れ	381	124	0	505	2,942,543	226,543	3,169,086	7,723	1,827	6,275
III 大学等の国際交流の基盤整備	502	182	2	686	5,189,660	405,705	5,603,526	10,338	2,229	4,081
IV 大学院等の機能の高度化	391	0	0	391	3,943,695	0	3,943,695	10,086	0	10,086
V 未来経営戦略推進経費	55	35	0	90	1,904,000	1,114,000	3,018,000	34,618	31,829	33,533
VI 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	347	166	0	513	6,055,110	444,610	6,499,720	17,450	2,678	12,670
VII 東日本大震災からの復興支援	83	22	0	105	969,099	87,398	1,056,497	11,676	3,973	10,062
私立大学等改革総合支援事業	217	99	1	317	2,132,000	959,000	3,101,000	9,825	9,687	10,000
合計	552	294	3	849	41,591,145	4,696,226	46,319,499	75,346	15,974	10,709

◆ 交付状況分析例

1. 合計

区分	一般補助				特別補助				計			
	27年度	26年度	増減	増減率	27年度	26年度	増減	増減率	27年度	26年度	増減	増減率
補助金額	52,000	50,000	2,000	104.0%	13,200	5,000	8,200	264.0%	65,200	55,000	10,200	118.5%

2. 一般補助

項目	27年度	26年度	増減
教員数	20	20	0
職員数	12	12	0
学部等学生定員	400	400	0
学部等学生現員	395	390	5
	0.9875	0.975	

3. 特別補助

費目	27年度	26年度	増減
成長力強化に貢献する質の高い教育	1,500	1,200	300
正規学生としての受入れ	500	500	0
多様な形態による受入れ	0	0	0
社会人の受入れ環境整備	200	200	0
大学等の国際交流の基盤整備	1,200	1,200	0
大学院における研究の充実	0	0	0
研究施設運営支援	0	0	0
大型設備等運営支援	0	0	0
戦略的研究基盤形成支援	0	0	0
大学間連携等による共同研究	0	0	0
専門職大学院等支援	0	0	0
法科大学院支援	0	0	0
短期大学・高等専門学校における教育研究の充実	300	300	0
未来経営戦略推進経費	0	0	0
授業料減免事業等支援	1,100	1,200	-100
卓越した学生に対する授業料減免等	400	400	0
学生の経済的支援体制等の充実	0	0	0
特色ある経済的支援方策	0	0	0
特別補助小計	5,200	5,000	200
授業料減免事業等支援(震災分)	0	0	0
被災私立大学等復興特別補助	0	0	0
復興特別補助小計	0	0	0
改革総合小計	0	0	0
特別補助合計	5,200	5,000	200

4. 改革総合

改革	特別補助			得点		
	27年度	26年度	増減	27年度	26年度	増減
タイプ1	8,000	0	8,000	90	75	15
タイプ2	0	0	0	27	20	7
タイプ3	0	0	0	15	20	5
タイプ4	0	0	0	15	20	5
計	8,000	0	8,000			

一般補助 増減率（比較表 1）例

○短大

学科	入学定員		入学者数		入定充足率		収容定員		学生現員		取定充足率①		留年者		専任教員		算定基礎		取定充足率②		A区分		ST比		B区分		
	A		B		C=B÷A		D		E		F=E÷D		G		H		I=E-G		J=I÷D		K		L=E÷H		M		
	26	27	26	27	26	27	26	27	26	27	26	27	26	27	26	27	26	27	26	27	26	27	26	27	26	27	26
保育	100	100	103	103	103%	103%	200	200	210	209	105%	104%	5	8	13	13	205	201	102%	100%	6.0	9.0	16	16	▲ 6.0	▲ 6.0	
経営情報	100	100	85	90	85%	90%	200	200	180	186	90%	93%	1	1	7	7	180	186	90%	93%	▲ 2.0	0.0	28	28	▲ 10.0	▲ 10.0	
計	200	200	188	193	94%	96%	400	400	390	395	97%	98%	6	9	20	20	384	386	96%	96%			20	20			

学科	A区分		B区分		C区分		給与指数		高額給与		収入超過		情報公開		計	
	K	M	N	O	P	Q	R	S								
	26	27	26	27	26	27	26	27	26	27	26	27	26	27	26	27
保育	6.0	9.0	▲ 6.0	▲ 6.0											▲ 29.0	▲ 26.0
経営情報	▲ 2.0	0.0	▲ 6.0	▲ 6.0	▲ 30.0	▲ 30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	▲ 37.0	▲ 35.0

教育条件(学部等単位)

- ① A 収容定員に対する在籍学生数の割合 定員に近いほど増
- ② B 専任教員等の数に対する在籍学生数 少ないほど増

財政状況(学校共通)

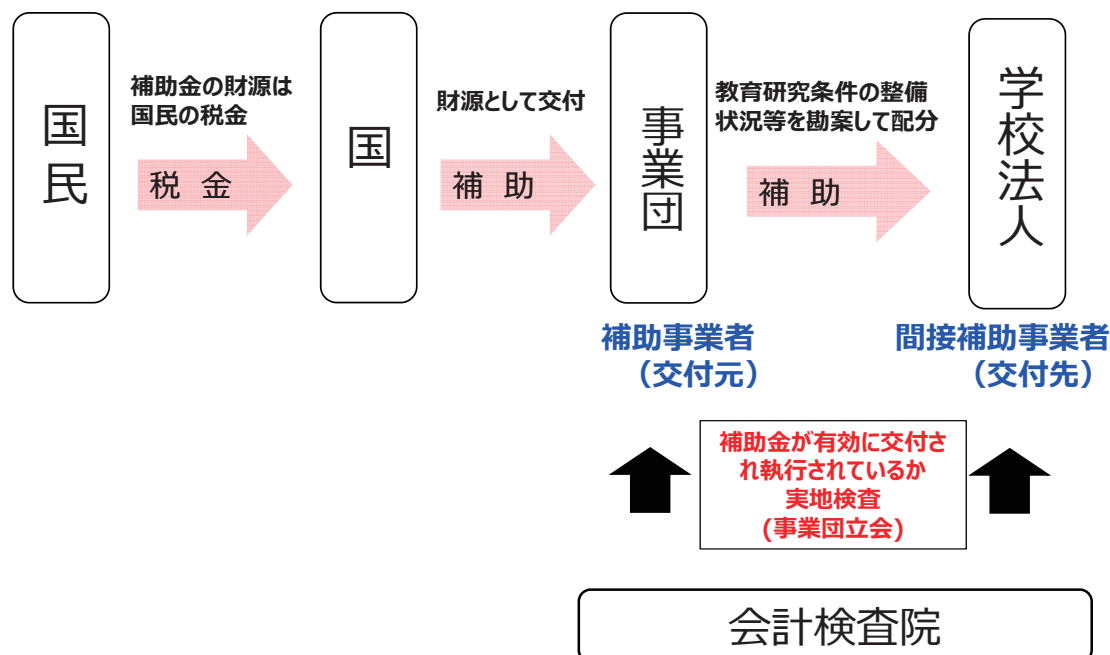
- ③ C 学生納付金に対する教育研究経費等の割合 割合が高いほど増
- ④ 教員・職員給与指数(年間平均給与) 年間平均給与が高いほど減
- ⑤ 教員・職員・役員の年間給与費額の状況(個別) 高額給与者が多いほど減
- ⑥ 学校法人の収入超過状況(貸借対照表) 収入超過額が多いほど減

情報公表(学校共通)

- ⑦ 教育研究上の基礎的な情報(専任教員数、授業料等)
 - ⑧ 修学上の情報等(入学者数、シラバス等)
 - ⑨ 財務情報(前年度の計算書類等)
 - ⑩ 上記以外の情報の公表、上記の情報について分かりやすく加工(教員一人当たりの学生数、財政状況を全般的に説明する資料等)
- 公表していない場合は減

学校配点	26	27
	▲ 30.0	▲ 28.0

3 会計検査院の検査等



I 実地検査の概要

○会計検査院法

第23条第1項（選択的検査対象）

会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、次に掲げる会計経理の検査をすることができる。

同条同項第3号

国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計

第25条（実地検査）

会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。

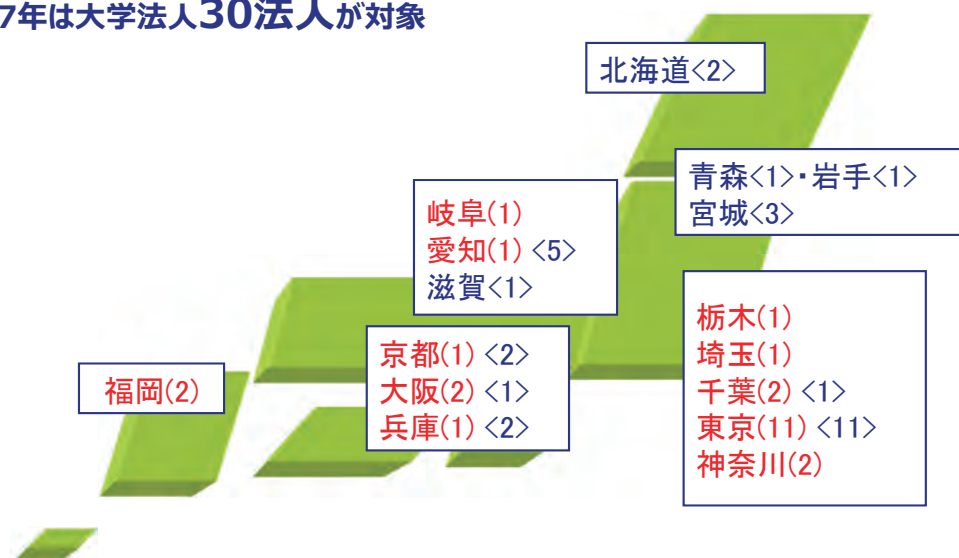
◆検査法人数等の推移

区 分		H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
検査法人数	大 学 法 人	28	22	19	30	25
	短 大 法 人	1		1		
	高 専 法 人					
	計	29	22	20	30	25
不当法人数	大 学 法 人	10	6	1	5	協議中
	短 大 法 人					
	高 専 法 人					
	計	10	6	1	5	

※ 表中の年は検査年である（例 H28 = 平成27年11月～平成28年5月の検査）

◆28年検査対象法人数

- ・28年は大学法人**25法人**が対象
- ・27年は大学法人**30法人**が対象



※ ()内は28年 < >は27年

◆ 検査対象と検査の流れ



検査対象の年度

会計検査院からの通知文書では、検査対象年度は原則過去5か年で指定

⇒ ただし、実際の検査は主に前年度と前々年度の2か年が対象として行われ、問題となる事項が発生した場合、さらにその前の3か年について問題がないか、検査の対象となり得る。



検査対象の範囲

会計検査院からの通知文書では、個別大学等ではなく学校法人全体で指定

⇒ ただし、実際には検査の対象となる大学等を特定し、当該検査において問題となる事項が発生した場合、他の設置大学等について問題がないか、検査の対象となり得る。



検査の流れ

平成28年検査（平成28年中の国会報告に向けた検査）の例では・・・

⇒ 平成27年11月～平成28年5月まで検査（これを「平成28年検査」という）
⇒ 平成28年11月に上記結果を「平成27年度決算報告」として内閣に提出

◆ 検査の結果どうなるか

過大交付が認められると「**不当事項**」として
当該年度の「**決算検査報告**」に掲載される

<http://report.jbaudit.go.jp/>

その後の措置

学校法人 → **事業団**

- ・過大交付額を返還
- ・原因、再発防止等の改善策を文書で提出

事業団 → **学校法人**

- ・返還額と同額を当該年度の一般補助から減額
（私立大学等経常費補助金取扱要領4（3））

◆不当事項項目（一般補助）

区 分		H22	H23	H24	H25	H26	H27
教員	1週間の割当授業時間数が基準未滿		1	1			1
職員	専任職員の割振りの誤り	1					
学生	留年者数の控除要件の不備						1
学生	基準日以降に退学決定の学生を除外	1			1		
学生	基準日以前に除籍の学生を算入			1			
学生	基準日現在の休学者を除外			1			
情報	情報の積極的な提供の不備		1				
一般補助 計		2	2	3	1	0	2

◆不当事項項目（特別補助：人数）

区 分		H22	H23	H24	H25	H26	H27
人数	教育研究拠点大学院重点経費（大学院基盤分）		4	2			
人数	大学院教育の実質化の推進			4			
人数	外国人留学生の受入れ		1				
人数	学生の海外派遣		1				
人数	大学等の国際化に向けた取組み			1			
人数	インターンシップの推進		1				
人数	看護師養成		1				
人数	専門職大学院等支援				1		
人数	短大・高専の教育組織の高度化（専攻科）支援		1				
人数	教員の異動に伴う教育研究環境整備		1				
人数	海外からの学生の受入れ					1	
人数	海外からの教員の招へい					1	

◆ 不当事項項目（特別補助：経費、取組、改革総合）

区 分		H22	H23	H24	H25	H26	H27
経費	教育・学習方法等改善支援			1			
経費	戦略的研究基盤形成支援事業（旧ハイテク・リサーチ、社会連携）			1	3		
経費	地域共同研究支援				1		
経費	研究施設			1			
経費	研究科特別経費（研究科分）			1			
経費	情報通信設備（借入）	1					
経費	授業料減免事業等支援経費					1	1
取組	学生と地域の協働企画		1				
取組	大学教育の質向上への一体的な取組支援			2	1		
特別補助 計		1	11	13	6	3	1

区 分		H26	H27
取組	25年度（タイプ1③） 大学等内にIRを専門で担当する部署の設置		1
取組	25年度（タイプ2⑤） 地域を対象とした課題解決型学習等の必修化		1
取組	25年度（タイプ3A⑨） 協定等に基づく学生の派遣・受入の実施		2
改革総合支援事業 計		0	4

◆ 指摘事項のポイント①（一般補助）

事 例

補助金算定の基礎となる専任教員として、1週間の割当授業時間数が**6時間未満の者を含めて申請**してしまった。

補助要件等

1週当たりの授業時間数が6時間以上であること。

※ただし、1週間の割当授業時間が6時間未満の者も特例に該当する場合は対象となる。

原因と対策

【原因】

「実習指導の授業時間数は直接指導する時間数を年間総時間数に含めることができる」という条件を理解していなかった。

【対策】

関係部署間の連携を強化し、変更点や留意事項等の周知徹底・情報の共有を図る。

● 実習指導のカウントについて

平成28年度事務担当者資料 第七章 補助金関係基本例題集「教職員関係」 P237より

Q 8 実習指導のカウントについて
実習指導の時間数は授業時間としてカウントすることはできるか。



回答 調査基準日である5月1日時点のシラバス・時間割等で、**担当教員名及び直接指導する時間が明確に確認できる場合は、その時間数は年間総時間としてカウントすることができる。**
なお、根拠資料で時間数が確認できないものは含まれない。

◆ 指摘事項のポイント②（一般補助）

事 例

留年者の有無について「有」と申請していたが、一部の講義について、シラバス等で成績評価基準等が明示されていなかった。

補助要件等

シラバス等において、**すべての講義等ごとにその担当教員が定めた学習目標や目標達成のための授業方法及び授業計画並びに、成績評価基準が明示されていること。**

原因と対策

【原因】
授業方法等が異なるいくつかの科目を例外として考えていた。

【対策】
学長より教職員に対し、シラバス作成について十分注意するよう周知した。
また、補助金申請の際は、取扱要領等を十分確認し、管理者及び複数の事務職員によるチェックの実施を徹底する。

◆ 指摘事項のポイント③（特別補助）

事 例

「教員の海外派遣」において、補助金申請当初、1年間の派遣期間を予定していたが、期間延長により2年以上となった者について実績報告を行っていなかった。

補助要件等

研修先機関からの招へい状に基づき、海外へ2か月以上2年未満の期間で派遣する者

原因と対策

【原因】

実績報告確認時に、招へい状の期間に変更がないことは確認していたが、延長申請が学内で承認されていたことを失念していた。

【対策】

調査票を作成する部署において、新たにチェック項目を追加し、補助金を申請する部署においても同様のチェックを行い、ダブルチェック体制を整備することで再発防止に努める。

◆ 指摘事項のポイント④（特別補助）

事 例

「授業料減免事業等支援」において、主たる家計支持者の収入が、配分基準で示す家計基準以上の学生のもが含まれていた。

補助要件等

- ① 事業に係る**規程等**が整備されていること。なお、規程等には経済的に修学困難な学生の授業料等減免等に係る**選考基準**が明記されていること。
- ② 学内において、**選考委員会等**が設置されていること。
- ③ 次の**ア**又は**イ**の家計基準に該当する学生に対する事業であること。
ア. 給与所得者 841万円以下 **イ. 給与所得者以外 355万円以下**

原因と対策

【原因】

申請する際に、記入要領にある家計基準の確認が不十分であり、申請内容と記入要領との確認を怠っていた。

【対策】

担当者任せとなっていた部分があったが、業務に関わる全ての職員が記入要領等の内容について正しく理解し、チェック体制の強化を図る。

◆ 指摘事項のポイント⑤（改革総合支援事業）

事 例

（25年度）タイプ2：地域特色型 （2）貢献内容 ⑤

地域を対象とした課題解決型学習やフィールドワークなど、学生が主体的に地域と関わる正課の授業を必修科目として実施していますか。

- 1) 8単位以上を必修としている。 3点
- 2) 必修としているが8単位未満である。 2点
- 3) 必修科目とはしていない。 0点

該当の授業科目が3・4年次の前期・後期で計8単位（2単位×4）あるとして「8単位以上を必修としている」と回答していたが、この授業科目は当該年度からの新しい授業科目であり、年次進行上、3年次のみが開講（4年次は未開講）であったため8単位未満となる。

補助要件等

当該年度に使用するシラバス等において確認できること。

原因と対策

【原因】

担当課において記入要領等きちんと把握せず、また思い込みで判断し処理していた。

【対策】

補助金の制度・記入要領等についての理解と確認を学校全体として実施し、担当者任せではなく、各課において二重三重のチェック体制を構築してミスを防ぐ。

◆ 指摘事項のポイント⑥（改革総合支援事業）

事 例

（25年度）タイプ3：多様な連携型 A（2）他の国内大学等との連携 ⑨

他の国内大学等との交流協定等に基づく学生の派遣・受入を実施していますか。

- 1) 実施している。 3点
- 2) 実施していない。 0点

【事例1】

派遣先が国内大学等（大学・短期大学・高等専門学校）ではなかった。

【事例2】

受入実績はあったが、派遣実績がなかった。

補助要件等

- ・本設問における「国内大学等」とは「国内の大学、短期大学、高等専門学校」。
- ・民間の研究所等は含まない。
- ・本設問では、基準時点期間内に派遣及び受入れの両方の実績があることが必要。

原因と対策

【原因】

派遣先の組織が「他の国内大学等」に該当すると誤って認識していた。
受入実績だけでもあれば基準を満たしていると誤った判断をしていた。

【対策】

Q & A等、詳細にチェックしたのは回答内容をまとめた担当者のみであったことが原因のひとつと考えられるため、担当者を複数配置し、事務体制・チェック体制の強化を行う。

◆私立大学等改革総合支援事業

➡ 平成26年より検査対象項目

➡ 文科省・事業団も現地調査を実施
(事業団では、平成27年度全国80校を現地調査)

! 根拠資料が未整備の学校を散見、必ず再点検を
⇒ チェックリストを用いて根拠資料の組織的な整備を

! 要件の誤った解釈、要件の見落としに注意
⇒ 判断がつかない場合は事業団に問い合わせを
⇒ 「統合版」を用いて調査項目について関係部署と
共通認識を

◆ チェックリスト

根拠資料の整備のため学内に保存 → 事業団の調査はこれに基づいて行われる。

平成28年度 私立大学等改革総合支援事業 チェックリスト

チェックリスト完成日	
チェックリスト記入担当者役職名・氏名(カッコ内は質問番号:例「タイプ1」①～⑦)	()
	()
	()
	()
	()
	()
	()
	()
	()
	()
	()
	()
	()
	()
	()
	()
最終確認責任者役職名・氏名	
学校名	

※本チェックリストは根拠資料とともに学校法人にて保存してください。
提出の必要はありません。

タイプ1「進学を精神を生かした大学教育の質向上」				
質問番号	備考	チェック項目	根拠資料名	記入欄
①	イ	3つのポリシー(AP・CP・DP)を公表しているか。		(Yes / No)
	ロ	3つのポリシーを踏まえた取組の点検・評価を行っているか。		(Yes / No)
	ハ	点検・評価の視点の中に、3つのポリシーの視点が盛り込まれているか。		(Yes / No)
	ニ	点検評価に学外者が参画しているか。		(Yes / No)
②	イ	当該組織名 (例) 大学協議会・全学教授会		()
	ロ	当該組織は、学内規定に基づき、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定を目的として設置された組織であるか。		(Yes / No)
	ハ	当該組織の構成員には、学長(又は学長に相当する職)、全学部長(短期大学・高等専門学校にあっては学部長)及び専門的な支援スタッフが含まれているか。		(Yes / No)
	ニ	当該組織の活動対象は、全学部等・研究科の教育活動を対象としているか。		(Yes / No)
③	ホ	当該組織が合議体である場合、平成27年度の教育課程編成に当たり、2回以上の開催実績があるか。		(Yes / No)
	イ	回答「1」の場合、IRを専門で担当する部署(IR業務に年間を通じて専従する部署)名 (例) 成績管理部		()
	ロ	専門の部署ではないが担当部署を設置している場合、当該部署の全体の業務量のうち、IRに係る業務量が50パーセントを超えることが明確であるか。		(%)
	ハ	上記「ロ」の部署名 (例) 教育開発センター		()
	ニ	専門で担当する部署は、IR業務を専門で担当している組織であるか。		(Yes / No)
	ホ	当該部署には、当該大学等の専任教員又は専任職員として発令されている者が配置されているか。		() (名)
	ヘ	回答「1」の場合、当該部署の教員又は職員は、当該部署に専任している者であるか。		(Yes / No)
ト	回答「2」の場合、他部署と兼任されている専任教員又は専任職員は、当該教員又は職員の全体の業務量の50パーセントを超えて当該部署の業務であるか。		(Yes / No)	
④	イ	SDOの実施方針・計画が策定されているか。		(Yes / No)
	ロ	基準時点の期間内にアからオの活動実績があるか。		(Yes / No)
⑤	イ	平成28年度に使用するシラバス(又は作成要領等)に、アからエを明記することを全教員に求めている記述が根拠資料としてあるか。		(Yes / No)
	ロ	専任教員のみではなく、非常勤教員についても求めているか。		(Yes / No)
⑥	イ	組織が委じた第三者の役職名 (例) ガリキウム委員会委員		()
	ロ	上記「イ」の職務内容を確認できる資料名 (例) ガリキウム委員会規程		()
	ハ	上記「イ」の職務内容が、当該学部等・研究科のカリキュラム方針に基づき、シラバスの内容の適正性等をチェックする役割であることが規程等から説明できるか。		(Yes / No)
	ニ	第三者によるチェックが行われた事実は確認できるか。		(Yes / No)

●増減率分岐点とは（例）

（学部等ごとの学生定員に対する在籍学生数の割合）

○計算表4-2

学部等名	〈定員除編〉 学生定員	〈現員除編〉 学生現員	〈留年除編〉 留年含編	〈現員除編〉 現員含編	割合	増減率
外国語学部	< 195 > 200	< 199 > 206	< 3 > 3	< 196 > 203	100% 101	6%

※割合は小数点以下切捨てとします。

○配分基準 別表2

学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率表

定員超過

区 分	増減率	9%	6%	3%	...
学 部 等 (医歯学部を除く)	100%	101% 102%	103% 104%

【解説】

外国語学部は、留年者控除の対象となる要件を満たすこととします。その場合、増減率の計算における学生現員数は留年者控除後の人数（206人－3人＝203人）を使用します。

外国語学部の学生定員に対する在籍学生数の割合は、計算表4-2によると、編入学を除いた場合は196人÷195人＝100%、編入学を含めた場合は203人÷200人＝101%となりました（小数点以下切捨て）。

増減率が低い方の「6%（101～102%）」を使用します。

学生定員

1つ下のランク
(率)内で最も低い
数値

学生現員

影響がある人数から、影響がな
い人数（許容人数）にするた
めに「1人」を引く

学生現員が増加
しても補助金額
に影響ない

$$200人 \times 103\% - 203人 - 1人 = 2人$$

◆ C区分（学校単位）

○算定方法 昭和45年度～現行の算定式

（教育研究経費支出＋教育研究機器備品支出＋図書支出）÷学生納付金収入

○意義：学納金をどれだけ教育研究に還元しているか（多い方がよい）

○ウエイト

S45-46：20% → S47-56：30% → S57-63：40% → H1-18：50 →

H19-現在：＋15%～▲45%

区 分	増減率	15%	10%	5%	0%	▲5%	▲10%	▲15%	▲20%	▲25%	▲30%	▲35%	▲40%	▲45%
大 学 (医歯学部なし)	%	~ 82	81 ~ 75	74 ~ 67	66 ~ 59	58 ~ 52	51 ~ 46	45 ~ 42	41 ~ 38	37 ~ 33	32 ~ 29	28 ~ 26	25 ~ 22	21 ~
大 学 (医歯学部のみ)	%	~ 98	97 ~ 90	89 ~ 82	81 ~ 75	74 ~ 68	67 ~ 61	60 ~ 57	56 ~ 47	46 ~ 41	40 ~ 35	34 ~ 29	28 ~ 23	22 ~
大 学 (医歯学部ほか)	%	~ 86	85 ~ 78	77 ~ 71	70 ~ 64	63 ~ 58	57 ~ 52	51 ~ 46	45 ~ 40	39 ~ 34	33 ~ 28	27 ~ 22	21 ~ 18	17 ~
短 大 高 専	%	~ 50	49 ~ 45	44 ~ 41	40 ~ 37	36 ~ 33	32 ~ 29	28 ~ 25	24 ~ 21	20 ~ 17	16 ~ 14	13 ~ 11	10 ~ 9	8 ~
大学院大学	%	~ 93	92 ~ 88	87 ~ 83	82 ~ 78	77 ~ 74	73 ~ 71	70 ~ 64	63 ~ 60	59 ~ 56	55 ~ 53	52 ~ 50	49 ~ 47	46 ~

◆会計処理に関するポイント

- 部門按分
- 経費（修繕費）と資本的支出（建物等）の処理
- 教育研究経費と管理経費の処理

「教育研究経費と管理経費の区分について（報告）」について（通知）
（雑管第118号 昭和46年11月27日文部省管理局長通知 文部大臣所轄学校法人理事長あて）

1. 役員の行なう業務執行のために要する経費および評議員会のために要する経費
2. 総務・人事・財務・経理その他これに準ずる法人業務に要する経費
3. 教職員の福利厚生のための経費
4. 教育研究活動以外に使用する施設、設備の修繕、維持、保全に要する経費
5. 学生生徒等の募集のために要する経費
6. 補助活動事業のうち食堂、売店のために要する経費
7. 附属病院業務のうち教育研究業務以外の業務に要する経費

独立監査人との連携（会計処理の考え方を記録に残す）

II 指摘事項の事例等

◆平成26年度私立大学等改革総合支援事業 再点検の参考事例 1

タイプ1		「建学の精神を生かした大学教育の質向上」
(1)	①	ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定し、ホームページで公表していますか。 →「全学部等・研究科で策定し、かつ、大学等のホームページで公表している。」と回答していたが、大学院研究科について、基準時点現在にHPで公表していなかった。
	②	学長を中心とした、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等からなる全学的な教学マネジメントの体制が構築されていますか。 →「構築されている。」と回答していたが、全学的な教学マネジメント体制のメンバーにはすべての学部長が入っていないところ、3つある学部の学部長のうち、学部長1名がメンバーに入っていない。
	③	大学等内にIRを専門で担当する部署を設置し、専任の教員又は専任の職員を配置していますか。 →「専門の担当部署を設置し、専任の教員又は専任の職員を配置している。」と回答していたが、専任の教職員の配置が確認できなかった。
	④	教育課程の形成・編成にあたり、職員が参加する仕組みを全学的に設けていますか。 →職員は委員会の委員ではなく、事務局として参加していた。
(2)	⑧	シラバスの記載内容が適正か否かについて、担当教員以外の第三者がチェックしていますか。 →第三者によるチェックが行われた根拠資料の確認ができなかった。

◆平成26年度私立大学等改革総合支援事業 再点検の参考事例2

タイプ1		「建学の精神を生かした大学教育の質向上」
(2)	⑬	以下の要件に該当するアクティブ・ラーニングの授業を行っていますか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【要件】 学外の特定の組織等（例：企業、非営利団体、商店街等）と連携し、当該組織等の課題解決（例：新商品・サービス・経営戦略・地域振興方策の企画立案等）に学生に主体的に関与させることを目的とした授業であること。なお、必修か否かは問わない（一部のゼミで実施する場合を含む。）こととする。</p> </div> <p>→協定書等に基づくものではなかった。 →協定書等は確認できたが、当該組織等の課題解決に学生を主体的に関与させることを目的とした授業であることを示す根拠資料を確認できなかった。</p>
	⑮	オフィスアワーを設定していますか。 <p>→「全教員について設定している。」と回答していたが、非常勤教員について設定していなかった。</p>
	⑯	成績評価においてGPA制度を導入するとともに、進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準として用いていますか。 <p>→「全学部等でGPA制度を導入しており、全学部等で進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準に用いている。」と回答していたが、GPA制度を導入していたのは一部の学部だった。</p>

◆平成26年度私立大学等改革総合支援事業 再点検の参考事例3

タイプ1		「建学の精神を生かした大学教育の質向上」
(2)	⑰	課程を通じた学生の学修成果の把握を、単位認定、学位授与、卒業判定等とは別に、次のいずれかの手法で行っていますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメント・テスト） ・学生の学修経験を問うアンケート調査（学修行動調査等） ・学修評価の観点・基準を定めたルーブリックの活用 ・学修ポートフォリオの活用 <p>→「全学部等かつ複数の学年について行っている。」と回答していたが、4年次生のみを対象としているものであった。 →「全学部等かつ複数の学年について行っている。」と回答していたが、一部の学部については行っていなかった。</p>
	⑱	学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間あるいは1学期間に履修科目登録ができる単位数について、上限を設定していますか。 <p>→「全学部等で設けている。」と回答していたが、一部の学部について上限を設定していなかった。</p>
	⑲	学内の教育改革に取り組む教員又は組織（学部等）を財政的に支援するための予算（いわゆる学長裁量経費等）を設けていますか。 <p>→「設けている。」と回答していたが、当該予算は教育改革に特化したものでなかった。 →公募をしていなかった。</p>

◆平成26年度私立大学等改革総合支援事業 再点検の参考事例4

タイプ2		「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」
(1)	①	大学等の所在する都道府県又は市区町村等と、大学等の地域貢献に係る包括連携協定を締結していますか。 →「包括連携協定を締結しており、かつ、定期的に（年1回以上）、連携の具体的な内容に関する当該地方自治体との協議を行っている。」と回答していたが、定期的に協議を行っていることの確認ができなかった。
	②	外部との主たる窓口となる全学的な地域連携のためのセンターを設置していますか。 →「設置しており、専任の教員又は専任の職員を配置している。」と回答していたが、当該職員は併任であった。
	③	地域の課題解決に向けて、関係機関等とのネットワーク作り、目標設定、成果の地域へのフィードバック、地域連携の評価等のサイクルを構造化しており、継続的に協議を実施していますか。 →継続的に協議を実施されていることの確認ができなかった。
(2)	⑧	地域課題の解決を目的とした研究を実施していますか。 →基準時点よりあとに研究を実施していた。
	⑭	昨年度又は本年度に、科目等履修生制度に基づき、社会人学生を受け入れていますか。 →「受け入れている。」と回答していたが、社会人の定義に該当しない科目等履修生を含めていた。

◆平成26年度私立大学等改革総合支援事業 再点検の参考事例5

タイプ3		「産業界など多様な主体、国内の大学等と連携した教育研究」
(1)	①	産学連携のための部署（委員会等）を設置し、専任の教員又は専任の職員を配置していますか。 →「部署を設置するとともに、専任の教員又は専任の職員を配置している。」と回答していたが、産学連携を主たる目的とする部署ではなかった。
	③	業界別団体又は企業から実務家教員を迎え、単発の講義ではなく、一学期又は一年を通じた体系的な授業科目を実施していますか。 →実務家教員については当該大学等の教員として発令されていなければならないところ、教員としての発令はなく、ゲストスピーカーであった。
	⑦	昨年度、企業からの受託研究を実施しましたか。 →「実施した（受入総額200万円以上）。」と回答していたが、収入総額が200万円未満であった。
(2)	⑮	他の国内大学等との協定等に基づく、教員の人事交流を実施していますか。 →「実施している。」と回答していたが、国内大学等ではなかった。

◆平成26年度私立大学等改革総合支援事業 再点検の参考事例6

タイプ4		「グローバル化への対応」
(1)	①	(ア) 国際化の推進のための全学的な体制（例：国際交流委員会）、（イ）国際化の企画・実施を担う常設の担当部署（例：国際室）を整備していますか。 →「いずれも整備している。」と回答していたが、（ア）国際化の推進のための全学的な体制のメンバーにはすべての学部長が入っていなければならないところ、一部含まれていなかった。
(3)	⑳	日本人学生に対し、在学中の海外留学（海外の大学における単位取得を目的としたものに限る。）を必修化していますか。 →「必修化している。」と回答していたが、「自由選択コース」のため、当該コースを選択した学生のみ海外留学が必修となるということであり、すべての学生に対して一律に必修化をしていなかった。
(4)	㉑	海外の大学と教員又は研究者の人事交流に関する大学間交流協定を締結していますか。 →協定は受入れに関するものであり、派遣についての協定がなかった。

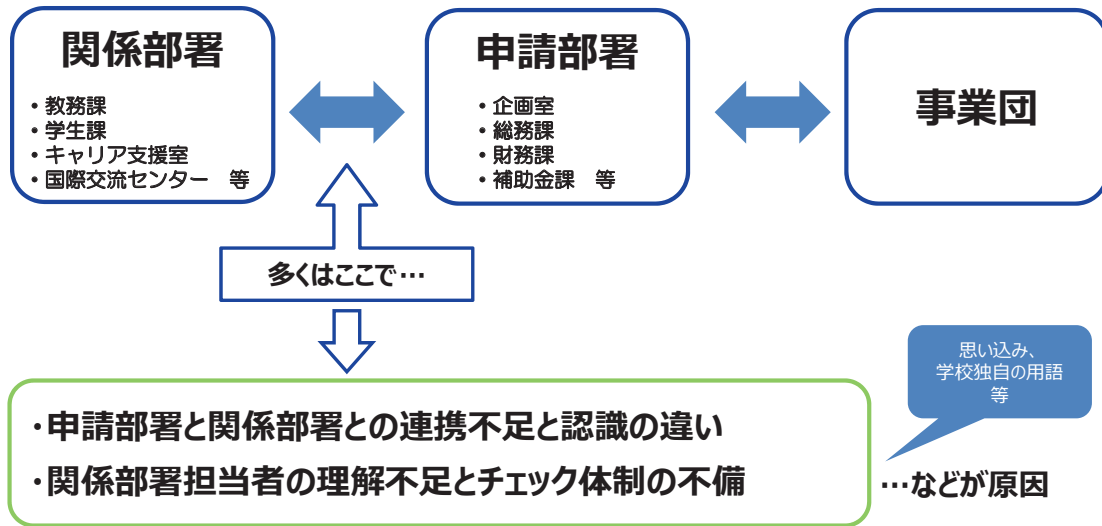
◆最近の検査傾向

- 1 大学に担当官 5 人で調査（2～3日）
- 現地調査後も追加調査あり
- 「Q & A」に注意
- 特別補助、改革総合支援事業をよく見ている
- 補助対象要件などの改正を狙った「テーマ検査」

例) 社会人学生、キャリアカウンセラー等の有資格者、障害のある学生、クールジャパンを活用した日本文化の発信について 等

- 次年度から「経営強化集中支援事業」も検査対象

◆申請誤りの要因と対応策



申請時の要件、数値の十分な確認がポイント！

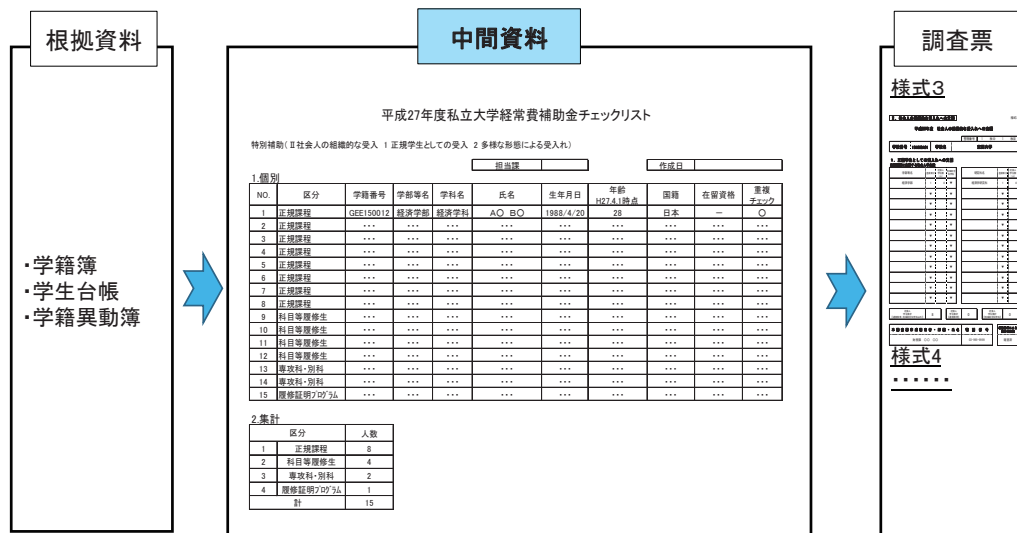
関係部署との連携と情報共有が大事

→ 中間資料・オリジナルチェックリストの作成、内部研修の実施等

●二次的資料（中間資料）について

中間資料のイメージ

- 根拠資料と提出する調査票をつなぐ中間資料の作成
- 根拠資料を用意するのは関連部署(教務・キャリア支援等)、調査票を提出するのは補助金担当課
中間資料の作成により、両部署で補助要件を共通理解し、効率的でミスのない申請に役立てる。



◆見直し時の対策（確定報告・実績報告等）

配分上のルールに照らし合せ、適正な申請となっているか？



1. 計算の仕組みの理解
2. 要件の確認、数値の確認
3. 根拠資料の整備

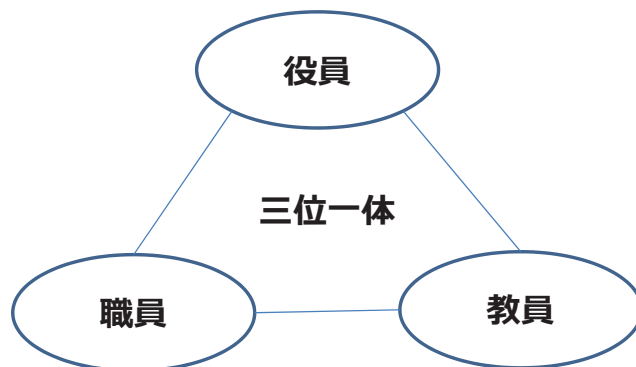
検査指定されてからでは、調査票の誤りは修正できない



まずは申請時の要件、数値等の確認

次に確定報告・実績報告での修正

◆補助金獲得のために



方針・体制・協力

補助金獲得のために・・・（短大事例）

- タスクフォース（職員主導）を立ち上げてのぞむ。
（どうしたら獲得できるか分析、何ができるか、できていないものは何かなど）
- 学長と事務局長で検討し、トップダウン。
- 事務局長がメインとなり指示する。
（来年度も見据えて、副学長等のメンバーを構成し動く）
- 課長ミーティング（毎週実施）で検討し、ボトムアップ。

69

まとめ

- 政策（補助金）をうまく利用する
- 検査・調査は “説明責任” を果たす場
- 大学改革は、誰のため？ 何のため？

組織の価値を高める

70

参考資料

定員管理の厳格化

①私立大学等経常費補助金における定員管理

1. 基本的考え方

- 大学における在籍学生数については、大学設置基準において、「大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在籍する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする」とされており、各大学においては、**学生定員に対する在籍学生数の割合（「定員充足率」）を1.0とすることが原則**として求められる。
- また、「まち・ひと・しごと総合戦略」（平成26年12月27日 閣議決定）においては、「**大都市圏、なかんずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方を検討し、成案を得る**」とされている。
- 現状としては全国で約4万5千人の入学定員超過が生じているところ（平成26年度の私立大学の状況）、そのうち**約8割（約3万6千人）が三大都市圏に集中**。特に、収容定員4,000人以上の**大・中規模大学において三大都市圏への集中が約9割**（全国約3万1千人のうち三大都市圏に約2万人）と顕著。
- このため、主として大・中規模の大学を中心に入学定員超過を抑制するため、以下の措置を講じる。

2. 具体的方策

- 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に**私学助成を全額不交付とする基準を厳格化**するとともに、**入学定員充足率が1.0倍を超える場合に超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入**することを、平成31年度までの4年間で段階的に実施。

入学定員充足率		大学規模		
		大規模大学 (収容定員8,000人以上)	中規模大学 (収容定員4,000人以上、 8,000人未満)	小規模大学 (収容定員4,000人未 満)
現行	全額不交付	1.2倍以上	1.3倍以上	
強化策 (案)	①全額不交付 (平成30年度までに段階的に厳格化)	1.1倍以上	1.2倍以上	1.3倍以上
	②学生超過分減額 (平成31年度に措置)	1.0倍超	1.0倍超	1.0倍超

※ なお、各大学が積極的に入学定員充足率を1.0倍とすることを促すため、上記の措置に加え、入学定員充足率を0.95～1.0倍とした場合に私学助成を上乗せするインセンティブ措置を新たに導入（平成31年度に措置）。

3. 具体的方策による効果

- これらの具体的方策による大都市圏への学生集中抑制の効果について、平成26年度の入学状況の実績に当てはめて試算すると、抑制される定員超過学生（約1万6千人）のうち、**三大都市圏において約1万4千人（88.6%）、東京圏において約1万1千人（65.7%）の超過入学者が抑制**されることが見込まれる。

②大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の一部改正に伴う定員管理

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

(平成27年文部科学省告示第154号) 平成27年9月18日公布、平成27年10月1日施行

1. 改正の趣旨

都市圏の大学を中心に入学定員等を超過して学生を受け入れている状況が見られることに鑑み、**入学定員等の一層の適正な管理を促すため、「平均入学定員超過率」に係る要件を厳格化し、適切な教育環境を確保する。**

2. 改正の概要

大学等に関する学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。）の申請の審査に関して、「平均入学定員超過率」に係る要件を、現行の一律1.3倍未満から、下表のとおり、大学の収容定員の規模、大学が設置する学部の入学定員の規模等に応じて、1.05倍未満から1.15倍未満の範囲で定めることとしたこと。また、平成29年度から平成30年度までの開設等に係るものに関しては、経過措置を設けることとしたこと。

区分		大学				短期大学	高等専門学校
開設年度	大学規模 (収容定員)	4000人以上			4000人未満		
	学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上300人未満100人	100人未満			
H29年度	平均入学定員超過率	1.25倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満
H30年度	平均入学定員超過率	1.15倍未満	1.20倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満
H31年度以降	平均入学定員超過率	1.05倍未満	1.10倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満

73

平成29年度概算要求（私立大学等関係予算）のポイント

私立大学等経常費補助 **3,278億円(3,153億円)** ※括弧内は28年度予算額。数字は概数。

私立大学等教育研究活性化設備整備費 **23億円(23億円)**

【このほか、復興特別会計 18億円(18億円)】

一般補助【2,734億円(2,701億円)】 ※私立大学等経常費補助に占める一般補助の割合は約83%

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援。

特別補助【544億円(451億円)】

2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、自らの特色を活かして改革に取り組む大学(地域で輝く大学やイノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する取組を行う大学等)に対する支援を強化する。

○地域を支える私立大学等連携プラットフォーム形成支援事業 5億円(新規) ※上記の特別補助の内数

地域の私立大学等が、自治体、産業界、地域の教育機関と密接に連携・協力し、地域全体の強み・潜在力を最大限に引き出すためのプラットフォーム形成や地域発展、大学間・産学連携など大学等の特色化・機能強化を支援する。

○私立大学等改革総合支援事業 229億円(167億円) ※上記の一般補助及び特別補助の内数

教育の質的転換や地域発展、産業界・他大学等との連携など大学の特色化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学に対して重点的に支援する。

○私立大学研究ブランディング事業 86億円(50億円) ※上記の特別補助の内数

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学に対して重点的に支援する。

○経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実 112億円(86億円) ※上記の特別補助の内数

経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援の充実を図る。特に、低所得層に対する授業料減免等については、補助率の嵩上げを行い、経済状況にかかわらず学ぶ意欲のある学生への高等教育を受ける機会保障の強化を図る。

減免対象人数：約1.2万人増(28年度：約4.8万人 → 29年度：約6.0万人)

※上記による支援に加え、熊本地震により被災した学生の授業料減免等への支援を実施。(28億円)

【復興特別会計】

○被災私立大学等復興特別補助 18億円(18億円)

東日本大震災により被災した大学の安定的教育環境の整備や被災学生の授業料減免等への支援を実施。

平成29年度概算要求（私立大学等経常費補助）の概要

平成28年度

【一般会計】 3,153億円

（一般補助） 2,701億円 (85.7%) （特別補助） 451億円 (14.3%)

【復興特別会計】 18億円

2,701億円	成長力強化への貢献 62億円	社会人受入れ 46億円	国際交流基盤整備 63億円	大学院等基盤整備 147億円	経営強化等 47億円	授業料減免等 86億円	授業料減免(被災者分) 7億円	復興特別補助 11億円
---------	-------------------	----------------	------------------	-------------------	---------------	----------------	--------------------	----------------

平成29年度

【一般会計】 3,278億円 (+4.0%)

（一般補助） 2,734億円 (83.4%) （特別補助） 544億円 (16.6%)

【復興特別会計】 18億円

2,734億円	成長力強化への貢献 79億円	社会人受入れ 64億円	国際交流基盤整備 61億円	大学院等基盤整備 183億円	経営強化等 46億円	授業料減免等 112億円	授業料減免(被災者分) 6億円	復興特別補助 11億円
---------	-------------------	----------------	------------------	-------------------	---------------	-----------------	--------------------	----------------

私立大学等改革総合支援事業の充実
229億円(うち一般補助122億円)
*一般補助及び特別補助の内数

地方を支える私立大学等連携プラットフォーム形成支援事業を新設
5億円*上記の内数

私立大学研究ブランディング事業の充実
88億円*上記の内数

対象人数増による充実及び低所得者層に対する補助率の嵩上げ等

地域を支える私立大学等連携プラットフォーム形成と各大学等の特色化・機能強化の促進

平成29年度要求・要望額 476億円（平成28年度予算額 277億円）

- 地域の私立大学等が自治体、産業界、地域の教育機関と密接に連携・協力し、地域の資源を集約して地域全体の強み・潜在力を最大限に引き出すためのプラットフォームを形成。また、「私立大学等改革総合支援事業」とも連動し、プラットフォームの連携体制強化や地域発展、大学間・産業界との連携を加速。
- 特色ある研究を基軸として全学的な独自色を大きく打ち出す大学に対し、経常費・設備費・施設費を一体とした重点支援等により、私立大学等を通じたイノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する取組を加速。

地域で輝く大学等への支援

イノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する大学等への支援

私立大学等改革総合支援事業(263億円)

タイプ2「地域発展」(240校)
地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

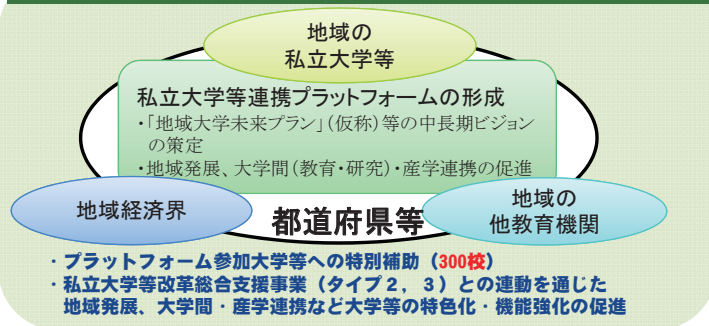
活性化設備整備事業等との一体的重点支援

タイプ3「産業界・他大学等との連携」(160校)
産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

・プラットフォーム参加大学への改革総合(タイプ2, 3)等の加算措置

私立大学等の教育研究基盤整備(装置・設備)に対する支援(85億円)

地域を支える私立大学等連携プラットフォーム形成支援事業(5億円)【新規】



私立大学研究ブランディング事業(123億円)

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

タイプA【社会展開型】
地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展・深化に寄与する研究を通じた取組

タイプB【世界展開型】
全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する研究を通じた取組

施設・設備整備費補助との一体的重点支援

70~80程度選定

私立大学等改革総合支援事業

- 高等教育全体の質の向上には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務。平成29年度要求・要望額 263億円(201億円)
- このため、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費による一体的支援を実施。
- 私立大学等の特色化・機能強化の促進に向けて、タイプ2～4の選定校数を拡充するとともに、タイプ2及び3については、「地域を支える私立大学連携プラットフォーム形成支援事業」と連動し、加算措置を講ずる。
- 対象は、延べ870校程度を想定(各タイプ間の重複採択あり)。

経常費	229億円 (167億円)
活性化設備費	23億円 (23億円)
施設・装置費	11億円 (11億円)

基本スキーム

地域を支える私立大学等連携プラットフォーム事業と連動

タイプ2「地域発展」(240校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

- 自治体との包括連携協定の締結
- 全学的地域連携センターの設置
- 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム等

※三大都市圏にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外。

タイプ3「産業界-他大学等との連携」(160校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 長期インターンシップ
- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD等

タイプ4「グローバル化」(120校)

国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
- 外国人教員・学生の比率
- 地域のグローバル化への貢献等

※必須要件 グローバル化対応ポリシーの策定。

タイプ1「教育の質的転換」(350校)

全学的な体制での教育の質的転換(学生の主体的な学修の充実等)を支援

＜評価する取組(例)＞

- 全学的教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用
- 外部組織と連携したproject-Based Learningの実施等

+

高大接続改革に積極的に取り組む大学等を追加的に支援

＜評価する取組(例)＞

- 多面的・総合的な入試への転換
- 高等学校教育と大学教育の連携強化
- アドミッションオフィス等の組織改善
- 追跡調査など選抜方法の妥当性の検証等

私立大学研究ブランディング事業

平成29年度要求・要望額 123億円

[施設・装置：12億円 設備：25億円 経常費：86億円]

※「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の継続採択分の支援を含む

平成28年度予算額 72.5億円 [施設・装置：5.5億円 設備：17億円 経常費：50億円]

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う私立大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

地域で輝く大学等への支援

タイプA【社会展開型】

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展・深化に寄与する取組

※ 申請は地方大学(三大都市圏以外に所在)又は中小規模大学(収容定員8,000人未満)に限定

イノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する大学等への支援

タイプB【世界展開型】

先端的・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する取組

各大学の特色化・機能強化の促進

選定方法と審査の観点(イメージ)

事業体制と事業内容を総合的に審査 新規選定：70～80校程度

【事業体制】

- 事業実施体制の整備状況(学内予算の配分、外部意見の聴取、外部評価体制)
- 全学的な研究支援体制の整備状況(研究実施体制、研究支援体制、自己点検・評価制度)
- ブランディングに向けた検討状況(学内データ・外部意見を踏まえた検討)等

【事業内容】

- 事業目的(現状・課題の分析、分析内容に照らしたテーマ設定の適切性)
- 期待される研究成果(本事業の趣旨との整合性)
- ブランディングの取組(打ち出そうとする独自色、広報、大学運営へ反映する展望)等

補助条件等

- ・各年度の申請は両タイプを通じて1大学1件限り
- ・各大学における研究の進捗状況及び成果の発信・普及を義務付けるとともに、文部科学省ホームページ等を通じて各大学が打ち出す独自色を発信
- ・経常費は最大5年間にわたり定額を措置(1校当たり年額2,000～3,000万円程度)
- ・補助対象事業費の下限額：施設・装置1,000万円、設備500万円

私立大学等経営強化集中支援事業

平成29年度要求額：4.5億円（4.5億円）

〇18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

基本スキーム

対象期間：平成27～32年度（2020年度）までの「**私立大学等経営強化集中支援期間**」

支援対象校：地方の中小規模私立大学等のうち**最大150校程度**

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額（Bのみ）により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

選定・配分：**経営改革に向けた取組（経営の新陳代謝）を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分**

※自然的・社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施
※学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

	収容定員充足率	選定率・校数（目安）	配分額
タイプA（経営強化型）	80%～107%	50%程度・60～70校程度	3,000万円（平均）
タイプB（経営改善型）	50%～80%	70%程度・70～80校程度	3,500万円（平均）

主な評価項目例

- ◆経営状況の把握・分析
 - ・経営状況の把握・分析等に関するSDの実施
 - ・学部等ごとのSWOT分析等の実施
- ◆組織運営体制の強化
 - ・経営方針の企画立案等に係る機能の強化
 - ・監査体制の強化
- ◆学生募集・組織改編
 - ・地域における入学志願動向調査の実施
 - ・定員規模の見直し、学部等の改組（Bのみ）
- ◆中長期計画の策定等
 - ・中長期計画の進捗管理と見直し（PDCA）
 - ・中長期計画策定への教職員の参画状況
- ※タイプB 枠での申請には、「**経営改善計画**」（財務上の数値目標・達成時期を含む中長期計画）の策定・提出を**必須**とする。
- ◆人事政策・経費削減等
 - ・人事考課の導入
 - ・経費削減目標の設定
- ◆他大学等との連携
 - ・共同IR、共同学生募集活動等の実施
 - ・他大学との学内施設等の共同利用
- ◆地域・産業界との連携等
 - ・地域経済への波及効果の分析
 - ・地方公共団体・企業からの資金提供
- ※法人合併、大学統合等を機関決定する場合には、**別枠で加算**する。（Bのみ）

私立大学等の学生の経済的負担軽減（私学助成）

平成29年度要求・要望額：112億円（86億円）

ポイント

〇経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等に対する支援を充実。特に、**低所得者層に対する授業料減免等については、補助率の嵩上げ**を行い、経済状況にかかわらず学ぶ意欲のある学生への高等教育を受ける機会保障の強化を図る。（対前年度比**1.2万人増**）

支援内容

1. 授業料減免事業等支援

支援対象：経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等。

配分方法：**家計基準300万円以下の学生に対する授業料減免等 所要経費の2/3以内で支援。**

家計基準841万円以下の学生に対する授業料減免等 所要経費の1/2以内で支援。

減免対象：**約6万人**（対前年度比**1.2万人増**）

2. 各大学における特色ある経済的支援策

- (1) 卓越した学生への経済的支援
 - 成績優秀者等への授業料減免等を実施している私立大学等を支援。（所要経費の2/3以内で支援。※収容定員毎に人数の上限有り）
- (2) 学内ワークスタディ
 - 教育支援活動等に従事する学生に経済的支援を実施している私立大学等を支援。（所要経費を加算。※加算金額について上限有り）
- (3) 産学合同スカラシップ
 - 産業界・自治体と連携した経済的支援を実施している私立大学等を支援。（産業界等から得た金額等に応じて一定額を加算。）

※上記の他、

- ・熊本地震により被災した学生に対し、授業料減免等の事業を実施する私立大学等を支援。（所要経費の2/3以内で支援。）【28億円】
- ・被災私立大学等復興特別補助（復興特別会計）において、東日本大震災により被災し経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施する被災3県に所在する私立大学等を支援。（福島県は、所用経費の4/5以内で支援。宮城県・岩手県は、所要経費の2/3以内で支援。）【18億円の内数】

テーマ③ 財務分析

担当 秋元雅則 委員
井山信康 委員

財 務 分 析

目 次

はじめに	126
I 財務 3 表の分析	126
1. 比率分析の見方	127
2. 構成比率と関係比率	128
(1) 構成比率	128
(2) 関係比率	128
一. 消費収支計算書関係	129
二. 資金収支計算書関係	130
三. 貸借対照表関係	132
II 平成 27 年度以降の財務分析について	137
(1) 計算書類体系の変更	137
(2) 参考	137
III キャッシュフロー分析	145
1. キャッシュフローとは	145
2. キャッシュフロー計算書の作成（平成 26 年度まで）	145
3. キャッシュフロー分析の見方	145
4. 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分について	146

財務分析について

はじめに

私立学校の経営が厳しさを増すなか、学校経営者のみならず私たち事務職員も自校の置かれている状況をできるだけ正確に把握する必要があります。

自校の建学の精神や教育理念、教育の特色、地域や社会における役割などを知るとともに、最近では経営基盤や財務内容が健全かということもよく理解しておかなければなりません。

学校法人は、教育研究活動を目的とし、その経費の大半は学生・保護者の納付金、国・自治体からの補助金、あるいは寄付金によって賄われている公共性の高い法人です。したがって健全で永続的な発展を期待されています。つきましては客観的な指標により分析を行い、自校の位置を認識する必要があります。

本研修会では、日本私立学校振興事業団のデータとの比較に加え、平成 21 年から日本私立学校振興・共済事業団の研究会から報告された「資金収支・キャッシュフロー関連表」を使って分析を行い、「定量的な経営判断指標に基づく経営状態」とはなにかを理解することを取り入れました。

情報公開が進むなか、健全な経営基盤の公開はステークホルダーに安心感を与え、学生募集にも好影響を及ぼし、地域でのプレゼンスも高まります。

構成比率や関係比率分析あるいはキャッシュフロー分析といったツールを使い自校の健全性、または問題点や課題を見つけ改善していくことに役立てていただければ幸いです。

I 財務 3 表の分析

財務分析は計算書類をもとにおこないます。消費収支計算書は企業の損益計算書に似た構造を持ち一定期間の収益と費用の関係を明らかにするものですから、分析は同期間の経営の健全性を確認します。資金収支計算書は一定期間の収入と支出のすべてを明らかにするものですから、分析はひとことと言えば同期間の資金繰りの健全性を確認します。貸借対照表は一定時点の財政状態を表すものですので、分析は経営基盤の安定性を確認することになります。

財務分析は、構成比率や関係比率をもとに分析する方法やキャッシュフロー分析などがあります。

構成比率は、たとえば帰属収入合計額に対する収入項目の比率などをいいます。関係比率は、たとえば学生生徒納付金収入に対する人件費の割合などをいいます。

キャッシュフロー分析は、いままで学校の財政状況を分析するツールとしてはあまり用いられておりませんでした。企業経営の健全性を分析する手法として定着してきており、学校経営の分析ツールとしても有効であると考えられるようになってきました。

平成 19 年 8 月に日本私立学校振興・共済事業団の学校法人活性化・再生研究会から「私立学校の経営革新と経営困難への対応」の中でこの手法が提示されました。その後、平成 24 年 3 月に「私学の経営分析と経営改善計画」において、より精緻化された内容になり、新しい指標が提示されましたのでこの手法を用いて研修を行っていきます。

1. 比率分析の見方

学校法人の目的を短い言葉で表現するには大変難しいところですが、あえて表現するならば良い教育を永続的に提供することであるといえるでしょう。

教育の永続性を財務数値の上で取り扱うことは大変難しく、よって、教育を永続的に提供することは、その提供の本体である学校法人を永続的に維持することにつながることです。

学校法人という組織体＝人と物から構成され、それが旨く絡み合って、良い教育が提供されるのでありますが、良い教育を提供するという学校の目的を達成させるためには、人的組織と物的組織の維持が重要となってきます。両者のうち、物的組織の維持の命題に応えるのが会計ではありますが、分析の前提として①資料の正確性・②資料の統一性・③資料の継続性というまでもないことです。

財務分析での「良否」の判定は、どの項目によればよいかは学業成績のように簡単ではありません。学校法人の財務分析では、その教育効果の高低をもって「良否」を考えるべきですが、この教育効果という価値基準は、分析項目として数値化できるものが得にくいので、出発点から行き詰まることとなります。例えば、教育効果としての上級学校への進学率、一流企業への就職率とかが、この場合の尺度となり得ないことはいうまでもありません。この他には、教育効果を示す尺度として広く意見の一致を得ているものは見当たりません。企業であれば、利益率の大小を分析の基準とすることもできます。また、教科別に見た教育の評価であれば、成績や得点の高低をもってその尺度とすることができます。そのような便利な尺度は、学校法人の財務分析を行うときには得られないことを、まず確認しておく必要があります。

ここでの尺度として「消費支出比率」を取り上げます。「消費支出比率」とは次のことを示します。

$$\text{消費支出比率} = \frac{\text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$$

「消費支出比率」は、低いほうが良いとされています。この比率は、当該年度の帰属収入から、人件費、教育研究経費、管理経費、借入金等利息、その他の消費支出として消費された割合を示すもので、消費収支分析上で最も重要な指標である。

この比率が低いほど、帰属収入から消費支出を差し引いた割合が大きく、その分だけ自己資金は充実することとなり、経営に余裕があると見なすことができます。

逆に、この比率が100%を超えるということは、基本金組入前で既に消費収支が赤字であり、著しく経営が窮迫していることを意味する。したがって、支出（消費支出）の合計額の伸びが、収入（帰属収入）の伸びを上回らないこと。すなわち、この消費支出比率が上昇しないように、経営面で努力する必要があります。

しかし、学校法人が現規模を現水準で維持する場合でも、現水準の単なる維持に甘んずることはできません。現水準を超えてできる限りの資質向上をめざすことが、学校法人の生き延びる道でしょう。この資質向上のためには、より低く押さえることはさることながら、いくらかの余剰を財産的基礎として期待しなければなりません。

このようなわけで、この分析では消費支出計算に関する分析結果の良否の判断の基準を「消費支出比率」に求めています。この消費支出比率は、そのような意味合いから低い方が「良」となります。別添の分析表の項目の多くは『消費支出比率』を基軸とする「系」の役割を担うものとして取扱われています。

例えば、教育研究経費比率（＝教育研究経費／帰属収入）は低いほど財産的には良いと考えられます。しかし、教育の内容充実という点からは、教育研究経費には多くの金をかけるべきだとも考えられます。金をかければかけるほど、この比率は高くなるのですから、評点を上げるためには教育研究に金をかけなければよいということになり、確かに問題があります。

この研修会での評価は関係比率を中心に分析をします。構成比率については特異な事情により変動係数が大きくなることがあるので、それらの事情を踏まえた数値として分析する必要があります。

2. 構成比率と関係比率

「分析表」の項目は構成比率と関係比率から成り立っています。分析にあたって特に注意を要する点をいくつか指摘しておきます。

(1) 構成比率

「分析表」に出てくる構成比率は、消費支出計算書と貸借対照表のもので、資金収支計算書のものはありません。消費収支計算書では、帰属収入合計額と消費支出合計額をそれぞれ100%としています。貸借対照表では、資産総額（借方合計）と、負債・基本金・消費収支差額の合計額（貸方合計）とが同額となり、100%として表されています。

構成比率は変動係数が大きくなることがあるので、評価しにくくなります。例えば、「資産売却差額」が帰属収入の60%にも達するような場合、「学生生徒等納付金」の比率は相対的に低く押し下げられます。しかし、この低い比率は必ずしも学生生徒等納付金の額が低いことを示していません。このような場合は臨時的な恒常性のないものであり、これを集計から除外することによって問題は解決するよう見えます。もし、その学校の特性として寄附金や事業収入が恒常的に多いときには、その他の収入項目の比率は相対的に押し下げられ、臨時的なものを除外するだけでは解決しません。

構成比率のなかにも、重要な項目がないわけではありません。例えば、「借入金等利息」は金融機関への資金の流出を示すものです。この資金の流出は、直接には学生にも教職員にも還元されるものではなく、低いほうが好ましいといえます。さらに、資金運用の状況によっては「受取利息・配当金」とともに「借入金等利息」も増えることがあるので、一概には判断できません。

(2) 関係比率

関係比率は財務分析を目的とした比率ですから当然判定がしやすくなります。判定基準は、マニュアルや私学事業団の見解を参考にしています。貸借対照表に関する関係比率は、企業経営分析その他の定説も参考にしています。

資金収支計算書関係の比率では、個々の法人により、年度によって分子又は分母の科目が非常

に小さく（時にはゼロになる）なることが多く、変動係数は大きくなりがちです。

判定の材料としては次のようなものがあります。

一. 消費収支計算書関係

$$(1) \text{ 人件費比率} = \frac{\text{人件費}}{\text{帰属収入}}$$

人件費問題は学校財務のなかで最も重要な項目の一つです。他の消費支出科目をまとめても、その金額は人件費には及びません。しかも、消費支出の膨張の最大の要因になっています。その意味でのこの人件費比率は、分析上、十分に注意して取扱われるべきです。学校法人のグレードが上がるにつれて、人件費比率は下がり、他の項目がふえる傾向になります。例えば、大学法人は短大法人より人件費比率は低くなっています。

〈私学事業団 27 年〉「医歯系法人を除く」では、大学法人が平成 22 年度～26 年度にかけて、50.9%～54.0%の範囲にあるのに比べ、短大法人が同じときに 57.6%～60.8%の範囲になります。短大法人ではこの 5 年間に 22 年度をピークに 57.6%に戻しており、大学法人では 23 年度をピークで 50.9%に戻しています。

〈私学事業団 27 年〉では、低い値が良い、としています。

資金収支内訳表や消費収支内訳表では、人件費以外の経費が各学校部門に配分されるのに対して、人件費は個々の教職員を各学校に張り付けて、部門ごとの人件費の額を計算することになっています。したがって、法人全体の人件費比率に比べ、複数学科や複数校にまたがって業務を行っている教職員（例えば、学長、専務局長）の人件費が各部門に配分されず特定の部門だけに計上されます。その結果、各部門の人件費比率はその部門の業務に応じた人件費の状況を必ずしも適性に反映していないので、人件費を含む比率の判断には注意を要します。

$$(2) \text{ 教育研究経費比率} = \frac{\text{教育研究経費}}{\text{帰属収入}}$$

経費を教育研究経費と管理経費とに分ける方法が、学校法人によってかなり違っているようです。教育研究経費のほうが受益者である学生に直接還元される経費なので、管理経費よりも重視されるべきものです。

分子には減価償却額という、資金の支出を伴わない、理論上の経費が含まれていることに留意する必要があります。

教育研究活動の維持・発展のためには、消費収支を圧迫しない限り、この比率が高いことが望ましい、としています。

〈私学事業団 27 年〉では、大学法人が平成 22 年度～平成 26 年度にかけて 30.9%～31.5%の範囲であるのに対し、短大法人は 24.7%～25.7%の範囲で推移しているのが現状である。

$$(3) \text{ 管理経費比率} = \frac{\text{管理経費}}{\text{帰属収入}}$$

学生に対する間接経費なので、低い方が好ましいのですが、実態としては低すぎて教育に支障をきたすこともあります。〈私学事業団 27 年〉では、低い値が良い、としています。〈私学事業団 27 年〉では、大学法人が平成 22 年度～平成 26 年度にかけて 8.7%～9.2%あるのに対し、短大法人は 9.5%～10.3%の範囲で推移しているのが現状である。

$$(4) \text{ 消費支出比率} = \frac{\text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$$

帰属収入の何割が消費されたかを示す比率です。この比率が 100%を越えると、過去の蓄積である純財産を食いつぶした経営が行われていることを示します。

$$(5) \text{ 帰属収支差額比率} = \frac{\text{帰属収入} - \text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$$

消費支出比率の裏返しの比率で、消費支出比率が 100%未満ならこの比率は当然プラスになります。

二. 資金収支計算書関係

資金収支計算書には二つの目的をもたらしている。①当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容を明らかにするため。②支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするため。資金分析で求めているものは、発生ベースにおける収入及び支出の内容ではなく、資金そのものの収入及び支出の末であり、そしてそれと究極的には実際の現金預金すなわち学校法人会計基準にいう支払資金の増減計算であります。

学校の活動は、すべて教育研究のための活動であることは当然であるが、この活動を教育に直接的に関係ある活動、教育研究活動に間接的に関係がある活動及び資金調達活動と便宜上三つの活動に区分してみると分析上有益である。直接的な活動を経常活動・間接的活動を経常外活動・そして資金調達活動はそのまま資金調達活動と呼びそれぞれの収支を見ることができます。

資金収支による比率は、その年度の資金収支についての比率なので、分子又は分母が非常に小さく（時にはゼロに）なることがあるので、分析には余り向きません。私学事業団では資金収支関係の比率は使っておりません。

$$(6) \text{ 金融収支比率} = \frac{\text{借入金等利息支出}}{\text{受取利息・配当金収入}}$$

借入金等が多い場合でも、この比率が100%より小さいときは借入金等を上回る預金や有価証券を所有していることを示します。学校法人によっては借入金等がないので分子がゼロのことがあり、偏差値による分析には向きません。有価証券で運用しその収支を総額表示すると、受取利息に相当する部分が資金収支では表示されないので、この比率は大きくなります。

$$(7) \text{ 借入金等返済比率} = \frac{\text{借入金等返済支出}}{\text{借入金等収入}}$$

当年度の借入金等の増減を表わすもので、この比率が100%を超えれば借入金等の減少を意味します。学校法人によっては分子又は分母がゼロのことがあるので、偏差値による分析には向きません。

$$(8) \text{ 借入金依存率} = \frac{\text{借入金等収入}}{\text{借入金等返済支出} + \text{施設関係支出} + \text{設備関係支出}}$$

この比率が100%を超えると、超えた部分は消費支出に使われたことになり、危険な状態であることを示します。

$$(9) \text{ 資金収支比率} = \frac{\text{当期資金支出（次期繰越金除く）}}{\text{当期資金収入（前期繰越金を除く）}}$$

この比率が100%を越えれば、資金の外部流失のほうが多く、資金の内部留保ができないという資金の動態を示すものです。直接に経営の健全性を示すものではありません。

$$(10) \text{ 自己資金調達収支比率} = \frac{\text{支出の合計}}{\text{収入の部合計} - (\text{借入金等収入} - \text{借入金等返済支出})}$$

分母は自己資金を意味し、この比率が低いほど資金余裕のあることを示します。

三. 貸借対照表関係

$$(11) \text{ 固定資産構成比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$$

有形固定資産とその他の固定資産を合計した固定資産の総資産に占める構成割合です。

この比率が高いことは流動性が低いということですが、その他の固定資産に金融資産が入っている場合は一概に高いから好ましくないとの判断はできません。〈私学事業団 27 年〉「医歯系法人を除く」で、大学法人が平成 22 年度～ 26 年度にかけて、86.4%～ 87% であるのに対し短大法人は 84.1%～ 85.5% となっています。

$$(12) \text{ 有形固定資産構成比率} = \frac{\text{有形固定資産}}{\text{総資産}}$$

固定資産の内、有形固定資産のみの構成割合です。この比率は、土地・建物・教育研究機器備品等の有形固定のバランスを示します。学校規模に対して過剰な設備は財務状況を悪化させる原因となります。

$$(13) \text{ その他の固定資産構成比率} = \frac{\text{その他の固定資産}}{\text{総資産}}$$

固定資産の内、その他の固定資産のみの構成割合です。この比率は、引当資産を中長期に渡って固定的に保有する資産の比率を表示しています。この比率は高いほど財政基盤が安定しており、例えば二号基本金の積立てなど中長期計画に基づいた資金の確保は学校法人として良好な指標となります。

$$(14) \text{ 流動資産構成比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$$

主に現預金で構成される流動資産の比率です。この比率が低いと現預金が少なく資金繰りに苦しいと判断できます。私学事業団 27 年〉「医歯系法人を除く」で、大学法人が平成 22 年度～ 26 年度において、13% 台で推移しており、短大法人は 14.5%～ 15.9% となっています。

$$(15) \text{ 固定負債構成比率} = \frac{\text{固定負債}}{\text{総資金}}$$

固定負債の総資金に占める割合です。この比率は、流動負債構成比率とともに負債構成のバランスを示す指標です。この比率は学校法人の総資金の内、長期の債務の割合を示しています。高い値は好ましくないとされます。〈私学事業団 27 年〉「医歯系法人を除く」で、大学法人が平成 22 年度～ 26 年度において、7.2%～7.5%で推移しており、短大法人は 5.7%～6.3%となっています。

$$(16) \text{ 流動負債構成比率} = \frac{\text{流動負債}}{\text{総資金}}$$

流動負債の総資金に占める割合です。この比率は、固定負債構成比率とともに負債構成のバランスを示す指標です。この比率は短期の債務の割合を示しています。高い値は好ましくないとされます。但し、前受金は翌年度の新入生の納付金であり、分析する上で注意すべきことです。〈私学事業団 27 年〉「医歯系法人を除く」で、大学法人が平成 22 年度～ 26 年度において、5.4%～5.6%で推移しており、短大法人は 5.4%～5.5%となっています。

$$(17) \text{ 内部留保資産比率} = \frac{\text{運用資産} - \text{総負債}}{\text{総資産}}$$

その他の固定資産（引当資産や長期有価証券など）と流動資産を合計した運用資産から総負債を引いた金額の総資産に対する比率です。この比率がプラスですと、その他の固定資産と流動資産で負債をすべてカバーすることができ、余裕のある学校経営ができることとなります。〈私学事業団 27 年〉「医歯系法人を除く」で、大学法人が平成 22 年度～ 26 年度において、25.6%～26.2%で推移しており、短大法人は 25.6%～28.0%となっています。

$$(18) \text{ 運用資産余裕比率} = \frac{\text{運用資産} - \text{外部負債}}{\text{消費支出}}$$

※運用資産＝その他の固定資産＋流動資産

外部負債＝総負債－（退職給与引当金＋前受金）

この比率は、総資産のうち引当資産、有価証券、現金預金などの運用可能な資産から、総負債のうち外部に返済を求められる借入金、学校債、未払金などの外部負債を差し引いた金額が、法人の一年間の支出にたいして、どの程度蓄積されているかを示しています。〈私学事業団 27 年〉「医歯系法人を除く」で、大学法人が平成 22 年度～ 26 年度において、1.8%～1.9%で推移しており、短大法人は 1.7%～1.8%となっています。

$$(19) \text{ 自己資金構成比率} = \frac{\text{自己資金}}{\text{総資金}}$$

※自己資金＝基本金＋消費収支差額

総資金＝負債＋基本金＋消費収支差額

この比率は、自己資金の総資金に占める割合です。学校法人の資金の調達源泉を分析する指標です。〈私学事業団 27 年〉「医歯系法人を除く」で、大学法人が平成 22 年度～26 年度において、86.9%～87.5%で推移しており、短大法人は 88.4%～88.8%となっています。

$$(20) \text{ 消費収支差額構成比率} = \frac{\text{消費収支差額}}{\text{総資金}}$$

※総資金＝負債＋基本金＋消費収支差額

この比率は、消費収支差額の総資金に占める割合です。消費収支差額は各年度の収支差額の累計であります。〈私学事業団 27 年〉「医歯系法人を除く」で、大学法人が平成 22 年度～26 年度において、△ 9.3%～△ 12.9%で推移しており、短大法人は△ 12.1%～△ 15.2%となっています。

$$(21) \text{ 固定比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}} \quad * \text{ 自己資金 (基本金+消費収支差額)}$$

総資産のうち固定資産の比率が目立って高いのが、学校法人の特徴です。この比率はその固定資産がどの程度まで自己資金すなわち純資産でカバーされているかを示します。〈私学事業団 27 年〉では低い値であれば好ましいとされていますが、実際はそれよりも高くなっています。

「固定比率が 100%以下」ということは、学校の施設設備は借入金によることなく自己資金で調達するという設置基準の原則になっています。

固定資産が自己資金だけでなく他人資金にも依存している傾向が、徐々に健全な方向に向かってきています。(8) の借入金依存率の減少と合わせると、この比率の増加は、借入金による固定資産の取得が多かったからではなく、消費収支で消費支出超過額が多かったからと推測されます。

$$(22) \text{ 固定長期適合率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金} + \text{固定負債}}$$

分母は長期安定的な資金という性格をもち、その資金にどの程度固定資産が依存しているかを示します。固定比率が100%以下にならなくても、この固定長期適合率は100%以下にする必要があります。そうでないと、長期に使用する固定資産が短期の他人資金すなわち流動負債にその一部を依存することになり、財政的に不安定になるからです。

$$(23) \text{ 流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$$

分子の「流動資産」には、学校法人の場合、企業のように多額の「棚卸資産」を持っていないことに注意する必要があります。この「棚卸資産」を無視すると、「流動資産」は「当座資産」になります。したがって、流動比率は、学校法人の場合、この比率は「当座比率」として考えるほうが妥当です。企業では、一般的に流動比率を200%以上とし、当座比率を100%以上としています。

〈私学事業団27年〉では、流動比率200%以上が維持されれば信用度は高いとされている、と説明しています。ただし、この比率が100%を大幅に割っている場合には資金繰りの点で苦しい法人も見受けられる、としています。

分母の「流動負債」には、学校法人の特徴としての約60%の「前受金」を含んでいます。前受金は流動負債の一部ですが、弁財の対照となる他の外部負債とはその性質を異にしています。

このような理由で、学校法人では流動比率を100%以上を標準とするべきです。

$$(24) \text{ 総負債比率} = \frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$$

自己資金構成比率と対応する比率で、総資産のうち他人資産に依存している割合がどの位を示しているかであります。

〈私学事業団27年〉では、低い値が良いとされています。特に、50%を越えると負債総額が自己資金を上回り、100%以上だと総資産をも上回る、いわゆる「債務超過」となります。

$$(25) \text{ 負債比率} = \frac{\text{総 負 債}}{\text{自己資金 (基本金 + 消費収支差額)}}$$

分母の「自己資金」は、一般に「自己資本」として表示されていますが、「資本」概念が学校法人になじまないため、「資金」の用語になったものと思われる。

(私学事業団 27 年) では、100%以下で低いほうが望ましいとしています。

自己資金が小さくなるとこの比率はプラスで大きくなり、自己資金がマイナスすなわち債務超過になるとマイナスで大きい比率になります。自己資金マイナスの法人があると、この比率の平均は余り意味がなくなります。

$$(26) \text{ 前受金保有率} = \frac{\text{現金預金 + 有価証券 (短期)}}{\text{前 受 金}}$$

前受金の保有状況を示し、これが 100%を割ると翌年度に支出すべき資金を当年度中にすでに一部使ってしまったことを意味します。

$$(27) \text{ 基本金比率} = \frac{\text{基 本 金}}{\text{基本金要組入額}}$$

これが 100%だと、基本金未組入額はなく、基本金要組入額が基本金に全額組入れられていることを示し、「学校法人会計基準」での基本金の取扱いの原則の姿となります。実際には未組入額があるので、100%にならないのが通常です。

II 平成 27 年度以降の財務分析について

このほどの学校法人会計基準の改正は、分かり易い学校会計を求めることを柱にしています。大学・短大の財務比率もこれに念頭に考えていかなければなりません。幸い平成 25 年 12 月の文部科学省主催の新会計基準の説明会で「学校法人会計基準改正に対応した新たな財務比率等について」が提示されていますので、新会計基準の計算書類を説明し、それに準拠した財務比率を見て行きたいと思えます。

(1) 計算書類の体系の変更

- ・平成 26 年度まで 資金収支計算書
 - 資金収支内訳表
 - 人件費支出内訳表

- 消費収支計算書
 - 消費収支内訳表

- 貸借対照表
 - 固定資産明細表
 - 借入金明細表
 - 基本金明細表

- ・平成 27 年度以降 資金収支計算書
 - 資金収支内訳表
 - 人件費支出内訳表
 - 活動区分資金収支計算書

- 事業活動収支計算書
 - 事業活動収支内訳表

- 貸借対照表
 - 固定資産明細表
 - 借入金明細表
 - 基本金明細表

(2) 参考

学校法人会計基準改正に対応した 新たな財務比率等について

日本私立学校振興・共済事業団
私学経営情報センター

1. 学校法人会計基準改正に伴う新たな財務比率(案)

(1) 事業活動収支計算書関係比率

～ 現行の消費収支計算書関係比率

No.	比率名	算出方法
1	人件費比率	人件費 帰属収入
2	人件費依存率	人件費 学生生徒等納付金
3	教育研究経費比率	教育研究経費 帰属収入
4	管理経費比率	管理経費 帰属収入
5	借入金等利息比率	借入金等利息 帰属収入
6	帰属収支差額比率	帰属収入－消費支出 帰属収入
7	消費収支比率	消費支出 消費収入
8	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 帰属収入
9	寄付金比率	寄付金 帰属収入
10	補助金比率	補助金 帰属収入
11	基本金組入率	基本金組入額 帰属収入
12	減価償却費比率	減価償却額 消費支出

※上記No.1～12は、『今日の私学財政』において使用されている比率である。

～ 新基準における事業活動収支計算書関係比率(案)

No.	新比率名	算出方法	変更点等
※1	人件費比率	人件費 帰属収入	「帰属収入」を「 経常収入 」に変更し、経常的な収入を分母とする
2	人件費依存率	人件費 学生生徒等納付金	変更なし
※1	教育研究経費比率	教育研究経費 帰属収入	「帰属収入」を「 経常収入 」に変更し、経常的な収入を分母とする
※1	管理経費比率	管理経費 帰属収入	「帰属収入」を「 経常収入 」に変更し、経常的な収入を分母とする
※1	借入金等利息比率	借入金等利息 帰属収入	「帰属収入」を「 経常収入 」に変更し、経常的な収入を分母とする
6	事業活動収支差額比率	基本金組入前当年度収支差額 事業活動収入	「帰属収支差額比率」から「 事業活動収支差額比率 」へ名称変更 「帰属収入－消費支出」を「 基本金組入前当年度収支差額 」に、 「帰属収入」を「 事業活動収入 」に変更
7	基本金組入後収支比率	事業活動収入－消費支出 事業活動収入－基本金組入額	「消費収支比率」を「 基本金組入後収支比率 」に名称変更 「消費支出」を「 事業活動支出 」に、「消費収入」を「 事業活動収入 」 －「 基本金組入額 」に変更
※1	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 帰属収入	「帰属収入」を「 経常収入 」に変更し、経常的な収入を分母とする
※2	寄付金比率	寄付金 事業活動収入	「帰属収入」を「 事業活動収入 」に変更 ※分子の「寄付金」には、特別収支の「施設備書付金」及び「現物寄付」を含む
※2	経常寄付金比率	教育活動収支の寄付金 経常収入	上記寄付金比率を、分子・分母ともに経常的な収入に限定、
※2	補助金比率	補助金 事業活動収入	「帰属収入」を「 事業活動収入 」に変更 ※分子の「補助金」には、特別収支の「施設設備補助金」を含む
※2	経常補助金比率	教育活動収支の補助金 経常収入	上記補助金比率を、分子・分母ともに経常的な収入に限定、
11	基本金組入率	基本金組入額 事業活動収入	「帰属収入」を「 事業活動収入 」に変更
12	減価償却額比率	減価償却額 経常支出	「消費支出」を「 経常支出 」に変更し、経常的な支出を分母とする
新設	経常収支差額比率	経常収支差額 経常収入	経常的な収支バランスを表す比率として 新設
新設	教育活動収支差額比率	教育活動収支差額 教育活動収入	本業である教育活動の収支バランスを表す比率として 新設

(注) 「**経常収入**」＝教育活動収入計＋教育活動外収入計 「**経常支出**」＝教育活動支出計＋教育活動外支出計

※1 分母を経常収入(または経常支出)に限定し、従来の比率を経常的な収支バランスを表す比率に変更

※2 従来の比率は維持するとともに、※1同様の経常的な収支バランスを表す比率も新設

～ 現行 ～
(2) 貸借対照表関係比率

No.	比率名	算出方法
1	固定資産構成比率	固定資産 総資産
2	有形固定資産構成比率	有形固定資産 総資産
3	その他の固定資産構成比率	その他の固定資産 総資産
4	流動資産構成比率	流動資産 総資産
5	固定負債構成比率	固定負債 総負債
6	流動負債構成比率	流動負債 総負債
7	内部留保資産比率	運用資産－総負債 総資産
8	運用資産余裕比率	運用資産－外部負債 消費支出
9	自己資金構成比率	自己資金 総資産
10	消費収支差額構成比率	消費収支差額 総資産
11	固定比率	固定資産 自己資金
12	固定長期適合率	固定資産 自己資金＋固定負債
13	流動比率	流動資産 流動負債
14	総負債比率	総負債 総資産
15	負債比率	総負債 自己資金
16	前受金保有率	現金預金 前受金
17	退職給与引当預金率	退職給与引当特定預金(資産) 退職給与引当金
18	基本金比率	基本金 基本金要組入額
19	減価償却比率	減価償却累計額 (図書を除く) 減価償却資産取得価額(図書を除く)

※上記№.1～19は、『今日の私学財政』において使用されている比率である。

～ 新基準における案 ～

No.	新比率名	算出方法	変更点等
1	固定資産構成比率	固定資産 総資産	名称及び比率に変更なし ただし、現行の「固定資産＝有形固定資産＋その他の固定資産」が、「固定資産＝有形固定資産＋特定資産＋その他の固定資産」となる
2	有形固定資産構成比率	有形固定資産 総資産	変更なし
3	特定資産構成比率	特定資産 総資産	名称を変更し、分子を「その他の固定資産」から「特定資産」に変更する
4	流動資産構成比率	流動資産 総資産	変更なし
5	固定負債構成比率	固定負債 総負債	名称及び比率に変更なし。 但し、分母の表記を「総負債」から「負債＋純資産」に変更する
6	流動負債構成比率	流動負債 総負債	名称及び比率に変更なし。 但し、分母の表記を「総負債」から「負債＋純資産」に変更する
7	内部留保資産比率	運用資産－総負債 総資産	現行の「運用資産＝その他の固定資産＋流動資産」を、「運用資産＝現金預金＋特定資産＋有価証券」とし「経営判断指標における運用資産」と定義とする
8	運用資産余裕比率	運用資産－外部負債 事業活動支出	現行の「運用資産＝その他の固定資産＋流動資産」を、「運用資産＝現金預金＋特定資産＋有価証券」とし「経営判断指標における運用資産」と定義とする 「消費支出」を「事業活動支出」に変更する
9	純資産構成比率	純資産 総負債	名称変更。比率に変更なし 但し、分子の表記を「自己資金」から「純資産」に変更する
10	繰越収支差額構成比率	繰越収支差額 負債＋純資産	「繰越収支差額」から「繰越収支差額」へ名称変更 また、分母の表記を「総負債」から「負債＋純資産」に変更する
11	固定比率	固定資産 純資産	名称及び比率に変更なし 但し、分母の表記を「自己資金」から「純資産」に変更する
12	固定長期適合率	固定資産 純資産＋固定負債	名称及び比率に変更なし 但し、分母の表記を「自己資金＋固定負債」から「純資産＋固定負債」に変更する
13	流動比率	流動資産 流動負債	変更なし
14	総負債比率	総負債 総資産	変更なし
15	負債比率	総負債 純資産	名称及び比率に変更なし 但し、分母の表記を「自己資金」から「純資産」に変更する
16	前受金保有率	現金預金 前受金	変更なし
17	退職給与引当特定資産率	退職給与引当特定資産 退職給与引当金	名称及び分子の表記変更
18	基本金比率	基本金 基本金要組入額	変更なし
19	減価償却比率	減価償却累計額 (図書を除く) 減価償却資産取得価額(図書を除く)	変更なし
新設	積立率	運用資産 要積立額	将来の施設設備の取替更新等に備えて保有しておくべき資産の保有状況を 要す比率として新設 「運用資産＝現金預金＋有価証券」とし、「経営判断指標と同一定義 とする 「要積立額＝減価償却累計額＋退職給与引当金＋2号基本金＋3号基本金」 とし、「経営判断指標と同一定義とする



2. 経営判断指標について

経営判断指標とは、

「経営破綻を**予防**するための指標」である

- 平成19年8月 私学事業団 学校法人活性化・再生研究会にて公表
- 平成24年3月 経営判断指標を見直し(精緻化)
 - ・ 経営状態を示す指標を7区分→14区分
 - ・ 学校単位の指標を創設

特徴

1. 教育研究活動にかかるキャッシュフローの状況により判定
2. 外部負債、運用資産の状況を加味して経営継続（可能）年数を算出
3. 定量的な絶対評価である
4. 法人の個別事情に応じた修正が必要な場合も多々ある

経営状態を把握した結果、改善が必要であれば・・・

経営改善計画を作成して経営の安定化を図る

2-2. 新会計基準における経営判断指標の活用

現行

○ キャッシュフロー計算書(案)

事業活動のキャッシュフロー	
A	教育研究活動のキャッシュフロー
	手教料収入
	一般寄付金収入
	日本私立学校振興・共済事業団補助金収入
	地方公共団体補助金収入
	日本私立学校振興・共済事業団学術研究振興資金収入
	資産運用収入
	雑収入
	前受金収入
	前期未前受金
	小計
	人件費支出
	教育研究経費支出
	管理経費支出
	借入金等利息支出
	小計
B	教育研究活動のキャッシュフロー
	施設等整備活動のキャッシュフロー
	特別寄付金収入
	その他国庫補助金収入
	不動産売却収入
	前期未収入金収入
	期末未収入金
	小計
	施設関係支出
	設備関係支出
	手形債務支払支出
	前期未未払金支払支出
	前期未未払金
	前期未前払金
	小計
C	施設等整備活動のキャッシュフロー
	財務活動のキャッシュフロー
	有価証券売却収入
	その他資産売却収入
	借入金等収入
	引当特定預金(資産)からの繰入収入
	その他収入
	その他収入調整
	小計
	借入金等返済支出
	資産運用支出
	その他支払支出
	その他支出調整
	小計
	財務活動のキャッシュフロー
	繰越支払資金の増減額
	前年度繰越支払資金
	次年度繰越支払資金

経営判断指標の
計算基礎を変更

現行

資金収支計算書の勘定科目の組替えにより、**疑似的なキャッシュフロー計算書(案)**を作成し、「教育研究活動のキャッシュフロー」を使用

平成27年度～

活動区分資金収支計算書の作成が義務化
(※知事所轄学校法人を除く)
「教育活動による資金収支」を使用

新会計基準

○ 活動区分資金収支計算書

教育活動による資金収支	
収入	学生生徒等納付金収入
	手数料収入
	特別寄付金収入
	一般寄付金収入
	経営費等補助金収入
	付随事業収入
	雑収入
	教育活動資金収入計
支出	人件費支出
	教育研究経費支出
	管理経費支出
	教育活動資金支出計
	差引
	調整勘定等
	教育活動資金収支差額
	施設設備寄付金収入
	施設設備補助金収入
	施設設備売却収入
	第2号基本金引当特定資産取崩収入
	(何)引当特定資産取崩収入
	施設整備等活動資金収入計
収入	施設関係支出
	設備関係支出
	第2号基本金引当特定資産繰入支出
	(何)引当特定資産繰入支出
	施設整備等活動資金支出計
	差引
	調整勘定等
	施設整備等活動資金収支差額
	施設整備等活動資金収支差額
	小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)
	借入金等収入
	有価証券売却収入
	第3号基本金引当特定資産取崩収入
	(何)引当特定資産取崩収入
	小計
	受取利息・配当金収入
	収益事業収入
	その他の活動資金収入計
収入	借入金等返済支出
	有価証券購入支出
	第3号基本金引当特定資産繰入支出
	(何)引当特定資産繰入支出
	収益事業元入金支出
	小計
	借入金等利息支出
	その他の活動資金支出計
	差引
	調整勘定等
	その他の活動資金収支差額
	支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)
	前年度繰越支払資金
	翌年度繰越支払資金

2-3. 新しい経営判断指標への移行に伴う留意点

現行のキャッシュフロー計算書(案)

A 教育研究活動のキャッシュフロー	
収入	学生生徒等納付金収入
	手数料収入
	一般寄付金収入
	経常費等補助金収入
	資産運用収入
	事業収入
	雑収入
	前受金収入
	前期末前受金
小計	
支出	人件費支出
	教育研究経費支出
	管理経費支出
	借入金等利息支出
小計	
教育研究活動のキャッシュフロー計	

B 施設等整備活動のキャッシュフロー	
収入	特別寄付金収入

活動区分資金収支計算書

A 教育活動による資金収支	
収入	学生生徒等納付金収入
	手数料収入
	特別寄付金収入
	一般寄付金収入
	経常費等補助金収入
	付随事業収入
	雑収入
	教育活動資金収入計
支出	人件費支出
	教育研究経費支出
	管理経費支出
	教育活動資金支出計
差引	
調整勘定等	
教育活動資金収支差額	
B 施設整備等活動による資金収支	
収入	施設設備寄付金収入
C その他の活動による資金収支	
収入	受取利息・配当金収入
	収益事業収入
支出	借入金等利息支出

施設設備用途指定以外

補助活動、附属・受託事業
施設設備利用料

調整勘定と調整勘定に
関連する資金収入及び
資金支出を相互に加減

施設設備用途指定

3号基本金運用収入など

収益事業

留意点

科目の変更等により経営判断指標の判定結果が変動する可能性があるため、自己点検等の際は、変動要因を把握しておくことが望ましい

Ⅲ キャッシュフロー分析（定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分を利用した）

1. キャッシュフローとは

キャッシュフローとはひとこと言えば資金の増加または減少を意味します。キャッシュフロー計算書は期末の現金および現金同等物の算出過程を表します。

その目的は、資金獲得能力、投資状況、債務返済能力、資金の調達と運用状況などの情報を得ることにあります。

一会計期間の経営活動について資金増減の「原因」や「流れ」を分析しますが、そのために経営活動を3分類に分けて計算します。

経常的な活動による資金の増減を表すものとして「教育研究活動のキャッシュフロー」、施設・設備の購入や不動産の購入・売却などの投資活動による「施設等整備活動のキャッシュフロー」、これらをあわせて「事業活動のキャッシュフロー」と言います。もうひとつは有価証券の購入・売却や借入金の調達・返済などの「財務活動によるキャッシュフロー」です。

さいわい学校会計には資金収支計算書が「キャッシュフロー計算書」に似ており、これをさきの3分類に分けることにより作成することができます。

※今回の会計基準の変更により「活動区分資金計算書」を直接利用することができます。

2. キャッシュフロー計算書の作成（平成26年度まで）

3分類は資金収支計算書を以下のように組み替えたものを言います。

(1) 「教育研究活動のキャッシュフロー」

{学納金収入+前受金収入-前期末前受金} + {手数料収入+一般寄付金収入+補助金収入（施設除く）+資産運用収入+事業収入+雑収入} - {人件費支出+教研費支出+管理経費支出+借入金利息支出}

(2) 「施設等整備活動のキャッシュフロー」

{特別寄付金収入+その他国庫補助金収入+不動産売却収入} + {前期末未収入金収入-期末未収入金} - {施設・設備関係支出+手形債務支払支出} - {前期末未払金支出-期末未払金} - {前払金支出-前期末前払金}

(3) 「財務活動のキャッシュフロー」

{有価証券売却収入+その他資産売却収入+借入金等収入+引当特定預金（資産）からの繰入収入+その他収入-その他収入調整勘定} - {借入金等返済支出+資産運用支出+その他支払支出-その他支出調整勘定}

3. キャッシュフロー分析の見方

教育研究活動のキャッシュフローと施設等整備活動のキャッシュフローの合計である事業活動のキャッシュフローがプラスであることが健全であることの一番の指標です。施設等整備活動のキャッシュフローは将来の発展のための投資をするものですからマイナスであってもいいですが、教育研究活動のキャッシュフローのプラスの範囲内でカバーされていることが必要です。たとえばカ

バーされなくても適切な借入れ等がなされておれば健全といえます。財務活動のキャッシュフローは事業活動のキャッシュフローがプラスのときは借入金を返済したり資金を運用したりします。またマイナスのときは借入金を調達したり有価証券を売却したことの結果を表します。

以上3つのキャッシュフローの合計がプラスであれば次年度繰越支払資金は前年度繰越支払資金より多くなります。

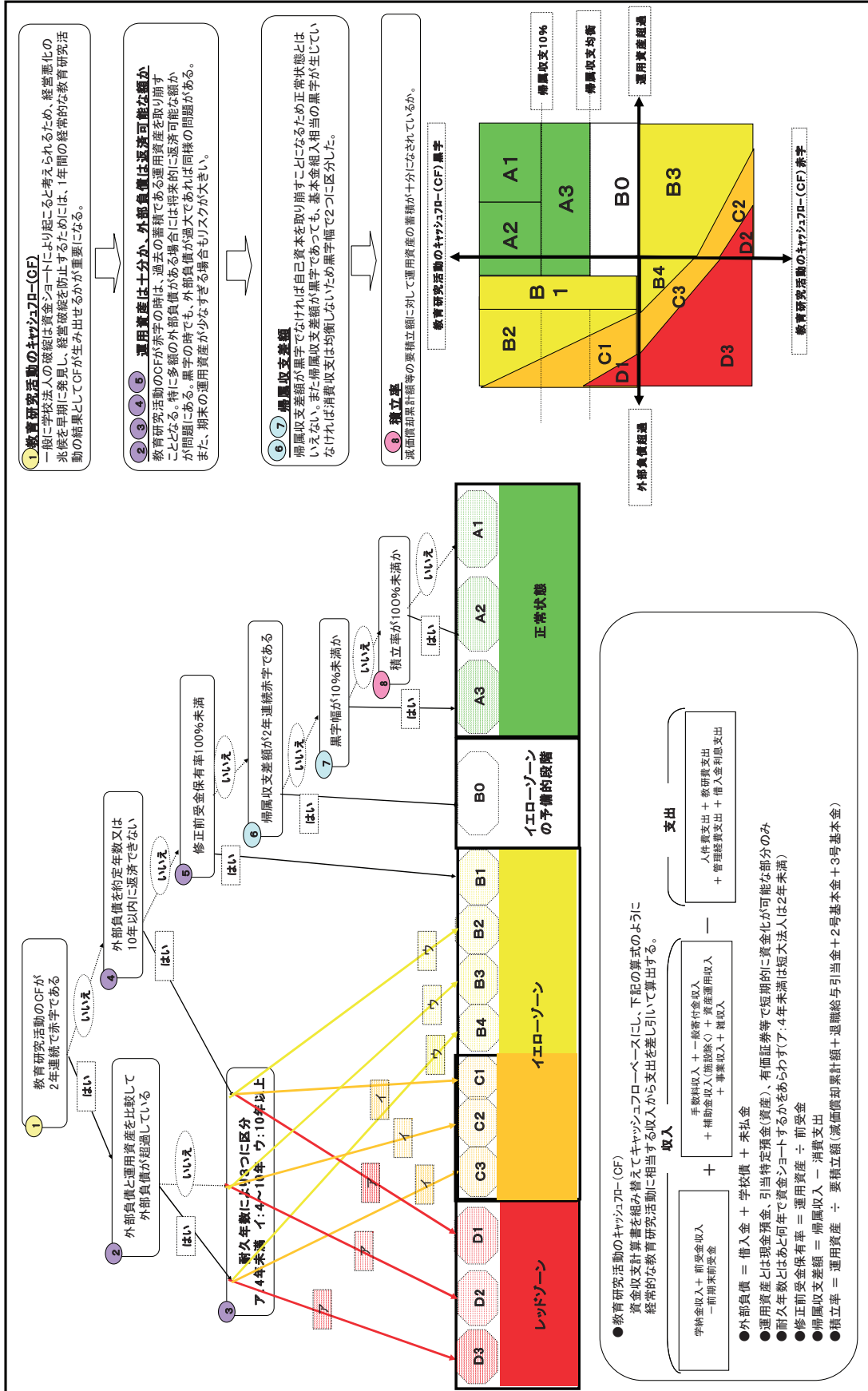
4. 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分について

平成24年3月に提示された経営判断指標の区分は以下です。

- ① 「教育研究キャッシュフローが2年連続で赤字であるか」
直近3年度（一昨年度、昨年度及び今年度決算見込み）のうち2年度が赤字の場合となっていますが、ここでは、過去2年度として見て行きます。
- ② 「外部負債と運用資産を比較して外部負債が超過しているか」
運用資産とは現金預金、有価証券、特定預金
外部負債とは借入金、学校債、未払金及び手形債務
直近の決算年度の外部負債と運用資産を比較する。
- ③ 「耐久年数により3つに区分（ア：4年未満、イ：4年～10年、ウ：10年以上）」
あと何年で資金ショートするか、教育研究活動キャッシュフローは直近決算と同じにし、施設設備活動キャッシュフローは0円とし、財務活動キャッシュフローは借入金の金額を返済スケジュールに合わせて計算します。このキャッシュが残る年数を求めます。
- ④ 「外部負債を約定年数又は10年以内に返済できないか」
教育研究キャッシュフローの黒字を全て外部負債の返済にあてた場合、約定年数又は10年以内に返済できるか。
- ⑤ 「修正前受金保有率が100%未満か」
運用資産が前受金より多いか。
- ⑥ 「帰属収支差額が2年連続赤字であるか」
- ⑦ 「黒字幅が10%未満か」
- ⑧ 「積立率が100%未満か」

定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)

この定量的な経営判断指標(法人単位)は、経営悪化の兆候をできるだけ早期に発見し、まだ回復の可能性がある一定の時点で警鐘を鳴らすことができれば、経営破綻防止に有効であるため、下記のように教育研究活動のキャッシュフロー(CF)を基礎に、外部負債と運用資産の状況により学校法人の経営状態を区分したものである。



(図2)

資金収支・キャッシュフロー関連表

- この関連表は資金収支計算書をキャッシュフロー計算書に組み替えることを目的としている。資金収支計算書の金額は実際のキャッシュの動きとは一致しないため、前受金等の調整勘定を加減してキャッシュベースに直す必要がある。また、活動目的ごとの区分がなされておらず、経常的なものと臨時的なもの(資産売却等)、収益的支出(経費的なもの)と資本的支出(施設設備等)、帰属収入になるものとならないもの(借入金)が一緒に並べられている。
- そこで、資金収支計算書の要素をそれぞれABC3つの活動区分に分類して、キャッシュフロー計算書に組み替えた。Aの区分は本業の教育研究活動の経常的な部分でどのくらいキャッシュフローを生んでいるのかを、Bの区分は施設・設備関係の収支状況を、Cの区分は財務活動の状況を表している。正常な法人の場合はAで毎期プラスのキャッシュフローが生まれ、それをBの施設設備投資に回し、足りない部分をCの財務活動で銀行から借りてくる。若しくはAで生じたプラスのキャッシュフローをCで借入金の返済にまわすというようなイメージになる。いずれにしてもAの部分でプラスのキャッシュフローが生まれないと、設備投資もできないし、借入金の返済もできないということになり、過去の運用資産の蓄積を取り崩すことになる。
- ただし、例えば「特別寄付金収入」はBの区分にしているが、教育研究経費に用途を特定した特別寄付金を経常的に受けている場合等はAの区分にすべきである等、その法人の個別事情に応じた修正が必要な場合もある。

資金収支計算書

キャッシュフロー計算書(案)

(収入の部)

科目名	金額(百万円)	区分
学生生徒等納付金収入	3,070,683	A
手数料収入	109,010	A
寄付金収入	120,095	
特別寄付金収入	80,775	B
一般寄付金収入	39,320	A
補助金収入	588,249	
国庫補助金収入	365,706	
日本私立学校振興・共済事業団補助金収入	316,563	A
その他国庫補助金収入	49,143	B
地方公共団体補助金収入	222,399	A
日本私立学校振興・共済事業団学術研究振興資金収入	144	A
資産運用収入	161,560	A
資産売却収入	855,647	
不動産売却収入	25,069	B
有価証券売却収入	780,013	C
その他資産売却収入	50,566	C
事業業収入	1,462,972	A
雑収入	132,372	A
借入金等収入	298,987	C
前受金収入	781,340	A
その他収入	1,404,073	
前期末未収入金収入	331,494	B
引当特定預金(資産)からの繰入収入	777,993	C
その他収入	294,586	C
資金収入調整勘定	△ 1,150,152	
期末未収入金	△ 354,856	B
前期末前受金	△ 789,971	A
その他収入調整勘定	△ 5,324	C
前年度繰越支払資金	2,539,373	
収入の部合計	10,374,213	

(支出の部)

科目名	金額(百万円)	区分
人件費支出	2,860,146	A
教育研究経費支出	1,544,188	A
管理経費支出	397,213	A
借入金等利息支出	21,398	A
借入金等返済支出	248,561	C
施設関係支出	593,282	B
設備関係支出	171,637	B
資産運用支出	1,811,874	C
その他支出	583,446	
手形債務支払支出	0	B
前期末未払金支払支出	305,602	B
前払金支払支出	21,241	B
その他支払支出	256,603	C
資金支出調整勘定	△ 348,874	
期末未払金	△ 324,115	B
前期末前払金	△ 22,089	B
その他支出調整勘定	△ 2,671	C
次年度繰越支払資金	2,491,321	
支出の部合計	10,374,213	

事業活動のキャッシュフロー

A 教育研究活動のキャッシュフロー	
学生生徒等納付金収入	3,070,683
手数料収入	109,010
一般寄付金収入	39,320
日本私立学校振興・共済事業団補助金収入	316,563
地方公共団体補助金収入	222,399
日本私立学校振興・共済事業団学術研究振興資金収入	144
資産運用収入	161,560
事業業収入	1,462,972
雑収入	132,372
前受金収入	781,340
前期末前受金	△ 789,971
小計	5,506,392
人件費支出	2,860,146
教育研究経費支出	1,544,188
管理経費支出	397,213
借入金等利息支出	21,398
小計	4,822,945
教育研究活動のキャッシュフロー	683,447

B 施設等整備活動のキャッシュフロー	
特別寄付金収入	80,775
その他国庫補助金収入	49,143
不動産売却収入	25,069
前期末未収入金収入	331,494
期末未収入金	△ 354,856
小計	131,625
施設関係支出	593,282
設備関係支出	171,637
手形債務支払支出	0
前期末未払金支払支出	305,602
期末未払金	△ 324,115
前払金支払支出	21,241
前期末前払金	△ 22,089
小計	745,558
施設等整備活動のキャッシュフロー	△ 613,933

事業活動のキャッシュフロー	
69,514	
C 財務活動のキャッシュフロー	
有価証券売却収入	780,013
その他資産売却収入	50,566
借入金等収入	298,987
引当特定預金(資産)からの繰入収入	777,993
その他収入	294,586
その他収入調整勘定	△ 5,324
小計	2,196,821
借入金等返済支出	248,561
資産運用支出	1,811,874
その他支払支出	256,603
その他支出調整勘定	△ 2,671
小計	2,314,367
財務活動のキャッシュフロー	△ 117,546
繰越支払資金の増減額	△ 48,032
前年度繰越支払資金	2,539,373
次年度繰越支払資金	2,491,341

(注)上記の数値は「今日の私学財政」平成20年度決算の大学法人531法人の合計値である。

テーマ④ 情報公開と学校法人のガバナンス

担当 藤野 富士夫 委員
森田 一 委員

E 分科会テーマ④「情報公開と学校法人のガバナンス」

I 私立学校法の内容

1. 概要

(1) 学校法人における管理運営制度の確立

→理事会の設置等をはじめとして、理事・監事・評議員会の制度を整備し、権限・役割分担を明確にすることによって、学校法人における管理運営制度の確立を図る。

(2) 財務情報の公開

→学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるようにしていく観点から、財産目録等の関係者への公開を義務付ける。

(3) 私立学校審議会の構成の見直し

→委員の構成等の見直し

2. 管理運営制度

(1) 理事制度

- ・理事会の法定化（第 36 条関係）
- ・代表権の原則理事長付与（第 37 条、49 条関係）
- ・任期、選任・解任手続きの明確化（第 30 条関係）
- ・外部理事の選任（第 38 条関係）

(2) 監事制度

- ・監査報告書の作成、理事会等への提出（第 37 条関係）
- ・外部監事の選任（第 38 条関係）
- ・評議員会の同意を得ての理事長選任、及び任期・解任等手続きの明確化（第 30 条、38 条関係）
- ・評議員との兼職禁止（第 39 条関係）

(3) 評議員会制度

- ・事業計画及び事業の実績を報告（第 42 条、46 条関係）

II 財務情報等の公開

1. 公開を義務付ける資料

- ①財産目録
- ②貸借対照表
- ③収支計算書
- ④事業報告書
- ⑤監事の監査報告書
(第47条、66条関係)

2. 事業報告書

- (1)法人の概要
→設置校、学生数、役職員の概要 等
- (2)事業の概要
→主な事業の目的・計画及び進捗状況 等
- (3)財務の概要
→経年比較 等

3. 閲覧の対象者

- 「利害関係人」とは
→在学生のほか、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者
具体的には、例えば
- ①学生生徒やその保護者
 - ②雇用契約にある者
 - ③債権者、抵当権者

4. 正当な理由

- 「正当な理由がある場合」とは
具体的には、例えば
- ①就業時間外や休業日に請求がなされた場合等、請求権の濫用にあたる場合
 - ②誹謗中傷することを目的とする場合等、明らかに不法、不当な目的である場合
 - ③公開すべきでない個人情報が含まれる場合

5. 積極的な情報提供

(閲覧)

- ・全学校法人に共通に義務付けられた最低限の内容を規定



(公開)

- ・インターネット等の活用 等

6. 小規模法人への配慮

- ・学校法人の規模や実情等が様々であることに鑑み、小規模法人に過度の負担とならないよう配慮されるべき。

7. 短期大学評価基準における取扱い

- ・評価基準では、「学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開しているか」とされている。

8. 私立大学等経常費補助金の算定方法

- ・28年度では、

1. 教育研究上の基礎的な情報の公表：公表の状況に応じ▲15%～0%
2. 修学上の情報等の公表：公表の状況に応じ▲15%～0%
3. 財務情報の公表：公表の状況に応じ▲15%～0%
4. 上記以外の情報の公表、上記の情報について分かりやすく加工
：0%or+1%

9. まとめ

- ・私立学校法の意図は、私立学校の自主性を尊重しつつ、私立学校が責任ある学校経営を行っていくための基本的な条件整備を行うというもの。
- ・今後、各学校が益々特色ある教育研究活動を展開、健全に発展していくことを期待。

Ⅲ 教育情報の公開

(大学教育の質の保証の観点から)

「学校教育法施行規則の改正」(平成 23 年 4 月施行)

1. 公的な教育機関として公表が求められる情報
⇒公表を義務付ける。
2. 教育力の向上の観点から公表が求められる情報
⇒法令により努力義務化
3. 大学教育の国際競争力の向上の観点から求められる情報
⇒各大学の方針にゆだねる。
(「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」より)

学校教育法施行規則の改正 (平成 23 年 4 月施行)

公表内容

- (1) 大学が、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
- ①大学の教育研究上の目的に関すること
 - ②教育研究上の基本組織に関すること
 - ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - ④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - ⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - ⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- (2) 大学が、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする
- (3) (1) の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする

私立学校法のポイント

	旧制度	現状
理事	<ul style="list-style-type: none"> ○理事5人以上(寄附行為で決定) ○理事のうち1名が理事長になる。 ○学校法人の業務は理事の過半数で決する。 ○原則としてすべての理事が代表権を有する。(寄附行為で制限可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ○同左 ○同左 ○学校法人の業務は理事会で決する。 ○代表権は原則として理事長が有し、寄附行為の定めにより他の理事にも代表権を付与することができる。 ○理事のうち少なくとも1名は、選任の際に現に当該学校法人の役員または職員でない者を選任する。(再任は可)
監事	<ul style="list-style-type: none"> ○監事2名以上 ○理事の業務執行の状況および法人の財産の状況を監査する。 ○理事および職員との兼職禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ○同左 ○学校法人の業務および財産の状況を監査する。 ○監査報告書の作成、理事会および評議員会への提出、外部への公開を行う。 ○監事のうち少なくとも1名は、選任の際に当該学校法人の役員または職員でない者を選任する。(再任は可) ○監事は評議員会の同意を得て理事長が選任する。 ○理事、評議員および職員との兼職禁止。
評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ○評議員会は理事の定数の2倍を超える人数で構成。 ○原則として学校法人の業務の重要事項に関する諮問機関。 	<ul style="list-style-type: none"> ○同左 ○同左 ○理事長は、毎年度、事業計画および事業の状況を評議員会に報告する。
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ○財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、各事務所に備付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書を作成し、監事が作成した監査報告書と併せて各事務所に備付け、利害関係人の閲覧を認める。
私学審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○私立学校の設置認可その他の重要事項について審議。 ○委員の3/4は私学関係者。 ○委員候補者の推薦について、詳細な手続きを規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○同左 ○教育に関し学識経験を有する者から都道府県知事が任命。(構成割合、手続きに関する規定は削除)



文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各都道府県知事

殿

文部科学事務次官
御手洗 康

(印影印刷)

私立学校法の一部を改正する法律等の施行について(通知)

このたび、別添のとおり「私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)」、「私立学校法施行令等の一部を改正する政令(平成16年政令第226号)」及び「私立学校法施行規則の一部を改正する省令(平成16年文部科学省令第37号)」が公布され、平成17年4月1日から施行されることとなりました。

これらの法令改正の趣旨、概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らいください。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人に対して周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

学校法人が公教育の担い手として今後とも健全な発展を続けていくためには、少子化等社会経済情勢の変化をはじめ、法人諸制度の改革、規制緩和の進展など学校法人をめぐる近年の状況等に適切に対応するとともに、様々な課題に対して主体的かつ機動的に対処できる体制にしていくことが重要である。このため、私立学校の公共性を高めるとともにその自主性を最大限尊重する現行制度の基本に立ちつつ、各学校法人における管理運営制度の改善を図るとともに、財務情報等の公開を一層推進し、あわせて、各都道府県における私学行政の一層適切な執行に資するため、その実情に即して私立学校審議会を構成することができるよう、所要の改正を行ったものである。

第二 改正の概要

1. 私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)
 - (1) 学校法人の管理運営制度の改善

理事制度の改善

- ア 学校法人に理事会を置くこととし、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することとしたこと。あわせて、理事会の招集方法、議長、定足数及び議決要件について定めたこと。(第36条関係)
- イ 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理することとしたこと。(第37条第1項関係)
- ウ 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する等とするほか、民法第54条を準用しないこととしたこと。(第37条第2項及び第49条関係)
- エ 理事のうちには、その選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者(以下「外部理事」という。)を1名以上選任することとしたこと。ただし、最初の選任の際に外部理事として選任された理事が再任される際には、外部理事とみなされること。(第38条第5項及び第6項関係)
- オ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定を必ず寄附行為に記載することとしたこと。(第30条関係)

監事制度の改善

- ア 監事の職務として新たに、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出することを加えるほか、理事会の設置に伴う所要の規定の整備を行ったこと。(第37条第3項関係)
- イ 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任することとするほか、評議員と兼ねてはならないこととする。(第38条第4項及び第39条関係)
- ウ 監事のうちには、その選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者(以下「外部監事」という。)を1名以上選任することとしたこと。ただし、最初の選任の際に外部監事として選任された監事が再任される際には、外部監事とみなすこととしたこと。(第38条第5項及び第6項関係)
- エ 監事の定数、任期、選任及び解任の方法を必ず寄附行為に記載することとしたこと。(第30条関係)

評議員会制度の改善

- ア 事業計画については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととしたこと。(第42条第1項関係)
- イ 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に決算とともに事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないこととしたこと。(第46条関係)

(2) 財務情報の公開

学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書のほか、事業報告書を作成しなければならないこととしたこと。(第47条第1項関係)

学校法人は、上記 の書類及び監事の作成する監査報告書(以下「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、在学者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない

いこととしたこと。(第47条第2項関係)

学校法人の理事等が、財産目録、貸借対照表及び収支計算書のほか、事業報告書及び監査報告書の備付けを怠り、又は記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたときは、二十万円以下の過料に処することとしたこと。(第66条関係)

(3) 私立学校審議会の構成の見直し

私立学校審議会の委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから都道府県知事が任命することとするほか、委員の資格、構成割合、推薦手続等は、都道府県知事の判断にゆだねることとしたこと。(第10条及び第11条関係)

(4) 施行期日等

この法律は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行すること。ただし、施行日前に設立された学校法人の寄附行為に対する下記 の規定については、公布の日から施行すること。(附則第1条関係)

私立学校審議会の委員の任命並びに外部理事又は外部監事の選任及び評議員会の同意を得て行う監事の選任に係る改正規定は、施行日以後に行われる委員の任命及び役員の選任について適用すること。(附則第2条及び第5条関係)

施行日前に設立された学校法人で、当該学校法人の寄附行為に上記(1)の のオ又は のエについての定めのないものは、平成18年3月31日までに、これらの事項について寄附行為をもって定めなければならないこととしたこと。(附則第3条関係)

評議員会に対する事業の実績の報告、事業報告書及び監査報告書の作成及び事務所への備付け並びに財産目録等の閲覧に係る改正規定は、平成16年4月1日以後に始まる会計年度に係る事業の実績及び財産目録等について適用すること。(附則第4条、第7条及び第8条関係)

事業計画に関する評議員会からの意見聴取に係る改正規定は、施行日以後の期日を期間の始期とする事業計画について適用すること。(附則第6条関係)

私立学校法の一部改正に伴い、地方自治法の一部を改正したこと。(附則第9条関係)

その他関係規定の整備を行ったこと。

2. 私立学校法施行令等の一部を改正する政令(平成16年政令第226号)

(1) 都道府県知事を所轄庁とする学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の都道府県知事への届出事項に関し、登記内容の変更に伴う規定の整備を行ったこと。

(私立学校法施行令第1条第2項関係)

(2) 登記事項として、新たに「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」を加えることとしたこと。(組合等登記令別表1関係)

(3) 私立学校法の一部改正に伴う規定の整備を行ったこと。(私立学校法施行令第1条第2項及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第49条関係)

(4) この政令は、平成17年4月1日から施行すること。

3. 私立学校法施行規則の一部を改正する省令（平成16年文部科学省令第37号）
- (1) 寄附行為（変更）認可申請手続等に係る提出書類について見直しを行ったこと。（第2条関係）
 - (2) 学校法人等の寄附行為変更の届出事項として、私立専修学校及び私立各種学校の設置廃止を伴わない名称変更等を追加したこと。（第4条の3関係）
 - (3) 私立学校法施行令の一部改正に伴う規定の整備を行ったこと。（第13条第1項関係）
 - (4) 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人の文部科学大臣への届出事項等に関し、登記内容の変更に伴う規定の整備を行ったこと。（第13条第3項及び第4項関係）
 - (5) その他関係規定の整備を行ったこと。
 - (6) この省令は、平成17年4月1日から施行すること。

第三 留意事項

1. 私立学校法の一部を改正する法律

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

理事制度の改善

ア 理事会については、すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定をできる体制を整備する観点から、学校法人の業務の決定を行う機関として法律上明確に位置付けたものであること。このような理事会に期待される役割にかんがみ、理事会運営の活性化を図る観点から、理事長についてはできる限り常勤化や兼職の制限を行うとともに、非常勤の理事に対しては学校法人の運営の状況について定期的な情報提供を行うことが期待されること。また、理事会の議事についてはいわゆる白紙委任は行うべきでなく、出席できない場合にはできる限り書面による意思表示を行うようにされたいこと。

イ 今回の改正により、原則として理事長のみが代表権を有することとなり、理事長以外の理事については、寄附行為の規定により代表権を付与された場合にのみ代表権を有することとなること。

ウ 外部理事については、学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化に資するよう導入したものであること。このため、1名に限るのではなく、各学校法人の規模や実情等に応じてできる限り積極的な登用が期待されること。また、選任の際だけでなく過去においても当該学校法人の役員又は職員でなかった者や、学校及び学校法人の運営に関し優れた識見を有する者を選任するよう努められたいこと。

エ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定については、各学校法人において寄附行為に適切に定めを設ける必要があること。なお、私立学校法における理事については、特段の定めがない場合には理事長を含むものであることに留意されたいこと。

監事制度の改善

ア 監事の作成する監査報告書については、各学校法人の規模や実情等に応じた

- 適切な内容とされたいこと。その際、監事の監査は財務に関する部分に限られるものではなく、学校法人の運営全般が対象となることに留意されたいこと。
- イ 監事の選任については、監査される側の者のみで選任することのないようにする観点から改正するものであり、評議員会の同意を得ること及び最終的な選任を理事長において行うことを担保した上で、それ以外の具体的な選出手続については各学校法人において改正の趣旨を踏まえ適切に定められたいこと。
- ウ 外部監事の導入及び評議員との兼職禁止については、監事の専門性及び独立性を高める観点から行うこととしたものであること。このため外部監事については、選任の際だけでなく過去においても当該学校法人の役員又は職員でなかった者や、財務管理、事業の経営管理その他法人が行う業務の運営に優れた識見を有する者を選任するよう努められたいこと。
- エ 監事の定数、任期、選任及び解任の方法については、各学校法人において寄附行為に適切に定めを設ける必要があること。
- オ 監事が評議員を兼ねている場合は、平成17年4月1日以降は兼職できなくなるものであること。
- カ 監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときの所轄庁又は理事会及び評議員会への報告については、監事において当該内容や状況等に応じて適切に判断すべきであるが、仮に理事会及び評議員会に報告した場合に理事会又は評議員会において適切な対応がなされない場合には、所轄庁に報告されたいこと。
- キ 監事の監査機能の充実を図る今回の改正の趣旨を踏まえ、各学校法人においては法人の規模や実情等に応じ、監事の常勤化を進めることや理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等監査の充実を図るための取組が期待されること。

評議員会制度の改善

- ア 今回の改正は、評議員会が、理事会の行う学校法人の業務の決定に際し、当該決定が適切なものであるか判断し的確な意見を述べるとともに、学校法人の公共性を高めるために必要なチェックができるようにするためのものであること。このため、理事長が毎年度、事業計画及び事業の実績を評議員会に報告し意見を求める際には、評議員が当該学校法人の業務全体の状況について十分に把握できるよう留意されたいこと。
- イ 評議員会については、諮問機関としての位置付けを原則としつつ寄附行為の定めにより重要事項の決定について評議員会の議決を要することとできる現行制度について今回変更するものではないこと。ただし、議決を要することとしている場合についても、理事会が業務の決定を行うに当たり、評議員会の意思を確認する方法として同意の議決を必要としているという性質のものであり、学校法人の運営についての最終的な責任は理事会が負うものである点に留意されたいこと。

ウ 学校法人の運営に多様な意見を反映し、学校法人の公共性の高揚を図ることを目的とする評議員会制度の趣旨にかんがみ、評議員会の構成について、当該学校法人の役員及び職員が大多数を占めたり、特定の同族が多く選任されたりすることのないようにされたいこと。

(2) 財務情報の公開

今回の改正は、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、従前より義務付けられている財務書類の作成及び事務所への備え置きに加えて、新たに一定の書類を関係者への閲覧に供することを義務付けたものであること。

今回の改正内容は、設置する学校の種類や数、規模等、学校法人の多様な実態を踏まえつつ、法律によりすべての学校法人に共通に義務付けるべき最低限の内容を規定したものであること。したがって、各学校法人におかれては、法律に規定する内容に加え、設置する学校の規模等、それぞれの実情に応じ、例えば学内広報やインターネット等の活用など、より積極的な対応が期待されること。

各都道府県知事所轄の学校法人については、一般に小規模な学校法人が多いことにかんがみ、各都道府県において指導等を行うに際しては、これらの小規模法人に過度の負担とならないよう配慮されたいこと。

(3) 私立学校審議会の構成の見直し

今回の改正は、都道府県における私学行政を過度に規制しないよう、私立学校審議会の委員の資格や構成割合、推薦手続に関する詳細な規定を見直すものであり、今後は、各都道府県において、それぞれの地域の実情を勘案しつつ、都道府県知事の私立学校における行政の適正を期するために置かれている私立学校審議会の目的を踏まえた適切な人選を行われたいこと。

2. 私立学校法施行令等の一部を改正する政令（平成16年政令第226号）

(1) 都道府県知事への届出事項に係る改正については、今回の私立学校法の改正により今後は理事長及び代表権を有する理事のみを登記することとなったことに伴い、改正後も引き続きすべての理事の就任・退任の状況等について把握できるようにするための改正であること。また、理事就任と同時に理事長に就任する場合等私立学校法施行令第1条第1項に基づく届出と同条第2項に基づく届出が同時に行われる場合の提出書類については、重複することのないよう各都道府県において配慮されたいこと。

(2) 寄附行為の定めにより代表権を付与された理事について、特定の事項についてのみ代表権を有することとする等代表権の範囲に限定がある場合については、今後は当該代表権の範囲について登記することが必要となること。

3. 私立学校法施行規則の一部を改正する省令（平成16年文部科学省令第37号）

(1) 第2条第1項の改正については、役員が欠格事由のすべてに該当していないことの確認を行うための改正であること。

(2) 文部科学大臣への届出事項に係る改正については、上記 2 . (1) と同様の趣旨で行ったものであること。なお、理事就任と同時に理事長に就任する場合等第 1 3 条第 2 項に基づく届出と同条第 3 項に基づく届出が同時に行われる場合の提出書類については、重複する書類は省略可能であること。



文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省高等教育局私学部長
金 森 越 哉

(印影印刷)

私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う
財務情報の公開等について(通知)

「私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)」等の施行については、平成16年7月23日付け16文科高第305号により、その趣旨、概要及び留意すべき事項について通知したところですが、改正後の私立学校法(以下「法」という。)第47条の規定に基づく財務情報の公開に係る書類の様式参考例等については下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切な事務処理をお願いします。

また、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び法第64条第4項の法人に対して周知を図るとともに、指導に当たっては、各学校法人の設置する学校の種類や規模等に応じ、十分に配慮されるようお願いいたします。

記

1. 財務情報の公開について

(1) 閲覧に供することが義務付けられる書類の様式参考例等について

ア 今回の法改正により、閲覧に供することが義務付けられる書類は、次のとおりであること。

財産目録、 貸借対照表、 収支計算書、 事業報告書、 監事による監査報告書

イ 収支計算書は、基本的に資金収支計算書及び消費収支計算書がこれに該当するものであること。

なお、複数の学校を設置している場合等、必要に応じ、学校ごとの内訳を示すなど積極的な取組が望まれること。

ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書については、別添1～3のとおり様式参考例を定めたので、各学校法人におかれては、これらを参考とされたいこと。

なお、学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）に従い貸借対照表及び収支計算書を作成している学校法人にあっては、これらを閲覧に供すれば足りること。ただし、この場合は、同会計基準による様式は補助金交付の観点からの表示区分となっているものである旨を注記等により示すことが適当であること。

エ 法第26条第3項に規定する収益事業に係る財務書類についても、閲覧の対象となるものであること。これらの財務書類については、その事業に応じて適宜作成されたいこと。

オ 今回、新たに事業報告書の作成を義務付けたのは、財務書類だけでは、専門家以外の者に容易に理解できない場合が多いと考えられることから、財務書類の背景となる学校法人の事業方針やその内容を分かりやすく説明し、理解を得るためであること。

事業報告書については、法人の概要、事業の概要及び財務の概要に区分し作成することが適当であり、別添4のとおり記載する事項の例示を記載例として定めたので、各学校法人におかれては、これを参考としつつ適宜作成されたいこと。

カ 監事による監査報告書の内容については、各学校法人の規模や実情等に応じ各監事において適切に判断し作成されたいこと。

キ 法第47条第2項の規定に違反して、ア～の書類の備付けを怠り、又は記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたときは、法第66条第4号の規定により罰則の対象になること。

ク 次官通知（平成16年7月23日付け16文科高第305号）第三（2）のとおり、法律による義務付けの内容に加えて積極的に外部へ情報提供を行う場合の財務書類の記載内容については、各学校法人において適宜判断されたいこと。

（2）閲覧の対象者等について

ア 法第47条の規定による閲覧の対象者は、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人」であること。

ここにいう「利害関係人」とは、在学者のほか、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者を指すものであり、具体的には、例えば、

当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者

当該学校法人と雇用契約にある者

当該学校法人に対する債権者、抵当権者

等がこれに該当すること。

したがって、例えば、当該学校法人の設置する私立学校の近隣に居住する者ということのみでは、利害関係人には該当しないこと。

また、当該学校法人の設置する私立学校に入学を希望する者については、当該学校法人において、入学する意思が明確に確認できると判断した場合等には、利害関係人に該当すると考えられること。

なお、これら法律による閲覧請求権が認められる者以外の者に対しても、各学校法人の判断により、積極的な情報公開の観点から、柔軟に対応することが望ま

しいこと。

イ 閲覧請求があった場合でも、「正当な理由がある場合」には、閲覧を拒むことができること。

この「正当な理由がある場合」とは、具体的には、例えば、

就業時間外や休業日に請求がなされた場合等、請求権の濫用に当たる場合
当該学校法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、明らかに不法・不当な目的である場合

公開すべきでない個人情報が含まれる場合

等が考えられること。

この「正当な理由がある場合」に該当するか否かは、個別の事例に応じ、各学校法人において適切に判断すべきものであるが、積極的な情報公開の観点から慎重に判断することが望ましいこと。

なお、「正当な理由がある場合」に該当する場合であっても、例えば個人情報が含まれる部分を除いて閲覧に供すれば問題が生じないと考えられる場合には、当該部分を除いて閲覧に供するなど、積極的な対応を工夫すべきであること。

(3) 小規模法人への配慮等について

各学校法人におかれては、法律に規定する内容に加え、設置する学校や法人の規模等それぞれの実情に応じ、より積極的な情報提供に自主的に取り組むことが期待されること。

また、学校法人の規模や実情等が様々であることにかんがみ、各都道府県において所轄の学校法人に対して指導を行うに際しては、小規模法人に過度の負担とならないよう配慮されたいこと。

(4) その他

ア 文部科学省としては、今後とも、大臣所轄学校法人の財務情報の公開状況を継続的に調査し、その結果を公表する予定であること。

イ 学校法人会計基準の見直しについては、本年3月31日の「今後の学校法人会計基準の在り方について（検討のまとめ）」（学校法人会計基準の在り方に関する検討会）を踏まえ、改正について検討中であり、これについては別途通知する予定であること。

2. 登記について

ア 今回の改正により、原則として理事長のみが代表権を有することとなり、理事長以外の理事については、寄附行為の規定により代表権を付与された場合にのみ代表権を有することとなること。したがって、例えば、従前は特段寄附行為による代表権の制限を行わず理事全員が代表権を有していた学校法人が、改正後も引き続き理事全員に代表権を付与したい場合には、寄附行為に理事全員に代表権を付与する旨の定めを設ける必要があること。

なお、理事長以外の理事の代表権の在り方については、各学校法人においてそ

れぞれの実情等に応じて適切に判断されたいこと。

イ 登記については、従前は代表権の有無にかかわらず理事全員を登記することとされていたが、今後は理事長及び代表権を有する理事のみを登記することとなること。

また、代表権を有する理事についてその代表権の範囲に限定がある場合には、その範囲についても登記することとなること。

ウ 具体的な登記事項の変更に当たっての参考に資するよう変更例を添付(別添5)しているので適宜参照されたいこと。

本件担当

・ 財務情報の公開について

私学部参事官付財務調査係

03 - 5253 - 4111 (3328)

・ 登記について

私学部私学行政課企画係

03 - 5253 - 4111 (2533)

財 産 目 録

科 目	年 度 末	
一 資産額		
(一) 基本財産		
1 土地(団地)		
校地	m^2	円
2 建物		
(1) 校舎	m^2	円
3 図書	冊	円
4 教具・校具・備品	点	円
. . .		円
(二) 運用財産		
1 預金、現金		円
現金 現金手許有高		円
普通預金		円
2 積立金		円
3 有価証券		円
利付国債		円
. . .		円
(三) 収益事業用財産		
. . .		円
合 計		円
二 負債額		
1 固定負債		円
(1) 長期借入金		円
日本私立学校振興・共済事業団		円
. . .		円
(3) 学校債		円
(4) 未払金		円
(5) 退職給与引当金		円
. . .		円
2 流動負債		円
(1) 短期借入金		円
(2) 前受金		円
(3) 未払金		円
. . .		円
合 計		円

(注) 1 . 実際の作成に当たっては、各学校法人の規模等に応じて学校法人が判断することが適当である。

2 . (1)基本財産：学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金

(2)運用財産：学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産

(3)収益事業用財産：収益を目的とする事業に必要な財産

事業報告書

1 法人の概要

(例示)

- ・ 設置する学校・学部・学科等
- ・ 当該学校・学部・学科等の入学定員，学生数の状況
- ・ 役員・教職員の概要 等

2 事業の概要

(例示)

- ・ 当該年度の事業の概要
- ・ 当該年度の主な事業の目的・計画
- ・ 当該計画の進捗状況 等

3 財務の概要

(例示)

- ・ 経年比較 等

私立学校法及び組合等登記令改正による登記事項の変更（例）

法人の代表に関する寄附行為の定め

- 1．理事長及び副理事長は、この法人の全ての業務について、この法人を代表する。
- 2．常務理事は、 県 市 町 番地の従たる事務所の業務についてのみ、この法人を代表する。
- 3．理事長、副理事長及び常務理事以外の理事は、この法人を代表しない。

（理事長：文部太郎、副理事長：科学次郎、常務理事：文部三郎とする。）

改正前（理事全員を登記）

役員に関する事項	東京都千代田区 番地 理事 文部太郎	平成16年 4月 1日就任 平成16年 4月12日登記
	東京都千代田区 番地 理事 科学次郎	平成16年 4月 1日重任
⋮	⋮	⋮
	東京都千代田区 番地 理事 文部五郎	平成16年 4月 1日重任 平成16年 4月12日登記

改正後（理事長及び寄附行為で定めた代表権を有する理事を登記）

役員に関する事項	東京都千代田区 番地 理事長 文部太郎	平成16年 4月 1日就任 平成16年 4月12日登記
	東京都千代田区 番地 理事 科学次郎	平成16年 4月 1日重任
	東京都千代田区 番地 理事 文部三郎	平成16年 4月 1日重任 平成16年 4月12日登記
	代表権の範囲 理事科学次郎はこの法人の全ての業務 についてこの法人を代表する。	平成 年 月 日
	代表権の範囲 理事文部三郎は 県 市 町 番地の 従たる事務所の業務についてのみこの 法人を代表する。	平成 年 月 日

写

25文科高第616号
平成25年11月27日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局私学部長
小松 親次郎

(印影印刷)

学校法人会計基準の一部改正に伴う私立学校法第47条の規定に基づく
財務情報の公開に係る書類の様式参考例等の変更について（通知）

平成25年4月22日付け文部科学省令第15号「学校法人会計基準の一部を改正する省令」が公布され、平成27年度（知事所轄学校法人については平成28年度）以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることとなりました。

これに伴い、私立学校法第47条の規定に基づく財務情報の公開に係る書類の様式参考例等について定めた平成16年7月23日付け16文科高第304号「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）（以下「16年通知」という。）」のうち、1.（1）イ及びウに定める様式参考例等を改正することとしました。

新たな様式参考例等は下記のとおりですので、平成27年度（知事所轄学校法人については平成28年度）以降の会計年度に係る計算書類の公開に当たっては、十分に御了知の上、適切な事務処理をお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項に規定する法人に対して周知されるようお願いいたします。

記

- 16年通知中1.（1）イに定める「収支計算書は、基本的に資金収支計算書及び消費収支計算書がこれに該当するものであること。」を「収支計算書は、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書がこれに該当するものであること。ただし、都道府県知事を所轄庁とする学校法人で活動区分資金収支計算書を作成していない場合には、収支計算書は、資金収支計算書及び事業活動収支計算書がこれに該当するものであること。」に改める。
- 16年通知中1.（1）ウに定める様式参考例のうち、貸借対照表及び収支計算書については、別添2～3-3に改める。

担当 私学部参事官私学経営支援企画室財務調査係
電話 03-5253-4111（内線2539）

貸借対照表

年 月 日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産			
有形固定資産			
土地			
. . .			
特定資産			
. . .			
その他の固定資産			
. . .			
流動資産			
現金預金			
. . .			
資産の部合計			
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債			
長期借入金			
. . .			
流動負債			
短期借入金			
. . .			
負債の部合計			
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金			
第1号基本金			
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金			
繰越収支差額			
翌年度繰越収支差額			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

収入の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入				
・・・				
手数料収入				
・・・				
寄付金収入				
・・・				
補助金収入				
・・・				
資産売却収入				
・・・				
付随事業・収益事業収入				
・・・				
受取利息・配当金収入				
・・・				
雑収入				
・・・				
借入金等収入				
・・・				
前受金収入				
・・・				
その他の収入				
・・・				
資金収入調整勘定				
・・・				
前年度繰越支払資金				
収入の部合計				
支出の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
人件費支出				
・・・				
教育研究経費支出				
・・・				
管理経費支出				
・・・				
借入金等利息支出				
・・・				
借入金等返済支出				
・・・				
施設関係支出				
・・・				
設備関係支出				
・・・				
資産運用支出				
・・・				
その他の支出				
・・・				
[予備費]				
資金支出調整勘定				
・・・				
翌年度繰越支払資金				
支出の部合計				

活動区分資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

		科 目	金 額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	
		手数料収入	
		特別寄付金収入	
		一般寄付金収入	
		経常費等補助金収入	
		付随事業収入	
		雑収入	
		(何)	
		教育活動資金収入計	
	支出	人件費支出	
		教育研究経費支出	
		管理経費支出	
		教育活動資金支出計	
		差引	
	調整勘定等		
	教育活動資金収支差額		
施設整備等活動による資金収支	収入	施設設備寄付金収入	
		施設設備補助金収入	
		施設設備売却収入	
		第2号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		施設整備等活動資金収入計	
	支出	施設関係支出	
		設備関係支出	
		第2号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何)引当特定資産繰入支出	
		(何)	
		施設整備等活動資金支出計	
		差引	
	調整勘定等		
	施設整備等活動資金収支差額		
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)			

		科 目	金 額
その他の活動による資金収支	収入	借入金等収入	
		有価証券売却収入	
		第3号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		小計	
		受取利息・配当金収入	
		収益事業収入	
		(何)	
	その他の活動資金収入計		
	支出	借入金等返済支出	
		有価証券購入支出	
		第3号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何)引当特定資産繰入支出	
		収益事業元入金支出	
		(何)	
		小計	
		借入金等利息支出	
		(何)	
	その他の活動資金支出計		
差引			
調整勘定等			
その他の活動資金収支差額			
支払資金の増減額 (小計+その他の活動資金収支差額)			
前年度繰越支払資金			
翌年度繰越支払資金			

事業活動収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

教育活動収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		学生生徒等納付金			
		・・・			
		手数料			
		・・・			
		寄付金			
		・・・			
		経常費等補助金			
		・・・			
		付随事業収入			
		・・・			
		雑収入			
		・・・			
	教育活動収入計				
事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異	
	人件費				
	・・・				
	教育研究経費				
	・・・				
	管理経費				
	・・・				
徴収不能額等					
・・・					
教育活動支出計					
教育活動収支差額					
教育活動外収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		受取利息・配当金			
		・・・			
		その他の教育活動外収入			
	・・・				
	教育活動外収入計				
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		借入金等利息			
		・・・			
		その他の教育活動外支出			
・・・					
教育活動外支出計					
教育活動外収支差額					
経常収支差額					

特別収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産売却差額			
		・・・			
		その他の特別収入			
		・・・			
	特別収入計				
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額			
		・・・			
		その他の特別支出			
・・・					
特別支出計					
特別収支差額					
〔予備費〕					
基本金組入前当年度収支差額					
基本金組入額合計					
当年度収支差額					
前年度繰越収支差額					
基本金取崩額					
翌年度繰越収支差額					
(参考)					
事業活動収入計					
事業活動支出計					

平成27年度 学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、文部科学大臣が所轄する学校法人について財務情報等の公開状況を把握することを目的とする。

(注) 本調査において以下のように規定する。

- ① 「財務情報等」とは、平成26年度終了後二月以内に作成した財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書（それぞれの概要を含む）及び監査報告書をいう。
- ② 「一般公開」とは、「利害関係人への閲覧」以外で、広く一般（受験生等を含む。）に対し、学校法人等のホームページへの掲載、広報誌等の刊行物（パンフレット類を含む。）への掲載等の方法により、財務情報等を公開することをいう。

2 調査の範囲

(1) 調査の状況

- ・ 大学を設置している学校法人（放送大学学園、沖縄科学技術大学院大学学園を除く）
（以下「大学法人」） … 556法人
- ・ 大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人（以下「短大法人等」） … 110法人
- ・ 合計 … 666法人

(2) 回答の状況

- ・ 回答した学校法人 … 666法人（100%）

3 調査の時点

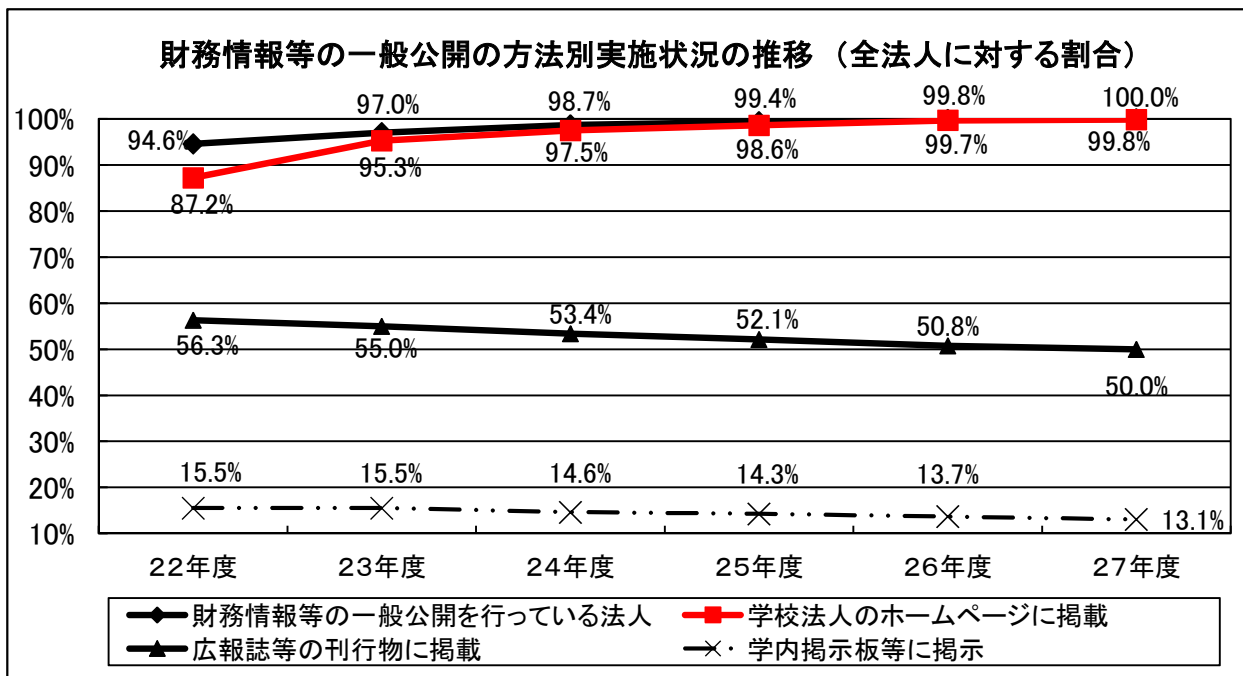
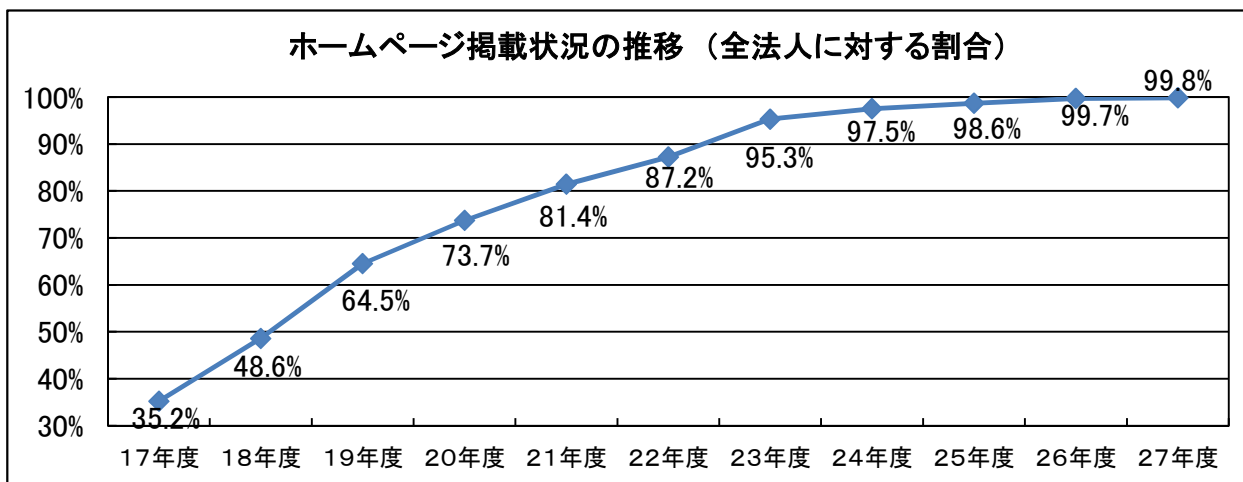
平成27年10月1日現在

【1. 財務情報等の一般公開の状況について】

(1) 一般公開の状況・方法【複数回答】

区 分		大学法人	短大法人等	合 計
全 法 人 数	平成27年度	556 (100.0%)	110 (100.0%)	666 (100.0%)
	(平成26年度)	(554) (100.0%)	(112) (100.0%)	(666) (100.0%)
一般公開を行っている法人		556 (100.0%)	110 (100.0%)	666 (100.0%)
(平成26年度)		(553) (99.8%)	(112) (100.0%)	(665) (99.8%)
公開方法	学校法人のホームページに掲載	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
	広報誌等の刊行物に掲載	300 (54.0%)	33 (30.0%)	333 (50.0%)
	学内掲示板等に掲示	66 (11.9%)	21 (19.1%)	87 (13.1%)

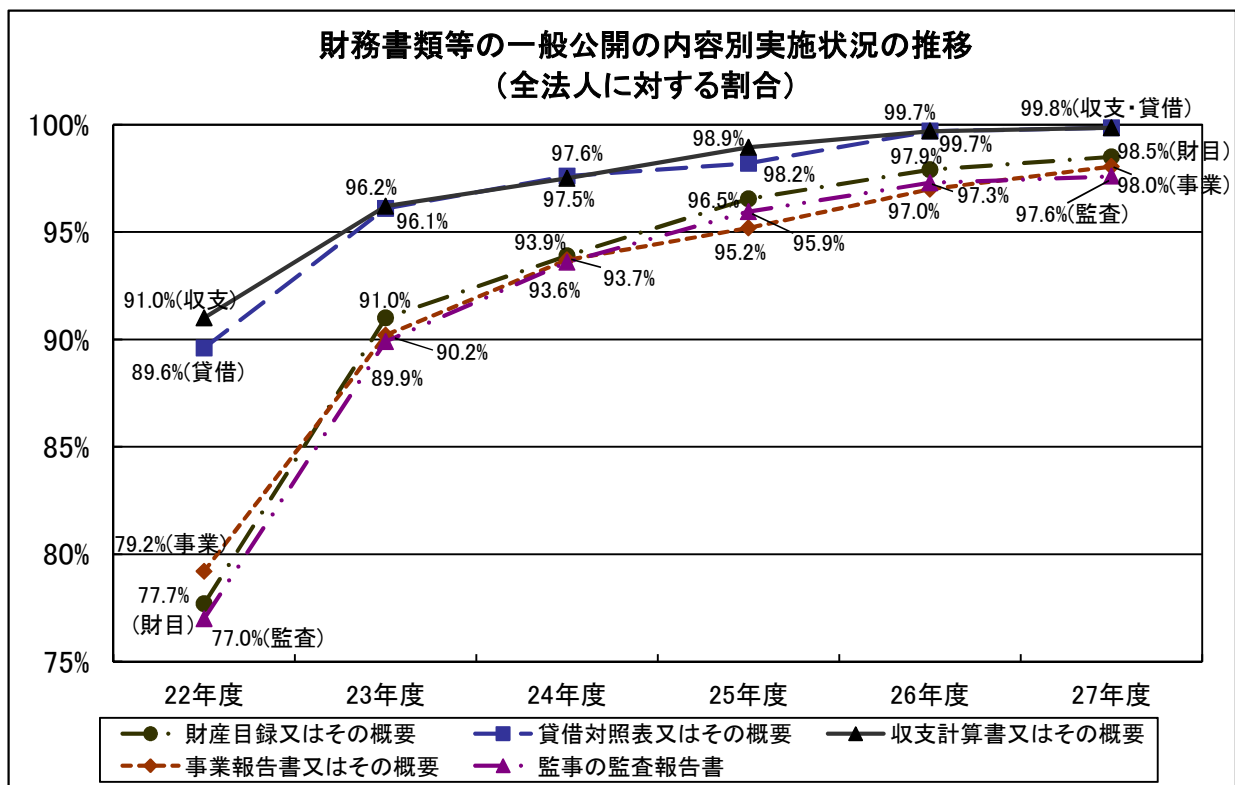
注：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。



(2) 一般公開の内容（ホームページ・広報誌等の刊行物について）【複数回答】

区分	大学法人	短大法人等	合計
全法人数	556	110	666
財産目録又はその概要	547 (98.4%)	109 (99.1%)	656 (98.5%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	547 (98.4%)	108 (98.2%)	655 (98.3%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	73 (13.1%)	14 (12.7%)	87 (13.1%)
貸借対照表又はその概要	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	278 (50.0%)	32 (29.1%)	310 (46.5%)
うち小科目まで掲載しているもの	302 (54.3%)	44 (40.0%)	346 (52.0%)
収支計算書又はその概要	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	296 (53.2%)	31 (28.2%)	327 (49.1%)
うち小科目まで掲載しているもの	203 (36.5%)	31 (28.2%)	234 (35.1%)
事業報告書又はその概要	545 (98.0%)	108 (98.2%)	653 (98.0%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	543 (97.7%)	108 (98.2%)	651 (97.7%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	77 (13.8%)	12 (10.9%)	89 (13.4%)
監事の監査報告書	542 (97.5%)	108 (98.2%)	650 (97.6%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	542 (97.5%)	108 (98.2%)	650 (97.6%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	40 (7.2%)	12 (10.9%)	52 (7.8%)

注：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。



(3) 一般公開に当たっての工夫等【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合計
全 法 人 数	平成27年度	556	110	666
	平成26年度	554	112	666
① 一般公開に当たって財務情報を分かりやすく説明するための資料を作成している法人		520 (93.5%)	92 (83.6%)	612 (91.9%)
		513 (92.6%)	94 (83.9%)	607 (91.1%)
資料の内容	財務状況を全般的に説明する資料	464 (83.5%)	78 (70.9%)	542 (81.4%)
		456 (82.3%)	79 (70.5%)	535 (80.3%)
	各科目を平易に説明する資料	362 (65.1%)	58 (52.7%)	420 (63.1%)
		355 (64.1%)	56 (50.0%)	411 (61.7%)
	経年推移の状況が分かる資料	485 (87.2%)	82 (74.5%)	567 (85.1%)
		477 (86.1%)	84 (75.0%)	561 (84.2%)
	財務比率等を活用して財務分析をしている資料	431 (77.5%)	68 (61.8%)	499 (74.9%)
		416 (75.1%)	69 (61.6%)	485 (72.8%)
	グラフや図表を活用した資料	419 (75.4%)	64 (58.2%)	483 (72.5%)
		409 (73.8%)	59 (52.7%)	468 (70.3%)
	学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料	361 (64.9%)	71 (64.5%)	432 (64.9%)
		329 (59.4%)	64 (57.1%)	393 (59.0%)

注1：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

注2：各項目上段は平成27年度の法人数・割合、下段は平成26年度の法人数・割合を示す。

区分	大学法人	短大法人等	合計
学校法人のホームページに掲載	555	110	665
② 学校法人又は大学等のホームページのトップページから財務情報のページに容易に到達できるようにしている	546 (98.4%)	109 (99.1%)	655 (98.5%)

注1：例として、トップページ又はトップページ中の「法人（大学）の概要」等に、「情報公開」や「財務情報」等の項目が設けられているなど、一般の人が容易に財務情報のページを見つけられるようになっている。

注2：単位は法人数。（ ）内の数値は、ホームページに掲載している法人に対する割合。

【2. 私立学校法第47条に基づき作成する「事業報告書」の記載内容】

【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合計	
全 法 人 数	平成27年度	556	110	666	
	平成26年度	554	112	666	
法人の概要	設置する学校・学部・学科等について	548 (98.6%)	104 (94.5%)	652 (97.9%)	
		544 (98.2%)	106 (94.6%)	650 (97.6%)	
	設置する学校・学部・学科等の入学定員について	512 (92.1%)	99 (90.0%)	611 (91.7%)	
		510 (92.1%)	101 (90.2%)	611 (91.7%)	
	設置する学校・学部・学科等の収容定員について	491 (88.3%)	99 (90.0%)	590 (88.6%)	
		490 (88.4%)	100 (89.3%)	590 (88.6%)	
	設置する学校・学部・学科等の入学者数について	418 (75.2%)	88 (80.0%)	506 (76.0%)	
		412 (74.4%)	92 (82.1%)	504 (75.7%)	
	設置する学校・学部・学科等の在籍者数について	538 (96.8%)	106 (96.4%)	644 (96.7%)	
		536 (96.8%)	106 (94.6%)	642 (96.4%)	
	理事・監事について	518 (93.2%)	103 (93.6%)	621 (93.2%)	
		うち名簿を記載	376 (67.9%)	58 (51.8%)	434 (65.2%)
		うち概要を記載	142 (25.6%)	45 (40.2%)	187 (28.1%)
	評議員について	485 (87.5%)	93 (83.0%)	578 (86.8%)	
	教職員について	535 (96.2%)	100 (90.9%)	635 (95.3%)	
		537 (96.9%)	104 (92.9%)	641 (96.2%)	
	建学の理念・教育目標について	442 (79.5%)	86 (78.2%)	528 (79.3%)	
		438 (79.1%)	84 (75.0%)	522 (78.4%)	
法人の沿革について	455 (81.8%)	84 (76.4%)	539 (80.9%)		
	451 (81.4%)	85 (75.9%)	536 (80.5%)		
事業の概要	当該年度の事業の概要、主な事業の目的・計画、計画の進捗状況について	550 (98.9%)	102 (92.7%)	652 (97.9%)	
		545 (98.4%)	103 (92.0%)	648 (97.3%)	
	入学志願者数、受験者数、合格者数等の入学試験に関する状況について	305 (54.9%)	61 (55.5%)	366 (55.0%)	
		301 (54.3%)	60 (53.6%)	361 (54.2%)	
	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関することについて	121 (21.8%)	41 (37.3%)	162 (24.3%)	
		131 (23.6%)	44 (39.3%)	175 (26.3%)	
	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関することについて	119 (21.4%)	45 (40.9%)	164 (24.6%)	
		133 (24.0%)	46 (41.1%)	179 (26.9%)	
	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関することについて	105 (18.9%)	39 (35.5%)	144 (21.6%)	
		105 (19.0%)	40 (35.7%)	145 (21.8%)	
	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関することについて	132 (23.7%)	36 (32.7%)	168 (25.2%)	
		140 (25.3%)	38 (33.9%)	178 (26.7%)	
	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することについて	246 (44.2%)	55 (50.0%)	301 (45.2%)	
		247 (44.6%)	58 (51.8%)	305 (45.8%)	
	卒業者数、修了者数、学位授与数等の状況について	241 (43.3%)	61 (55.5%)	302 (45.3%)	
		237 (42.8%)	60 (53.6%)	297 (44.6%)	
	卒業・修了後の状況(就職・進学等)について	301 (54.1%)	69 (62.7%)	370 (55.6%)	
		304 (54.9%)	68 (60.7%)	372 (55.9%)	
今後の課題について	178 (32.0%)	40 (36.4%)	218 (32.7%)		
	181 (32.7%)	38 (33.9%)	219 (32.9%)		

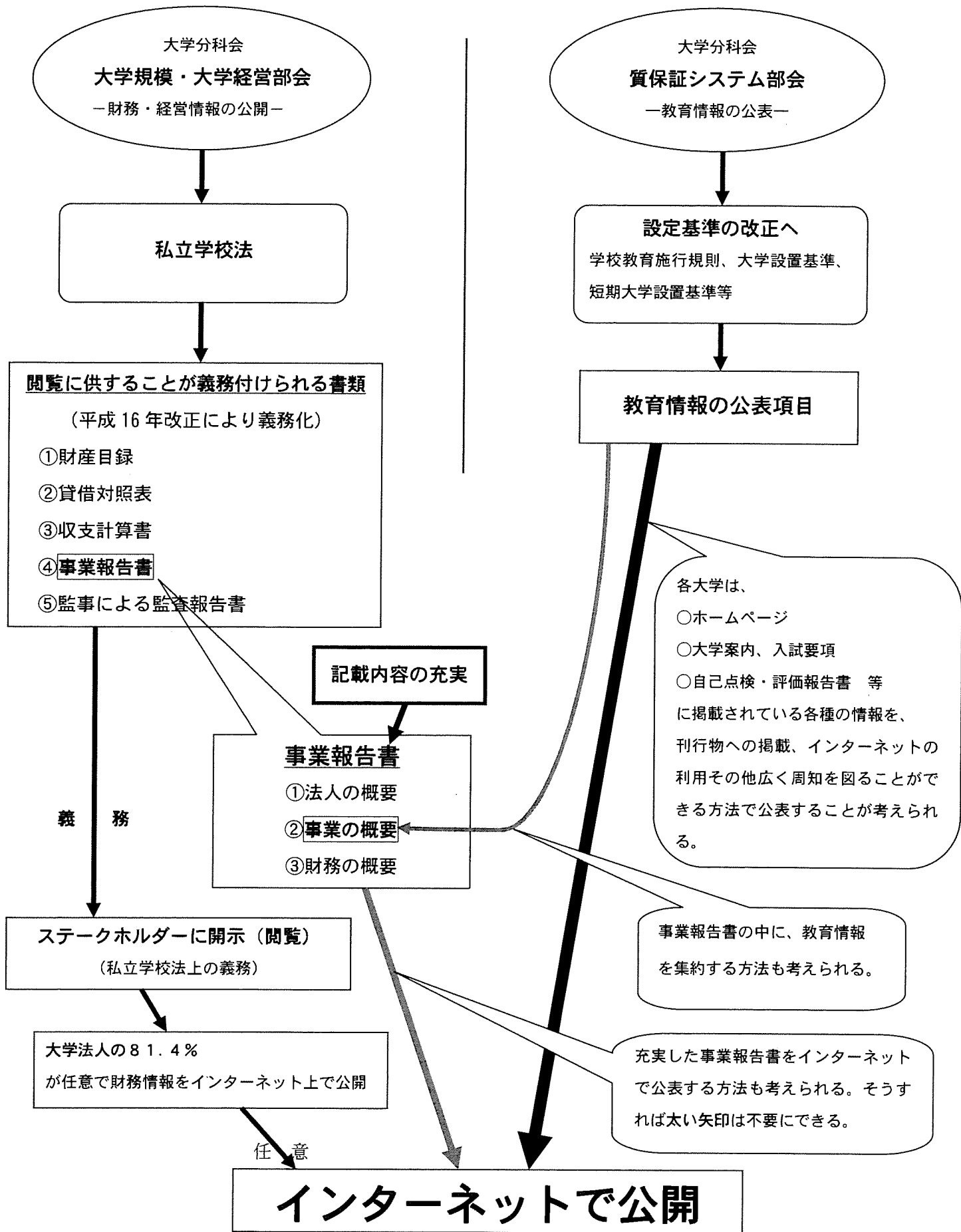
区分		大学法人	短大法人等	合 計
財務の概要	財務の概要を経年比較した内容について	459 (82.6%)	82 (74.5%)	541 (81.2%)
		458 (82.7%)	84 (75.0%)	542 (81.4%)
	当該年度の決算の概要について	496 (89.2%)	86 (78.2%)	582 (87.4%)
		491 (88.6%)	86 (76.8%)	577 (86.6%)
	主な財務比率について	434 (78.1%)	68 (61.8%)	502 (75.4%)
		426 (76.9%)	71 (63.4%)	497 (74.6%)
	主な施設設備の整備状況について	346 (62.2%)	64 (58.2%)	410 (61.6%)
		330 (59.6%)	64 (57.1%)	394 (59.2%)

注1：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

注2：各項目上段は平成27年度の法人数・割合、下段は平成26年度の法人数・割合を示す。

注3：「理事・監事について」「評議員について」の項目は平成27年度の法人数・割合。

情報公開スキーム (イメージ図)



文字サイズの変更

[お知らせ](#) [政策について](#) [白書・統計・出版物](#) [申請・手続き](#) [文部科学省について](#) [教育](#) [科学技術・学術](#) [スポーツ](#) [文化](#)

[トップ](#) > [政策について](#) > [告示・通達](#) > [告示・通達\(か行\)](#) > [学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について\(通知\)](#)

● 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)

22文科高第236号

平成22年6月16日

各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
独立行政法人大学評価・学位授与機構長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長 殿

文部科学大臣政務官
高井 美穂

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)

このたび、別添のとおり、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年文部科学省令第15号)が平成22年6月15日に公布され、平成23年4月1日から施行されることとなりました。

大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することが、今回の改正の趣旨です。

今回の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の改正の概要と留意点

(1) 大学(短期大学, 大学院を含む。)は, 次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 (第172条の2第1項関係)

〔1〕 大学の教育研究上の目的に関すること。(第1号関係)

これは, 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第2条(本省令による改正前の第2条の2)等に規定されているものであること。その際, 大学であれば学部, 学科又は課程等ごとに, 大学院であれば研究科又は専攻ごとに, 短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに, それぞれ定めた目的を公表することや, 平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。

〔2〕 教育研究上の基本組織に関すること。(第2号関係)

その際, 大学であれば学部, 学科又は課程等の, 大学院であれば研究科又は専攻等の, 短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。

〔3〕 教員組織, 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。(第3号関係)

その際, 教員組織に関する情報については, 組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし, 効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については, 学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また, 法令上必要な専任教員数を確保していることや, 男女別, 職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については, 研究業績等にとどまらず, 各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより, 教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など, 当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。

〔4〕 入学者に関する受入方針及び入学者の数, 収容定員及び在学する学生の数, 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。(第4号関係)

その際, これらの情報は, 学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については, 働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を, 各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には, 大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ, 編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。

〔5〕 授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。(第5号関係)

これらは, 大学設置基準第25条の2第1項等において, 学生に明示することとされているものであること。その際, 教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画につい

ては、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。

〔6〕 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。(第6号関係)

これらは、大学設置基準第25条の2第2項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。

〔7〕 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。(第7号関係)

その際、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

〔8〕 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。(第8号関係)

その際、寄宿舍や学生寮等の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。

〔9〕 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。(第9号関係)

その際、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

(2) 大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。(第172条の2第2項関係)

(3) (1)による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(第172条の2第3項関係)

(4) 大学の教育情報の公表に関する(1)～(3)について、高等専門学校に準用すること。(第179条関係)

第二 大学設置基準、高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)及び短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の改正の概要

教育情報の公表に関する規定が学校教育法施行規則上整備されることに伴い、情報の積極的な提供に関する規定の削除など、所要の整理を行うこと。

第三 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平

成16年文部科学省令第7号)の改正の概要

大学の総合的な状況に係る認証評価の大学評価基準に、教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関することが含まれるものとする。その際、上記第一の改正を踏まえ、大学評価基準が学校教育法施行規則に適合することとする。(第1条第1項第1号及び同条第2項関係)

第四 施行について

平成23年4月1日施行とすること。

テーマ⑤ 私学における法律上の問題と対応策

講師 植村礼大氏
(依法律事務所 弁護士)

担当 白鳥 仁 委員
景山 峰 司 委員

私学における法律上の問題と対応策

- 第1 有期雇用の方の契約管理における留意点
- 第2 人権費削減の方法と有効性
- 第3 ハラスメントの問題と精神疾患
- 第4 残業の問題
追加
- 第5 同一労働同一賃金の原則

3

私学における法律上の問題と対応策

弁護士法人 俵法律事務所
弁護士 植村礼大

1

第1 有期雇用の方の契約管理における留意点

- 1 雇用継続への合理的な期待
- 1-1 労働契約法19条とチェックポイント
- 1-2 常勤講師の雇止め
- 1-3 非常勤講師の雇止め
- 1-4 更新の上限回数内における雇止め

4

学校法人においては、
・非正規雇用の占める割合が非常に大きくなってきている
・少子化に伴う経営難と改善の困難性
・教員の専門性、特殊性
といった問題がある。

2

1-1 労働契約法19条

2 有期雇用の無期化

- 2-1 「わたり」
 - 2-2 5年か10年か
 - 2-3 無期化を認めるのか拒むのか
 - 2-4 有期雇用の無期転換を踏まえた就業規則作成
- ### 3 有期雇用者も含めた過半数代表の選任

5

(有期労働契約の更新等)

第十九条 有期労働契約であつて次の各号のいずれかに該当するものの契約期間が満了する日までの間に労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該契約期間の満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、使用者が当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなす。

- 一 当該有期労働契約が過去に反復して更新されたことがあるものであつて、その契約期間の満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了させたことが、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に解雇の意思表示をすることにより当該期間の定めのない労働契約を終了させたことと社会通念上同視できると認められること。
- 二 当該労働者において当該有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があるものであると認められること。

7

1 雇用継続への合理的な期待

本来雇用期間のある契約については契約期間満了により契約が終了するはずであるが、労働者保護の観点から、判例法理が確立されてきており、労働契約法改正により、その法理が明文化された。

6

平成24年8月10日基発0810号第2号

法第19条第1号又は第2号の要件に該当するか否かは、これまでの裁判例と同様、当該雇用の臨時性・常用性、更新の回数、雇用の通算期間、契約期間管理の状況、雇用継続の期待をもたせる使用者の言動の有無などを総合考慮して、個々の事案ごとに判断されるものであること(第5の5(2)ウ)。

8

1-2 常勤講師の雇止め

Q 3年間の研究のために特に雇用され、3年間の雇用契約を締結した研究者の方は、3年の雇用契約終了により雇止めが可能か。

Q 教員としての資質を見るために、1年契約を繰り返し返していた者について、4年経過の時点で雇用期間満了による契約終了とすることは可能か。

Q 60歳の定年後1年契約の再雇用を締結するが、1年経過後に雇止めをすることは可能か。65歳まで雇用があると説明していた場合はどうか。

9

高校等の常勤講師については、一般的に雇用期間の定めのある契約となっているが、

①専任教員と異ならない職務を担当する場合があること

②専任教員として採用する前の試用期間的な位置付けとされている場合があることから、紛争となることがある。

11

Q 必ず採用1年目は常勤講師であり、担任も担当する。更新は慣例によって5回までとされているが、早くて2年目、遅くともだいたいのが3年目で専任の教諭となり、雇止めされることはめったにない。雇用の際には、このような事情が説明される。

3年での雇止めは適法か。

12

当該雇用の臨時性・常用性

更新の回数

雇用の通算期間

契約期間管理の状況

雇用継続の期待をもたせる使用者の言動

発言者に人事の権限があるか

当該雇用が試用目的かどうか

10

1-3 非常勤講師の雇止め

非常勤講師は、専任教員と比較した場合、職務内容も異なり、非常勤講師が担当する授業時数があるか否か、あるとしてどの程度の時数となるかは、どのようなカリキュラムが編成されるかによって変動するものであることが多いことから、雇用継続への期待が認められにくいことが多いと思われる。

13

2 有期雇用の無期化への対応

労働契約法18条により、5年(又は10年)有期雇用を続けた者が無期転換権を行使できることとされたが、使用者はこれにどのような対応していくか

15

1-4 更新の上限回数内における雇止め

Q 1年契約だが契約更新は4回までとの内容で1年契約を締結した場合、上限更新内、例えば2回目の更新を行わずに雇止めをすることは可能か。

Q 60歳の定年後1年契約で再雇用するにあたり、65歳まで頑張っていたことになっていきますとの発言が学長からあった場合に、63歳の年度で雇止めすることは可能か。発言したのが学部長の場合は。

14

2-1 「わたり」

Q A学校法人の中学校で英語の常勤講師を3年間の有期雇用として勤め、その後続けて大分で英語の講師を2年間の有期雇用として続けた者は無期転換権を有するか

A 中学校であれ、大学であれ、学校法人としての雇用契約になるため、「同一の使用人」と5年の雇用が継続されたことになり、無期転換権が発生する。

16

- 有期雇用の労働者について、労働契約の期間をきちんと把握しているか
- 異なる設置校、異なる学部において一元的な管理ができているか
- 外国人教員について、統一した名称を用いた管理をしているか
- 大学教員が実質的に雇用主である労働者について、学校法人名で雇用契約を締結していないか、その場合労働契約の期間を管理しているか

17

・強化法(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発の効率的推進等に関する法律)15条の2

□科学技術(人文科学含む)の研究者・技術者・それらの補助者であって、大学等を設置する学校法人と有期雇用契約を締結した場合、無期転換権は10年とされた。

19

2-2 5年か10年か

労働契約法18条の特例

- ・高度専門職、定年後再雇用(労働局への計画申請、認定が必要)(専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法)
- ・10年ルール
- ・強化法
- ・任期法

18

Q 非常勤講師は研究者か

A 個別具体的な判断

185回国会 文科学委員会7号

「多様な形態が存在する講師の個々のケースが研究開発力強化法上の研究者などに当たるかどうかは、最終的には個別具体的な事例に即しての判断がなされるものと考えられておりますので、確定的なことは申し上げられませんけれども、講師は、常勤、非常勤を問わず、教育研究を行う教授又は准教授に準ずる職務に従事する職と学校教育法に位置付けられておりますことなどを踏まえ、基本的には研究開発力強化法上の研究者に当たるものと考えております。」(衆議院議員 伊藤渉氏)

20

・任期法(大学の教員等の任期に関する法律)
 先端的、学際的又は総合的な教育研究であること
 とその他の当該教育研究組織で行われる教育研究
 の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の
 確保が特に求められる教育研究組織の職に就ける
 とき

助教の職につけるとき

大学が定め又は参画する特定の計画に基づき
 期間を定めて教育研究を行う職に就けるととき

21

2-3 無期化を認めるのか拒むのか

- ・改正労働契約法から5年が近づくにつれ、各
 学校法人でも方向性が定まりつつある
- ・無期化やむなしとする学校法人
- ・職種によって区別する学校法人
- ・従前いた有期雇用については無期化やむなし
 とするとともに、規程を整備し、新たに雇用す
 る者については無期化を拒む(上限を設定す
 る)学校法人等

23

当該任用されるものの同意
 教員の任期に関する規則が定められて居ること

非常勤講師等についても、

・先端的、学際的又は総合的な教育研究であること
 とその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の
 分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保
 が特に求められる教育研究組織の職であることを
 任期に関する規則で明らかにし、

・本人の同意を得る
 等して10年ルールの適用を図る大学がある。

22

2-4 有期雇用の無期転換を踏まえた就業規則作成

- 無期転換権を行使した職員のために新たに
 就業規則を作成するケース
- これまでであった規則(例えば非常勤講師規
 則の中に、無期転換後の労働条件(定年、退職
 金等)を定めるケース

24

3 有期雇用者も含めた過半数代表の選任

非常勤講師ら有期雇用者も労働者の数に含まれるため、過半数代表の選任のためには有期雇用者も含めた上で過半数代表を選任する必要がある。

既存の労働組合が主導で過半数代表を選任するケース

学校法人側が実質的には主導しながら過半数代表の選任規則等を作っていくケース

25

- 1 整理解雇
- 2 賞与減額
- 3 定年引き下げ
- 4 給与体系変更

27

第2 人件費削減の方法と有効性

少子化等により経営が悪化する学校法人は少なくとも、生徒学生の募集が一朝一夕で改善することも考えにくく、新学部の創設等のハードルも高いところ、採算のとれない学部、学校等の廃止、定員変更により教員が過員となって解雇を行うケース、給与体系の変更や賞与減額、定年引き下げといった方法により、全体の人件費減額を図るケースが出てくるが、特に解雇については訴訟リスク及び敗訴した場合のリスクが高く、その他賞与の減額等も訴訟に至り得るところ、これらのケースについての裁判例を検討する。

26

1 整理解雇

経営上必要な人員削減のために行う整理解雇には、

- ① 人員削減の必要性
- ② 解雇回避努力
- ③ 人選の合理性
- ④ 手続の相当性

が必要であるとされる。これら4つの事項が全て必須であると考えるのが「整理解雇の4要件」という考えであり、4つの重要なポイントであるにすぎないという考え方が「整理解雇の4要素」という考え方である。

28

人員削減の必要性

- 整理解雇決定時点での収支はどうか
- 学校法人では予算より決算の方が良いことも少なくないが、そのことも考慮して判断を行っているか
- 数年後の見通しも含めて判断しているか
- 帰属収支、教育活動収支がマイナスか
- 資金枯渇するのはいつか

29

人選の合理性

- 第三者への説明が可能か
- 整理解雇の後に新たな雇用を行っているか
- 教養科目だけをもっている教員が他にいないか、教養科目だけを所持させることができな

31

解雇回避努力

- 希望退職募集を行ったか
 - 当該閉鎖の学校、学部以外にも希望退職を募集したか
- 法人全体の人件費削減措置をとったか
- 他の学校、他の学部への配置転換を検討したか
- その他考え得る限りの努力を行ったか

30

手続きの相当性

- 組合との協議は行ったか
- 財務状況を説明したか
- 非組合員への説明は行ったか
- 教授会の決議が必要とされている場合、教授会の意見を聴いたか

32

2 賞与減額

私立学校の特殊性

○ 教員の専門性

Q 法学部、経済学部がある大学において、法学部を廃止した場合、法学部の教員を経済学部で雇用しなければならぬのか。

Q 教養科目の担当として雇用を継続する義務があるか。教養科目しか担当しない教員が他にいる場合はどうか。

33

賞与については、就業規則上理事長や理事会が定める等の規定となっていることが多く、そのような場合、理事長や理事会が定めて初めて具体的に権利が発生すると考えられる。

そのため、経営難の場合、賞与の減額を検討することが多いが、一方労働者側としては、賃金に近い性質を有する旨主張し、団体交渉等により強く争われることが多い。大手私学でも労働委員会、民事訴訟等により多くの紛争が生じており、今後も紛争が生じることが予想される。

35

○ 学校会計

Q 消費収支差額で見なのか、帰属収支差額で見なのか、キャッシュベースで見なのか。

○ 理事長と学長

Q 教学関係は学長が決定することが多い。学長が来年度の授業を担当させると決定した教員について、「過員」であるとして解雇できるか。

34

就業規則の定めはどうかになっているか

就業規則に反する又は就業規則を補充する労使慣行が成立していないか

同様の状態が長期間継続しているか

使用者がそのことを認識していたか

毎年の賞与決定に際し、組合とどのような協議が行われているか

36

3 定年引き下げ

年金受給開始年齢の引き上げ等に伴い、高齢者の雇用が問題となっているところではあるが、大学においては、教授らの定年が66歳以上であることも少なくない。経営難の大学においては、高齢の教授らに多額の給与を支払い続けることについて、見直すことがしばしば行われる。

就業規則の不利益変更の問題である。

37

第3 ハラスメントの問題と精神疾患

- 1 ハラスメントと指導の境界
- 2 大学におけるハラスメント問題の取扱
- 3 精神疾患と損害の拡大

39

4 給与体系変更

給与体系の変更も就業規則の不利益変更とされることが多く、高度の必要性に基づいた合理的な内容であることが必要である等と言われる。

38

1 ハラスメントと指導の境界

ハラスメントとは(私見)

- 不適切な言動により
- 相手方に不利益(精神苦痛を含む)を与えること

セクハラは論外として、パワハラは指導、議論との境界線が曖昧なこともあり、しばしば教職員間の紛争の道具ともなるため、判断が難しい。

40

ハラスメントに当たり得る指導例

- 侮辱
- 脅迫
- 過重労働の強制
- 研究妨害
- 研究指導の放棄
- 威圧的な行為

41

2 大学におけるハラスメント問題の取扱

- ハラスメント委員会, 相談員ルート
- ハラスメントの窓口となり, ここから調査委員会が立ち上げられたり, 懲戒委員会や学部への要請が行われることがある。
- 懲戒委員会ルート
- ハラスメントがあった場合, 懲戒の手続きが行われることもある。
- 学部教授会ルート
- ハラスメントがあった場合, 学生担当の変更や, 授業を所持せない等の判断が行われることがある。しばしば上の二つとの連携が不十分なまま行われるため, 慎重な判断が必要である。

43

- 偏見による扱い
- 行為に着眼せず, レッテルを貼ってしまうこと
- 感情をぶつけるだけの指導
- 意図を解さない相手に対し抽象的な指導を繰り返すこと
- 外部に指導の必要性, 正当性を説明できないような指導

42

いずれのルートにしても,

- 事実の認定
 - 評価
- が必要であり, 特に事実の認定については, 関係者の言い分が異なる場合, 非常な困難と労力を要する。

44

- 事実認定のために
- 調査委員による調査
- 関係者からの事情聴取
- 現場を再現できるような具体的な事情の聴取
- 何故、を多用する質問
- ハラスメントの事前、事後の経緯の聴取
- 事情聴取等の書類に関係者からの署名押印
- 録音
- 調査記録を第三者に開示しないことの説明
- 加害者側と言い分が食い違う場合、加害者に言い分をぶつけて良いかどうかの確認
- メール等の客観的証拠の提出

45

これだけの業務を、調査委員等の教職員が通常業務の上に行うことになるが、事実認定の専門性、調査に要する労力といった点からかなりの困難を伴うため、外部の専門家を委員に加えてご協力を願うといったことも考えられる。

47

3 精神疾患と損害の拡大

労使紛争の類型として多いのは

地位の確認（解雇、雇止め）

であると思われるが、このような場合、これに加えて、

ハラスメントを受け、損害を受けた

残業代がある

といった主張があわせて行われることが少なくない。

48

評価

懲戒処分可否

公務員では懲戒処分の指針が出されていることが多いため、参考にすることもあり得る。

46

ハラスメントによる慰謝料は、通院等がなければ数十万円程度と思われがちだが、通院が続くような場合、損害が拡大する。

損害の内容としては、

- 慰謝料
- 逸失利益
 - 休業損害（後遺症以外のもの）
 - 後遺症によるもの
- その他財産的損害

49

- ・大学でも労基署からの指導を受けるケースがある
- ・特に授業、指導中心の学部においては、なるほど、残業の主張も理解し得ること
- ・労働組合や反使用者の武器として用いられ得ること
- ・国立大学法人では裁量労働制が用いられていることが多く、労働者であることを前提に一定対応がとられていること

から、長期的には残業代への対応を行う大学が徐々に増加すると思われる。

51

参照 労災と判決

業務上の理由によって精神疾患となったと認定されるケースが増加している（精神疾患の労災申請数過去最多更新）

○労災

労働基準監督署長による認定、判決による取消

無過失責任

療養補償給付（治療費）、休業補償給付（休業損害相当）、障害補償給付

○判決

裁判官による認定

不法行為責任は過失があって初めて認められる。

50

現状の枠組みであれば

- ・専門業務型裁量労働制の導入
- ・自己研究と業務としての研究の区別（残業承認制度の導入、又は自己研究を理由とする施設利用の承認等）

の方向性が考えられる。

52

2 管理職の残業代

労基法41条の管理監督者には時間外・休日労働の原則が適用されないが、「管理監督者」の範囲は狭く解されており、「名ばかり管理職」といった名で社会の耳目を浴びたこともあった。

近時、学校法人においても同様の裁判例があり、また、労基署からの指導があった学校法人もあるとさく。

以下いくつかの基本的な論点について検討する。

- 1 黙示の指示
- 2 管理職の残業代
- 3 監視又は断続的労働
- 4 長時間労働による健康被害
- 5 非常勤講師の休み時間

1 黙示の指示

現状多くの大学では時間管理を全く行っていないが、使用者には時間管理の義務があるとして責められるばかりか、使用者の明示の指示がなくとも、黙示の指示があったとして、時間外労働が認められることがある。

使用者側の対応として、残業を承認制にすること、残業禁止命令を出すこと等がある。

3 監視又は断続的労働

監視・断続的労働の従事者で、労働基準監督署長の許可を受けた者は、時間外労働・休日労働の制約の例外となる。

逆に許可を受けていない場合、例えば、寮の寮母や、寮に住み込ませている教員等に対し、長時間の時間外労働が認められる可能性があるため、注意されたい。

4 長時間労働による健康被害

長時間労働には、残業代のリスクだけでなく、健康被害のリスクもあることを認識しておく必要がある。

57

追加 第5 同一労働同一賃金の原則

「同一労働同一賃金の原則」については、過去明確に否定した裁判例も存したが、その後パートタイム労働法、労働契約法には同一労働同一賃金の原則の表れと見られる条文が定められた。

- 1 差別的取扱の禁止（パートタイム労働法9条）
- 2 不合理な待遇、労働条件の禁止（パートタイム労働法8条、労働契約法20条）

59

5 非常勤講師の休み時間問題

労働時間は、使用者の指揮命令下におかれている時間等と定義され、特に特定の場所での待機については待機時間であり労働時間であると判断される可能性がある。

高校の非常勤講師が、担当授業の間に高校に止まっている時間は、労働時間に該当するだろうか。

授業の準備や採点の時間はどうか。

58

1 差別的取扱の禁止

・パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）9条

（通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止）

第九条 事業主は、職務の内容が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者（第十一条第一項において「職務内容同一短時間労働者」という。）であつて、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるもの（次条及び同項において「通常の労働者」と同視すべき短時間労働者」という。）については、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

60

- 職務の内容が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一であること。
- 人材活用の仕組み、運用等が、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、当該事業所に雇用される通常の労働者と同一であること。

61

- 短時間労働者と通常の労働者の待遇が異なる場合、その相違は、当該短時間労働者及び通常の労働者の
- 業務の内容
 - 当該業務に伴う責任の程度
 - 当該業務の内容及び配置の変更の範囲
 - その他の事情
- を考慮して不合理と認められるものであってはならない。

63

2 不合理な待遇，労働条件の禁止

パートタイム労働法8条

事業主が、その雇用する短時間労働者の待遇を、当該事業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場合においては、当該待遇の相違は、当該短時間労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

62

労働契約法20条

有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の利用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下この条において「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

64

弁護士法人 俵法律事務所
弁護士 植村礼大

〒533-0033

大阪市東淀川区東中島1丁目21番33号俵ビル2階

TEL 06-6323-6700 FAX 06-6323-5510

E-mail: uemura@tawara-lo.com

第1の1

1-1 参照

有期雇用が無期雇用の試用目的と判断された事案

神戸弘陵学園事件

最高裁判所第三小法廷平成二年六月五日判決(判例タイムズ734号94頁等)

労働者を新規に採用するに当たり、その雇用契約に期間を設けた場合において、その設けた趣旨・目的が労働者の適性を評価・判断するためのものであるときは、右期間の満了により右雇用契約が当然に終了する旨の明確な合意が当事者間に成立しているなどの特段の事情が認められる場合を除き、右期間は契約の存続期間ではなく、試用期間であると解するのが相当であると判断された。

「使用者が労働者を新規に採用するに当たり、その雇用契約に期間を設けた場合において、その設けた趣旨・目的が労働者の適性を評価・判断するためのものであるときは、右期間の満了により右雇用契約が当然に終了する旨の明確な合意が当事者間に成立しているなどの特段の事情が認められる場合を除き、右期間は契約の存続期間ではなく、試用期間であると解するのが相当である。」

「そして、試用期間付雇用契約の法的性質については、試用期間中の労働者に対する処遇の実情や試用期間満了時の本採用手続の実態等に照らしてこれを判断するほかなく、試用期間中の労働者が試用期間の付いていない労働者と同じ職場で同じ職務に従事し、使用者の取扱いにも格段変わったところはなく、また、試用期間満了時に再雇用(すなわち本採用)に関する契約書作成の手続が採られていないような場合には、他に特段の事情が認められない限り、これを解約権留保付雇用契約であると解するのが相当である。」

「そして、解約権留保付雇用契約における解約権の行使は、解約権留保の趣旨・目的に照らして、客観的に合理的な理由があり社会通念上相当として是認される場合に許されるものであって、通常の雇用契約における解雇の場合よりもより広い範囲における解雇の自由が認められてしかるべきであるが、試用期間付雇用契約が試用期間の満了により終了するためには、本採用の拒否すなわち留保解約権の行使が許される場合でなければならない。」

神戸弘陵学園事件の流れに属すると思われる下級審裁判例

・久留米信愛女学院高校事件

・福岡地方裁判所久留米支部平成13年4月27日判決

(非常勤講師について)

三浦高校事件

横浜地方裁判所横須賀支部平成4年4月10日判決

→その後も、試用目的(労働者の適性を判断するため)の有期雇用については、解雇権濫用法理が類推適用されたとする裁判例が多いように思われるため、試用目的の雇用期間の設定については慎重な判断が必要と思われる。

→労働者側からは、形式的には有期雇用でも、「期間の定めのない契約」の試用期間であるとの主張が行われることもある。

(もともと、労働契約法19条の効果として、雇用期間も含めて従前の雇用契約が更新されるだけである点との整合性はないと思われる)

参考 労働契約法19条の効果

「雇止めは認められず、したがって、使用者は、従前の有期労働契約と同一の労働条件で労働者による有期労働契約の更新又は締結の申込みを承諾したものとみなされ、有期労働契約が同一の労働条件(契約期間を含む)で成立することとしたものであること。」

平成24年8月10日基発0810号第2号

第5の5(2)ア

1-2 常勤講師の雇止め

報徳学園事件

大阪高等裁判所平成22年2月12日判決

判断のポイント

①常勤講師制度が、専任教諭の実質的試用期間とするために設けられたとは認められない。期間の定めのある教員の雇用は、一般に、職員構成の変動のほか、年度ごとの生徒数や教科編成の変動等に対応するためと認めるのが社会の実態を反映したものである。

②試用となったことは結果的に生じた副次的なものである。

③専任への登用の期待と常勤講師契約継続の期待は異なるものである。

「(イ)控訴人の常勤講師制度が、専任教諭の実質的試用期間とするために設けられたとは認められない。このような期間の定めのある教員の雇用は、一般に、職員構成の変動のほか、年度ごとの生徒数や教科編成の変動等に対応するためと認めるのが社会の実態を反映したものであるが、本件において、常勤講師契約や控訴人の内部規則等に常勤講師契約が専任教諭採用の手段であることを示す規定がある等、控訴人がこれと異なるものとして上記制度を導入したと認めるに足りる事情はない。控訴人が、常勤講師としての勤務状況を判断材料として、その中から専任教諭を採用した実例があったことは事実であるが、このような実例があったことは、上記のような常勤講師の制度を採用した目的ないし有期雇用契約であることと矛盾しない。」(略)

「(エ)B校長は、平成16年度雇用契約に先立ち、被控訴人に対し、上記1(3)アのとおり告げ、被控訴人は、1年間常勤講師して勤務して成績が良好であれば、専任教諭に採用されることを期待した。しかし、被控訴人は平成17年度にも専任教諭に採用されず、B校長はその理由等を具体的に説明しなかった。そして、平成18年度雇用契約に先立ち、C校長及びG中学校長は、被控訴人に、同年度も専任教諭に採用されないことを前提に、常勤講師契約は3回までである旨及び平成19年度に専任教諭に採用されるかも白紙である旨告げた。また、B校長ほか控訴人学園当局者が、被控訴人に対し、常勤講師契約そのものが反復継続されるという期待を抱かせるような言動をとったとは認められない。

控訴人は、各年度の終わりころ、次年度常勤講師としての雇用を希望するか否かを被控訴人に確認し、当該年度はじめに契約書が作成された。」(略)

「控訴人における常勤講師制度は1年間の有期雇用契約であって、専任教諭採用のための試用となったことがあるとすれば、結果として生じた副次的なものであり、業務の内容は、授業、クラブ活動指導等の点では基本的に専任教諭と同様であった面はあるものの、本件当事者間での契約は3回にとどまっていたものである。被控訴人は、B校長の発言により専任教諭への登用を期待したが、常勤講師契約とは別の契約に移行することの期待であったというべきである。

平成17年度、平成18年度も専任教諭には採用されず、その理由についても具体的説明はなかったし、同年度の契約の前には、C校長及びG中学校長から、常勤講師契約は3回までであるとか、専任教諭採用について平成19年度は白紙であるなどと告げられていたものである。毎年翌年度の常勤講師契約に関する意向確認があり、年度はじめに契約書が作成されていたし、平成14年度から18年度までの間、常勤講師の多くは1年又は2年後に専任教諭に採用されたが、雇止めされた者も2名あった実態がある。

そうすると、本件契約は、更新が多数回に及ぶとはいえず、契約の目的も必ずしも継続雇用を前提とするものとはいえず、専任教諭への登用の期待は当初あったが、年ごとに小さくなり、単年度の契約としての形式が整えられており、同じ常勤講師の中で雇止めの例もみられたなどの事情に照らし、期間の定めのない雇用契約と実質的に同視できるものということとはできない」

「(3)次に、控訴人と被控訴人との常勤講師契約が、ある程度の継続が期待され、現に契約が何度か更新されるなど、契約期間満了による雇止めに解雇に関する法理が類推される場合に当たるかをみてる。

ア 控訴人と被控訴人との常勤講師契約は、2回の更新を経たと評価できる。

イ 上記(2)のとおり、控訴人の常勤講師制度は1年間の有期雇用契約であって、専任教諭採用のための試用となった実例があったとしても、それは副次的なものであり、制度が継続雇用を期待させるものとは解されない。一般に学校は、年度による生徒数、教科編成等の変動に応じた人的体制をとる必要がある、1年間の有期雇用契約を採用することに一定の合理性が認められ、他の公立校でも、通常、常勤講師と名付けられる教員については、期間の長短はあれ、臨時職員と位置付けているものと理解される。平成14年度以降常勤講師として採用された者の相当部分がその後専任教諭として採用されるか常勤講師契約を継続しているが、雇止めとなった者もあり、そもそも制度が設けられてから本件雇止めまででも5年しか経過していないのであるから、制度の実績の事実をもって継続雇用の期待が根拠付けられるということもできない。

他方、上記(2)ア(エ)のとおり、B校長は、平成16年度雇用契約に先立ち、被控訴人に対し、上記1(3)アのとおり告げ、被控訴人は、1年間常勤講師として勤務して成績が良好であれば専任教諭に採用されることを期待したと認められる。しかし、被控訴人は平成17年度にも専任教諭に採用されず、B校長はその理由等を具体的に説明しなかったし(なお、被控訴人本人尋問には、平成17年5月に、B校長から、常勤講師5名を一度に専任教諭にはできないという説明を受けた旨の供述部分があるが、このような事情は平成16年度当初時点で明らかであるから、仮に上記説明があったとしても被控訴人の期待を客観的に裏付けるものではなく、被控訴人の期待がそのまま維持されたとは解されない。)、平成18年度雇用契約に先立ち、C校長及びG中学校長は、被控訴人に、同年度も専任教諭に採用されないことを前提に、常勤講師契約は3回までである旨及び平成19年度に専任教諭に採用されるかも白紙である旨告げたものである。このような経緯に照らすと、平成16年度雇用契約の時点では、被控訴人が上記期待を持ったことの合理

性があったかもしれないが、それは主としてB校長の言動に基づく主観的なものであって、常勤講師制度の目的等からの客観的根拠があったわけではない。

そして、その後2年度にわたって専任教諭に採用されず、かえって、平成18年度雇用契約に先立ち、C校長及びG中学校長の上記告知を受け、さらに平成17年度限りで1名の常勤講師が雇止めとなったことを考慮すれば、少なくとも平成18年度には、被控訴人の上記期待は減弱ないし消滅していたものと認めるのが相当であり、少なくとも合理性な根拠が乏しいものになっていたというべきである。

よって、本件で契約期間満了による雇止めに関する法理を類推適用することは相当でない(もとより同法理の適用はない。)。」

ウ 被控訴人の主張としては、少なくとも常勤講師としての雇用が継続されることを包含する趣旨で、専任教諭に採用されることを期待していたが、これは、専任教諭に採用されるという期待が実現しない場合でも、少なくとも常勤講師としての雇用は継続するという期待を有していたとの趣旨とも解される。

しかし、上記認定によれば、被控訴人の期待は専任教諭としての採用についてのものであり、被控訴人も、早期の専任教諭採用の期待はあったが、常勤講師としての雇用継続自体を期待していたものと認めることはできない。

B校長ほか控訴人学園側も、常勤講師としての雇用継続自体を期待させるような言動をとったとは認められず、かえって、平成18年度雇用契約に先立ち、C校長が常勤講師契約は3回を限度とする旨告げて(本件内規なるものが存在したか否かはさておき)、次年度以降の常勤講師契約締結に否定的な見解を示したのであるから、被控訴人として、専任教諭に採用されることへの合理的期待とは別に、常勤講師契約継続への合理的期待を有してしかるべきであったと認めることはできない。

1-3 非常勤講師の雇止め

・最高裁判所第二小法廷
平成2年12月21日判決
最高裁判所裁判集民事161号459頁

当該非常勤講師が20年以上にわたり大学で教育活動等に従事し、非常勤講師中最も勤続年数の長い外国人の非常勤講師であること、担当講座は恒常的に開設されている講座であり、その職務は臨時的なものではないことなどの諸事情を考慮してみても、雇権濫用法理は類推適用されないとした高裁の判断が維持された。

・東京高等裁判所
平成24年2月22日第15民事部判決

25年にわたって雇用継続されてきた非常勤講師の雇い止めについて、雇用継続への合理的な期待は存しないとされた高裁判決。

判断のポイント

- ① 非常勤講師は、クラス担任及び生活指導等を行わず、校務分掌にも入っておらず、兼職も禁止されていないこと
- ② 非常勤講師が担当する授業時数があるか否か、あるとしてどの程度の時数となるかは、どのようなカリキュラムが編成されるかによって変動するものであることも自明であること
- ③ 次年度の雇用については学級数や生徒数が不透明であるため確約できる状況ではない旨が明記された以降にも雇用契約が更新されるものと期待するのは、合理的なものはいえないこと

「前記認定のとおり、被控訴人甲野は、昭和57年度から平成18年度まで25年間にわたって、控訴人との間で年度ごとに締結した雇用契約に基づき、控訴人高校において理科の非常勤講師として勤務し(ただし、合計11箇月は実際の勤務はしていない。)、また、被控訴人乙山は、平成元年度から平成7年度まで及び平成9年度から平成18年度までの17年間にわたって、控訴人との間で年度ごとに締結した雇用契約に基づき、控訴人高校において数学の非常勤講師として勤務していたものであるが、非常勤講師は、クラス担任及び生活指導等を行わず、校務分掌にも入っておらず、兼職も禁止されておらず(現に被控訴人らは、いずれも控訴人高校の非常勤講師在勤中に新潟県立高等学校の非常勤講師を兼務していた。)、給与体系や適用される就業規則が専任教員と異なり、勤務時間数も各年度の各学科のクラス編成数や生徒の科目選択によって変動するものであった(これに対し、専任教員は基本的に1週40時間以内と決まっていた。)。

これらの点からすれば、被控訴人らと控訴人との間の雇用契約が、実質において専任教員の場合と同じく期間の定めのない雇用契約と異なる状態にあったものといえないことは明らかである。」(略)

「(4)また、非常勤講師は、専任教員の持ち時数を超える授業時数が発生した場合に採用されるものであり(これは自明のことであり、被控訴人らもこのことを認めている。)、非常勤講師に担当させるべき授業時数がないにもかかわらず、これを捻出して非常勤講師を採用しなければならないものではない。そして、非常勤講師が担当する授業時数があるか否か、あるとしてどの程度の時数となるかは、どのようなカリキュラムが編成されるかによって変動するものであることも自明である(略)

(略)平成15年度分までの手続は厳格なものではなく、口頭での回答意向に控訴人から何らの連絡がないような場合において、被控訴人らが雇用契約が更新されるものと期待することには一応の合理性があったといえなくもない。

しかし、平成16年度分以降は手続が厳格化され、しかも辞令書及び平成16年度分以降の雇入通知書には、採用期間又は雇用期間は1年である旨が、また、平成18年度分の雇入通知書には、契約は更新する場合がありますにすぎず、更新の有無については期間満了の1箇月前までに通知する旨が、さらに、平成17年12月22日付け及び平成18年12月27日付けで送付された「来年度の雇用に関して(通知)」と題する文書には、次年度の雇用については学級数や生徒数が不透明であるため確約できる状況ではない旨がそれぞれ明記されていたのであって、それにもかかわらず平成19年度以降にも雇用契約が更新されるものと期待するのは、到底合理的なものとはいえない。なお、この点について、被控訴人らは、一旦発生した合理的期待は容易に奪うことはできない旨主張するが、既に平成18年度の雇用契約を締結する以前の時点において、同年度以降の契約が更新されるか否かが確約できる状況でないことが明示されていたにもかかわらず、雇用継続に対する期待を持ち続けるとは不合理というべきであり、上記主張は失当である

イ 被控訴人らは、控訴人高校において、非常勤講師が意に反して雇止めされた例は見当たらない旨主張し、被控訴人甲野は、更新を希望しながらその意思に反して契約更新がされなかった例を知らない旨供述する。

しかし、被控訴人甲野の認識が上記供述のとおりであったとしても、そのことによって現実に非常勤講師の希望にかかわらず更新されなかった例が皆無であったことにはならないし、また、仮に被控訴人甲野が控訴人高校の非常勤講師として勤務していた間にそのような例がなかったとしても、そのことによって非常勤講師が希望すれば必ず更新されることになることを期待することは合理的なものとは考えられない。

1-4 更新の上限回数内における雇止め

福岡地方裁判所小倉支部平成26年2月27日判決
(労働判例1094号45頁)

1年契約であったが、契約締結時に少なくとも3年は契約更新するかのような説明が行われたこと等から、少なくとも3年間は雇用継続への期待が存すると判断された事案。

→契約書や就業規則に雇用期間の上限を定めることも増えているが、上限期間内の雇止めについては紛争リスクがあるため、契約書の記載内容や説明について注意をする必要がある。

「以下において検討するとおり、原告については本件労働契約で定められた期間の満了時である平成24年3月31日当時、更新の実績が一度もなかったものの、原告において本件労働契約が少なくとも3年間は継続して雇用され、その間に2回更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認めるのが相当である。」

「ア 被告における教員の雇用形態」

(略)「複数年にわたる一貫した学生の教育が予定されるのであるから、平成18年度以降の上記新規採用教員について1年ごとの更新時期に更新することなくそのうちの多くの者の契約が終了するとなれば、複数年にわたる一貫した学生の教育という学校運営に重大な支障が生じることは明らかである」

「イ 採用面接時の説明」

(略)

「上記の経緯を踏まえると、採用面接時において、旧規程に基づき、本件労働契約が少なくとも3年間は継続すると理解するのも無理からぬような説明がなされたものといえる」

「ウ 被告における契約更新の実態

被告においては、平成18年度以降、退職勧奨に応じて任意退職した事例を別とすると、3年目の契約期間の後、期間の定めのない専任職員への移行を拒否した事例が2件あるが、1年目又は2年目の更新時期において明示的な雇止めを受けたのは原告のみである。」

「エ 契約形態による職務内容及び労働条件の異同

原告は、子ども健康学科の特色として位置付けられるキャリア支援科目等の必修科目を担当していた(前記(1)イ(ア)及びウ(イ))。また、原告が担当してい

た科目及び係並びに委員を務めていた委員会の数は、期間の定めのない専任職員とほぼ同じであり、専任職員か契約職員かに関わらずクラス担任も担当していたことからすれば（前記（１）ウ）、教員としての職務内容及び勤務時間等の労働条件について、期間の定めのない専任職員と期間の定めのある契約職員との間で差異があったとは認められない」（略）

「オ 以上に検討した諸事情に加え、被告の人事計画委員会において契約更新の可否を検討し雇止めの当否を最終的に決定する時期である平成24年1月前後の、平成23年12月ころから平成24年2月ころにおける次年度に向けた被告の原告に対するさまざまな対応（前記（１）オ）等をも考慮すると、原告について一度も契約が更新された実績がないことのほか、子ども健康学科が新設の学科であること（前記（１）イ（ア））、本件契約書上、新規程を受けて1年間の有期契約であることが明示されていること（前記（１）イ（ウ））、被告では一般的に契約更新時には契約書が作成されているが、原告については本件雇止めにより契約更新の契約書が作成されていないこと（前記（１）エ（ウ））、その他被告における大学教員の流動性（前記（１）エ（ア）及び（イ））等を踏まえてもなお、原告において本件労働契約が少なくとも3年間は継続して雇用され、その間に2回更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認めるのが相当である（解雇権濫用法理の類推適用）。

「なお、被告は、平成23年11月に常務理事らとの面談が行われた時点において雇用継続への期待は完全に消失したと主張する。しかし、証拠（甲7、乙25、26、証人P6〔18〕、証人P8〔9、10、13、19〕、原告本人〔32、33〕）によれば、同月14日の上記面接においては勤務態度の改善を求めたにとどまり、明確な退職勧奨がされたのは平成24年2月23日に行われた学長との面談に至ってからであること、被告内部の手續においても、平成24年1月の人事計画委員会で原告の労働契約を更新しない旨の方針が決定されたものの、その後更に原告と面談等を行い、その結果によっては再検討するとされていたことが認められるし、いったん生じた契約更新への合理的期待が退職勧奨や雇止めの通知をされたことのみによって否定されるものではないから、被告の上記主張には理由がない。」

雇用上限内の雇止めに関する私学以外の事件の裁判例

TKCローライブラリー 文献番号25481058

東京地方裁判所平成24年4月10日判決

東日本旅客鉄道（雇止め）事件

「業務上の必要がある場合、勤務評価に基づき契約を更新することがある。」と定められていたが、業務の内容が期間の定めのない職員と変わらないこと等から、雇用年限である5年の間は雇用が継続されるものと期待したことには合理的な理由が認められるとした例（結論として雇止め有効）。

TKCローライブラリー 文献番号25482482

大阪地方裁判所平成24年9月14日判決

西日本旅客鉄道（雇止め）事件

いくつかの事情の他、雇用契約書には、「業務上の必要性、勤務状況及び健康状態等を勘案の上、雇用契約の更新（ただし1年を上限とする）を行うことがある。契約更新は最初の契約期間を含め5年を上限とする。」と記載されていることにも鑑みれば、被告と原告との間の雇用契約においては、更新を前提としていた事実はなく、原告に雇用継続に対する合理的期待があったとは認められないというべきであるとし、上限期間内の雇止めに解雇権濫用法理が類推適用されないとした。

参考 定年後再雇用の問題（私学以外の裁判例から）

TKCローライブラリー 文献番号 25442950

労働判例1022号35頁

京都地方裁判所平成22年11月26日判決

エフプロダクト事件

期間は1年の契約であるが、64歳までの間の雇止めには解雇権濫用法理が類推適用されるとした。

TKCローライブラリー 文献番号25472664

東京地方裁判所平成23年9月16日判決

バキュームモールド工業事件

原告が、少なくとも65歳までの間は、健康を害するなどの特別の事情がない限り、嘱託雇用契約が更新されるものと期待したことには合理的な理由があるとされた。

参考 一旦生じた合理的な期待はその後の事情によって減少するか
契約更新を行わないことの告知等と合理的な期待との関係

平成24年8月10日基発0810号第2号 第5の5(2)ウ

「いったん、労働者が雇用継続への合理的な期待を抱いていたにもかかわらず、当該有期労働契約の契約期間の満了前に使用者が更新年数や更新回数の上限などを一方的に宣言したとしても、そのことのみをもって直ちに同号の該当性が否定されることにはならないと解される」

裁判例における考慮

①告知等を行うことによって合理的な期待が減少するとするもの

報徳学園事件 大阪高等裁判所平成22年2月12日判決

東京高等裁判所 平成24年2月22日第15民事部判決

②告知を行うことのみによって合理的な期待が消滅するものではないとするもの

福岡地方裁判所小倉支部平成26年2月27日判決

(労働判例1094号45頁)

参考文献

「Q&A 私学における労務管理」

俵正市・高橋英著

「有期雇用教職員の労務管理」

弁護士法人俵法律事務所

弁護士井川一裕著

第2の1 整理解雇に関する裁判例

大阪高等裁判所平成平成26年6月12日判決

学校法人獨協学園事件

TKCローライブラリー 文献番号 25504249

整理解雇の4要素をいずれもみたすとして、原審の判断が覆され、解雇が有効とされた事案。

①人員削減の必要性

「まず、人員整理の必要性を検討するに当たり、控訴人全体を基準に考慮するのか、本件大学独自で考慮するのかにつき判断する。

前記認定事実によれば、本件大学は、人事については、控訴人の寄附行為（乙1）や業務処理規則（乙2）により、学長など一部の重要な人事を除いて、控訴人から本件大学の学長に委任されていること、本件大学は、就業規則（甲5）、給与規程（甲6）も独自に作成していること、本件大学の職員が控訴人の下部組織の別の学校に移る場合も、一旦本件大学を退職した上、別の学校が採用するとの形式が採られていること、学生募集も本件大学独自に行い、学則（甲3）も本件大学独自に作成していること、経営・財務についても、本件大学独自に予算及び決算が決定されていることが認められ、これらによれば、人員整理の必要性を判断するに当たっての財務状況を検討するについては、本件大学独自で検討するのが相当である。

この点、被控訴人らは、独立採算はあくまで内部の運営原則にすぎないから、整理解雇を検討せざるを得ない非常事態においては、独立採算の原則は譲歩せざるを得ないと主張している。

しかしながら、各学校を独立採算で運営するか否かは、控訴人の合理的な経営判断に委ねられており、各学校が完全に独立採算で運営されている以上、財務状況の悪化についても当然に各学校毎に対処すべきであり、財務状況の悪化した学校を救済するために資金にゆとりのある学校の資金を安易に流用することは、財務状況の悪化を招いた責任の所在を曖昧にし、ひいては控訴人全体の財務状況の悪化を招きかねない方策というべきであって相当とはいえない。もっとも、控訴人として一つの法人である以上、緊急避難的な措置として、ある学校の救済のために他の学校の資金を一時的に流用することも許される場合はあり得ようが、本件大学の場合、後記で検討するとおり、恒常的に学生の定員割れの事態が続いていたのであって、到底そのような場合に当たるとはいえない。したがって、控訴人が全体として経営危機に陥っていない場合であっても、本件大学独自で人員整理の必要性を判断することが合理性を欠く判断とはいえない。」

「本件大学では、授業料などの学生生徒納付金が収入の約8割を占めているが、平成16年度以降、少子化等の影響で、大学全体の入学者数及び在籍者数の定員割れが続いた結果、同大学では、帰属収入を大幅に上回る消費支出が発生し、保有金融資産が大幅に減少していたこと、とりわけ、外国語学部では、学部の中では最も早い平成12年度から定員割れを起し、ほぼ毎年、入学者数が減少し、平成18年度では、入学者数は定員300名の58%である175名、在籍者数は収容人員の75.5%まで落ち込み、約4億円の赤字が生じていたことが認められる。

上記の状況からすれば、平成18年時点において、本件大学外国語学部の財務状況は逼迫した状況にあり、これを改善するためには、学生の定員を大幅に削減するなどの改組を行うことが喫緊の課題になっていたというべきである。

そして、本件改組は、外国語学部の入学定員を300人から150人に半減させるものであるが、上記の学生数の減少傾向からすれば妥当なものであったというべきである」

(略)「これらの数値の示すとおり、本件大学外国語学部の入学者数は、本件改組後においても、平成20年度の102人から平成22年度は70人に大きく落ち込んでおり、在籍者数の収容定員数に対する割合も、58.6%から53.5%へとやはり落ち込んでいることが認められる。もっとも、本件大学全体をみても、平成20年度の入学者数は675名であったところ、平成22年度には570名に減少しており、在籍者数の収容定員数に対する割合も平成20年度の73.7%から平成22年度の72.5%へと減少しているが、入学者数の入学定員に対する割合は、外国語学部が全学平均値よりも10ポイント以上低く、在籍者数の収容人員数に対する割合は、外国語学部が全学平均値よりもおよそ20ポイント低い傾向が続いていたことからすれば、とりわけ外国語学部における人員整理の必要性が高かったといえる。

また、本件大学の財政面もみても、帰属収入から消費支出を控除した差額は、平成20年度のマイナス8億3176万円から、平成22年度はマイナス6億8680円と恒常的に赤字傾向が続いており、この間の同大学の金融資産残高も、平成20年度の43億8100万円から平成22年度の40億5600万円に、やはり減少していることが認められる。もっとも、資産の落ち込みは、平成17年度から平成20年度にかけてのものが顕著であり（ほぼ半減している。）、これは平成18年度に医療保健学部を、翌平成19年度に薬学部を新設したことによる影響が大きいと認められるが、その後の数値をみても、毎年1～2億円の金融資産が減少している」

「そして、本件改組後の本件大学外国語学部における平成20年4月1日時点での文部科学省の大学設置基準による教員数が16名であり、本件大学において一般教養の外国語科目（全学共通科目）を担当することを考慮した学内調整後の教員数が27名（外国人教師6名を除き21名）であったのに対し、在籍教員数は、平成22年5月時点では37名（外国人教師6名を除き31名）であり、平成23年2月の本件解雇前の時点では36名（外国人教師6名を除き30名）であったと認めら

れる（平成22年9月30日に外国語学科教員（旧英語学科）1名が他大学へ転出した。）。

また、旧6学科の学生に対する語学教育は従来どおり行われることとされていたが、本件改組が実施される前年度である平成19年度に入学した学生も4年後である平成23年3月にはほとんど卒業しており、平成23年10月1日時点では18名しか在学していないことからすれば（乙37）、平成23年度以降に、その者たちのために全教員を確保しておく必要性も消滅したというべきである。

そうすると、本件大学外国語学科においては、全学共通科目としての語学教育を前提としても、平成23年4月以降は27名（外国人教員6名を含む。）が適正教員数と認められるから、同年2月時点における36名の実教員数は、適正教員数を大きく上回っていたというべきである。

以上によれば、本件大学外国語学部における適正教員数21名（外国人教員6名を除く。）を超える教員の人員削減の必要性は高かったと認めるのが相当というべきである」

「本件大学が入学志願者の激減により定員割れの状態が続いて財務状況が悪化するに至ったことは、前記認定のとおりであるところ、そのような事態を招いたことにつき、被控訴人学園本部ないし本件大学の経営方針や具体的な施策に原因があったことを認め得る的確な証拠はない。被控訴人らの指摘する法科大学院や医療保健学部、薬学部の開設は、入学者激減への対応策としてとられた措置であり、そのために多額の投資が行われたことは事実であるが、そのことが経営不振の原因であるとは認められない。

また、控訴人ないし本件大学のこれまでの施策に何らかの問題があったとしても、そのことから直ちに整理解雇の手段を講じることが全く許されないと解することはできない。」

「(5) 被控訴人らは、平成23年2月25日当時、外国語学部教員が、本件解雇後、教員数が学内調整後の教員数より3名少なくなったり、新たに非常勤講師を採用していることから、人員整理の必要性はなかったと主張している。

なるほど、前記認定のとおり、本件解雇後、外国語学部の教員数は、学内調整後の教員数より3名少なくなっていることは認められるが、欠員が3名生じているのは英語教員であって、英語教員ではない被控訴人らとは無関係である。

またフランス語の非常勤講師の採用に関しては、前記認定事実及び証拠（甲6、乙32の4、35、36、59、78）によれば、フランス語は、もともと外国語学部の専攻科目ではなく、一般教育のみの関係で教員が必要であったところ、一旦は、非常勤講師を雇止めにして、被控訴人Eのみにしたものの、その後、今後も専任教員を雇用し続けるほどの受講生が集まるとは思われない状況になったため、専任教員の被控訴人Eを解雇して人件費の低廉な非常勤講師2名を採用したこと、その後も受講生が少なくなったため、平成24年度入学生からは全学共通科目としてフランス語のカリキュラムが設けられておらず、上記非常勤講師も平成27年3月に全て雇止めする予定であることが認められるから、非常勤講師2名を採用したこ

とが人員整理の必要性を失わせる事情になるものではない。

さらにドイツ語の非常勤講師の採用に関しても、弁論の全趣旨によれば、本件大学は、本件解雇後の平成23年9月、ドイツ語の非常勤講師を1名採用しているが、これは従前勤めていた非常勤講師が妊娠し、授業を行わなくなったことによること、現時点では、本件解雇時に比してドイツ語の非常勤講師は1名増加しているが、これは非常勤講師同士の都合によることが認められるから、やはり本件解雇を行ったためにドイツ語の非常勤講師を雇用しなければならなくなったわけではない。」

(6) 被控訴人らは、定員割れは、外国語学部だけではないのに、外国語学部教員だけを人員整理の対象にするのはおかしいと主張している。

しかしながら、前記認定のとおり、法務研究科においても、募集停止に伴い、教員数を半減し、最終的には法務研究科を廃止しているのもあって、外国語学部だけが人員整理の対象にされているわけではない。

(7) 被控訴人らは、本件大学が創立25周年記念事業の一環として改修工事を行っていることからすれば、資金が逼迫しているとはいえない旨主張している。

しかしながら、専任教員の人件費と異なり、上記工事は単発のものである上、大学において、ある程度の施設整備費用が必要であることは当然であるから、本件大学が上記工事を行ったからといって、直ちに整理解雇の必要性がなかったとはいえない。

② 解雇回避努力

「控訴人(本件大学)は、解雇回避措置として、〔1〕平成19年6月に、ヒアリングを行った上、平成20年5月までに外国語学部の教員6名を他学部等へ異動させたこと、〔2〕平成19年9月19日から同年11月30日までの間、退職金を優遇する条件で希望退職者を募集し、外国語学部の教員14名がこれに応じたこと、〔3〕平成18年度から、教職員の各種手当の見直し、賞与の見直し、定期昇給の抑制、俸給表の見直し、定年年齢の引下げ、退職金支給率の引下げ等、人件費等の削減努力をしたこと、〔4〕控訴人学園内各校への採用協力依頼を行い、外国語学部教員が1名獨協医科大学に採用されたことが認められ、これらによれば、控訴人としては、相応の解雇回避努力をしたものと認めるのが相当である」

「控訴人学園内各校への採用協力依頼について、被控訴人らは、被控訴人Eに獨協医科大学への異動の話があったが、1年限りの期間付雇用契約で更新の保障がなかったから、受入れ難いものであったと主張している。

確かに、証拠上、獨協医科大学の雇用条件は判然としないものの、たとえ期間付雇用契約であっても、雇用の場を確保するという意味はあり、解雇回避努力の一つとして評価するのが相当である」

③人員選定の合理性

「(1) 本件大学は、本件解雇に当たり、「外国語学部教員のうち、本件改組により新たに設置された外国語学科専任教員以外の者」を被解雇者としており、その意味で人選基準は明確であるが、それが合理性を有するか否かを検討するに際しては、結局、外国語学科専任教員の選定基準が合理性を有するか否かを検討する必要がある。

そして、まず、前記認定のとおり、本件改組は、旧6学科を廃止し、新たに外国語学科(同学科には英語を主専攻とする「外国語専攻」と日本語を主専攻とする「日本語専攻」を設ける。)を設置し、外国語学部の入学定員を300名から150名に半減させるものであるが、これは外国語学部の長年の定員割れを受けて行ったものであり、また新たに設置する外国語学科では、その需要を考慮して、英語・日本語を中心としたものであって、いずれも不合理なものではない。

次いで、外国語学科専任教員の選定は、前記認定のとおり、〔1〕同学科カリキュラムに対応する人材であること、〔2〕改組前の外国語学部に存在した、英語科及び日本語科以外の4学科(ドイツ語、中国語、スペイン語、韓国語)の各言語について、一言語につき、最低1名は教授の地位にある者を置くこと、〔3〕年齢が若いことという3基準に、地元出身者であることや専攻の補完関係を加味して選定がされたもので、中国語と韓国語がドイツ語とスペイン語に比して1名多いのは、アジアの言語の需要が比較的高かったからであって、いずれの基準も不合理とはいえない。

その結果、前記認定のとおり、外国語学科においては、専任教員の人数は、旧6学科の所属別に分けると、〔1〕ドイツ語科9名が1名に、〔2〕英語科18名が8名に、〔3〕中国語科7名が1名に、〔4〕日本語科9名が6名に、〔5〕スペイン語科6名が2名に、〔6〕韓国語科5名が3名になったものである。

そして、被控訴人らが外国語学科の専任教員に選任されなかった理由は、被控訴人B、同Cについては、ドイツ語科に他に若い教授が存在したためであり(被控訴人B、同Cはいずれも満60歳を越えていた。)、被控訴人Dについては、ドイツ語科の教授ではなく、准教授であったためであり、被控訴人Eについては、フランス語担当で、元々外国語学部の専攻言語ではなく、選定枠が存在しなかったからである。このように、被控訴人らが外国語科の選任教員に選任されなかった点については、上記の選任基準に照らして明確であって、恣意的な要素は全く認められない。

したがって、本件解雇に当たっての人選基準には合理性が認められる。」

「(2) 被控訴人らは、上記の人選基準はG学部長の恣意的な案であるとか、控訴人の由来に照らしてドイツ語の専任教員が1名であるのは不当であるなどと主張している。

しかしながら、そもそも、外国語学部をどのように改組するかについては、基本的には、本件大学に決定権限がある上、上記の人選基準は、学生の需要を考慮した案であって、G学部長の恣意的な案であるなどとは認められない。

(3) 被控訴人らは、被控訴人Eは、日本語教育も可能であるから、日本語枠で外国語学科の専任教員として選任すべきであった旨主張している。

なるほど、証拠(甲52, 被控訴人E本人)によれば、被控訴人Eは、一応日本語学校で日本語を教える程度の能力を有していることは認められる。しかしながら、本件大学が外国語学科所属の専任教員に求めている能力は、「大学院の論文指導ができる」程度の能力であって、被控訴人Eが同程度の日本語教育能力を有しているとまでは認められない。そもそも、証拠(乙33)によれば、もともと日本語科に所属し、専門的に日本語教育に従事していた9名の教授からでさえ、外国語学科に所属する専任教員が6名しか選任されていないのであるから、本件大学で日本語を教えた経験のない被控訴人Eを日本語枠で外国語学科の専任教員として選任することが困難であることは明らかである。」

④ 手続の相当性

「本件大学就業規則5条は、「教員の人事に関する事項は、…教授会の議を経て行うものとする。」と規定している。しかしながら、他方で、控訴人の寄附行為13条により、控訴人の最高の意思決定機関とされる理事会は、その権限の一部を理事長に委任することができる旨規定しており(14条)、これを受けて、控訴人業務処理規則は、同規則2条に定める事項以外の業務の決定を理事長に委任し、理事長は、同規則2条及び3条2項に定める事項以外の業務の決定を下部組織である本件大学などの学長・校長に委任しており(同規則4条)、同規則2条及び3条2項には、「教員の解雇」は含まれていない。これに加えて、上記就業規則の規定も教授会が教員の人事に関する事項を決定するとまで規定していないことからすれば、教員の解雇の権限は本件大学の学長が有しており、教授会の審議決定は、せいぜい意見具申としての意味を有するにすぎず、教員の解雇の要件ではないと認めるのが相当である。

そして、本件解雇に関しては、前記認定のとおり、外国語学部教授会が平成22年6月23日に「外国語学部教員の退職勧告について白紙撤回を求める」旨決議し、これに先立つ平成19年2月9日には、「外国語学部所属教員の解雇は認めない」旨決議したのであるから、教授会には意見具申の機会が与えられているし、本件解雇については、学長の諮問機関であり、「大学の運営に関する重要な事項」の審議権限を有し、外国語学部長や外国語学部の教授2名もメンバーとされている本件大学の評議会でも異議なく承認されていることからして、本件解雇が就業規則の手続違反として無効になることはないというべきである」

大阪地方裁判所平成26年2月25日判決
労働判例1093号14頁

人員削減の必要性，人員選定の妥当性が否定され，解雇が無効とされた事案。
整理解雇の4要素，人員削減の必要性，人員選定の妥当性については，学校法人側が労働者，裁判所に十分説明，立証を行うことのできるよう準備した上で行う必要があると思われる。

「労働者の責に帰すべき事由によらず，専ら使用者側の経営上の理由による解雇については，労働契約法16条によって無効となるか否かをより厳格に判断すべきであり，具体的には，〔1〕人員削減の必要性，〔2〕解雇回避努力，〔3〕人選の合理性，〔4〕手続の妥当性という，いわゆる整理解雇4要素を総合勘案して判断するのが相当である」

①人員削減の必要性

「被告においては，少なくとも平成22年5月頃まで，教養科目の担当者としても，教養教育におけるカリキュラム改革の管理責任主体としても，原告を含む共通教育機構に所属することとなった教員を必要としていたことは明らかである。ところが，被告はその矢先の同年6月21日，共通教育機構に所属する教員全員を対象として，解雇の可能性も示唆しつつ本件希望退職募集に踏み切り，学長や大学協議会から正鵠を射た指摘を伴う抗議を受けたにもかかわらず，希望退職に応じなかった原告らを解雇したのであるが，被告において経営改善計画に基づく教養教育の見直しの方針に何らかの変更が生じたと認めるに足りる証拠はない。さらに，平成24年度の千里金蘭大学のカリキュラムを見ても，専門科目と直接の関連を有しない純然たる教養科目とみられる講義はなお相当数設定されており，担当教員の公募も行われていること（甲27，33）も併せ考慮すると，本件希望退職募集や本件解雇の時点で，原告を含む共通教育機構に所属する教員が，担当すべき職務がない「過員」であったと認めることはできない。

また，財政面から見ても，平成21年度には教育研究活動のキャッシュフローの黒字化を早くも達成し，学納金に占める人件費比率も平成19年度の約199%から約93%にまで低下し，帰属収支差額の赤字も解消には及ばないにせよ一定程度は圧縮できていたのであり，経営改善計画の目標達成までは未だ道半ばであったとはいえ，着実に成果を上げつつあったということが出来る。その過程で行われた短期大学部や現代社会学部の募集停止に際しても，被告がその所属教員を「過員」として人員整理の対象とすることを検討した形跡は窺われず，むしろ上記のとおり，選考を経た者については共通教育機構に配置し，教養科目の授業担当者及び教養教育改革の管理責任主体として雇用を継続することとし，平成22年4月から共通教育機構を発足させ，その後同年6月21日に本件希望退職募集に踏み切るまでの間に，

当時の千里金蘭大学の兼務者を除く教員数88名（甲42）の4分の1近い21名もの教員を人員削減の対象としなければならないほどの財政面での異変が生じた事実も窺われない。

これらに鑑みれば、本件希望退職募集や本件解雇の時点で、財政面の理由からも、21名に及ぶ教員を対象とする人員削減の必要があったとは認められない。なお、被告は平成22年度の次年度繰越支払資金が6億3179万円余りと前年度から2億円以上減少しており、給与不払い等の資金ショートが数年内に起きることが確実であったと主張するが、これには本件希望退職募集の結果として多数の教員が退職に応じたことに伴う退職金等の人件費の増大が寄与していることが窺われ（甲45）、本件希望退職募集に踏み切る必要性があったことを裏付けるものとはいえない。

以上からすると、平成22年6月時点において、被告が21名もの教員を対象として人員削減を行うことについて、被告の合理的な運営上やむを得ない必要性があったと認めることは困難である。」

③人員選定の合理性

「被告が解雇を示唆しつつ本件希望退職募集の対象としたのは、〔1〕人間社会学部、現代社会学部に所属する教員、〔2〕共通教育機構に所属する教員、〔3〕平成22年3月末まで短期大学部に所属していた教員のみであった。このうち、原告が該当する〔2〕については、廃止されるわけでもない部門への所属のみを理由にした人選であり、〔3〕についても、過去の所属部門のみを理由にした人選であって、にわかに合理性を見出しがたい基準であるといわざるを得ない。

被告は、学部の再編に当たり、教養科目を担当する教員のうち、十分な研究・教育業績を有し多数の授業を担当できる教員は存続学部へ所属させ、研究・教育業績が不足する教員は共通教育機構又は情報処理教育センターへ所属させたと主張するが、前記認定事実のとおり、被告が募集停止学部の教員の異動先として用意したのは、共通教育機構、情報処理教育センター、生涯学習センター、学生支援センター及び図書館のみで、存続学部への異動は初めから検討の対象外であったことは明らかであり、被告主張の事実を認めることはできない。したがって、本件希望退職募集の対象者が、研究・教育業績の不足する教員であったと認めることはできない。

また、教養科目を担当する者を含め、存続する学部の教員は本件希望退職募集の対象とされなかったことが、被告において何らかの検討を加えた結果であると認めるに足りる証拠もない。

このように、被告が本件希望退職募集に当たり、存続する学部の教員は一切対象にすることなく、上記〔1〕～〔3〕のような所属部門（あるいは元の所属部門）のみを理由に対象者を限定し、希望退職に応じなかった原告を解雇したこと（本件

解雇) について, 人選の合理性を肯定することは困難である。」

(5) 以上に検討したとおり, 本件解雇及びそれに先行する本件希望退職募集については, 人員削減の必要性も, 人選の合理性も肯定することが困難なのであるから, 本件希望退職募集については解雇回避措置としての位置づけが可能であること, 被告が本件希望退職募集の開始後, 対象者に対する説明会を開催し, 労働組合の申入れによる団体交渉に応じたことなど, 納得を得るための手続を一応は履践していること, 被告が退職に応じた者の不利益を緩和すべく, 平成23年度限り特任教員として再雇用し, 退職金の加算を提案するなどの措置をとっていること等を総合勘案しても, 本件解雇は客観的に合理的な理由を欠き, 社会通念上相当であるとは認められず, その権利を濫用したものとして無効というべきである(労働契約法16条)。

第3の2 賞与減額

・最高裁判所第三小法廷平成19年12月18日判決
福岡雙葉学園事件
判例時報1996号137頁

給与規則の定め等により、期末勤勉手当は、理事会が支給すべき金額を定めることにより初めて具体的権利として発生すると判断された最高裁判例

「上告人の期末勤勉手当の支給については、給与規程に「その都度理事会が定める金額を支給する。」との定めがあるにとどまるというのであって、具体的な支給額又はその算定方法の定めがないのであるから、前年度の支給実績を下回らない期末勤勉手当を支給する旨の労使慣行が存したなどの事情がうかがわれない本件においては、期末勤勉手当の請求権は、理事会が支給すべき金額を定めることにより初めて具体的権利として発生するものというべきである」

「ところで、前記事実関係によれば、本件各期末勤勉手当の支給額については、各年度とも、5月理事会における議決で、算定基礎額及び乗率が一応決定されたものの、人事院勧告を受けて11月理事会で正式に決定する旨の留保が付されたというのであるから、5月理事会において本件各期末勤勉手当の具体的な支給額までが決定されたものとはいえず、本件各期末勤勉手当の請求権は、11月理事会の決定により初めて具体的権利として発生したものと解するのが相当である。

したがって、本件各期末勤勉手当において本件調整をする旨の11月理事会の決定が、既に発生した具体的権利である本件各期末勤勉手当の請求権を処分し又は変更するものであるということはできず、同決定がこの観点から効力を否定されることはないものというべきである。」

「仮に、5月理事会において議決された本件各期末勤勉手当の支給額算定方法の定めが、上告人の就業規則の一部を成す給与規程の内容となったものと解し、11月理事会の決定が、その算定方法による額から更に本件調整のための減額をする点において、被上告人らの労働条件を不利益に変更するものであると解する余地があるとしても、前記事実関係によれば、上告人においては、長年にわたり、4月分以降の年間給与の総額について人事院勧告を踏まえて調整するという方針を採り、人事院勧告に倣って毎年11月ころに給与規程を増額改定し、その年の4月分から11月分までの給与の増額に相当する分について別途支給する措置を採ってきたというのであって、増額の場合にのみ及格的な調整が行われ、減額の場合にこれが許容されないとするのは衡平を失するものというべきであるから、人事院勧告に倣って本件調整を行う旨の11月理事会の決定は合理性を有するものであり、同決定がこの観点からその効力を否定されることはないというべきである。」

京都地方裁判所平成24年3月29日判決
学校法人立命館事件
労働判例1053号38頁
控訴後和解

賞与の減額を行ったところ、大学教員らが提訴し、一部の請求が認容された事案。

「1)原告らは、本件基準額が労働協約によって継続して支給されてきたことから、労働協約の強行性、継続的労使関係の本旨、労働条件対等決定の原則等により、本件基準額が労働契約の内容となっていた旨主張する。

前記1(2)及び(3)の認定事実のとおり、被告と本件組合との間で、昭和57年度以降平成16年度まで毎年、書面により一時金の支給基準に関する年間協定を締結し、労働組合である本件組合と使用者である被告が記名押印してきたものであり、労組法14条の要件を満たしていることからすると、こうした年間協定は労働協約として規範的効力を有し、当該労働協約に反する労働条件は無効となる(同法16条)。

そうすると、被告は、一時金につき、本件組合の組合員との間では合意した労働協約に基づいて、同組合員以外の被告の教職員との間では同労働協約に従った内容に基づいて支給していたといえる。すなわち、本件給与規程29条では、理事長が一時金を定めることができるとされているが、少なくとも本件組合の組合員との間では、理事長が自由に定めることは労働協約に反することとなり、理事長としても労働協約で定めた基準に拘束されることとなる(労基法92条1項参照)。

もっとも、当該労働協約は、各年度ごとに定められたものであることが書面上明らかであって、各年度ごとに効力を有し、翌年度以降の効力を予定していないものである。

そうすると、労働協約が締結されていない平成17年度以降については、本件給与規程29条は労働協約に抵触せず、同条により、被告の理事長が一時金をその裁量により定めることができると解される。原告らは、労働協約の強行性や継続的労使関係の本旨から、労働協約の内容はその失効後においても労働契約内容として持続される旨主張するが、就業規則等に定めがある限り、その定めに沿って労働契約の内容が決定されるべきである。このことは同内容の労働協約が長年締結されていたとしても同様であり、その内容を事実上尊重すべきとしても、直ちに労働契約の内容となるとはいえず、原告らの主張は採用できない。」

「この点、原告らは、本件給与規程29条が長年機能せず、形骸化していたのであるから、労働協約が失効した後に効力が復活するものではない旨主張する。

しかし、原告らの主張によると、労働協約によって締結した内容については、それまで就業規則によって定めていた内容はすべて効力を失い、労働協約と抵触する

就業規則の規定がなかったかのようなのであり、不当である。就業規則は、本来、有効期間の定めのないものであり、労働協約が失効して空白となる労働契約の内容を補充する機能を有すべきものである。被告は、労働協約を締結せず、その効力がなかった場合、本件給与規程29条を適用して被告（理事長）の裁量により定めることができる」と認識していたからこそ、平成17年度以降、労働協約を締結せず、本件一時金を支給したといえる（なお、平成12年度において、被告は、労働協約を締結していないにもかかわらず、自らの責任において、今次回答に沿って夏季一時金を支給すると表明しており、このことから、理事長が最終的に決定し得ることを前提としていたことが分かる。）。

この点、証人P2は、当時、被告の副総長の職にあったが、本件給与規程29条の存在を知らなかったこと、常任理事会等でも「要領」という言葉を聞いたことがないことを供述するが、必ずしも「要領」という明文の規定が必要なわけではないこと、同条は、就業規則を受けた規定であり、被告の根本的な規範であることから、仮に同人がその存在を知らなかったとしても、理事長がその存在を知らなかったとまではいえないこと、最終的に理事長が決定できることを認識していれば足りることからすると、同人の供述は上記認定を左右するものではない。」

「労使間で慣行として行われている労働条件等に関する取扱いである労使慣行は、〔1〕同種の行為又は事実が一定の範囲において長期間反復継続して行われていたこと、〔2〕労使双方が明示的に当該慣行によることを排除・排斥しておらず、当該慣行が労使双方（特に使用者側においては、当該労働条件の内容を決定し得る権限を有する者あるいはその取扱いについて一定の裁量をする者）の規範意識に支えられていることが認められると、事実たる慣習として、労働契約の内容を構成して当事者間に法的拘束力を有する」というべきである」

（略）「そこで、まず、一時金の支給基準につき、本件基準額とする労使慣行が成立していたかを検討する。

確かに、前記1（2）の認定事実のとおり、本件基準額とする労働協約が平成3年度から平成16年度まで14年にもわたって締結され、同額に基づいて一時金が支給されていたことから、一時金を本件基準額とするものが長期間反復継続して行われていたといえる。

しかし、被告は、昭和59年度には業務協議会の場において、一時金が社会的にみて大きすぎるのでこれを6か月まで縮小したいとの考えを表明し、回答書においても、平成元年度には6か月原則が望ましい、平成2年度には6か月が妥当であると考えている、平成14年度には6か月に接近させることを基本方針とすることなどを再三表明しており、同年度には第1次回答として6.1か月＋5万円の額を回答していた。すなわち、被告（理事長）は、将来にわたって本件基準額とすることを容認していたわけではなく、一時金について本件基準額とする規範意識を有して

いなかったことは明らかである。

なお、原告らは、被告の本件組合に対する回答書に「現行どおり」との記載があることをもって、一時金の支給基準を本件基準額とする旨の労使慣行があったかのような主張をするが、「現行どおり」との文言は、前年度の算定基準との比較を示すために便宜上用いられている用語にすぎないといえる。また、原告らは、一時金の支給基準を減額するためにはベースアップ（一時金の本俸化）を前提としていた旨主張するが、本件全証拠によっても、少なくとも被告（理事長）が、必ずしもベースアップをしなければ一時金の支給額を前年度よりも減額できないと認識していたとは認められない（平成3年度は、前年度と比較して扶養手当2か月分の一時金が削減されているが、協議内容等からして一時金削減分のベースアップをしたとは認められず、それ以降の年度においてはほとんど議論さえされておらず、関連性は不明である。）。

この点、証人P2は、理事会として、本件基準額を維持するとの認識があったこと、平成14年度の一時金支給基準の撤回は、5万円カットが認められない場合は本件基準額に戻るとの認識があったことの証左であることなどを供述するが、各年度の被告の回答書の記載に反すること、仮に同人の供述を基にしてもあくまで本件基準額を最大限尊重・考慮しようとの認識にすぎず、それ以上に本件組合との間で合意が形成できない場合に本件基準額が変更できないとの意見が理事長等多数の理事者にあったとは認められず、同人の供述は採用できない。

以上のことからすると、一時金の支給基準につき、本件基準額とする労使慣行が成立していたとはいえない。」

「ウ また、原告らは、少なくとも一時金に関する本件基準額を変更しようとする場合には、その点につき誠実に労使交渉を行うべき義務があり、その義務が尽くされない限り、被告は減額を強行できず、少なくとも従前の支給基準で一時金を支給しなければならぬとの労使慣行が成立していた旨主張する。

しかしながら、前述したとおり、平成17年度までは、一時金に関して、被告と本件組合との間で、実質的な交渉はほとんどなされなかったものであり、平成3年度以降平成14年度を除いて本件基準額を変更しようとする事さえ行われなかったのであるから、被告や本件組合は、長期間、そのような義務について意識さえしていなかったといえる。そして、各年度ごとに労働協約が締結されており、前記のとおり、被告は6か月の一時金額とすることを旨と表明していることなどからして、必ずしも従前の支給基準で一時金を支給しなければならないとの規範意識を有していたとはいえない。

よって、原告らの主張する労使慣行があったとは認められない。」

「エ もっとも、前記1(2)の認定事実のとおり、被告は、一時金について、各年度の回答において、6か月を旨とする、6か月に接近させるなどと再三回答してお

り、平成16年度以前に6か月を下回る額を提示したことはなく、長年にわたって「6か月」を支給基準にしたいという意識を有していたことは明らかである。そして、被告は、本件一時金額とした平成17年度の前年である平成16年度においてさえ、6か月に「接近」させるというのが基本方針であると回答しており、6か月を下回るという意識を有していなかったとすることができる。そうすると、被告において、一時金の支給基準につき、6か月以上とすることは明示的に排除・排斥しておらず、6か月以上とする規範意識に支えられていたと認めることができる。」

「この点、被告は、変動することが予定されているという一時金（賞与）の性格や本件組合との協議内容からして、規範意識はなかった旨主張する。

しかしながら、被告は、学校法人であり、学生生徒等による納付金、父母や民間からの寄付金、国や自治体からの補助金等が主な収入源であるところ、そのうち学生生徒等による納付金が70～80%を占めるが、被告全体の学生数は近年の少子化にもかかわらず増加しており、納付金は安定しているといえる。補助金等も年度ごとに大きな変動があるとは考えられず、業績について毎年の変動が予定されている一般企業とは相当異なっているといえる。そのため、被告において、14年間もの間、本件基準額で一時金が支給されてきたのであり、形式的に一時金という性質を重視すべきではない。また、被告の一時金は、個々の教職員の勤務成績等を加味するものではなく、全員一律の基準で支給されるものであることからして、賃金の後払いとしての性質を強く有し、生活給的な性格が強いといえる。このことから、原告らとしても、6か月以上の一時金が支給されるとの期待を有していたことは明らかであり、被告もこういった原告ら教職員の期待を認識していたといえる。」

「本件組合は、昭和57年度に、支給時期と額の固定化等を考慮し、年間協定としての労働協約締結を要望した結果、被告との間で労働協約を締結しており、この経緯も無視できない。そして、被告と本件組合との協議において、一時金の額が前年度よりも削減されるべきでない限り、実質的な議論はほとんどなされていなかったのであるから、その交渉経緯に鑑みると、毎年度労働協約が締結されてきたという事実をもってしても、6か月以上の額を支払わなければならないとの被告の規範意識を否定することはできない。本件組合の要求と被告の回答が異なる場合であっても、業務協議会において、被告は、一時金は社会的水準に鑑みて高額すぎる、将来的には一時金の額を6か月にしたい旨の発言をする程度であり、被告において6か月以上の額を支払わなければならないとの意識を持っていたことは明らかである

（なお、業務協議会以外の場において、一時金の支給基準に関して具体的な議論がなされたとは本件全証拠によっても認められない。）。

以上のことからすると、被告が、一時金について、6か月以上の額を支払わなければならないとの規範意識を有していたものと認めることができる。」

「よって、被告が、14年間もの間、本件組合との間で一時金を本件基準額とする労働協約を締結し、原告ら教職員に対して同額を支給し、回答書や協議内容等においても6か月を下回る一時金の支給を考えていたことさえうかがわれないのであるから、経営状態が悪化したりするなど人件費抑制の必要性が高くなった場合、本給のベースアップをするなどして賃金体系を見直したために一時金の額を引き下げる必要がある場合などの特段の事情がない限り、6か月以上の一時金を支払うとの規範意識があったといえる。そして、本件全証拠によっても、平成17年度ないし平成19年度に、上記特段の事情があったとは認められない。

なお、被告は、平成□□年度において、□か月でさえ現在の社会的状況から大きく上回っている水準である旨の考えを表明しているが、同回答書においても□か月を目指すとの方針を堅持するとしており、被告が、□か月を下回る額の一時金を支払うとの意識を有していなかったことは明らかである。また、証人P□は、平成□□年度に、□か月を目指すとして回答したことについて、評価報奨制度の導入のためであり、その前提を欠くと□か月を目指さないかのような供述をするが、評価報奨制度が議論になる前から□か月を目指すとして被告は回答しているのであり、同人の供述は採用できない。

他方、原告らにおいても、一時金として□か月以上が支給されるとの規範意識があったことは、前記認定事実から認めることができる。よって、原告らと被告との間で、少なくとも年□か月の一時金を支給することが労働契約の内容となっていたものと認めるのが相当である。」

「労使慣行の変更が許される場合とは、その必要性及び内容の両面からみて、それによって労働者が被ることになる不利益の程度を考慮しても、なお当該労使関係における当該変更の法的規範性を是認することができるだけの合理性を有する必要がある。特に、賃金、退職金など労働者にとって重要な権利、労働条件に関し実質的な不利益を及ぼす労使慣行の変更については、当該変更が、そのような不利益を労働者に法的に受忍させることを許容することができるだけの高度の必要性に基づいた合理的な内容のものである場合において、その効力を生ずるものというべきであり、その合理性の有無は、具体的には、労使慣行の変更によって労働者が被る不利益の程度、使用者側の変更の必要性の内容・程度、変更後の内容自体の相当性、代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況、労働組合等との交渉の経緯、他の労働組合又は他の従業員の対応、同種事項に関する我が国社会における一般的状況等を総合考慮して判断すべきである。

「しかるに、被告の一時金は、前記3のとおり、功勞報償的な性格は弱く、賃金の後払いであるといえ、生活給的な性格が強いのであるから、労働者にとって重要な権利、労働条件であることは明らかであり、それを変更することについては、そのような不利益を労働者に法的に受忍させることを許容できるだけの高度の必要性に基づいた合理的な内容のものでなければならぬ。原告らにとって、労働契約内

容（年6か月の一時金支給）となっていた一時金の一部（0.9か月分から10万円を控除した額）について突然に削減される不利益は極めて大きい（なお、本件で労働契約の内容となった根拠は労使慣行であって、就業規則や労働協約ではないことから、その性質を考慮すべきであるとしても、単なる期待にとどまるものではなく、一旦は労働契約の内容となったのであるから、そのことを重視すべきではない。）。」

「そして、被告の主張する社会的水準とは、被告の教職員が国家公務員、民間企業、国立大学等と比較して一時金の水準が高いというものであり、その考え方自体は不合理なものではない。平成17年度の回答や交渉において被告が主張するように（前記1（2）ネ）、被告は、学校法人であり、学生生徒の父母や国・地方自治体等社会との関わり合いなしには成り立たないものであるから、それらの者の給与・一時金を考慮すべきことはもっともであり、本件一時金額それ自体でも高額といえることから、その方向性自体は首肯できる（もっとも、被告は、平成20年度に基本賃金の大幅なベースアップをしており、被告の主張が首尾一貫しているといえるのかという疑問はある。）。

しかし、本件一時金額とした当時、被告の財政状態が良好であったことは前記認定事実から明らかであり（被告もこの点は争っていない）、被告と同規模の他の私立大学（9私大）と比較すると被告の教職員の年収が低い水準にある状況からして（甲58）、企業経営上、一時金水準を切り下げる差し迫った事情があったとはいえず、当該労使慣行を変更する高度の必要性があったとは認められない。また、被告は、学生生徒等の父母の年収や学費の負担が重いことを理由として挙げているが、学生生徒等の納付金を減額するなど父母の負担軽減の措置をとるために被告の教職員の一時金を減額するのであれば格別、前記のとおり安定した収入があるのをそのままにして、明確な用途があるわけでもないのに、国家公務員や民間企業等と比較して一時金の水準が高いことのみから教職員の一時金を減額する合理性を認めることはできない。

さらに、被告は、一時金減額の救済ないし激変緩和措置としての経過措置をとっておらず、何らの代償措置も行っていない。被告は、平成17年度の回答において、3、4年を目途に手当額等機敏な対応措置をとるとし、平成20年度に、被告の教職員について全体平均で6.3%もの大幅な基本賃金のベースアップをしたことは前記のとおりであるが、本件一時金額としたことと当該措置とは関係性を有せず、平成17年度ないし平成19年度の本件一時金額に当たって考慮することはできない（なお、平成20年度以降の一時金の額を検討するに当たっては、このベースアップを十分に考慮すべきである。）。

そして、本件組合との交渉経過は前記1（2）ネ及び2のとおりであって、被告は、本件組合に対して何度も説明したといえるものの、より丁寧な説明が求められ

る点もあり、結果として合意には達していない。

以上を総合的に考慮すると、当該労使慣行（年6か月分の一時金を支給すること）を本件一時金額とする旨の変更は、原告ら被告の教職員に対し、これを法的に受忍させることを許容することができるだけの高度の必要性に基づいた合理的な内容のものであるということとはできない。」

第2の3 定年引き下げ

年金受給開始年齢の引き上げ等に伴い、高齢者の雇用が問題となっているところではあるが、大学においては、教授らの定年が66歳以上であることも少なくない。経営難の大学においては、高年齢の教授らに多額の給与を支払い続けることについて、見直すことがしばしば行われる。

就業規則の不利益変更の問題である。

労働契約法10条

第十条 使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の変更によっては変更されない労働条件として合意していた部分については、第十二条に該当する場合を除き、この限りでない。

大阪地方裁判所平成25年2月15日判決

・学校法人大阪経済法律学園事件

労働判例1072号38頁

控訴

70歳から67歳への定年引下が就業規則の不利益変更として無効と判断された事案。

「以上のとおり、本件定年引き下げについては、少子化及び大学数の増加に伴う私立大学間の競争激化や周辺の他の私立大学の動向といった本件大学を取り巻く環境の変化に対応するため、一定の必要性は認められ、また、満67歳という定年も合理的なものであるといえる。

しかし、他方で、教員の平均年齢の引き下げや年齢構成の偏りの是正は、中堅層の採用等によってある程度実現されており、緊急の課題とまではいえないこと、本件定年引き下げにより不利益を被る労働者に対する代償措置、経過措置として被告が主張する本件再雇用制度は、本件定年引き下げと一体としてみれば、旧規程の下で満70歳まで働くことが可能であった労働者の一部について、解雇理由がなくても満67歳で解雇できるようにしたのと同様の効果しかなく、本件定年引き下げにより不利益を被る労働者に対する代償措置、経過措置とは評価できないこと、特別

専任教員や客員教授の制度は、旧規程の下でも存在した制度であり、本件定年引き下げの代償措置、経過措置とは評価できないこと、他に、定年の段階的引下げのような経過措置や、退職金の割増しのような代償措置はとられていないところ、これらの措置をとることが不可能ないし困難な事情があったとはいえないことなどが認められる。

そうすると、本件定年引き下げは、使用者側の必要性和比較して、労働者側の被る不利益が大きく、これに対する代償措置等が十分に尽くされているとは認められないから、その余の点について判断するまでもなく、就業規則の不利益変更として合理性を有しているとは評価できず、無効であるといわざるを得ない。」

・東京高等裁判所平成17年3月30日
芝浦工業大学事件
労働判例897号72頁

定年引下げが、労働者に不利益を法的に受忍させることを許容することができるだけの高度の必要性に基づいた合理的な内容のものであると判断された事案。

「平成13年就業規則による定年引下げにより生じる不利益は、原判決添付の別紙2のとおり、退職が早まる2年ないし7年分の労働による賃金額から定年変更による退職金加給予定額を差し引いた額であり、かなり大きな金額になっている。

もっとも、この金額は、従前の定年である72歳又は70歳まで勤務が継続できたと仮定した場合に得られる賃金との差額であって、前記判示のとおり、定年までの勤務の継続は、それが法的に保障されているわけではなく、あくまでも予定としてのものであり、また、定年の引下げによりそれ以後の勤務を要しなくなる結果その対価も得られなくなるというものであって、現実に従事する労働の対価としての賃金等が減額されるいわゆる賃下げとは全く事情が異なるものである。

したがって、上記定年引下げの代償措置としては、上記差額の全額の補償を要するものではなく、これらの点を考慮した上での相応の対応（退職金の加算等）が求められることになる。」

イ) 変更の必要性

a 18歳就学人口の減少による応募人数の絶対数の減少、平成16年度からの国立大学の参入、大学の教育の質に対する客観的評価システムの構築、工学分野の研究の加速度的進行という被控訴人を取りまく経営環境等の変化（前記（1）イ）及び被控訴人における学校法人としての財政健全化の保持のための学校法人会計基

準による拘束の存在（前記（１）ウ（ア）a）からすると、被控訴人において、収入確保（定員割れ防止）を目的とする大学教育の先進性の維持・向上（教育の質の向上）のための施策の実施の緊急の必要性があるといえ、このための豊洲キャンパス進出計画、学位を取得した若手研究者の採用及び高齢教員の早期退職（とくに、被控訴人においては、旧定年年齢72歳対象者約98名のうち、48名が未だ助手、講師、助教授であるという事情がある。）による年齢アンバランスの解消による組織の活性化は、被控訴人において必要かつやむを得ない措置であるといえる。

また、被控訴人の財政状況は、平成11年度及び平成12年度は黒字であったものの、平成13年度は赤字であり、これまでの推移からしても必ずしも安定した状態とはいえ、その中で一定の金額を確保することが法的に要請されている（前記（１）ウ（ア）a）一方、平成13年4月1日の大学教員の定年年齢区分による構成は、教員数210名のうち、定年年齢67歳以上の者が145名で7割を占め、平成12年4月現在の大学教員中、51歳以上が4分の3を占め、58歳28名をピークに典型的なブランデーグラス構成となっており、高齢教員の割合が高いため、人件費の負担は支出中約5割を占めている（60歳の大学教員1人にかかる人件費も、平成13年度において、年間約1200万円である。）のであって、人件費削減の必要性も認められる。」

「b この点、控訴人らは、これらの必要性が将来に向けての一般的・抽象的なものであり、差し迫った財政上の必要性とはいえ、若手の研究者ばかりでなく、高齢の教授の教育・指導にも意味があるし、年齢構成のアンバランスは旧優遇制度の拡充と若年者採用で対応できる旨主張する。」

しかしながら、当時の被控訴人の経営環境としては、前記のとおり、大学応募者数の絶対数の減少や国立大学の独立行政法人化による経営競争への参入等の変化が確実に予想されており（これらの事態は5年以内に生起するものである。）、これらへの早期の対応が必要とされていた。また、被控訴人の経営においては、収入のほとんどが学生納付金に依っており、その大幅な増額改定を随時行うことは実際上容易ではなく、また、経費の約5割が人件費で占められているため、経費の大幅な削減は人員の削減等によらない限り実際上困難であり、加えて、その財政は学校法人会計基準等により一定の拘束を受けているため、財政状況を改善していくために臨機応変の対応が容易ではないという特質がある。

したがって、一旦、経営が赤字を生じる状態になった場合は、それを立て直すには時間がかかることになるので、時間的余裕を持った早め早めの対応が要求されることになる。ところが、前記のとおり、被控訴人における財政状況は、平成13年度は赤字となり、不安定な状態にあったのである。これらを考慮すると、被控訴人が行うべき財政上の対応策の実施、すなわち定年年齢の引下げ措置については、緊急の必要性があるというべきである。

「また、大学の教育として高齢の教授の教育・指導にも意味がないわけではないが、大学の教育の質に対する客観的評価システムの構築、工学分野の研究の加速度的進行工学分野の研究の加速度的進行という経営環境の変化を踏まえ、また、大学が中学校や高校と異なり研究機関であるという側面を有していることに照らすと、被控訴人の人事方針が控訴人らの主張するところよりも不合理であるとはいえない。さらに、旧優遇制度は□□歳で退職する者を格段に優遇することで事実上□□歳定年へ誘導するための時限的方策であって、これを維持ないし拡充したまま若年者を相当数採用するのでは被控訴人の財政的負担が大きく、年齢構成のアンバランスを解消する方策としては非現実的であるといわざるを得ない。」

なお、控訴人らは、当審において、被控訴人の財政状況につき、帰属収支差額から基本金組入額を控除した後の消費収支差額に基づいて赤字、黒字を論ずるのは誤りであり、基本金組入額を考慮しなければ、被控訴人の財政状況はむしろ良好である旨主張する。確かに、当審で提出された証拠（〈証拠略〉）によれば、学校法人の基本金の位置づけ等については議論があることが窺われるが、前記のとおり、現に学校法人会計基準による拘束がある以上、財政状況の評価の際に、基本金組入額を考慮に入れないことはできない。また、当審で提出された証拠（〈証拠略〉）の中には、前記のような赤字等にかかわらず、被控訴人の財政状況は他大学と比較し良好であるとする見解も見られる。しかし、被控訴人の平成12年度ないし14年度の決算書における自己資金構成比率、消費収支差額構成比率、基本金比率を見ると（〈証拠略〉）、いずれも低下傾向にあり、その財政状況は今後を考えると予断を許さないところであり、また、定年引下げの必要性は、前記のとおり、人件費削減のほか、年齢アンバランスの解消による組織の活性化をも根拠としているものであり、後記のとおり定年年齢を65歳に統一してゆくことの合理性も認められるから、上記のような見解が存することをもって、上記必要性を否定することはできない。

したがって、控訴人らの主張は採用することができない

(略)

カ) 総合評価

以上のとおり、被控訴人において、収入確保（定員割れ防止）を目的とする大学教育の先進性の維持・向上（教育の質の向上）のための施策の実施の緊急の必要性があり、豊洲キャンパス進出計画、学位を取得した若手研究者の採用及び高齢教員の早期退職による年齢アンバランスの解消による組織の活性化は、被控訴人において必要かつやむを得ない措置であるといえること、被控訴人の財政状況は必ずしも安定した状態とはいえず、その中で高齢教員の人件費の負担削減の必要性があることからすると、定年引下げの必要性は相当高いものと認められる。そして、変更後の就業規則の内容も相当性を有しているし、平成13年就業規則の施行に伴って実施された退職金加給、新優遇制度、シニア教職員制度も定年引下げの代償措置として不十分とはいえないし、被控訴人と組合は、平成13年就業規則による定年引下

げについて合意に至らなかったものの、被控訴人は、平成13年就業規則の制定に向けて適切な手続を踏んだものといえる。」

他方、控訴人らに生じる不利益は、従前の定年である72歳又は70歳まで継続勤務したと仮定した場合に得られる賃金及び退職金の差額として捉えると決して小さいものではない。けれども、従前の定年年齢は、かなり高齢であり、その結果被控訴人の教職員の年齢構成は、前記のとおり典型的なブランデーグラス構成となり、様々な問題を生じさせていたのであって、その解決のため大幅な年齢引下げはやむを得ないところである。また、不利益とされる賃金等の差額も、前記判示のとおり、現実に従事した労働の対価によるものではない。そうすると、求められる代償措置も、不利益とされる差額にある程度近い経済的な代償が求められるのではなく、相応のもので足りるといふべきであって、平成13年就業規則の施行に伴って実施された退職金加給及び新優遇制度による退職金の加算をもって、代償措置としては足りるといふべきである。

したがって、平成13年就業規則による定年引下げは、その不利益を労働者に法的に受忍させることを許容することができるだけの高度の必要性に基づいた合理的な内容のものであって、控訴人らに対し、その効力を生ずるものと認めるのが相当である。

第2の4 給与体系変更

給与体系の変更も就業規則の不利益変更とされることが多く、高度の必要性に基づいた合理的な内容であることが必要である等と言われることがある。

東京地方裁判所八王子支部平成19年5月24日判決
TKCローライブラリー 文献番号25421149

生徒数が入学定員又は収容定員を割り込んでいる場合は原則として基本給を据え置くとした就業規則の変更が無効と判断された事案。
原告らに対し、従前の就業規則との差額を支払う旨の判決が出された。また、定期昇給についても労使慣行が成立していると判断された。

「被告の消費収支差額は、平成9年度は被告全体で約2億9107万円（甲24、弁論の全趣旨）であり、平成10年度の基本金組入額は約5700万円（乙115）であった。また、被告は、多額の現金預金、有価証券、建物設備維持引当特定預金費、体育館改築引当特定預金を保有し、他方、借入金は少なかった（甲24）。これに比して、日本私立学校振興・共済事業団が発表している平成10年度における短大法人の人件費依存率の平均は89.1パーセントで、消費収支差額は全体で約34億円の支出超過であり、高等学校部門の人件費依存率の平均は123.6パーセントで、消費収支差額は全体で約48億円の支出超過となっており（甲24）、被告の財務体質は悪いとはいえない。」

（略）「（7）以上のとおりであるから、本件変更1について適正な手続が践まれたかどうか（前記第2の2（1）イ）の点について検討するまでもなく、本件変更規定1が有効に成立したとは認められない。

したがって、平成9年就業規則附属の手当規程2条の定め効力が維持されているので、被告は、原告らに対し、両者の差額を支払う義務を負う。」

（1）下記の事実を総合すると、鶴川高等学校には、平成13年までには既に本件労使慣行が存在し、昇給について決定権限を有する管理者も本件労使慣行を承認し、それに従ってきたことが認められる。

ア 被告においては、昭和54年から平成12年度まで、病欠、産休及び育休を除くと、ほとんどの従業員が定期昇給している（甲2、甲5、甲6、乙103、弁論の全趣旨）。

イ 昭和61年において、被告内部において、定期昇給に関する基準が設けられた。その基準では、定期昇給が認められる場合として、〔1〕休職中でないこと、〔2〕減給以上の制裁を受けていないこと、〔3〕欠勤を基準により点数化した合計点が一定の数値を超えないことに加え、〔4〕「学長、校長、園長、法人事務局長以上の

管理者により昇給不適の判定を受けたものでないこと」との規定があり（乙89），〔4〕に基づき昇給を認められなかったのは，上記〔3〕には該当しないものの欠勤が多かった等の事情のある者などわずかにとどまる（乙103，弁論の全趣旨）。ウ 平成10年度の昇給については，鶴高教組との団体交渉で，被告の理事長が「定期昇給は認める」との表現をしている（乙48）。

（2）もっとも，〔1〕平成9年就業規則46条も「任免権者は，教職員が1年を下らない期間を良好な成績で勤務したと認定したときは，基本給を1号上位の号数に昇給させることができる。ただし，満58歳以上の教職員については，この規定を適用しない。」と定めるのみであり，文言上，昇給させる義務を定めていたわけではなかった。また，前記（1）のとおり，〔2〕昇給基準は，就業規則で定められていたわけではなく，被告の内部基準にすぎなかった上，〔3〕その内部基準でも昇給を認めない場合として，具体的な基準以外に，「学長，校長，園長，法人事務局長以上の管理者により昇給不適の判定を受けたものでないこと」という管理者の裁量により昇給の適否を決めるとの規定があり，現実にその規定に基づいて昇給させなかった例も若干ながら存する。

しかし，被告が，就業規則で定期昇給の義務及び昇給基準を定めなくても，内部基準として昇給基準を定め，わずかな例外を除き，これに基づいて定期昇給を行ってきたことからすれば，上記〔1〕ないし〔3〕の事実も，前記（1）の認定を左右することはできず，他にこれを左右するに足りる証拠はない。

被告は，普通昇給は，賃金体系の枠内で事業の業績等を各時点ごとに検討し，その検討時点ごとに昇給の可否を決するものであると主張するが，前記（1）に照らして，上記主張は採用できない。

（3）以上のとおりであるから，原告らと被告との間には毎年1号俸昇給するとの労使慣行があり，この労使慣行は法的拘束力を有するものであることが認められる。

第4の1 黙示の指示

・学校法人の裁判例ではないが、
大阪地方裁判所平成24年9月14日判決
TKCローライブラリー 文献番号25482842
西日本旅客鉄道（雇止め）事件

承認手続を必要とする方法を徹底していたことから、それ以外の時間については黙示の指示もないとされた。実態によっては逆の結論となる可能性も否定できず、事前承認の手続のみをもって請求権が失われるものでないとされた裁判例も存する。

「被告においては、事前に上司からの業務指示があるか、事後に承認があった場合に、本人が労働時間や担務名を上長である係長らに申し出、同係長らが確認の上、「時間外・休日労働報告書」に、時間外労働をした者の「氏名」、「担務名」、「命令時間」、「実労働時間」、「業務内容」、「承認者」等の記載をして同報告書を作成し、同報告書に基づき、駅事務担当者が「勤務実績表」を作成し、各従業員に対し、時間外手当が支払われている（乙5の〔1〕ないし〔5〕、12、弁論の全趣旨）。

（2）以上の認定事実を前提とすれば、被告における従業員の時間外労働は、上司の事前の業務指示又は事後の承認がある場合にのみ、時間外労働として認められており、そのような取扱いが徹底されていたと認められるから、他方、それ以外の滞留時間については、業務上の指示がなく、黙示の業務指示も認められない。したがって、原告についても、時間外・休日労働報告書に記載された時間のみが時間外労働と認められ、同報告書に記載の時間外労働に対する賃金は既に支払われているから、被告の原告に対する未払賃金は存在しない。」

・東京高等裁判所平成17年3月30日判決
神代学園ミュージック音楽院事件
労働判例905号72頁等

残業を禁止した命令に反して業務を行ったとしても、労働時間と解することはできないとされた裁判例。

「(略) 労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下にある時間又は使用者の明示又は黙示の指示により業務に従事する時間であると解すべきものである。したがって、使用者の明示の残業禁止の業務命令に反して、労働者が時間外又は深夜にわたり業務を行ったとしても、これを賃金算定の対象となる労働時間と解することはできない。」(略)

第4の2 管理職の残業代

広島地方裁判所平成25年2月27日判決
TKCローライブラリー 文献番号25500338

財務課長が労務管理について経営者と一体的な立場にあるということは困難であること、労働時間について有していた裁量も限定的なものであること、賃金等の待遇についても十分な優遇措置が講じられているとまではいい難いこと等から、管理監督者に該当しないというべきであるとされた裁判例

「労働基準法41条2号に定める「監督若しくは管理の地位にある者」(管理監督者)が時間外手当等の支給の対象外とされるのは、当該労働者が、労務管理について経営者と一体的な立場にあり、労働時間、休日等の規制を超えて活動することを要請されてもやむを得ない重要な職務や権限を付与されていることを前提に、賃金等の待遇及び勤務態様の面においても、他の一般労働者に比べてその職務や権限等に見合った十分な優遇措置が講じられているのであれば、厳格な労働時間等の規制を行わなくても、その保護に欠けるところはないという趣旨によるものと解される。したがって、ある労働者が管理監督者に該当するというためには、単に管理職であるだけでは足りず、〔1〕職務の内容、権限及び責任の程度、〔2〕労働時間の裁量の有無、労働時間の管理の程度、〔3〕待遇の内容、程度を総合的に考慮し、当該労働者が上記の労働基準法41条2号の趣旨が充足されるような立場であるか否かが判断されるべきである」

「被告の組織上、財務課長の上司として、法人事務局長や大学事務局長、事務局次長が置かれ、上記に述べた業務の大部分についてこれらの職にある者の決裁を要することからすると(1に判示した事実に加え、甲32、乙33(枝番を含む。)、乙39、原告本人、P3証人)、そもそも財務課長が有していた権限は限定的なものであるといわざるを得ない。特に、財務課長の最も主要な業務の一つである予算案の決定については、財務課長は大学の予算案を審議する予算・建設委員会の構成員ではあるものの、同委員会の審議した予算案を更に審議する運営委員会、大学評議会、常務理事会、理事会及び評議員会の構成員ではないことからすると、財務課長は被告の予算案の最終的な意思決定に関与していなかったといわざるを得ない。

被告が財務課長の業務として指摘する出納事務や、会計監査、資金運用ないし管理、中長期的な財政計画の立案、校舎等の建設計画、校舎等施設の営繕計画についても、財務課長としての原告が財務課の責任者としてその事務に当たるとともに、上司に対して意見を述べるなどしていたことは認められるものの、出納事務を除けば財務課長が最終的な決定権限を有する事項は極めて限られていたといわざるを得ない
(1に判示した事実に加え、甲32、乙33(枝番を含む。)、乙39、原告本人、

P 3 証人)。

また、財務課長は、財務課の課員を指揮監督していた外、人事考課における2次考課を担当し、財務課に所属する職員の昇任、昇格について推薦をするなど、財務課の職員人事に係る一定の権限を有していたことは認められる。しかし、財務課長は、臨時職員の採用には関与していたものの専任職員の採用には関与しておらず、職員の昇任、昇格や人事異動に関する被告の意思決定にも関与していなかったというのであるから、その人事上の権限は限られたものであるというべきである。

このような事情に照らすと、財務課長としての職務の内容、権限及び責任の程度が使用者と一体ないしそれに近いものであるということは困難である。」

「被告が提出した被告事務職員の役職手当と時間外手当の平均額を対比した表(乙5の1・2)によれば、平成22年度における事務職員に支給された時間外勤務手当の平均額は年間48万7326円であり、原告に支給された役職手当51万1200円とほぼ同額であることは確かである。また、被告は職務の内容に応じた俸給表に基づいて事務職員に給与を支給しており、課長(原告の場合は平成22年3月までは8級、平成22年4月からは9級)の俸給が課長補佐(7級)より高額であることも確かである。

しかし、被告の給与規程(甲2、乙17)の内容に照らすと、被告の事務職員に対する給与の決定方法は勤務成績を考慮するものであるとはいえ、多分にいわゆる年功序列の要素を含むものであることがうかがわれるし、俸給表に定められた8級の最高額が42万7100円(ただし、枠外として最高で43万7600円とされている者がいる。)、9級の最高額が45万1100円であるのに対し、7級の最高額が41万6700円と顕著な差があるとまではいい難く(甲2、乙17、乙18、弁論の全趣旨)、課長としての職務の重要性が俸給の額の相異のみにより全て評価されているとまではいい難いことからすると、課長が被告の俸給表上8級又は9級に位置づけられていることをもって、その職責がすべて俸給月額の中で評価されているとはいいい難い。

また、財務課長としての原告には、俸給の10パーセントに相当する役職手当が支給されていたことは確かである。しかし、被告が時間外勤務手当の支給対象であることを自認する担当課長についても俸給の8パーセントの役職手当が支給されること(甲2、乙17)と対比すると、財務課長に対する役職手当が時間外勤務手当を支給しないことに見合うものであるとまではいい難い。」

第4の3 監視又は断続的労働

岡山地方裁判所平成23年2月14日判決
学校法人関西学園事件
労働判例1033号89頁等

寮監（兼常勤講師）の仮眠時間が労働時間にあたると判断された事案。

「労基法上の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、実作業に従事していない仮眠時間（以下「不活動仮眠時間」という。）が労基法上の労働時間に該当するか否かは、労働者が不活動仮眠時間において使用者の指揮命令下に置かれていたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものというべきである（最高裁平成7年（オ）第2029号同12年3月9日第一小法廷判決・民集54巻3号801頁参照）。

そして、不活動仮眠時間において、労働者が実作業に従事していないというだけでは、使用者の指揮命令下から離脱しているということとはできず、当該時間に労働者が労働から離れることを保障されていて初めて、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていないものと評価することができる。したがって、不活動仮眠時間であっても労働からの解放が保障されていない場合には労基法上の労働時間に当たるといふべきである。そして、当該時間において労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価される場合には、労働からの解放が保障されているとはいえず、労働者は使用者の指揮命令下に置かれているというのが相当である（最高裁平成9年（オ）第608号、第609号同14年2月28日第一小法廷判決・民集56巻2号361頁参照）。」

「本件仮眠時間についてみるに、上記認定事実によれば、原告は、本件仮眠時間中、労働契約に基づく義務として、寮監部屋における在室と寮生からの病気・けがの訴え、天災や電話等に対して直ちに相当の対応をすることを義務付けられているのであり、実作業への従事が必要が生じた場合に限られるとしても、その必要が生じることが皆無に等しいなど実質的に上記のような義務付けがされていないと認めることができるような事情も存しないから、本件仮眠時間は全体として労働からの解放が保障されているとはいえず、労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価することができる。したがって、原告は、本件仮眠時間中は不活動仮眠時間も含めて被告の指揮命令下に置かれているものであり、本件仮眠時間は労基法上の労働時間に当たるといふべきである。」

第4の4 長時間労働による健康被害

福岡高等裁判所平成26年3月13日判決

学校法人福岡大学事件

TKCローライブラリー 文献番号25503295

助教授であった原告が硬膜動静脈瘻による脳内出血を発症し、休職期間満了に伴う退職としたところ、原告から、被告における過重な業務に起因して発症したものであり、労働契約が継続しているとの主張が認められた第1審判決が覆され、業務と発症の間に因果関係はないと判断された事案。

「本件疾病が控訴人における業務によって生じ、被控訴人が労基法19条1項の「業務上」疾病にかかるといえる場合、本件退職は上記規定による解雇制限に違反し、無効とすべきであり、そのようにいえるためには、被控訴人の業務と本件疾病の発症との間に相当因果関係が認められることが必要である。そして、被控訴人には硬膜動静脈瘻の基礎疾患があり、これが破綻して出血したものであるから、この基礎疾患の内容、程度、被控訴人の本件疾病発症直前の業務の内容、態様、遂行状況に基づいて、〔1〕被控訴人の基礎疾患の進行の程度が、確たる発症因子がなくてもその自然の経過により発症する寸前にまで至っていたかどうか、〔2〕上記業務による精神的・身体的負荷が、被控訴人の基礎疾患をその自然の経過を超えて増悪させる要因となり得る性質・程度のものであったかどうか、〔3〕上記業務以外に確たる発症因子が存在することがうかがわれるかどうかを検討する必要がある」

「被控訴人の業務の量的過重性についてみるに、前記（1）オ（ウ）（原判決31頁を当審で補正）のとおり、本件疾病の発症前6か月間（平成17年7月29日から同年12月26日まで）における被控訴人の1か月当たりの平均時間外労働時間数は61時間34分であり、発症前3か月間（同年9月28日から同年12月26日まで）は1か月当たり67時間47分である。もっとも、発症前1か月間（同年11月27日から同年12月26日まで）の時間外労働時間数は56時間24分に止まるものの、発症前2週間から4週間（同年11月27日から同年12月19日まで）は、それぞれ1週間当たり17時間23分、18時間34分及び16時間54分の時間外労働時間数となっている。さらに、発症前6か月の同年6月30日から7月29日の1か月当たりの時間外労働時間が90時間に及んでいる。

業務による精神的・身体的負荷が、被控訴人の基礎疾患をその自然の経過を超えて増悪させる要因となり得る性質・程度のものであったかどうかは、当該基礎疾患の種類や病態に応じて判断すべきものであるところ、上記のとおり、硬膜動静脈瘻については、その発生、成長（又は拡張、進展）、破綻に至る機序が明らかでない。そこで、脳内出血を含む多くの脳・心臓疾患についての専門的知見である専門検討

会報告書の示す基準（前記（1）イ，ウ）に照らすと，被控訴人の時間外労働時間数は，被控訴人に相当程度の疲労の蓄積を生じさせるものであったということができるが，「業務と発症の関連性が強いと評価できるとされる労働時間」である「発症前1か月間におおむね100時間」及び「発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間」をいずれも下回っていることが明らかである。」

そうすると，被控訴人の時間外労働時間数をもって，直ちに被控訴人の業務が過重であったとは認められず，他にこれを認めるに足りる証拠はない。

第4の5 非常勤講師の休み時間

東京地方裁判所 平成26年10月31日判決
TKCローライブラリー 文献番号25504943

高校非常勤講師に雇用継続への合理的な期待が発生していないと判断された他、空き時間は労働時間に該当しないと判断された事案。

(このように、残業代請求は解雇や雇止めの効力が争われるのと同様に行われることが少なくない)

「(2) ここで、雇用契約における労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていると評価することのできる時間をいうと解されるどころ、原告と被告との間の雇用契約書(甲1~4)においては、「授業担当時間以外は拘束しないものとする。」と明記されており、実態としても、被告は、非常勤講師に対し、空き時間中に補講や自習監督等、突発的に教員が必要となる事態への対応を命ずることはなく、空き時間中の外出についても、許可を要するとの運用を行っていなかった(乙7, 証人P4及び原告本人の供述結果によって認められる。)。上記実態からすると、本件学校において、非常勤講師が空き時間中に被告の指揮命令下にあったと評価することはできない。

(3) 原告は、非常勤講師を含む本件学校の新任教員に対して配布された注意文書(甲13)中に、「やむなく外出(略)する場合は必ず管理職の許可をとってください。昼食はできるだけ持参もしくは食堂・注文弁当を頼むようお願いします。」との記載がある上、P4校長において、新任教員に対し、当該注意書の趣旨を徹底する旨の説明が行われたことをもって、非常勤講師の空き時間は拘束されていた旨主張するが、上記注意文書は、非常勤講師のみならず、新任の専任講師(本件学校では、最初から専任講師として採用された教員も存在する(甲12の3, 証人P4)等を対象にしたものであり、同じ機会に行われた説明において、非常勤講師がかかる注意事項の説明を受けたとしても、前記(1)の述べた実態が存在するとの認定を左右するものではない。

(4) 以上のとおりであるから、空き時間が労働時間であることを前提とする、原告による当該空き時間分の賃金請求には、理由がない。」

参考文献

「私学における時間外労働への対応策」
植村礼大著

第5の2 不合理な待遇，労働条件の禁止

平成28年5月13日東京地裁判決

TKCローライブラリー

【文献番号】25542651

被告（一般貨物自動車運送事業等を目的した会社）を定年退職した後に被告との間で有期労働契約を締結して就労している原告らが，期間の定めのない労働契約を締結している従業員との間に不合理な労働条件の相違が存在すると主張し，期間の定めのない従業員と同額の給与支払が認められた事例

労働契約法20条は，有期契約労働者と無期契約労働者との間の労働条件の相違が不合理なものとして認められるか否かの考慮要素として，〔1〕職務の内容，〔2〕当該職務の内容及び配置の変更の範囲のほか，〔3〕その他の事情を掲げており，その他の事情として考慮すべき事情について特段の制限を設けていないから，上記労働条件の相違が不合理であるか否かについては，一切の事情を総合的に考慮して判断すべきものと解されるが，同条が考慮要素として上記〔1〕及び〔2〕を明示していることに照らせば，同条がこれらを特に重要な考慮要素と位置づけていることもまた明らかである。

また，短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律9条は，有期契約労働者とともに非正規労働者と位置づけられることの多い短時間労働者に関し，職務の内容が通常の労働者と同一であり，その職務の内容及び配置が通常の労働者と同一の範囲で変更されると見込まれるものについては，短時間労働者であることを理由として賃金の決定その他の待遇について差別的取扱いをしてはならない旨を定めており，この差別的取扱いの禁止は，待遇の相違が不合理なものであるか否かを問わないものと解される。したがって，短時間労働者については，上記〔1〕及び〔2〕が通常の労働者と同一である限り，その他の事情を考慮することなく，賃金を含む待遇について差別的取扱いが禁止されていることになる。これらの事情に鑑みると，有期契約労働者の職務の内容（上記〔1〕）並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲（上記〔2〕）が無期契約労働者と同一であるにもかかわらず，労働者にとって重要な労働条件である賃金の額について，有期契約労働者と無期契約労働者との間に相違を設けることは，その相違の程度にかかわらず，これを正当と解すべき特段の事情がない限り，不合理であるとの評価を免れないものというべきである。

イ 本件において，嘱託社員である原告らと正社員との間には，業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度に差異がなく（前提事実（5）オ），被告が業務の都合に

より勤務場所や業務の内容を変更することがある点でも両者の間に差異はないから（同（５）エ）、有期契約労働者である原告らの職務の内容（上記〔１〕）並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲（上記〔２〕）は、無期契約労働者である正社員と同一であると認められる。また、原告らの職務内容に照らし、定年の前後においてその職務遂行能力についての有意な差が生じているとは考えにくく、実際にもそのような差異が生じていることや、雇用期間中にそのような有意な差異が生じると推測すべきことを相当とする事情を認めるに足りる証拠もないから、職務の内容（上記〔１〕）に準ずるような事情の相違もない。そうすると、本件相違は、これを正当と解すべき特段の事情がない限り、不合理なものとの評価を免れないことになる。そこで、以下、上記特段の事情の有無について検討する。

ウ（ア）本件有期労働契約は、被告が高年齢者雇用安定法により義務づけられている高年齢者雇用確保措置として、被告を定年退職した原告らと被告との間で締結された労働契約である。一般に、従業員が定年退職後も引き続いて雇用されるに当たり、その賃金が引き下げられる場合が多いことは、公知の事実であるといつて差し支えない。そして、我が国においては、年功的処遇を維持しつつ賃金コストを一定限度に抑制するために不可欠の制度として定年制が広く採用される一方で、平均寿命の延伸に伴って定年到達者の雇用確保の必要性が高まったことを背景に、高年齢者雇用安定法が改正され、同法所定の定年の下限である６０歳を超えた高年齢者の雇用確保措置が段階的に義務づけられてきたものであり、企業において、定年後継続雇用者を定年前と同じ業務に従事させるのか否かという点はさておき、賃金コストの無制限な増大を回避しつつ定年到達者の雇用を確保するため、定年後継続雇用者の賃金を定年前から引き下げることにそれ自体には合理性が認められるというべきである。

（イ）しかしながら、他方、我が国の企業一般において、定年退職後の継続雇用の際、職務の内容（上記〔１〕）並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲（上記〔２〕）が全く変わらないまま賃金だけを引き下げることが広く行われているとか、そのような慣行が社会通念上も相当なものとして広く受入れられているといった事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

（略）

カ 以上のほか、本件において、嘱託社員と正社員との間に職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲に全く違いがないにもかかわらず、賃金の額に関する労働条件に相違を設けることを正当と解すべき特段の事情は認められない。

（４）以上によれば、本件相違は、労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情に照らして不合理なものであり、労働契約法２０条に違反するというべきである。

(略)

(1) 前記認定判断のとおり、本件有期労働契約の内容である賃金の定めは、労働契約法20条に違反するところ、同条は、単なる訓示規定ではなく、民事的効力を有する規定であると解するのが相当であり、同条に違反する労働条件の定めは、その効力を有しないというべきである。

被告の正社員就業規則が原則として全従業員に適用されるものとされており、嘱託者についてはその一部を適用しないことがあるというにとどまることからすれば、嘱託社員の労働条件のうち賃金の定めに関する部分が無効である場合には、正社員就業規則の規定が原則として全従業員に適用される旨の同規則3条本文の定めに従い、嘱託社員の労働条件のうち無効である賃金の定めに関する部分については、これに対応する正社員就業規則その他の規定が適用されることになるものと解するのが相当である。

以 上



ストレスチェック制度 導入マニュアル

簡単!

2015年12月から
義務づけ

コンテンツ

ストレスチェックって何ですか？

何のためにやるのでしょうか？

いつまでに何をやればよいのでしょうか？

導入前の準備

ストレスチェックの実施

面接指導の実施と就業上の措置

職場分析と職場環境の改善

何に気をつければよいのでしょうか？

プライバシーの保護

不利益取扱いの防止

ストレスチェックって何ですか？

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、**自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査**です。

「労働安全衛生法」という法律が改正されて、労働者が50人以上いる事業所では、**2015年12月から、毎年1回、この検査を全ての労働者※に対して実施することが義務付けられました。**

※ 契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は義務の対象外です。

質問票のイメージ

	そ う た	そ ま あ た	ち や が う	ち が う
あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならぬ	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
...				
最近1か月のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 活気がわいてくる	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ	1	2	3	4
...				
あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司	1	2	3	4
2. 職場の同僚	1	2	3	4
...				

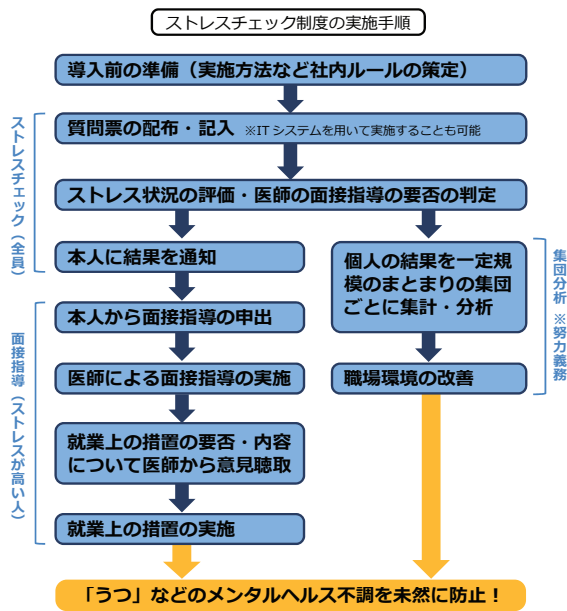
何のためにやるのでしょうか？

労働者が自分のストレスの状態を知ることで、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

いつまでに何をやればよいのでしょうか？

ストレスチェック制度（準備から事後措置まで）は、以下の手順で進めていきます。

2015年12月1日から2016年11月30日までの間に、全ての労働者に対して1回目のストレスチェックを実施しましょう。



ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で報告する必要があります。

導入前の準備

- まず、会社として「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェック制度を実施する」旨の方針を示しましょう。
- 次に、事業所の衛生委員会で、ストレスチェック制度の実施方法などを話し合しましょう。

話し合う必要がある事項（主なもの）

- ① ストレスチェックは誰に実施させるのか。
- ② ストレスチェックはいつ実施するのか。
- ③ どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するのか。
- ④ どんな方法でストレスの高い人を選ぶのか。
- ⑤ 面接指導の申出は誰にすれば良いのか。
- ⑥ 面接指導はどの医師に依頼して実施するのか。
- ⑦ 集団分析はどんな方法で行うのか。
- ⑧ ストレスチェックの結果は誰が、どこに保存するのか。

- 話し合って決まったことを社内規程として明文化しましょう。そして、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

- 実施体制・役割分担を決めましょう。

※一人がいくつかの役割を兼ねることも可能です。

実施体制の例

- **制度全体の担当者**
事業所において、ストレスチェック制度の計画づくりや進捗状況を把握・管理する者。
- **ストレスチェックの実施者**
ストレスチェックを実施する者。医師、保健師、厚生労働大臣の定める研修を受けた看護師・精神保健福祉士の中から選ぶ必要があります。外部委託も可能です。
- **ストレスチェックの実施事務従事者**
実施者の補助をする者。質問票の回収、データ入力、結果送付など、個人情報を取り扱う業務を担当します。外部委託も可能です。
- **面接指導を担当する医師**

